

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標I-1-1)</p>							<p>担当 部署名</p>	<p>医政局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 土生 英二 地域医療計画課長 北波 孝 歯科保健課 鳥山 佳則 看護課長 岩澤 和子 地域医療支援課長 佐藤 美幸 医事課臨床研究推進室長 田村 卓也</p>																																												
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は以下を柱に実施している。 ・医療計画に基づく医療連携体制を構築すること ・救急医療体制を整備すること ・周産期医療体制を確保すること ・小児医療体制を整備すること ・災害医療体制を整備すること ・へき地保健医療対策を推進すること ・病院への立入検査の徹底 ・在宅医療・介護を推進すること</p>							<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p>																																														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度要求額</td> </tr> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>30,760,330</td> <td>35,410,660</td> <td>31,476,904</td> <td>82,807,382</td> <td>79,963,013</td> <td>95,366,348</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>1,308,429</td> <td>93,746,041</td> <td>10,130,270</td> <td>23,887,807</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>△ 164,946</td> <td>△ 90,622,395</td> <td>83,442,951</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>31,903,813</td> <td>38,534,306</td> <td>125,050,125</td> <td>106,695,189</td> <td>79,963,013</td> <td>95,366,348</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>30,426,490</td> <td>33,915,812</td> <td>122,557,418</td> <td>集計中</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>95.4%</td> <td>88.0%</td> <td>98.0%</td> <td>集計中</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	当初予算(a)	30,760,330	35,410,660	31,476,904	82,807,382	79,963,013	95,366,348	補正予算(b)	1,308,429	93,746,041	10,130,270	23,887,807			繰越し等(c)	△ 164,946	△ 90,622,395	83,442,951				合計(d=a+b+c)	31,903,813	38,534,306	125,050,125	106,695,189	79,963,013	95,366,348	執行額(千円、e)	30,426,490	33,915,812	122,557,418	集計中	—	—	執行率(%、e/d)	95.4%	88.0%	98.0%	集計中	—	—	<p>施策に関する内 閣の重要施策(施政 方針演説等のうち主 なもの)</p>		<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																	
当初予算(a)	30,760,330	35,410,660	31,476,904	82,807,382	79,963,013	95,366,348																																																	
補正予算(b)	1,308,429	93,746,041	10,130,270	23,887,807																																																			
繰越し等(c)	△ 164,946	△ 90,622,395	83,442,951																																																				
合計(d=a+b+c)	31,903,813	38,534,306	125,050,125	106,695,189	79,963,013	95,366,348																																																	
執行額(千円、e)	30,426,490	33,915,812	122,557,418	集計中	—	—																																																	
執行率(%、e/d)	95.4%	88.0%	98.0%	集計中	—	—																																																	
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○医療法(昭和23年法律第205号)により。 ・国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制(以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定める。 ※ 都道府県は、五疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)五事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))及び在宅医療ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称等を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。 ・都道府県等は、必要があると認めるときは、病院に対して、立入検査等を実施することとされている。 ○消防法(昭和23年法律第186号)により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされている。 ○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っている。</p>							<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	○																																								
24	25	26	27	28																																																			
○																																																							
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="5">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </table>					年度ごとの目標値					年度ごとの実績値					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																														
年度ごとの目標値																																																							
年度ごとの実績値																																																							
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																			
<p>1 心肺停止者の一ヶ月後の生存率(上段)・社会復帰率(下段)</p>	<p>集計中</p>	<p>平成26年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>11.4%以上 7.2%以上</p>	<p>11.5%以上 7.2%以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>・救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受入れ、早期に治療を行うことで、救命率の向上や後遺症の軽減等を図ることは重要な課題であることから、心肺停止者の一ヶ月後の生存率と社会復帰率を測定し、その数値を向上させることを目標とした。 ・「救急救助の現況」(消防庁) URL: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_3.html</p>																																													
<p>2 周産期死亡率(出産1,000対)</p>	<p>集計中</p>	<p>平成26年度</p>	<p>前年度以下</p>	<p>毎年度</p>	<p>4.1以下</p>	<p>4.0以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>・周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体、胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療であり、周産期における救命率を向上させることが重要な課題であることから、その死亡率を低下させることを目標とした。</p>																																													
<p>3 幼児(1~4歳)死亡率(人口10万対)</p>	<p>集計中</p>	<p>平成26年度</p>	<p>前年度以下</p>	<p>毎年度</p>	<p>22.1以下</p>	<p>20.9以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>・小児医療については、他の先進国と比べ、乳児死亡率は低いものの、1~4歳児死亡率は高くなっており、幼児の死亡率を低下させることは喫緊の課題であるため、1~4歳児の死亡率を測定し、その数値を低下させることを目標とした。</p>																																													
<p>4 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率</p>	<p>集計中</p>	<p>平成26年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>—</p>	<p>73%以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>・災害時に適切に医療を提供する観点から、災害時医療の拠点として特に重要な災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を図ることは重要な課題であるため、病院の耐震改修状況測定し、その数値を向上させることを目標とした。 ・「病院の耐震改修状況調査の結果について」 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002y4cr.html</p>																																													

(8)	災害時における医療提供体制の確保 (平成14年度)	3.0億円 (3.1億円)	2.2億円	2.5億円	4	災害急性期(発災後48時間以内)に活動できるトレーニングを受けた災害派遣医療チーム(DMAT)養成研修や実動訓練、また、被災状況等を迅速かつ的確に把握するための調査、情報提供等を行う。 災害に備えた研修事業等を実施することにより、災害時の医療提供体制の確保を図る。	008
(9)	へき地歯科巡回診療車運営事業 (昭和45年度)	0.04億円 (0.009億円)	0.03億円	0.03億円	-	へき地の無歯科医地区等における歯科医療の確保を図るため、無医地区等での歯科巡回診療等の実施に対する財政支援を実施。 無歯科医地区等における歯科巡回診療等に対する財政支援を行うことにより、無歯科医地区等における住民への歯科医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。	009
(10)	離島歯科診療班運営事業 (昭和55年度)	0.02億円 (0.02億円)	0.02億円	0.02億円	-	離島における歯科医療の確保を図るため、離島での歯科診療等の実施に対する財政支援を実施。 離島における歯科診療等に対する財政支援を行うことにより、離島における住民への歯科医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。	010
(11)	医療問題調査費 (平成13年度)	0.57億円 (0.26億円)	0.32億円	0.27億円	-	我が国における医療体制の一層の質的な充実等を図るため、現在の医療体制の問題やあり方等について検討会を開催して、有識者を招聘し検討を行う。 現在の医療体制の問題やあり方等を有識者を招聘し検討を行うことにより医療体制の一層の質的な充実等を図ることができると見込んでいる。	011
(12)	医療施設指導等経費 (平成18年度)	0.09億円 (0.07億円)	0.09億円	0.07億円	6	救急・災害・へき地医療及び院内感染に関する諸方策等の検討、医療計画の推進及び医療監視業務等の指導を実施。 救急・災害・へき地医療及び院内感染対策の充実や、医療機関の経営管理改善施策及び医療法人の適正な管理運営の推進を図る。	012
(13)	地域医療支援中央会議 (平成19年度)	0.03億円 (0億円)	0.01億円	0.01億円	-	国において公的医療団体等が参画する「地域医療支援中央会議」を設置し、関係団体等により実施されている地域医療の確保に関する好事例の収集・調査や緊急臨時的医師派遣など地域の実情に応じた支援を行う。 重要な課題である医師不足や地域格差への直接的な対策である医師派遣を効果的かつ機動的に行う体制を構築することにより、地域における医療の確保を図る。	013
(14)	地域医療推進専門家養成事業 (平成19年度)	0.02億円 (0.002億円)	0.02億円	0.01億円	-	医療計画の推進は、都道府県における主体的な施策の実施が必要であり、そのため、都道府県職員には、関係法令及び制度についての理解、関係データの収集、評価及び分析手法等の実践的技術、関係者間の調整能力等を身につけるための研修を行う。 研修を行い、都道府県職員が関係法令及び制度についての理解、関係データの収集、評価及び分析手法等の実践的技術、関係者間の調整能力等を身につけることで医療計画が推進される。	014
(15)	医療施設経営安定化対策費 (平成11年度)	0.2億円 (0.1億円)	0.2億円	-	-	医療施設経営に影響を与える諸制度や環境に関して、調査課題を設定した上で、民間シンクタンクの調査ノウハウ等を活用して調査研究を実施。 医療施設等関係機関に情報提供することにより、医療施設の経営改善にかかる自助努力を支援し、医療施設の質の向上とともに健全な経営の安定化を図る。	015
(16)	救急患者の受入体制の充実 (平成22年度)	0.2億円 (0.04億円)	8.2億円	3.8億円	1	・消防法第35条の5の規定に基づき、各都道府県において策定された「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」の実際の運用状況について調査・分析を行い、今後の救急医療対策の推進に必要な基礎資料を得る。 ・救急医療体制の強化を図るため、地域に設置されているメディカルコントロール協議会に専任の医師を配置するとともに、長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても断らずに受け入れる二次救急医療機関の確保を支援する。 救急医療対策の推進に必要な情報の精度を高めることにより、救急医療体制の確保を図る。	016
(17)	医療施設の設備整備の支援 (昭和36年度)	6.7億円 (6.4億円)	6.6億円	6.5億円	5	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地拠点病院やへき地診療所等が行う医療機器等の整備にかかる財政支援を実施。 へき地拠点病院やへき地診療所に対する財政支援を行うことにより、無医地区等における医療提供を行う事業者の負担が軽減され、住民への医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。	017
(18)	医療施設の施設整備の支援 (昭和31年度)	44.0億円 (40.4億円)	33.5億円	28.9億円	5	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地拠点病院やへき地診療所等が行う施設整備や、都道府県の定める医療計画を推進するため救命救急センターや周産期医療施設等の施設整備にかかる財政支援を実施。 へき地拠点病院やへき地診療所に対する財政支援を行うことにより、無医地区等における医療提供を行う事業者の負担が軽減され、住民への医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。 また、救命救急センターや周産期医療施設等に対する財政支援を行うことにより、救急患者等を円滑に受け入れる医療体制を確保することが可能となる。	018
(19)	医療の質の評価・公表等推進事業 (平成22年度)	0.16億円 (0.13億円)	0.13億円	0.1億円	-	臨床指標を選定し、協力病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等を行う団体に対し財政支援を実施。 国民の関心の高い特定の医療分野について、「医療の質の評価・公表等推進事業」を実施し、その結果を踏まえた、分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することが可能となる。	019
(20)	医療計画に関する見直し等の検討・推進 支援経費 (平成23年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	0.4億円	-	都道府県の医療計画について都道府県が自ら評価し必要な見直しを実施することを支援するため、検討会を開催し、医療計画の評価等を行うための有効な指標の検討や、必要なデータの集計・可視化や支援ソフトの開発を行い、都道府県に提供等を行う。 研究会での検討結果やデータブック配付することで都道府県がPDCAサイクルを通じて評価や見直しを行うことで医療計画の実効性が高まる。	020
(21)	外国人受入医療機関認証制度等推進事 業 (平成23年度)	0.16億円 (0.63億円)	2.1億円	1.4億円	-	国際医療交流を推進する観点から、外国人受入医療機関認証制度を普及させ軌道に乗せるための認証機関に対する支援等を行う。 外国人患者を受入れる医療機関の認証制度の整備を行うことにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質の確保を図ることができる。	021

(22) 在宅医療・介護の推進 (平成23年度)	2.7億円 (2.1億円)	1.5億円 602億円 の内数 地域医療 介護総合 確保基金 によって実 施可	0.1億円 602億円 の内数 地域医療 介護総合 確保基金 によって実 施可	7	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、NICUを退院する小児等について、福祉や教育・就労支援とも連携して地域で在宅療養を支える体制を構築することを支援する。 ・在宅医療を担う人材を育成するための研修事業を支援する。 ・都道府県において、市町村等が中心となって地域の医師会等と連携しながら、都道府県が設置する地域医療再生基金を積み増し支援する。 ・NICUを退院する小児等を地域で支える在宅医療・福祉連携体制を構築するためのモデルを示す。 ・在宅医療を担う人材の知識・技術の向上やチーム医療に対する啓発を図ることにより、今後増加が見込まれる在宅医療者への質の高い在宅医療を提供できるような体制を構築する。 ・医療も連携した地域包括ケアの推進。 	022
チーム医療推進事業(特定行為研修における手順書活用事業) (平成24年度)	1.1億円 (0.6億円)	0.25億円	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 診療の補助である特定行為を手順書(プロトコール)により行う看護師の研修制度の具体的な検討に向けて、看護業務の実施状況の検証を行う。 専門的な臨床実践能力を有する看護師の従事する施設から当該看護師等の業務の実施状況等に関する情報の報告を受け、業務の安全性等を検証する。 	023
8020運動・口腔保健推進事業費 (平成25年度)	0.9億円 (0.4億円)	1億円	2.5億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健医療施策を進めるための体制の確保、障害者・障害児、要介護高齢者等に対する歯科保健医療サービス等の実施やこれを担う人材の育成、医科・歯科連携の先駆的な取組の安全性や効果の実証等を行う。 地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健推進施策を推進することで、国民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させ、質の高いライフスタイルに寄与することを目的とする。 	024
地域医療再生計画に係る有識者会議開催経費 (平成25年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が策定する地域医療再生計画について、有識者による会議を行い、計画案の策定から進捗・成果の把握まで、意見を聴取・反映する。 各都道府県の実情に応じて、地域の医療課題を解決するために必要な医療提供体制の基盤整備を行う地域医療再生計画について、より実効性のあるものとなる。 	025
歯科診療情報の標準化に関する実証事業 (平成25年度)	0.2億円 (0.17億円)	0.11億円	0.12億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害による身元不明遺体の照会に備え、歯科医療機関が電子カルテ等において保有する身元確認に資する診療情報の標準化とその活用の在り方に関する検討会を行い、その内容をモデル事業を通じて実証する。 歯科医療機関が、電子カルテ等において保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化を行う。 	026
臨床効果データベース整備事業 (平成26年度)	-	2.2億円	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 日本では、治療成績等の前提とすべきデータが不足しているため、関係学会等が取り組む医療の質の向上の検討等に資する、患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースの構築に対し財政支援を行う。 	027
外国人医師等研修受入推進事業 (平成26年度)	-	0.3億円	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 外国人医師等の研修受入を行う医療機関へ日本製の医療機器を用いる研修を行った場合、人件費、通訳費用などの経費を支援する。 	028
専門医認定支援事業 (平成26年度)	-	3.4億円	3億円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・研修病院が行う専門医の養成プログラムの作成事業について財政支援を行う。 ・第三者機関が行う以下の事業について財政支援を行う。 ①専門医に関する情報システム開発②新たな専門医制度の普及・啓発③研修病院ごとの研修プログラム認定のための訪問調査④訪問調査を担当するサーベイヤーを要請するための講習会の開催 	029
病床機能報告情報収集経費 (平成26年度)	-	1.2億円	1億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 病床機能情報の報告制度創設に伴い、医療機関が全国共通の集計機能を用いて、都道府県に報告する。 	030
人生の最終段階における医療体制整備等事業 (平成26年度)	-	0.54億円	0.32億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 終末期医療のガイドラインを周知するとともに、医療機関における終末期医療に関する相談員の配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門職種からなる委員会の設置などに必要な支援について、選考して10医療機関において行う。 	031
歯科保健医療サービスの効果実証事業 (平成26年度)	-	0.6億円	0.5億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病患者や要介護高齢者等に対する歯科検診・歯科保健指導を実施し、効果的となる実施方法を検証する。 	032
医薬品・医療機器産業海外展開推進事業 (平成26年度)	-	1億円	0.36億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 日本で承認された医薬品・医療機器の諸外国での許認可を迅速化・簡素化するため、海外展開している日系企業の把握及び当該国での課題等の把握並びに保健省等との協議・交渉を行う。 	033
医療保険者等レセプト電算処理システム改修事業 (平成26年度)	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 病床機能分化・連携等を推進するため、各医療機関からの報告により得られた情報を関係者が活用し、①将来的に、各医療機能を報告する際の定量的な指標の設定、②地域医療ビジョンにおいて、地域ごとの各医療機能の将来の必要量の推計、③医療機関自らが、人員配置や提供している医療の内容をもとに地域で担う役割の選択を行うため、医療機関において、レセプトを匿名化する作業を行い、医療機関から都道府県(全国共通のサーバー)に対し、匿名化したレセプトの一部を送付することができるよう医療保険者等のシステムを改修する。 	034
医療・介護サービスの提供体制改革のための基金 (平成26年度)	-	602億円	602億円	-	<ul style="list-style-type: none"> 消費税増収分等を財源として活用し、都道府県に基金を創設し、 ・医療提供体制の改革にむけた基盤整備(病床の機能分化・連携等) ・在宅医療の推進 ・医療従事者等の確保・養成 に係る事業について、都道府県が地域の医療関係者等と協議を行った上で、地域の実情に応じて活用していただく。 	035

(36) 病院前医療体制充実強化事業 (平成27年度)	-	-	0.07億円	1	・地域の救急医療体制を構築する役割を担うメディカルコントロール協議会の情報共有の場を増やし、底上げを図る支援を行う。 ・救急救命士が行う救命救急処置や一般市民が行う救急蘇生法等について、最新の知見を取り入れながら見直しを図り、救命率の向上に寄与するための検討を行う。	新27-001
(37) 助産師出向支援導入事業 (平成27年度)	-	-	134億円の内数	-	都道府県に関係団体や学識経験者等で構成した協議会を設置し、助産師出向の検討や助産師就業の偏在の実態把握、対象施設の選定・調整、運営等の事業の企画・実施・評価を行い、医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設の確保、助産実践能力の向上等を図る。 助産師の出向・受入を支援するためのスキームを確立することにより、医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設の確保、助産実践能力の向上等を図るもの。	新27-002

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること（施策目標I-2-1）							担当 部局名	医政局医事課、歯科保健課、看護課	作成責任者名	医事課長 北澤 潤 歯科保健課長 鳥山 佳則 看護課長 岩澤 和子								
施策の概要	本施策は医師・看護職員数の増員、医療関係職種の離職防止、復職支援、チーム医療の推進等を行うことで、医療従事者の確保及び業務の効率化を図り、地域において必要な医療を提供できる体制を整備するために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること										
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)							
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	15,902,713	13,742,987	5,778,843	1,389,177	1,449,372	1,639,415											
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	0											
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	0											
		合計(d=a+b+c)	15,902,713	13,742,987	5,778,842	1,389,177	1,449,372	1,639,415											
	執行額(千円、e)	17,132,469	15,934,937	1,182,567	集計中	集計中	集計中												
執行率(%、e/d)	107.7%	115.9%	20.5%	集計中	集計中	集計中													
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ 医師確保については、経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)において「診療科間、地域間の配置の適正化について現行の仕組みにとられない効果的な方策を講ずる。その際、これまでの閣議決定に代わる新しい医師養成の在り方を確立する。」ことが示されると共に、自民党政権公約J-ファイル2013においても「医師の科目別、地域別偏在を是正するとともに、必要な医学部定員の確保」とされているところであり、医学部定員の増員や、女性医師の離職防止・復職支援策に取り組んでいる。</p> <p>○ 看護職員の確保については、看護師等の人材確保の推進に関する法律(平成4年法律第86号)第4条において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ・ 国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。 <p>とされており、これらの規定に基づき、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する施策を行っている。</p> <p>○ 近年、質が高く、安心して安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されている。このような中、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要がある。厚生労働省では、平成26年に成立・公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、医療従事者の業務範囲及び業務実施体制の見直し等を行った。</p>							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28		○			
24	25	26	27	28															
	○																		
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
1 人口10万人対医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	217.5人 平成18年度	前回調査以上	2年に1度	230.4人以上 - 237.8人	- 前回調査以上 (237.8人以上) 集計中	- - 集計中	- - 集計中	○我が国では、人口あたりの医師数が、社会保障・税一体改革で目指す将来像として示された2025年時点の必要な医師数32~33万人(人口10万人対医師数263~271人)(平成24年の第24回社会保障審議会資料)を下回っており、医師数の不足が指摘されている。 ○また、医学部定員増等の施策により医師不足対策を行ってきており、その効果を図る観点から、人口10万人対医師数を指標としてあげている。 基準年度については、医学部入学定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、次回調査時点において、現在の医師数よりも増加していることを確認する。											
2 都道府県間の医師数の最大格差 【人口当たり医師数(最小の都道府県)÷人口当たり医師数(最大の都道府県)】 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	2.0倍 平成18年度	前回調査以上	2年に1度	2.0倍以下 - 2.0倍	前回調査以下 (2.0倍以下) 集計中	- - 集計中	- - 集計中	○我が国では、医師の絶対数の不足が指摘されるとともに、地域偏在・診療科偏在も指摘されている。 ○都道府県によって、地理的条件等が異なるため、単純に都道府県別医師数で医師の地域偏在を図れるものではないが、参考となる指標として、都道府県間の人口当たり医師数の最大格差をあげている。【人口当たり医師数(最大の都道府県)÷人口当たり医師数(最小の都道府県)】 ○基準年度については、医学部入学定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、次回調査時点において、現在の医師数の最大格差よりも減少していることを確認する。											

3	診療科別医師数の増減割合(平成6年を1.0とした場合) (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	産科・産婦人科:0.88倍	平成18年度	前回調査以上	2年に1度	産科・産婦人科:0.94倍以上 小児科:1.19倍以上 外科:0.99倍以上	-	前回調査以上 (産科・産婦人科:0.95倍 小児科:1.22倍 外科:0.99倍)	-	-	○我が国では、医師の絶対数の不足が指摘されるとともに、地域偏在・診療科偏在も指摘されている。 ○診療科によって、医療ニーズ等が異なるため、単純に診療科別医師数で診療科偏在を測れるものではないが、参考となる指標として、不足が指摘されている主な診療科の医師数の推移をあげている。	
		小児科:1.1倍 外科:0.94倍				産科・産婦人科:0.95倍 小児科:1.22倍 外科:0.99倍	集計中	集計中	○基準年度については、医学部入学生定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、次回調査時点において、現在の診療科別医師数よりも増加していることを確認する。			
4	就業女性医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	47,283人	平成18年度	前回調査以上	2年に1度	49,113人以上	-	53,002人以上	-	-	○出産・育児等による離職のため、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて、女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下しており、女性医師の就業者数が減少していると考えられている。そのため、出産・育児支援等の離職対策の指標として、就業女性医師数をあげている。	
						53,002人	集計中	集計中	○基準年度については、医学部入学生定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、次回調査時点において、現在の就業女性医師数よりも増加していることを確認する。			
5	就業看護職員数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医政局看護課調べ 調査主体:医政局看護課(12月末に集計)	1,495,572人	平成23年度	前年度以上	毎年度	1,495,572人	1,537,813人以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	○①看護職員の業務密度、負担が高くなっていること、②患者本位の質の高い医療サービスを実現するため、看護職員を質・量ともに確保することが求められていることを踏まえ、就業看護職員数を前年度に比べて増加させることを目標とし、これを指標としてあげている。	
						1,537,813人	集計中	集計中	○基準年度については、「第7次看護職員需給推計」の初年度である平成23年度と設定している。			
測定指標(定性的)		目標			施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					施策の進捗状況(実績)							
(参考)測定指標						24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成27年度行政事業レビュー事業番号	
		25年度	26年度									
(1) 女性医師支援センター事業(平成18年度)		1.6億円(1.6億円)	1.6億円	1.6億円	1.4	<ul style="list-style-type: none"> 女性医師に関するデータベースをコンピュータに構築し、他方、医師の採用を希望する医療機関の情報収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援を行う。また、女性医師バンクの啓発普及並びに必要なに応じて実情把握調査を行う。 就業を希望する女性医師に対して最近における医療についての知識及び技術を修得させ、現場復帰を容易にするための講習、医師の採用を希望する医療機関に対する環境整備等に関する講習会及び若手女性医師・女子医学生を対象として女性医師のキャリア継続に関する講習会等の実施及び支援を行う。 <p>臨床医に占める女性医師の割合は約15%、医師国家試験合格者に占める女性の割合は3分の1と近年女性医師数は急増している。一方、女性医師は出産や育児等のため離職したり労働時間が短くなる傾向にある。このため、本事業により、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図りつつ、もって医師確保対策に寄与する。</p>					036	
(2) 医政局国家試験等電算化経費(昭和55年度)		2.0億円(2.0億円)	1.3億円	1.3億円	1.4.5	<ul style="list-style-type: none"> 医師等国家試験業務において、受験者データ、採点、合否判定データ等を電算化し、試験事務を迅速化するとともに、医師等国家試験の試験作成委員会において、試験問題の作成支援のため、既出問題、公募問題をプールしたものを使用し、試験問題を作成し、今後の試験問題作成支援のため良質な試験問題を揃えておくもの。 医師等14の医療関係職種については、合格発表(毎年3月下旬から4月上旬)直後に約9万人の免許申請が医事課試験免許室に集中するが、合格者データ等を電子化することにより速やかな新規免許登録に資する。また、紙媒体である登録者籍簿の電子化により、年間5万人を超える氏名等の訂正(籍訂正)事務の効率化を図る。さらに、平成19年度から稼働している医師等資格確認検索システムにあつては、ホームページ上で医師等の氏名を検索できるようにすることにより、国民が医師等の資格を確認できるようにし、医師等でない者からの医療の提供を避けることを可能とする。 医師等国家試験業務において、国家試験業務の迅速化を図るとともに、各試験委員の試験問題の作成支援等のために、プール制に伴う試験問題の蓄積・編集を行う。また、新規免許登録事務や籍訂正事務等を電子化など、国家試験事務を効率化することにより、医師確保対策に寄与する。 					037	

(3)	医政局国家試験関係費 (昭和21年度)	3.4億円 (2.0億円)	3.0億円	3.0億円	1,4,5	医師等の国家試験問題を作成する国家試験委員会の開催や、国家試験を実施するとともに、医師等の免許申請の審査や免許の交付を行う。 「医師法」、「歯科医師法」、「保健師助産師看護師法」、「診療放射線技師法」、「臨床検査技師等に関する法律」、「理学療法士作業療法士法」及び「視能訓練士法」に基づく国家試験の実施や免許の交付など、医師等の資格制度を適正に運用することにより、業務に従事する上で必要な知識及び技能を有する医療従事者の確保に寄与する。	038
(4)	学生実習等国民向けPR経費 (平成20年度)	210万円 (80万円)	210万円	120万円	5	患者・家族をはじめとした国民各位への看護学生の実習についての理解及び協力を求めるため、ポスター及びパンフレットを医療機関へ配布し、患者や患者家族に対し広報を行うもの。	039
(5)	中央ナースセンター事業 (平成4年度)	1.1億円 (1.1億円)	3.3億円	2.3億円	5	看護師等に対して都道府県センターが行う、病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査、訪問看護その他の看護についての知識及び技能に関する研修、看護師等に対する無料の職業紹介事業、看護に関する啓発活動などの事業について連絡調整、指導その他の援助を行う事業を実施する。 保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等、都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与する。	040
(6)	看護職員確保対策特別事業費(団体分) (平成5年度)	0.5億円 (0.4億円)	0.4億円	0.4億円	5	厚生労働大臣が認める者が総合的な看護職員確保対策を推進するために行う特別事業に対して補助を行う。 厚生労働大臣が認める者が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資する。	041
(7)	医薬食品局国家試験事業 (昭和24年度)	1.0億円 (0.8億円)	1.1億円	0.95億円	—	・薬剤師国家試験の実施及び薬剤師国家試験委員会の運営 ・薬剤師国家試験合格者に対し薬剤師免許を与え薬剤師名簿に登録し、免許証を交付する。 ・過去の試験問題を管理し、試験問題の質的向上を図る。 ・薬剤師名簿登録事項の一部情報を国民に提供する。 薬剤師の国家試験の実施や免許の交付など、薬剤師の資格制度を適正に運用することにより、業務に従事する上で必要な知識及び技能を有する薬剤師の確保に寄与する。	042
(8)	看護師等学校養成所報告管理運用事業(昭和24年度)	0.2億円 (0.1億円)	0.2億円	0.4億円	5	都道府県、地方厚生局及び厚生労働本省において、データの活用及び養成所に対する指導監督を行うものである。また、インターネットを利用していることから、学校養成所の情報を公開するものである。 インターネットを利用した看護師等養成所運営報告システム及び看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査システムの運用を行うことにより実態を把握する。	043
(9)	医師等国家試験実施費 (平成12年度)	3.9億円 (3.7億円)	4.0億円	4.3億円	1,4,5	医師、歯科医師等の国家試験の実施に係る願書受付、受験票の交付、試験会場の借上げ、試験会場設営、試験監督、合格発表等の実施。 医師、歯科医師等の国家試験の実施業務については、国民の生命身体に直接影響すること、国民の健康的な生活や安全な食生活の実現に資するといった観点から、各資格者として必要な知識及び技能について試験を実施し、もって各資格者として必要な知識及び技能を身につけた医療従事者の確保に寄与する。	044
(10)	看護師養成所における社会人経験者受入事業 (平成26年度)	—	420万円	170万円	5	看護師養成所が社会人経験者受入れにあたり、入学希望の社会人経験者に対する周知方法や必要な情報、学習環境の整備方法の周知のための説明会などを開催し、社会人受入を促す。	046
(11)	女性医師キャリア支援モデル普及推進事業 (平成27年度)	—	—	0.21億円	—	女性がキャリアと家庭を両立できるよう、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を「女性医師等キャリア支援モデル推進医療機関」として選定し、効果的な取組を地域の他医療機関に普及するための経費を支援することで全国の医療機関の支援策の充実を図り、女性医師の離職防止や再就業を促進し、もって医師確保対策に資することを目的とする。	新27-003

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅰ-2-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	医療従事者の資質の向上を図ること(施策目標Ⅰ-2-2)						担当 部署名	医政局医事課、歯科保健課、看護課	作成責任者名	医事課長 北澤 潤 歯科保健課長 鳥山 佳則 看護課長 岩澤 和子												
施策の概要	チーム医療や医師・歯科医師の臨床研修を推進すること、医療従事者に対する研修を実施すること等を通じて、医療従事者の資質向上を図ることで、質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するために実施している。						政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況 (千円)	23年度 当初予算(a) 16,196,329 補正予算(b) 0 繰越し等(c) 0 合計(d=a+b+c) 16,196,329 執行額(千円、e) 17,103,699 執行率(%, e/d) 105.6%	24年度 15,757,906 0 0 15,757,906 15,939,423 101.2%	25年度 14,710,744 0 0 14,710,744 14,443,563 98.2%	26年度 12,606,096 0 0 12,606,096 集計中	27年度 11,020,591 0 0 11,020,591 集計中	28年度要求額 10,309,986 0 0 10,309,986 集計中	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○ 近年、質が高く、安心で安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されている。このような中、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要があり、厚生労働省では、平成26年に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、医療従事者の業務範囲及び業務実施体制の見直し等を盛り込んだところである。 ○ 医師・歯科医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができるとともに基本的な能力を習得することにより資質の向上を図ることを目的とし、医師については2年以上、歯科医師については1年以上、臨床における研修を義務付けており、これに基づき、厚生労働大臣が指定した臨床研修病院等において臨床研修を実施している。(根拠法令：医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2) ○ 看護職員は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修(保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。)を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないとされており、新人看護職員を対象とした臨床研修、専門分野における質の高い看護職員の育成を目的とした研修など、看護職員の資質向上を目的とした研修を実施している。(根拠法令：保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2)						政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																		
		○																				
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 研修医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	集計中	平成26年度 前年度以上	毎年度	74%以上 78%	前年度(78%)以上 集計中	前年度以上 集計中	前年度以上 /	前年度以上 /	医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、臨床研修医が満足しているということは、臨床研修制度や臨床研修病院等における研修内容が充実しているということでもあり、医師の質の向上にもつながるものと考えられるため、当該指標を用い、前年度の実績を上回ることを目標としている。													
2 5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	集計中	平成26年度 前年度以上	毎年度	76%以上 調査実施せず	76%以上 82%	前年度(82%)以上 集計中	前年度以上 /	前年度以上 /	歯科医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、臨床研修歯科医が満足しているということは、臨床研修制度や臨床研修病院等における研修内容が充実しているということでもあり、歯科医師の質の向上にもつながるものと考えられるため、当該指標を用い、前年度の実績を上回ることを目標としている。													
3 看護師等における講習会・研修会等の修了者人数	集計中	平成26年度 前年度以上	毎年度	13,364人以上 14,315人	前年度(14,315人)以上 集計中	前年度以上 /	前年度以上 /	前年度以上 /	○看護師等については、医師や歯科医師のように、免許取得後の臨床も含めた研修が義務付けられておらず、基本的には、医療機関内で実施する研修や、都道府県が関係団体に委託して実施する研修に自主的に参加することで、質の向上を図っている。このため、厚生労働省では、各種研修会等を実施する者に対して支援を行っている。 ○看護師等の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、各種研修会等を修了する看護師等が増加することは、看護師等の質の向上にもつながるものと考えられるため、当該指標を用い、前年度の実績を上回ることを目標としている。													
測定指標 (定性的)	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
4 臨床研修指導医における講習会の修了者人数				5104人	集計中	集計中	/	/														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年度行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) ドクターヘリの導入促進 (平成21年度)	0.03億円 (0.03億円)	0.07億円 (0.07億円)	0.07億円	-	ドクターヘリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等を育成する。 ドクターヘリの導入を推進することで、ドクターヘリを用いた迅速な救命救急活動の機会を増加させる。	047
(2) 臨床研修費 (昭和43年)	121億円 (121億円)	104億円 (104億円)	90億円	1	臨床研修の円滑な実施を図るため、公私立大学附属病院、臨床研修病院に対して指導の確保、医師不足地域及び産婦人科・小児科宿日直研修、へき地診療所研修、地域協議会の設置等にかかる補助を行っている。 将来専門とする分野にかかわらず、患者と良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、①医師としての人格を涵養し、②プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、③臨床研修に専念できる環境を整備すること、を基本的な考え方として、医療機関における環境整備に対する支援により確実な研修の実施を担保し、また、講習会により指導医の質を担保することで、効果的な臨床研修の実施と研修の質の向上につなげる。	048
(3) 死体検案講習会費 (平成17年度)	0.1億円 (0.02億円)	0.2億円 (0.01億円)	0.2億円	-	警察医や一般臨床医で、検案に従事する機会が多い医師を対象として検案業務に関する講習会を開催。 【講習期間及び内容】 ①座学2日間・・・死体解剖保存法などの法律講義、検案制度の国際比較、死体検案書の書き方、検案の実施方法等 ②監察医務院や各大学法医学教室などで見学実習(スクリーニング)。1検案あたり2時間程度の見学実習を3回程度経験 ③座学1日間・・・家族への対応についての演習(グループワーク)、見学実習を受けての症例報告 検案業務に従事する機会が多い一般臨床医、警察医を対象に、検案業務に関する講習会を開催し、検案能力の向上を図る。	049
(4) 医療関係者問題調査検討会等経費 (昭和63年度)	0.4億円 (0.17億円)	1.2億円 (5.4億円)	0.3億円	1	①医師研修研究経費 臨床研修指導医が研修医を指導する上で、より効果的な教育訓練の技法を開発し、普及させるための検討を行う。 ②医療関係者問題調査検討会費 良質で効率的な医療を確保するために必要な医療関係者に関する検討会を開催する。 ③外国医師等臨床研修認定経費 我が国の医師等の資格を有しない外国医師等が医療技術を修得するために、その研修に必要な範囲内において、医療行為を行うことを認める臨床研修の認定を行う。 ④医師等資質向上対策費 行政処分を受けた医師等の再教育を行う。 効果的な臨床研修の検討や医療関係者問題についての検討、その他医師等の再教育等を行うことにより、医療関係者の質の向上を図る。	050
(5) 臨床研修関係システム運用経費 (平成15年度)	0.3億円 (0.19億円)	0.4億円 (0.07億円)	0.2億円	1	「臨床研修病院募集情報システム」の保守・運用を行う。 臨床研修施設が法令に基づく年次報告書等を提出する際に、インターネットを通じての提出を可能とし、臨床研修施設の事務担当者の事務の簡素化を図る。また、当該情報を一般に公開することにより、医学生及び歯科医学生の臨床研修施設の選択に資するとともに、臨床研修施設の間の競争を促し、臨床研修の質の向上を図る。	051
(6) 歯科関係者講習会 (①平成10年度②平成20年度)	0.2億円 (0.09億円)	0.2億円 (0.07億円)	229万円	-	① 歯科医療関係者感染症予防講習会 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等を対象としたHIVや肝炎等の感染症予防の講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。 ② 歯の健康力推進歯科医師等養成講習会 歯科医師、歯科衛生士を対象とした高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科医療、口腔ケア等のプロフェッショナルケアを行う専門家養成講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。(報償費、謝金、旅費等)、補助率:定額 歯科医師・歯科衛生士等に対して最新の知識や技術の講習会を実施し、歯科保健医療の質の向上、安全・安心で質の高い歯科医療提供体制の充実に寄与する。	052
(7) 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会費 (①平成8年度②平成22年度)	403万円 (366万円)	421万円 (382万円)	398万円	-	① 歯科技工士実習施設指導者等養成講習会 歯科技工士養成所の教育内容の充実を図るため、多様化・高度化する歯科補綴に対応できる教員を養成するための講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。 ② 予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会 歯科衛生士養成所の教育内容の充実を図るため、高齢者や在宅医療者への歯科診療等の対応出来る教員を養成するための講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。 歯科技工士養成所及び歯科衛生士養成所の教員に対して多様化・高度化する指導技術等の講習会を実施し、教員の資質向上、教育内容の充実寄与する。	053
(8) 歯科医師臨床研修費 (平成9年度)	21.9億円 (19.9億円)	17.3億円 (16.8億円)	13.5億円	2	臨床研修施設における指導歯科医等の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医の受け入れのための環境整備等に係る経費に対する財政支援を行う。 平成18年度からの歯科医師臨床研修の必修化を踏まえ、臨床研修開始時点における研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、効果的な臨床研修の実施と歯科医師としての資質の向上に寄与する。	054
(9) 歯科医師臨床研修指導医講習会費 (平成18年度)	300万円 (300万円)	310万円 (310万円)	324万円	2	プログラム責任者講習会歯科医師臨床研修のプログラム責任者を養成するために実施する講習会に必要な経費に対する財政支援を行う。 本講習会により、歯科医師臨床研修における研修プログラムの企画立案・管理、指導歯科医及び研修歯科医に対する指導・助言、研修の進捗状況の把握・評価等を適切に行う能力を修得させ、プログラム責任者を養成し、効果的な臨床研修の実施と歯科医師としての資質の向上につなげる。	055
(10) 新人看護職員研修推進費 (平成22年度)	590万円 (530万円)	540万円 (540万円)	560万円	3	新人看護職員研修に関するガイドラインの普及を図り、病院等において新人看護職員卒後研修の着実な実施を促進する。 新人助産師及び新人看護師に対し、必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行い、また、新人助産師の実地指導者及び新人看護師の教育担当者に対し、卒後教育の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等を系統的に研修させ、保健師、助産師及び看護師の資質向上及び医療安全の確保を図る。	056
(11) 看護職員専門分野研修事業(団体分) (平成15年度)	0.3億円 (0.3億円)	160万円 (160万円)	160万円	3	訪問看護の分野において、高度な技術を有する認定看護師を積極的に養成する必要があるため、認定看護師の養成研修事業とする。補助先:厚生労働大臣が認める者基準額:1人あたり99千円補助率:定額 特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。	057

外国人看護師・介護福祉士受入事業 (平成19年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.6億円 (0.6億円)	0.6億円	-	<p>本事業は、(公社)国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。</p> <p>○候補者の就労開始前に実施する看護導入研修 経済連携協定に基づき入国した外国人看護師候補者が、入国後、我が国国内の医療施設で就労・研修を行うにあたり必要となる知識・技術を習得させることを目的とした日本語研修の実施。</p> <p>○受入施設に対する巡回訪問(就労・研修等の状況把握) 候補者の受入れ施設を対象に、年1回以上、相談専門員による巡回訪問を実施し、候補者の労務管理及び施設内の研修状況を把握し必要な指導を実施。</p> <p>○候補者からの就労・研修に係る相談・苦情対応 等 候補者のメンタルヘルスケアの観点から、母国語(英語、インドネシア語)での相談窓口を設置し、各種相談を実施。</p> <p>経済連携協定の趣旨に則り、受入施設において適切な就労・研修が行われることを確保するため、経済連携協定に基づき、我が国に入国及び一時的な滞在が認められる外国人看護師及び介護福祉士(以下、「外国人看護師等」という。)が単に安価な労働力として利用されることのないよう、外国人看護師等の適切な雇用管理を確保する。</p>	058
臨床研修修了者アンケート調査費 (平成22年度)	200万円 (171万円)	200万円 (200万円)	200万円	1	<p>毎年3月末までに臨床研修を修了する全ての医師にアンケート調査を実施。</p> <p>医師臨床研修を終了する医師から、各自が経験した臨床研修のプログラム、進路希望、希望勤務地等の情報をアンケート調査により収集し、へき地や離島、産科・小児科等の診療科への医師の誘導策を検討する材料とするとともに、臨床研修制度の評価及び眷属的な見直しの検討の材料とすることで、臨床研修の質の向上を図る。</p>	059
看護教員等養成講習推進費 (平成22年度)	230万円 (210万円)	110万円	110万円	3	<p>看護教員等の養成を円滑に行うため、ブロック単位での需給調整を行い、教員養成講習を開催するための調整会議を開催するために必要な経費である。</p> <p>新人助産師及び新人看護師に対し、必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行い、また、新人助産師の実地指導者及び新人看護師の教育担当者に対し、卒後教育の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等を系統的に研修させ、保健師、助産師及び看護師の資質向上及び医療安全の確保を図る。</p>	060
保健師等再教育講習会費 (平成22年度)	180万円 (120万円)	110万円	110万円	3	<p>保健師・助産師・看護師に対する再教育研修講習会に必要な謝金等を支給する。</p> <p>特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。</p>	061
外国人看護師候補者学習支援事業 (平成22年度)	1.0億円 (1.0億円)	1.0億円 (1.0億円)	1.0億円	-	<p>(社)国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。</p> <p>①看護師国家試験の受験に向けた具体的な学習内容や方法、学習スケジュールを作成し、各受入施設へ提示</p> <p>②EPA看護師候補者向け学習サポートシステムを運用し候補者個々に学習管理ができる環境の提供</p> <p>③学習教材の提供により候補者の日々の継続的な自己学習の支援④看護専門家及び日本語専門家の指導や相談への対応⑤模擬試験の実施等による看護師国家試験受験までの計画的な学習の提供 等</p> <p>経済連携協定の趣旨に則り、受入施設において適切な就労・研修が行われることを確保するため、経済連携協定に基づき、我が国に入国及び一時的な滞在が認められる外国人看護師及び介護福祉士(以下、「外国人看護師等」という。)が単に安価な労働力として利用されることのないよう、外国人看護師等の適切な雇用管理を確保する。</p>	062
実践的な手術手技向上研修事業 (平成24年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.5億円 (0.4億円)	0.5億円	-	<p>現在は一部の大学で限定的に行われているサージカルトレーニングの取組について、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を踏まえて、より多くの医師が参加し、その手術手技の向上につなげられるものとするため、他大学や医療機関の医師を含めて受け入れる取組を支援するとともに、トレーニングの効果や運営上の問題点等について整理、検討を行う。(委託先) 医科系大学</p> <p>医師に死体を利用した実践的な手術手技を習得させるための研修体制を整備することにより、医師の医療技術の向上および国民に対する安全・安心な医療の提供を図る。</p>	063
看護教員養成支援(通信制教育)改善経費 (平成24年度)	0.1億円 (0.05億円)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	3	<p>看護教員養成講習会の未受講者の解消を図り、安定的に看護教員を養成するための、通信制教育(e-ラーニング)の補助を行う。</p> <p>看護教員養成講習会に通信制教育(e-ラーニング)を導入し、看護教員養成講習会の未受講者の解消を図り、安定的に看護教員を養成する。</p>	064
看護師の特定行為に係る研修機関支援事業 (平成26年度)	-	0.1億円 (0億円)	2.7億円	-	<p>特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な施行・運用を図るため、</p> <p>①指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費に対する支援</p> <p>②指定研修機関や実習施設において効果的な指導ができるよう、指導者育成のための研修</p> <p>③医療従事者や国民に対する制度周知を行う。</p>	065
遠隔医療従事者研修事業 (平成26年度)	-	0.07億円 (0.05億円)	0.07億円	-	<p>遠隔医療を行うための機器の導入の検討をしている医師等の病院関係者や、実際に遠隔医療、遠隔診療を行っている医師等を対象に、遠隔医療の目的、機能や運用していくためのポイントなどについて、情報通信システムを活用した研修を行う。</p>	067
看護教員教務主任養成講習会事業(団体分) (平成27年度)	-	-	0.1億円	-	<p>看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な、専門知識・技術を習得することを目的とした、講習会実施のための支援を行う。</p>	新27-004

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>医療情報化の体制整備の普及を推進すること(施策目標 I-3-1)</p>							<p>担当 部局名</p>	<p>医政局研究開発課医務医療技術情報推進室、政策統括官付情報政策担当参事官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>医療経営支援課長 佐藤 美幸 医療技術情報推進室長 片岡 稔 参事官(情報政策担当) 鯨井 佳則</p>													
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の目標を柱に実施している。 ・医療のIT化を推進する。 ・医療の情報連携を可能にするための環境整備として、データ標準化等を推進する。</p>							<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 I-3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p>															
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称 「世界最先端IT国家創造宣言」</p>	<p>年月日 平成25年6月14日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所) 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (1)適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現</p>													
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>1208092</p>	<p>1873230</p>	<p>846241</p>	<p>814642</p>	<p>603522</p>	<p>856,183</p>																	
	<p>補正予算(b)</p>	<p></p>	<p>-296133</p>	<p>150801</p>	<p>1297557</p>	<p></p>	<p></p>																	
	<p>繰越し等(c)</p>	<p></p>	<p></p>	<p>-134503</p>	<p>-1163054</p>	<p>1297557</p>	<p></p>																	
	<p>合計(d=a+b+c)</p>	<p>1208092</p>	<p>1577097</p>	<p>862539</p>	<p>949145</p>	<p>1901079</p>	<p>856,183</p>																	
	<p>執行額(千円、e)</p>	<p>1169163</p>	<p>1553740</p>	<p>837406</p>	<p>888436</p>	<p></p>	<p></p>																	
<p>執行率(％、e/d)</p>	<p>96.8%</p>	<p>98.5%</p>	<p>97.1%</p>	<p>93.6%</p>	<p></p>	<p></p>																		
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>医療の情報化については、平成18年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)において「IT新改革戦略」が具体的な政策として掲げられ、平成22年5月には「新たな情報通信技術戦略」で「どこでもMY病院構想の実現」などの具体的な取り組みが示され、これらの実現に向けた施策の推進に努めてきたところ。さらに、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、2018年度までにITを活用した医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を図ることなどが定められたことを踏まえ、更なる施策の推進を図る。</p>							<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○		
24	25	26	27	28																				
			○																					
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> <table border="1"> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>39.3%以上</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>集中中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	-	39.3%以上	-	-	-	-	集中中			<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>・医療情報連携ネットワークを普及・展開するため、その基盤となる医療情報システムの普及率を指標とする。 ・医療情報システムの普及状況を知る上での指標に、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室が行っている「医療施設調査」を利用する。 ・基準年度及び基準値は、前回調査年度である平成23年度とする。 ・目標年度は当該調査が3年ごとの調査であることから平成26年度とし、目標値は、まずは普及率が伸びていることを確認するため、前回調査時の実績以上とする。なお、平成26年度の調査結果については本年の11月に公表される予定である。</p>
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																				
-	-	39.3%以上	-	-																				
-	-	集中中																						
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p> <table border="1"> <tr> <th>実証事業の実施</th> <th>実証事業の実施</th> <th>ガイドラインの策定</th> <th>ガイドラインの策定</th> <th>必要な法令等の検討・見直し</th> </tr> <tr> <td>実証事業の実施</td> <td>実証事業の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					実証事業の実施	実証事業の実施	ガイドラインの策定	ガイドラインの策定	必要な法令等の検討・見直し	実証事業の実施	実証事業の実施				<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>電子処方箋については、医療機関と薬局の間で情報連携が進み、調剤結果の医療機関へのフィードバックや、疑義照会・回答といったやりとり、過去の記録の参照などが容易になるといったメリットがあることから、医療情報ネットワーク基盤検討会において、引き続き実現に向けた検討を行い、課題等の整理を行っているところ。この電子処方箋を実現するためには、必要な法令等の検討・見直しに向けた実証作業が必要であるため。</p>					
実証事業の実施	実証事業の実施	ガイドラインの策定	ガイドラインの策定	必要な法令等の検討・見直し																				
実証事業の実施	実証事業の実施																							
<p>(参考)測定指標</p>				<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>															
<p>3 統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率(一般病院400床以上)</p>	<p>平成27年度までを目途とする必要な法令等の検討・見直しに向けたガイドラインの策定</p>			<p>-</p>	<p>-</p>	<p>86.6%以上</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>医療情報システムの普及状況を知る上での指標に、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室が行っている「医療施設調査」を利用し、把握している。なお、3年ごとの調査であり、今回の調査年度は平成26年度となるが、当該調査結果については本年の11月に公表される予定である。</p>															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 医療情報セキュリティ等対策経費 (①平成18年度、②平成20年度、③平成22年度)	2百万円 (0.8百万円)	2百万円 (1.6百万円)	1.3百万円	-	①保健医療分野の公開鍵基盤(HPKI)認証局運用委託費 医師等が電子化された文書に電子署名を付すことで、文書の信頼性が担保できる仕組みを構築しており、その電子署名を付すためのカードを発行する認証局(サブ認証局)の証明書を発行し接続するためのルート認証局の運営管理を行った。 ②重要インフラIT障害等連絡費 災害やサイバーテロなど、医療機関の情報システムの停止に備えた緊急連絡体制の確保経費(内閣官房情報セキュリティセンターからの連絡用)。 ③医療情報化人材育成事業 地域の医療機関に対し、情報化に関する助言・指導・計画の策定と実施を行うための人材を育成するため、「病院情報システムの構築方策」、「地域医療連携の確立方策」、「医療安全を考慮したシステム運用」、「システムのセキュリティとプライバシー保護」、「医療分野のIT化のための目標を達成するための計画策定方策」等について研修を行っている。	068
(2) 医療情報システム等標準化推進事業 (①平成16年度、②平成19年度)	1.20億円 (1.20億円)	1.25億円 (1.21億円)	1.14億円	-	①高度医療情報普及推進事業 電子カルテ等医療情報システムで使用するため、必要な共通の情報基盤となる用語・コードについて整備・維持管理・普及促進を行い、医療機関が無償でダウンロードできるようにしている。 ②医療情報システムのための医療知識基盤データベース開発事業 医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報には様々な表現で入力が行われているところであり、同じ意味でも多様な表現があることから統計処理困難となっている。このため、臨床研究や医療安全を推進する観点から、異なる表現であっても同一の意味する用語を一つの用語として整理できる電子辞書的なソフトの開発を行っている。	069
(3) 医療情報システム普及啓発等経費 (平成15年度)	100万円 (60万円)	100万円 (集計中)	40万円	-	医療情報システムの標準化等の普及啓発及び、各重要インフラ分野との連携体制の構築。	071
(4) EBM普及推進事業(平成23年度)	1.50億円 (1.50億円)	1.60億円 (1.54億円)	1.60億円	-	EBMの普及・啓発を進めていくため、インターネットの普及が進んだ現代社会において、診療ガイドラインや国内外の医学文献等について科学的に評価を行った上でデータベースとして整備し、インターネットを中心に広く国民へ提供する。このことにより、EBMの推進を図り、良質な医療提供体制を確保することができる。	073
(5) 社会保障分野における情報連携基盤の整備に関する経費(平成23年度)	3.16億円 (3.03億円)	2.99億円 (2.93億円)	2.99億円	-	社会保障分野での情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携に求められる技術要件の明確化、技術開発などや制度面の検討を行う。	074
(6) 保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発事業 (平成25年度)	0.63億円 (0.60億円)	0.28億円 (0.28億円)	0.28億円	-	医師等の個人が電子署名を活用できるよう、公的資格等の確認機能を有する保健医療福祉分野における公開鍵基盤(HPKI)を普及・啓発するために必要な経費について財政支援を行う。	075
(7) ICTを活用した地域医療ネットワーク事業(平成25年度)	0.92億円 (0.83億円)	2.12億円 (1.66億円)	0億円	1	医療機関の主要な診療データを、標準的な形式で外部保存することにより、連携する医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できるネットワークの基盤を整備する。	076
(8) 電子カルテデータ標準化等のためのIT基盤構築事業(平成26年度)	-	12.98億円 (12.98億円)	-	-	医療機関の診療情報の共有は、病診連携や医療機関の機能分化の観点から、非常に重要なものである。その中で電子カルテが持つ情報は、病因の特性や規模、取り扱う疾患領域などによりばらつきがあり、特にベンダーの異なる電子カルテについてはばらつきが大きくなりやすいため、情報集約が困難となる。この障害を乗り越えて電子カルテ情報を集約し、利活用できる環境整備を行う。	077

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>医療安全確保対策の推進を図ること(施策目標 I-3-2)</p>								<p>担当 部局名</p>	<p>医政局総務課 医政局総務課医療安全推進室 医政局地域医療計画課 医政局医事課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 土生 栄二 医療安全推進室長 大坪 寛子 地域医療計画課長 北波 孝 医事課長 北澤 潤</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、医療安全確保対策の推進を図るために実施している。</p>								<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p>														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分 予算の状況(千円) 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c) 執行額(千円、e) 執行率(%、e/d)</p>	<p>23年度 311,494 0 0 311,494 308,248 99.0%</p>	<p>24年度 316,680 0 0 316,680 314,773 99.4%</p>	<p>25年度 311,810 0 0 311,810 309,170 99.2%</p>	<p>26年度 305,746 0 0 305,746</p>	<p>27年度 956,697 0 0 956,697</p>	<p>28年度要求額 1,424,390</p>	<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>													
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○医療法(昭和23年法律第205号)により、国・都道府県等は以下の取組を行うこととされている。 ・国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」という)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に關し必要な措置を講じるよう努める。 ・病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じる。 ・国は、医療安全支援センターにおける事務の適切な実施に資するため、都道府県等に対し、医療の安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全支援センターの運営に關し必要な助言その他の援助を行う。 ・都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p>								<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																				
				○																				
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>															
<p>1 医療事故情報収集等事業の参加登録医療機関数</p>	<p>集計中</p>	<p>平成26年度 前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>609以上 653</p>	<p>653以上 691</p>	<p>691以上 集計中</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検証をした情報を医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集、分析し、医療機関等へ情報提供を行う事業である。参加登録医療機関数が増加することで、より多くの事故事例を収集することができ、それらを分析し医療機関へフィードバックすることで、より一層の医療安全の向上がはかれるため指標として選定し、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。</p>															
<p>2 診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合 ※医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置しているなどの要件を満たした医療機関が対象</p>	<p>集計中</p>	<p>平成26年度 前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>33.2%以上 37.6%</p>	<p>37.6%以上 39.7%</p>	<p>39.7%以上 集計中</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対する診療報酬上の評価であり、医療機関における医療の安全確保のための体制整備が促進されることで、この割合が増加するため指標として選定し、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。 ※算出方法:「医療安全対策加算」届出医療機関数÷全国の病院数</p>															
<p>3 医療安全に資する医療機器の購入による特別償却に係る医療機器販売件数</p>	<p>集計中</p>	<p>平成26年度 前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>20,386以上 19,968</p>	<p>19,468以上 20,054</p>	<p>20,054以上 集計中</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図るため指標として選定し、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。</p>															
<p>4 産科医療補償制度の再発防止に関する分析件数</p>	<p>集計中</p>	<p>平成26年度 前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>87以上 195</p>	<p>195以上 328</p>	<p>328以上 集計中</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>分娩児の医療事故の発生予防・再発防止のためには、より多くの事例について原因分析を行い、再発防止策を講じることが重要であるため指標として選定し、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。</p>															
<p>5 都道府県、保健所設置市及び特別区の医療安全支援センターの設置数</p>	<p>380</p>	<p>平成26年度 前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>372以上 372</p>	<p>372以上 380</p>	<p>380以上 380</p>	<p>前年度(380)以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に關し必要な措置を講じるため、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないとされており、その設置促進を図るため指標として選定し、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。</p>															
<p>6 黄色ブドウ球菌におけるメチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)の割合</p>	<p>集計中</p>	<p>平成26年度 前年度以下</p>	<p>毎年度</p>	<p>53 50</p>	<p>50%以下 50</p>	<p>50%以下 集計中</p>	<p>前年度以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>MRSAは院内感染の起炎菌として頻度も高く、病原性も強いいため、薬剤耐性菌として最も重要なものの一つである。現時点では、厚生労働省院内感染対策サーベイランス(JANIS)に参加する全ての医療機関が、この細菌による感染症を経験しており、院内感染対策の成否を図る最善の指標であると考えられているため指標として選定し、当該数値を前年度より低下させることを目標とした。</p>															

7	病院の立入検査における検査項目に対する遵守率	28年度集計予定	平成26年度	前年度以上	毎年度	98.4%以上	98.5%以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	各都道府県等による医療法第25条に基づく立入検査の実施状況、立入検査項目の遵守状況等を効率的に把握し、遵守状況が低い項目を精査した上で、各都道府県等に対して情報提供し周知徹底等を行うことより、遵守率が低い項目を改善でき、医療の安全・質の向上につながることを指標として選定し、当該数値を向上させることを目標とした。
測定指標(定性的)		目標			施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度			施策の進捗状況(実績)						
8	医療事故調査制度の創設	医療事故調査制度の施行			平成27年度	-	検討部会とりまとめ	ガイドラインの策定	制度施行	-	医療の安全を確保するための措置として、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析することで再発防止につなげるための、医療事故にかかる調査の仕組みである本制度を施行する必要があるため。
9	統合医療に関する情報発信	統合医療にかかる情報発信サイトの充実			平成27年度	-	サイトの作成完了	サイトの充実(掲載論文数の増加等)	サイトの充実(掲載論文数の増加等)	-	伝統医学・相補代替医療に関連する多種多様な団体と連携・協力し、意見集約等を行うだけの能力を有する第三者機関が①研究成果の収集・評価、②情報発信などの業務内容等を実現化することが必要と「統合医療」のあり方に関する検討会より提言されたため。
(参考)測定指標						24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-
-						-	-	-	-	-	-
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成27年行政事業レビュー事業番号
		25年度	26年度								
(1) 医療事故情報収集等事業(平成16年度)		0.9億円	0.8億円	0.8億円	1,2,3	医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を、医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行うことにより、医療事故の発生予防・再発防止に寄与する。					078
(2) 産科医療補償制度運営費(平成20年度)		0.8億円	0.7億円	0.7億円	4	分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償する産科医療保守制度の運営組織が、事故原因等の分析をすることにより、再発防止に寄与する。					080
(3) 医療安全支援センター総合支援事業(平成13年度)		0.2億円	0.2億円	0.2億円	5	医療安全支援センターにおける相談等に適切に対応するため、専門的知識、能力の習得や、相談困難事例の調査・分析及び対処方法等にかかる研修を行うことにより、全国の医療安全支援センターの相談員の能力が高められるとともに、国民からの相談等へ適切に対応するための環境整備に寄与する。					083
(4) 患者安全推進(PSA)事業(平成13年度)		0.02億円	0.05億円	0.05億円	1,2,3,4,5	医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目的とし、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ、厚生労働省ホームページ上での告知や、都道府県や医療関係団体等へのポスターの配布等を通じて、同週間の周知を行うことにより、医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等が図られるとともに、国民の理解と認識が深められることに寄与する。					081
(5) 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業(平成17年度)		1.2億円	1.2億円	-	8	医療の質と安全・安心を高めていくため、診療の過程において予期し得なかった死亡や診療行為の合併症等での死亡に遭遇した場合に、臨床医や専門医等による解剖、死亡時画像診断を活用した事案調査及び医療機関から提出された調査報告書の検証を実施し、医療機関から調査依頼を受け付け、専門的、学際的な者による因果関係及び再発防止策を総合的に検討することにより、医療の透明性確保に寄与する。					079
(6) 裁判外紛争解決制度活用推進協議会(平成21年度)		2百万円(0.2百万円)	1百万円	-	8	医療紛争の裁判外による解決に向けた取り組みや医療事故調査にかかる情報共有・意見交換を進めることにより、医療事故等が発生した場合の紛争解決の手段のひとつである裁判外紛争解決を推進することによって、医療事故等の紛争が早期に解決されるとともに、信頼関係の構築に寄与する。					082
(7) 院内感染対策(平成5年度)		0.7億円(0.6億円)	0.7億円	0.7億円	6	最新の科学的知見に基づき、院内感染対策に関する適切な知識を伝達するため、院内感染の発生動向調査を行うとともに医療機関等への情報提供や講習会を行うことにより、院内感染の発生動向の調査及び情報提供の実施を行うと共に、院内感染対策に関する講習会の実施等により、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を伝達することで、わが国における院内感染対策がより一層推進されることに寄与する。					084

医療機関行政情報システム改善事業 (8) 業費 (平成5年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	7	都道府県等からの報告データの集積システムを構築することにより、医療法第25条に基づく医療機関への立入検査(医療機関が医療法等関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否か等について検査)の結果について迅速かつ正確に報告・集計し、各都道府県等に情報提供等を行うことにより、遵守率の向上に寄与する。	085
異状死死因究明支援事業 (9) (平成22年度)	1.2億円 (0.6億円)	1.3億円	1.4億円	-	異状死死因究明の体制づくりを推進するための事務局経費、解剖を行うための経費及び死亡時画像診断を行うための経費を都道府県等に対して支援するとともに、異状死の死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科医の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施することにより、公衆衛生の向上に寄与する。	086
統合医療に係る情報発信等推進事業 (10) (平成23年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	9	「統合医療」の情報発信等のあり方について、有識者からなる検討会を設け、事業内容を具体化するし、事業を進めることにより安全性、有効性の実態が正確に把握されていない統合医療について、国民が健康被害を受けないよう適切な情報を発信する。 ・国民へ統合医療に関する適切な情報発信を行うため、「統合医療」の技術評価の手法、「統合医療」に関する情報発信の対象、「統合医療」に関する情報提供のあり方について検討を行う。 ・「統合医療」の情報発信を実施する。	087
医療事故調査・支援センター運営費 (11) (平成27年度)	-	-	539百万円	-	医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析し、再発防止のための普及啓発を行い、医療の安全を確保する。 ・対象となる医療事故が発生した場合、当該医療機関が行う調査への支援 ・医療機関が行った調査結果に係る整理・分析 ・医療事故の再発防止に関する普及啓発 ・医療機関又は遺族から調査の依頼があったものについて、医療事故調査・支援センターが調査を行い、その結果を医療機関及び遺族へ報告 ・医療事故に係る調査に携わる者への研修等の業務を行う。	新27-005

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅰ-4-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	政策医療を向上・均てん化させること(施策目標Ⅰ-4-1)							担当 部局名	医政局医療経営支援課	作成責任者名	医療経営支援課長 佐藤 美幸											
施策の概要	本施策は政策医療(国が医療政策として担うべき医療)を推進するために実施している。 (なお、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの評価については、独法評価委員会が評価が実施されている。)							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること													
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	71,862,668	63,256,956	54,909,783	49,044,122	43,188,369	43,517,751		独立行政法人改革等に関する基本 的な方針	平成25年12月24日	【国立病院機構】 診療事業は全て自己収入により行っていることにかんが み、積立金は、次期の中期目標期間中に必要な施設整備等 の財源に充てられるよう配慮する。										
		補正予算(b)	3,137,456	△ 774,552	1,041,000	1,499,892	—	—														
		繰越し等(c)	2,186,086	3,975,317	△ 690,718	—	—	—														
	合計(d=a+b+c)	77,186,210	66,457,721	55,260,065	50,544,014	43,188,369	43,517,751															
執行額(千円、e)	76,679,737	65,584,275	55,258,814	集計中	集計中	集計中	集計中															
執行率(%, e/d)		99.3%	98.7%	100.0%	集計中	集計中	集計中	集計中														
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	歴史的・社会的な経緯等により民間等では提供されないおそれのある医療や高度先駆的な医療については、国が医療政策として担うべきもの(政策医療)とされている。 国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター(国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立 成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター)においては、医療の提供、臨床研究、教育研修及び情報発信などを行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立および 均てん化を図っている。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																		
		○																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
1 治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)	集計中	26年度	前年度以上	毎年度	1,174以上 1,214	1,214以上 1,367	1,367以上 集計中	前年度以上 —	前年度以上 —	国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターは、中期計画において治験の実施件数を増加させることを目標としている。 新薬・新医療機器等の研究及び治験を実施することで、その有効性及び安全性の検証のもと新規開発が促進される。より良い医療をより早く患者に提供することを目的とした政策医療推進のため、臨床研究における治験受入件数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。												
2 発表論文数(掲載に専門家の審査が必要となる国際的に評価される専門的学雑誌に掲載された科学論文)	集計中	26年度	前年度以上	毎年度	4,185以上 4,399	4,399以上 4,435	4,435以上 集計中	前年度以上 —	前年度以上 —	国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターは、中期計画において臨床研究を推進することを目標としている。 国際的に評価される専門誌等で論文を発表することで、新たな知見の普及や更なる研究の推進につながることから、発表論文数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。												
3 研修会受入人数	集計中	26年度	前年度以上	毎年度	268,807以上 298,432	298,432以上 306,605	306,605以上 集計中	前年度以上 —	前年度以上 —	国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターは、中期計画において医療従事者の育成を積極的に行うことを目標としている。 研修会を実施することで、医療従事者の育成を積極的に行い、先端医療の習得と普及を促進する。このような教育研修を通じて政策医療を推進するため、研修会受入人数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。												
4 ホームページアクセス件数	集計中	26年度	前年度以上	毎年度	74,723,980以上 80,146,856	80,146,856以上 90,373,869	90,373,869以上 集計中	前年度以上 —	前年度以上 —	国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターは、中期計画において情報の発信を行うことを目標としている。 ホームページにおいて医療従事者のみならず一般国民を対象とした医療情報(疾病予防対策やセミナー開催等の国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの取組)を発信することで、全国民が医療への理解を深め医療への参画機会を得ることができる。このような情報発信を通じて政策医療を推進するため、ホームページアクセス件数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 独立行政法人国立病院機構運営費(平成16年度)	230億円 (230億円)	198億円	166億円	1,2,3,4	独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。 独立行政法人国立病院機構運営費を交付することにより、同機構が行う医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	088
(2) 国立研究開発法人国立がん研究センター運営費(平成22年度)	74億円 (74億円)	67億円	61億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立がん研究センター運営費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	089
(3) 独立行政法人国立がん研究センター施設整備費(平成22年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.5億円	-	1,2,3,4	国立研究開発法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	095
(4) 国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費(平成22年度)	46億円 (46億円)	43億円	39億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	090
(5) 国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費(平成27年度)	-	-	3億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	新27-006
(6) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費(平成22年度)	45億円 (45億円)	43億円	39億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	091
(7) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費(平成22年度)	5億円 (5億円)	1億円	-	1,2,3,4	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	096
(8) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費(平成22年度)	69億円 (69億円)	63億円	57億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	092
(9) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費(平成22年度)	2億円 (2億円)	7億円	1億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	097
(10) 国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費(平成22年度)	40億円 (40億円)	36億円	33億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	093

(11)	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費(平成22年度)	35億円 (35億円)	31億円	28億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同センターの業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	094
(12)	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費(平成22年度)	2億円 (2億円)	1億円	7億円	1,2,3,4	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	098
(13)	独立行政法人国立がん研究センター設備整備費補助金(平成26年度)	-	0 (0)	-	1,2,3,4	国立研究開発法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立がん研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	102
(14)	独立行政法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金(平成25年度)	0 (0)	5億円 (5億円)	-	1,2,3,4	国立研究開発法人国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	099
(15)	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金(平成25年度)	0 (0)	4億円 (4億円)	-	1,2,3,4	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	100
(16)	独立行政法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金(平成26年度)	-	0(0)	-	1,2,3,4	国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	103
(17)	独立行政法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金(平成26年度)	-	0(0)	-	1,2,3,4	国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	104
(18)	独立行政法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金(平成25年度)	0 (0)	2億円 (2億円)	-	1,2,3,4	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	101

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標 I-5-1)								担当 部局名	健康局結核感染症課 健康局疾病対策課肝炎対策推進室	作成責任者名	結核感染症課長 井上 肇 肝炎対策推進室長 鈴木 章記								
施策の概要	本施策は公衆衛生の向上及び増進を図るために実施している。								政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること										
施策の予算額・執行額	区分								施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)								
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	26,899,370	60,508,605	78,465,143	79,132,411	78,274,812	28年度要求額					93,979,921							
		補正予算(b)	103,591,669	7,665,851	57,473,788	63,436,372														
		繰越し等(c)	7,135	-1,900,007	10,685,927	7,584,325														
		合計(d=a+b+c)	130,498,174	66,274,449	146,624,858	150,153,108	78,274,812						93,979,921							
執行額(千円、e)	120,498,544	56,563,464	138,357,998	-	-	-	-	-												
執行率(%、e/d)	92.3%	85.3%	94.4%	-	-	-	-	-												
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること(根拠法:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号))</p> <p>○ 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図ること(根拠法:「予防接種法」(昭和23年法律第68号))</p> <p>○ 肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進すること(根拠法:「肝炎対策基本法」(平成21年法律第97号))</p>								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																
○																				
測定指標 (定量的)	基準値	年度ごとの目標値		年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
1 第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数(結核感染症課調べ)	32	平成23年度	47	平成28年度	35	38	41	44	47	第一種感染症指定医療機関は感染症の患者を入院させ、かつ、感染症法に基づく公費負担医療を担当するものである。施策目標を達成するためには、感染症発生時の都道府県ごとの医療提供体制を整備する必要があることから、当該数値を測定指標とした。 (感染症指定医療機関の指定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html)										
2 予防接種の接種率(麻しん)(結核感染症課調べ)	94.5%	平成19年度	95.0%	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしていることから、当該目標を測定指標とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html)										
3 結核患者罹患率の推移(結核登録者情報調査年報集計結果による)	17.7	平成23年	15.0以下	平成27年	17.0以下	16.4以下	15.7以下	15.0以下	15.0以下	結核患者数は年々減少しているものの、なお年間約2万の新規患者が発生しており、対策の強化が必要とされている。こうした中、平成23年に「結核に関する特定感染症予防指針」を改正し、具体的な目標として平成27年までに人口10万人対罹患率を15.0以下とすることとしたため、当該目標を測定指標とした。 (平成22年度結核登録者情報調査年報集計結果 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou03/10.html)										
4 都道府県における肝炎対策に関する計画等の策定数(肝炎対策推進室調べ)	-	-	47	平成28年度	47	47	47	47	47	肝炎対策基本指針(平成23年厚生労働省告示第160号)において、「都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位の肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる」とされたことから、当該計画等の策定状況を測定指標とした。										

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	施策の進捗状況(実績)				
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 感染症指定医療機関運営費 (平成11年度)	6.7億円 (6.7億円)	7.0億円	7.2億円	1	感染症指定医療機関の運営に必要な光熱水料、燃料費、備品購入費等に対し補助を行うことにより、感染症指定医療機関の医療提供体制の維持に寄与し、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	0112		
(2) 麻しん排除対策推進費 (平成21年度)	3百万円 (3百万円)	3百万円	3百万円	2	麻しん発症地域における麻しんの発生経路等の調査・分析を行うとともに、その結果を広く周知することにより、麻しんの接種率の向上につながるものである。	0122		
(3) 感染症対策特別促進事業費 (昭54年度)	3.5億円のうち2.5億円 (5.2億円)	3.5億円のうち2.5億円	3.5億円のうち2.6億円	3	結核対策として都道府県等が行う健康診断、直接服薬確認事業等に要する経費を補助することにより、結核の罹患率の減少につながるものである。	0105		
(4) 特定感染症検査等事業費 (平成11年度)	12.5億円 (0.8億円)	0.5億円	0.5億円	-	「性感染症に関する特定感染症予防指針」に定められる性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症の5疾患)に関する検査及び相談事業並びに、HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)に関する検査及び相談事業を行い、それに対して補助を行っている。	0106		
(5) 保健所等におけるHIV検査・相談事業 (平成11年度)	2.6億円 (3.0億円)	2.6億円	2.6億円	-	・保健所及び自治体から委託を受けた医療機関等において、無料・匿名でHIV検査及び相談事業を行う。 ・国民がHIV検査を受けやすいよう、本事業を活用して、各自治体が休日・夜間の検査、迅速検査を行うことのできる体制を整える。【補助率1/2】	0107		
(6) 感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業を除く) (①②平成11年度、③昭56年度)	6.3億円 (6.3億円)	6.2億円	6.2億円	1	①感染症予防事業費 都道府県等が感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するために必要な措置を講じる事業に要する経費の一部を負担することにより、公衆衛生上の向上及び増進を図ること。 ②感染症患者入院医療費 都道府県等が負担した感染症患者(結核除く)の医療に要する経費の一部を負担することにより、感染症患者に対し良質かつ適切な医療提供を行うこと。 ③密入国検疫等事業費 密入国者検疫及び検疫港以外の港等において、保健所長が検疫措置を行うために必要な経費を負担すること。 上記①～③の事業を適正に行える体制を整備することで、感染症の患者が発生した際に、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能となり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	0108		
(7) 感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業) (平成11年度)	7.8億円 (5.1億円)	7.7億円	7.6億円	1	感染症発生動向調査事業費 国内の感染症に関する情報を迅速に収集、解析、還元するための発生動向調査事業に要する必要な経費の一部を負担することにより、感染症の患者の発生をより迅速に感知し、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能な体制が整うものであり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	0109		
(8) 予防接種対策費 (昭52年度)	26百万円 (29百万円)	48百万円	48百万円	2	①予防接種事故発生調査費: 予防接種による健康被害発生時に、市区町村で事故調査委員会を設置し、被害発生に関する実態調査を検証するもの。 ②予防接種センター機能推進事業費: 予防接種の専門医を配置した医療機関の接種体制を充実させることにより、接種体制の整備を図るもの。 ③ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費: ポリオワクチンによる2次感染者(間接触感染者)の健康被害を救済するもの。 これらを実施することにより予防接種率の向上につながるものである。	0110		
(9) 予防接種事故救済給付費 (昭46年度)	11.7億円 (11.0億円)	11.0億円	11.8億円	-	予防接種法第15条に基づき、定期的予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金、葬料の給付を行う。	0111		
(10) 結核患者療養諸費・結核医療費補助金・結核医療費負担金 (平成19年度)	30.3億円 (30.3億円)	36.0億円	37.5億円	3	沖縄県の県外委託治療患者に要する渡航費、日用品費等について補助を行い、また感染症法第37条の2に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部を補助し、さらに感染症法第19条、20条に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部を負担することにより、新たな結核の発生を予防し、及びそのまん延を防止することで、結核の罹患率の減少につながるものである。	0113		
(11) 予防接種健康被害者保健福祉相談事業費 (昭52年度)	38百万円 (38百万円)	38百万円	38百万円	-	健康被害者及びその家族に対し、保健福祉に関する相談指導を行うことにより、生活上の負担軽減を図るとともに、相談指導に当たる者の技能向上のため、研修を実施するものである。また、自治体等からの予防接種の問い合わせに対応するべく、電話相談を行うとともに、予防接種業務に従事する者及び予防接種を受ける者又はその保護者向けにガイドラインを作成し、正確な情報の普及に努めるもの。	0114		

(12)	新型インフルエンザ対策費 (平成20年度)	234.1億円 (113.6億円)	68億円	0.8億円	-	<p>【医薬品等保管料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬及び個人防護具(PPE)、プレパンドミックワクチンの保管に関する経費。 <p>【医薬品買上費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の医学的知見、諸外国における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を踏まえて、備蓄を進めている。 ・新型インフルエンザ発生時に医療従事者への診療体制の維持を目的に個人防護具(PPE)を備蓄し、対策を講じている。 ・新型インフルエンザ発生に備え、最低限の社会機能を維持するために必要なプレパンドミックワクチンの備蓄を進めている。 <p>【医薬品製剤化等業務費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンデミック発生に備え、国が備蓄しているプレパンドミックワクチン原液について、特に必要と認められる水際対策の従事者等に、速やかにワクチン接種が行えるようその一部製剤化したワクチンの備蓄対策等を講じる。 ・有効期限の切れとなったプレパンドミックワクチンを廃棄するための経費。 	0115
(13)	結核研究所補助 (昭和14年度)	4.2億円 (4.2億円)	4.2億円	4.2億円	3	<p>①結核研究所補助金:結核研究所の人員費、結核研究所運営事業費(光熱水料、施設管理の業務委託等)及び研究費(結核対策のための研究(基礎、臨床、疫学等)集・分析)等。</p> <p>②政府開発援助結核研究所補助金:国際協力に関わる日本人の派遣専門家研修事業、現地で活動する結核国際移動セミナー事業等。</p> <p>これらを実施することにより、結核の罹患率の減少につながるものである。</p>	0119
(14)	感染症予防対策費 (平成20年度)	61百万円 (57百万円)	118百万円	66百万円	1	<p>感染症予防に係る検討会、地方自治体職員等に対する研修や特定感染症予防指針に基づく予防対策等を検討する検討会等の実施や動物由来感染症対策として地方自治体の担当者を対象とした研修会や地域対策推進会議を実施、新型インフルエンザ対策として国民が適切な医療を受けることができる体制を整備するため、医療従事者に対する必要な情報の共有や医療従事者や検査機関などの関係機関の職員へ研修を実施するものであり、感染症の患者が発生した際に、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能となり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。</p>	0120
(15)	予防接種対策推進費 (昭和58年度)	8百万円 (7百万円)	8百万円	7百万円	2	<p>予防接種に係る訴訟事務を行うとともに、予防接種に関する各種調査・検討会を実施することにより、予防接種率の向上につながるものである。</p>	0121
(16)	予防接種従事者研修事業費 (平成6年度)	3百万円 (3百万円)	3百万円	3百万円	2	<p>自治体等において、予防接種に従事する医師、保健師等を対象に予防接種における専門家等や行政の担当者から最新の知識や情報を伝達することを目的とした研修を実施することにより、予防接種率の向上につながるものである。</p>	0123
(17)	感染症危機管理費 (平成20年度)	12百万円 (12百万円)	13百万円	13百万円	1	<p>感染症危機管理体制の整備と強化を図るための検討会の開催及び感染症に関する相談窓口の設置経費及び病院内の院内感染を防止するための自治体職員や医療機関関係者等に対する感染症に関する研修経費及び感染症指定医療機関等の医師に対して、海外の感染症例の診察・診療を行うための研修を実施することにより、感染症指定医療機関全体の資質の向上につながり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。</p>	0124
(18)	予防接種後副反応・健康状況調査事業費 (平成6年度)	92百万円 (60百万円)	60百万円	30百万円	2	<p>①予防接種副反応報告整理・調査事業費(平成25年度からの事業) 予防接種後の副反応報告を法定化し、薬事制度上の副反応等報告と一元的に取扱うとともに、個々の副反応の評価を実施することとしており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構で副反応情報の整理・調査を実施する。</p> <p>②予防接種副反応報告システム導入・運用経費(平成25年度からの事業) 予防接種副反応報告整理・調査を実施するためのシステム導入・運用経費。</p> <p>③予防接種後副反応・健康状況調査事業費 予防接種後の副反応の発生状況を正確に把握し今後の適切な予防接種行政の遂行に資するため、予防接種後副反応に関する健康状況調査を実施し、その集計結果を市町村及び医療機関等に提供することにより、より安全な予防接種の実施を図り、予防接種率の向上につながるものである。</p>	0125
(19)	病原体等管理体制整備事業 (平成19年度)	80百万円 (78百万円)	57百万円	56百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・二種病原体等許可申請業務、三種病原体等届出業務 ・特定病原体等取扱施設に対する定期的な立入検査業務及び特別な立入検査業務 ・特定病原体等の盗取等又は感染事故等に対する対応 ・運搬業者を対象とした、病原体等管理についての知識を有する者を養成するための講習会の開催 	0128
(20)	感染症発生動向等調査費 (昭和37年度)	2.2億円 (2.1億円)	2.2億円	2.6億円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、専門家による解析、国民・医療関係者等に対する還元を行い、疾病に対する有効かつ確かな予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。 ・集団免疫の現況把握および病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図る。 ・動物に由来する人の感染症が海外から侵入することを防ぐ。 ・新型ウイルス系統調査・保存を実施することにより、新型インフルエンザの大流行等に備え、ワクチンを緊急に製造するための体制整備をする ・抗インフルエンザ薬に対する耐性株監視を行い、疾病に対する有効かつ確かな治療対策の構築を図る。 ・感染症情報や通知について、医療現場などに直接届けるための専用のメール配信システムを運用する。 	0129
(21)	ワクチン対策事業 (昭和24年度)	5.4億円 (5.3億円)	5.4億円	5.4億円	-	<p>保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めるため、抗毒素やワクチン等の買上げ、ワクチンの開発・製造・安定供給のために必要な検討及び需要予測調査、並びに新型インフルエンザの予防に資するワクチンの開発や備蓄に取り組む事業。</p>	0130
(22)	新型インフルエンザ予防接種事故救済給付費 (平成22年度)	1.1億円 (0.1億円)	0.8億円	0.8億円	-	<p>新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置として、国が支給する医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料に必要な経費。</p>	0131
(23)	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金 (平成23年度)	1,070億円 (1,070億円)	1,111億円	572億円	4	<p>本事業は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するための社会保険診療報酬支払基金に達成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。</p>	0132
(24)	HTLV-1対策推進費 (平成24年度)	3百万円 (2百万円)	3百万円	2百万円	-	<p>「HTLV-1総合対策」に基づく重点施策を推進するにあたり、患者団体、学識経験者その他の関係者から意見を求めるため、HTLV-1対策推進協議会を開催するための経費。</p>	0133
(25)	肝炎患者等支援対策事業費 (平成18年度)	6.8億円 (5.7億円)	6.8億円	6.9億円	4	<p>都道府県等において地域の特性に応じた各種の肝炎対策が着実に実施されるよう補助を行うことにより、各都道府県における肝炎対策における肝炎対策に関する計画の策定を促進できると見込んでいる。</p>	0116
(26)	肝炎治療特別促進事業費 (平成20年度)	99.2億円 (74.8億円)	134.4億円	85.9億円	4	<p>都道府県で行うインターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対する医療費助成に対して補助を行うことにより、早期治療を促進し、肝硬変・肝がんへの重症化予防や二次感染予防が図られ、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。</p>	0117

27)	肝炎ウイルス検査等事業費(肝炎患者の重症化予防推進事業) (平成14年度)	9.5億円 (10.9億円)	12.1億円	13.8億円	4	保健所等で行う肝炎ウイルス検査事業、肝炎ウイルスに関する相談事業及び陽性者フォローアップ事業に対して補助を行うことにより、感染の早期発見を促進し、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。	0118
28)	肝炎研究基盤整備事業 (平成21年度)	30百万円 (30百万円)	29百万円	29百万円	4	国立感染症研究所において、肝炎に関する研究の方向性の調整、研究成果の情報収集・解析・公開、研究者の育成を行うことにより、研究基盤を整備することで、肝炎研究分野の推進が図られ、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。	0126
29)	肝炎総合対策費 (平成18年度)	1.4億円 (1.3億円)	1.4億円	1.4億円	4	肝炎対策の更なる戦略的、総合的な推進を図るため、肝炎対策ブロック別担当者会議等の開催や、肝炎ウイルス相談等事業、肝炎総合対策推進国民運動事業等の事業を実施することにより、肝炎の早期発見・早期治療を図られ、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。	0127
30)	検疫業務に必要な経費 (平成11年度)	7.8億円 (7.4億円)	6.8億円	6.6億円	-	我が国に常在しない感染症の病原体が、船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するため、検疫法に基づき、外国から来航した船舶等にて来航した者に対して診察、病原体の有無に関する検査などを行うとともに、患者を発見した場合には、隔離、停留、消毒等の措置を講ずる。また、港湾・空港区域の衛生状態を把握するため港湾衛生調査を実施するとともに、必要な衛生措置を講ずる。	0135
31)	風しん排除対策推進費 (平成27年度)	-	-	5百万円	2	自治体に対する風しん対策の技術支援を行うことや予防の普及啓発を行う風しん発症地域における風しんの発生経路等の調査・分析を行い、風しん排除を達成するとともに、風しんの接種率の向上につながるものである。	新27-0007
32)	予防接種記録の電子化に係る経費 (平成27年度)	-	-	3百万円	-	今後国民一人一人が生涯保有できる仕組みとして、マイナンバー・マイポータルへの引き継ぎを前提に、予防接種記録の電子化に向けた調査・検討を行う。	新27-0008

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-5-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること(施策目標 I-5-2)</p>					<p>担当 部局名</p>	<p>健康局疾病対策課 医政局医療経営支援課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>健康局疾病対策課長 田原 克志 医政局医療経営支援課国立ハンセン病療養所管理室長 松本 良一</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1) 難病対策を推進すること (目標2) ハンセン病対策を推進すること (目標3) エイズ対策を推進すること</p>					<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p>				
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分 予算の状況(千円)</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>
<p>当初予算(a)</p>		<p>34,832,742</p>	<p>41,708,853</p>	<p>46,203,060</p>	<p>80,969,679</p>	<p>131,385,326</p>	<p>139,349,229</p>	<p>第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成26年1月24日</p>	<p>難病から回復して総理大臣となった私には、天命とも呼ぶべき責任があると考えます。 小児慢性特定疾患を含む難病対策を、大胆に強化します。医療費助成の対象を、子供は六百疾患、大人は三百疾患へと大幅に拡大。難病の治療法や新薬開発のための研究も、これまで以上に加速してまいります。</p>	
<p>補正予算(b)</p>		<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>				
<p>繰越し等(c)</p>		<p>-47,110</p>	<p>-155,690</p>	<p>202,800</p>	<p>-271,926</p>	<p>3,790,147</p>	<p>0</p>				
<p>合計(d=a+b+c)</p>		<p>34,785,632</p>	<p>41,553,163</p>	<p>46,405,860</p>	<p>80,697,753</p>	<p>135,175,473</p>	<p>139,349,229</p>				
<p>執行額(千円、e)</p>		<p>32,444,374</p>	<p>33,697,874</p>	<p>40,922,579</p>	<p>76,720,056</p>	<p>0</p>	<p>0</p>				
<p>執行率(%)、e/d</p>		<p>93.3%</p>	<p>81.1%</p>	<p>88.2%</p>	<p>95.1%</p>	<p>0</p>	<p>0</p>				
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るため、 ①難病の患者に対する医療費助成 ②基本方針の策定 ③調査及び研究の推進 ④療養生活環境整備事業の実施等の施策を行うこととされている。 ○ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復を図ることとされている。 ○エイズ対策については、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成24年厚生労働省告示第21号。以下「エイズ予防指針」という。)において、エイズの発生の予防及びまん延の防止を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して、 ①エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育 ②保健所等における検査・相談体制の充実 ③患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の施策を行うこととされている。</p>										
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 衛生行政報告例による難病法に基づく医療受給者証交付件数</p>	<p>-</p>	<p>平成26年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>難病法に基づく医療費助成は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であり、本事業の推進状況を測る指標として受給者証交付件数を設定している。 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/13/dl/kekka7.pdf</p>	
<p>2 ハンセン病資料館事業実施状況報告によるハンセン病資料館の入館者数</p>	<p>-</p>	<p>平成26年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度(22,441人)以上</p>	<p>前年度(24,957人)以上</p>	<p>前年度(25,805人)以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>国の隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る必要があることから、当該数値を測定し、目標を前年度以上とした。</p>	
<p>3 疾病対策課調べによる保健所等におけるHIV抗体検査件数</p>	<p>-</p>	<p>平成26年</p>	<p>前年以上</p>	<p>毎年</p>	<p>前年(132,158件)以上</p>	<p>前年(128,294件)以上</p>	<p>前年(136,400件)以上</p>	<p>前年以上</p>	<p>前年以上</p>	<p>HIV検査相談体制を充実させ、感染を早期に発見し、早期かつ適切に治療を行うことが国民の健康保持の観点から非常に重要であることから、検査相談体制の整備状況や普及啓発の効果を評価する指標として、当該指標を選定している。 http://api-net.jfap.or.jp</p>	
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>(参考)測定指標</p>	<p>-</p>			<p>-</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>-</p>	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 特定疾患治療研究費補助金 (昭和47年度)	440億円 (440億円)	440億円 (440億円)	8.1億円	1	難病法に基づく医療費助成制度が平成27年1月1日から施行されたことに伴い、難病法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、引き続き当該患者の医療費の負担軽減を図ることで難病対策を推進し、目標達成に寄与する。	148
(2) 難病情報センター事業費補助金 (平成8年度)	29百万円 (29百万円)	42百万円 (42百万円)	28百万円	1	難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応するため、難病に関する情報の提供等を行うことにより、その療養生活の一層の支援を図ることで難病対策を推進し、目標達成に寄与する。	142
(3) 難病特別対策推進事業 (平成10年度)	5.3億円 (5.2億円)	6.9億円 (6.8億円)	729百万円	1	難病患者に対し、総合的な相談支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、地域における難病患者対策の一層の推進と安定した療養生活の確保、難病患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上を図ることで難病対策を推進し、目標達成に寄与する。	146
(4) 特定疾患等対策費 (昭和47年度)	35百万円 (31百万円)	71百万円 (31百万円)	33百万円	1	特定疾患等対策、ハンセン病対策、腎疾患対策の各施策が円滑に実施されることを目的に行う会議、情報収集・調査及び都道府県への指導・助言などを実施することで難病対策を推進し、目標達成に寄与する。	149
(5) 特定疾患調査解析システム開発等 経費 (平成14年度)	4百万円 (4百万円)	4百万円 (4百万円)	3百万円	1	①特定疾患治療研究対象者の申請の際に提出される臨床調査個人票(診断書)のデータを利用し、研究班における研究の促進を図る。 ②認定の際に特定疾患調査解析システムを参考に利用し、適正かつ全国統一的な判定、審査業務及び認定業務の省力化を図る。 上記①及び②によって難病対策を推進し、目標達成に寄与する。	152
(6) 難病患者サポート事業 (平成23年度)	18百万円 (17百万円)	21百万円 (19百万円)	20百万円	1	患者の不安やストレスを解消するための精神的、心理的サポートを行う様々な事業を実施する。自立した患者団体の育成を目的に経営マネジメントや運営管理の研修等を実施し、患者の支援を図ることで難病対策を推進し、目標達成に寄与する。	160
(7) 難病対策の推進のための患者デー タ登録整備事業経費 (平成25年度)	65百万円 (65百万円)	1.2億円 (15百万円)	61百万円	1	難病患者データの精度の向上と有効活用を図り、患者・国民・医療現場に成果を還元するためのシステムを整備することで難病対策を推進し、目標達成に寄与する。	163
(8) 難病医療費等負担金 (平成26年度)	-	168億円 (149億円)	1111億円	1	難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病の治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援することで難病対策を推進し、目標達成に寄与する。	164
(9) 退所者等対策経費 (平成14年度)	28億円 (26億円)	27億円 (26億円)	27億円	2	①ハンセン病療養所退所者に対して、退所者給与金を支給する。 ②裁判上の和解が成立したハンセン病療養所非入所者に対して非入所者給与金を支給する。 ③退所者給与金受給者の配偶者等に対して、支援金を支給する。 上記①、②及び③によってハンセン病対策を推進し、目標達成に寄与する。	136
(10) 名誉回復事業 (平成14年度)	30百万円 (14百万円)	30百万円 (23百万円)	34百万円	2	①中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットも作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する。 ②各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。 上記①及び②によってハンセン病対策を推進し、目標達成に寄与する。	137
(11) 国立ハンセン病療養所等入所者家族 生活保護委託費 (昭和29年度)	26百万円 (21百万円)	24百万円 (17百万円)	21百万円	2	ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行うことでハンセン病対策を推進し、目標達成に寄与する。	138
(12) ハンセン病対策事業委託費 (平成5年度)	5.5億円 (5.4億円)	5.6億円 (5.6億円)	5.6億円	2	①ハンセン病に関する討論会、ハンセン病講座の開催、地域啓発の促進、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の運営を行う。 ②ハンセン病療養所入所者の社会復帰者の支援等を行う。 ③沖縄県におけるハンセン病の外來診療所への財政支援、社会復帰者への自立助長、ハンセン病に関する知識の啓発普及を行う。 ④ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言を検討し、その検討結果を活用するための施策の実施状況等の検討を行う。 ①、②、③及び④によってハンセン病対策を推進し、目標達成に寄与する。	140
(13) 私立ハンセン病療養所補助金 (昭和26年度)	1.2億円 (1.2億円)	1.2億円 (1.2億円)	1.2億円	2	私立ハンセン病療養所入所者に必要な療養、療養所の管理運営等を行うことでハンセン病対策を推進し、目標達成に寄与する。	141
(14) ハンセン病訴訟和解金 (平成13年度)	0.9億円 (0.5億円)	1.4億円 (0.3億円)	1億円	2	平成13年5月ハンセン病国家賠償訴訟熊本判決による国敗訴及び控訴断念、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」に基づき、入所歴のある患者・元患者に対しては、平成13年7月23日の基本合意書、入所歴のない患者・元患者及びその遺族については、平成14年1月28日の基本合意書に基づき、和解一時金を支給することでハンセン病対策を推進し、目標達成に寄与する。	154
(15) ハンセン病療養所元入所者等補償金 (平成13年度)	2億円 (0.7億円)	2億円 (0.8億円)	1億円	2	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に補償金を支給することでハンセン病対策を推進し、目標達成に寄与する。	155

(16)	国立ハンセン病療養所施設費 (昭和24年度)	46億円 (26億円)	40億円 (23億円)	34億円	2	国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の建物、その他の施設の整備を行うことでハンセン病対策を推進し、目標達成に寄与する。	156
(17)	国立ハンセン病療養所運営費 (昭和5年度)	107億円 (102億円)	106億円 (101億円)	106億円	2	国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の運営を行うことでハンセン病対策を推進し、目標達成に寄与する。	157
(18)	歴史的建造物等保存経費 (平成23年度)	1.4億円 (1.2億円)	4.3億円 (4.3億円)	-	2	各療養所に存在する歴史的建造物などについて、保存に関する基本的な考え方を踏まえ、対象建造物の補修等を行うことで目標達成に寄与する。	159
(19)	エイズ予防対策事業委託費 (昭和63年度)	3.4億円 (3.4億円)	3.1億円 (2.9億円)	2.9億円	3	HIV感染やエイズの発症予防のため、広く国民にエイズ予防の啓発を行うと同時に同性愛者等に焦点を絞った普及啓発や、夜間・休日などの利用者の利便性に配慮した検査・相談を行う。また、エイズ患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。これらの事業によりエイズ対策を推進し、目標達成に寄与する。	139
(20)	エイズ対策促進事業 (平成5年度)	3.1億円 (3.1億円)	2.9億円 (2.9億円)	3.3億円	3	・(補助率:1/2) 感染症法に基づくエイズ予防指針に基づき、各都道府県等において地域の実情に応じたきめ細かなエイズ予防対策を総合的に促進するためのエイズ対策推進協議会等の設置及び各種事業に要する経費に対して補助を行い、エイズ対策の促進を図る。 ・(補助率:10/10) 地方ブロック治療拠点病院においてブロック内のエイズ治療拠点病院の医療従事者に対し、研修・講習を行うとともに調査研究等を実施し、エイズの総合的診療を行う体制を整備する。 これらの事業によりエイズ対策を推進し、目標達成に寄与する。	144
(21)	エイズ対策費 (平成13年度)	7百万円 (3百万円)	7百万円 (5百万円)	5百万円	3	①医療提供体制確保経費:各地区ごとにブロック会議(連絡会議)の開催 ②エイズ対策評価検討経費:エイズ予防指針進捗状況評価事業、関係省庁間連絡会議の開催 上記①及び②によりエイズ対策を推進し、目標達成に寄与する。	150
(22)	エイズ発生动向調査経費 (昭和59年度)	4百万円 (4百万円)	3百万円 (3百万円)	3百万円	3	都道府県からのHIV感染者、エイズ患者の報告をとりまとめ、状況を分析することで、今後のHIV感染、エイズの流行を阻止するための施策へ役立てる、エイズ対策を推進し、目標達成に寄与する。	151
(23)	HIV診療支援ネットワークシステム 運営事業 (平成22年度)	23百万円 (23百万円)	23百万円 (23百万円)	-	3	エイズ治療・研究開発センター(ACC)及びエイズブロック拠点病院間のネットワークで結び、HIV感染者やエイズ患者(以下「患者等」という。)の状況、服薬記録等の診療情報を集計・データベース化し、共有することでハンセン病対策を推進し、目標達成に寄与する。	158
(24)	アレルギー相談センター事業費補助金 (平成19年度)	10百万円 (10百万円)	13百万円 (13百万円)	15百万円	-	①アレルギー専門医、専門医療機関の所在に関する情報提供。 ②薬や症状、自己管理・日常生活の注意点などアレルギー性疾患全般(喘息、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど)に関する専門スタッフの電話相談。 【補助率】10/10 上記①及び②によりアレルギーの予防・治療を推進し、目標達成に寄与する。	143
(25)	リウマチ・アレルギー特別対策事業 (平成18年度)	6百万円 (6百万円)	6百万円 (2百万円)	5百万円	-	①医療従事者向けの研修を実施し、専門医等の人材育成を行う。 ②一般国民向けに自己管理(セルフケア)の観点からのシンポジウム開催等リウマチ・アレルギー性疾患に関する正しい知識の啓発活動を実施し重症化防止を図る。 【補助率】1/2 上記①及び②によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進し、目標達成に寄与する。	145
(26)	慢性腎臓病(CKD)特別対策事業 (平成21年度)	9百万円 (11百万円)	10百万円 (13百万円)	10百万円	-	①患者等一般向けの講演会等の開催 ②病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 ③CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供 ④事業実施の評価 【補助率】1/2 上記①及び②によりCKDの予防・治療を推進し、目標達成に寄与する。	147
(28)	リウマチ・アレルギー対策費 (平成13年度)	3百万円 (3百万円)	0.4百万円 (-)	2百万円	-	①リウマチ対策を総合的・体系的に実施するための検討会を開催する。 ②「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、「アレルギー疾患対策基本指針」を策定・見直しをするための検討会を開催する。 上記①及び②によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進し、目標達成に寄与する。	153
(29)	からだの痛み相談支援事業 (平成24年度)	10百万円 (10百万円)	10百万円 (10百万円)	10百万円	-	患者の症状や境遇に合わせた適確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等患者の受け皿的機関を設け、次の事業を行う。 ①痛みに関する電話相談②痛みに関する普及啓発活動 ③医療従事者への研修事業 (補助先:公募) 上記①、②及び③により痛みの対策を推進し、目標達成に寄与する。	161
(30)	腎疾患重症化予防実践事業 (平成24年度)	28百万円 (17百万円)	28百万円 (28百万円)	-	-	戦略研究により策定された透析導入患者を抑制するための栄養指導プログラムをかかりつけ医のもとで実践するため、管理栄養士を派遣し患者に対して個別栄養指導等を行い、透析導入患者の増加を抑制することで腎疾患対策を推進し、目標達成に寄与する。 (委託先:公募)	162
(31)	慢性疲労症候群患者の日常生活 困難度調査事業 (平成26年度)	-	12百万円 (9百万円)	-	-	慢性疲労症候群患者の日常生活困難度調査においては、下記の内容について調査を実施するものとする。 (1)当該疾患に起因するQOL・ADLの低下、日常生活上の支障 (2)当該疾患患者の医学的な所見、発症要因や増悪・寛解因子と経過、合併する疾患等の医療的な調査 (3)患者の福祉支援受給状況とニーズ調査(例えば、障害者総合支援法における福祉サービスの対象かどうか等) (委託先:公募) これらの調査を行うことで慢性疲労症候群の対策を推進し、目標達成に寄与する。	165

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅰ-5-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	適正な移植医療を推進すること(施策目標Ⅰ-5-3)					担当 部署名	健康局疾病対策課 移植医療対策推進室	作成責任者名	移植医療対策推進室長 阿萬 哲也												
施策の概要	・臓器の提供のあっせん体制の確保及び臓器移植に関する普及啓発等を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。 ・白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植(骨髄・末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植)を推進するため、あっせん体制の確保を図るとともに、骨髄等提供希望者(ドナー)や保存臍帯血を確保するための普及啓発を行い、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。等					政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況 (千円)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
		当初予算(a)	2,492,555	2,448,726	2,509,033	2,595,800	2,663,075					3,222,224									
		補正予算(b)	53,067	0	0	532,275															
		繰越し等(c)	0	0	0	0															
		合計(d=a+b+c)	2,545,622	2,448,726	2,509,033	3,128,075	2,663,075					3,222,224									
執行額(千円、e)	2,509,111	2,439,844	2,473,907	-	-	-															
執行率(%、e/d)	98.6%	99.6%	98.6%	-	-	-															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○平成22年に施行された改正後の臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)のもと、脳死下での臓器提供事例は着実に増加しているが、心停止下での臓器提供事例は減少しており、全体としての臓器提供件数も減少している。このような中、国民の臓器提供に関する意思を活かすため、臓器提供体制の整備を図るとともに、移植医療への理解や臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発に取り組む。 ○「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が平成24年に成立し、平成26年1月1日に施行された。そのような中で造血幹細胞移植を推進するため、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図り、骨髄移植のあっせん業務を行うコーディネーターの確保、ドナーや保存臍帯血を確保するための普及啓発等に取り組む。					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																	
		○																			
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
1 臓器提供意思登録システム現登録者数((公社)日本臓器移植ネットワーク調べ)	-	26年度	前年度以上	毎年度	107,634以上	117,386以上	123,362以上	前年度以上	前年度以上	臓器提供に関する意思表示の方法については、従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード(シール)」や医療保険証、運転免許証の裏面に記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから手軽に登録することが出来る臓器提供意思登録システムがある。 この臓器提供意思登録システムの現在の意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。											
2 骨髄バンクドナー登録者数((公財)日本骨髄バンク調べ)	-	26年度	前年度以上	毎年度	407,871以上	429,677以上	444,143以上	前年度以上	前年度以上	骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するにあたっては、ドナーを確保するための普及啓発を行うことが必要となる。当該指標により普及啓発の効果の測定ができる。											
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
			施策の進捗状況(実績)																		
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
3 脳死下臓器提供者数((公社)日本臓器移植ネットワーク調べ)					45	53	-	-	-	臓器の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、臓器移植の現状把握に有用である。											
4 造血幹細胞移植件数((公財)日本骨髄バンク、日本さい帯血バンクネットワーク調べ)					2,537	2,473	-	-	-	骨髄等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。											
5 コーディネート期間における採取行程日数(平均値)((公財)日本骨髄バンク調べ)					81	集計中	-	-	-	骨髄等の採取行程日数は、ドナーの都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。											

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 臓器移植対策事業 (平成15年度)	636百万円 (636百万円)	718百万円	609百万円	1.3	<p>①臓器移植のあっせんに関する事業 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う。また、臓器移植希望者(レシピエント)検索システムのバージョンアップ及びより正確かつ迅速なレシピエント決定を行うための新たな機能の追加を行う(平成26年度補正予算)。</p> <p>②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業 適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。また、臓器提供施設において家族に対して臓器提供に関する選択肢提示を行う際の支援を行う(平成27年度新規予算)。</p> <p>③臓器移植に係る普及啓発に関する事業 広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうとともに、臓器提供に関する意思表示をしやすい環境を整えるための普及啓発を行う。普及啓発事業の実施により、臓器移植に対する国民の理解が増し、日本臓器移植ネットワークの臓器提供意思登録システムへの登録者数が増加することが期待される。また、本事業の実施により、臓器あっせん業務が公平かつ効果的に遂行され、更に国民の臓器提供に関する意思をより活かすことができる体制が構築され、結果、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。</p>	166
(2) 移植対策(造血幹細胞)事業 (平成15年度)	1,808百万円 (1,808百万円)	2,246百万円	1,805百万円	2.4.5	<p>①骨髄等のあっせんに関する事業 白血病等の治療に有効な骨髄移植や末梢血幹細胞移植を公平に実施するため、第三者機関である骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者があっせん機関として骨髄移植等に係る連絡調整を行う(国際的なあっせんを含む)。また、骨髄等提供登録者(ドナー)の登録内容の定期的更新等を行う。さらに、患者がより移植を受けやすくするため、造血幹細胞移植関連情報の共通基盤データベースを構築して、現在日本赤十字社等の機関ごとに別々に管理されている各システムと接続する。(平成26年度補正予算)</p> <p>②骨髄移植等に係る普及啓発に関する事業 一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会を提供できるよう、骨髄等提供希望者を確保するための普及啓発事業、骨髄等提供希望者への説明を行うボランティアに対する研修事業、ドナー登録会の開催及び低所得者の患者負担金免除事業を行う。</p> <p>③造血幹細胞移植医療体制整備事業 血液がん等に対する造血幹細胞を用いた早期治療(採取の積極的実施、緊急の移植受入)の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。</p> <p>普及啓発事業の実施により、骨髄ドナー登録者数が増加することが期待される。また、本事業の実施により公平、適正なあっせん業務が遂行され、更に患者負担の軽減により一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会が提供でき、結果、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。</p>	167
(3) 移植対策費 (平成19年度)	35百万円 (24百万円)	33百万円	31百万円	1.2	<p>①適正な臓器移植の実施に必要なガイドライン等の改正に向けた検討を実施するため、各種作業班を開催する。</p> <p>②脳死下での臓器提供事例が発生した際、手続きが適正に行われたかの検証を実施する。</p> <p>③臓器等を提供したドナーに対し臓器提供者等感謝状を送付する。</p> <p>④臓器移植の普及啓発を目的として全国の中学校へ教育用パンフレットを送付する。</p> <p>医学の進歩等を踏まえたガイドライン等の改正、個々の脳死下臓器提供事例の検証等により、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。また、感謝状や教育用パンフレットの送付により、臓器移植に対する国民の理解が増し、日本臓器移植ネットワークの臓器提供意思登録システムへの登録者数が増加することが期待される。</p>	168
(4) 造血幹細胞移植医療体制整備 事業 (平成25年度)	65百万円 (30百万円)	164百万円	249百万円	4.5	<p>白血病等に対する造血幹細胞を用いた早期治療(採取の積極的実施、緊急の移植受入)の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。このような体制整備を進めることで、コーディネート期間が短縮され、待機中の死亡患者数が減少する等造血幹細胞移植医療の全体の底上げが図られることになり、結果、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。</p>	169

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-5-4))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標 I-5-4)							担当 部局名	健康局総務課指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 小野清喜												
施策の概要	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、被爆者に対し、健康診断や医療費の支給等を行っている。							政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症などの健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染症等に必要医療等を確保すること														
施策の予算額・執行額	区分								施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	147,852,082	147,835,523	148,157,450	144,911,471	139,982,728	134,943,934		-	-	-											
		補正予算(b)	0	-6,206	1,444,898	28,567																	
		繰越し等(c)	0	0	-1,444,898	1,444,898	1,055,823																
		合計(d=a+b+c)	147,852,082	147,829,317	148,157,450	146,384,936		134,943,934															
執行額(千円、e)	145,709,768	141,721,345	135,612,366	-																			
執行率(%、e/d)	98.6%	95.9%	91.5%	-																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることにかんがみ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年2月16日法律第117号)」に基づき、医療の給付、手当の支給等の措置を講じている。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
測定指標 (定量的)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
	基準年度	前年度	目標年度	前年度同程度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
被爆者健康診断受診率 (「原子爆弾被爆者の健康診断等 1 に要する経費の交付について」に 基づき各自治体から提出される事 業遂行状況報告による)	前年度 同程度	前年度	前年度 同程度	毎年度	70%	72%	70%	68%	-	選定理由:被爆者に対する健康診断の実施は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であるため。 設定根拠:被爆者に対する健康診断の機会の確保維持のため、被爆者健康診断のうち一般健康診断の前年度受診率68.2%を引き続き維持することとした。													
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 老人保健事業推進費等補助金(原爆分) (昭和57年度)	7.0億円 (7.0億円)	7.0億円	6.3億円	-	広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺の市町村のうち、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同等以上である市町村に対し、後期高齢者医療費(一般疾病)の自治体負担分の増加の軽減を図る。また、広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺で両市より被爆者割合の高い市町村において、被爆者特有の健康上の不安を払拭するため、原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業、こころの健康づくり事業、生きがいづくり事業、健康増進等に関する調査研究事業等に対し補助する。これにより、多数の被爆者老人を抱えているために相当の財政負担増となる地方公共団体の負担が緩和される。また、被爆者に対し、きめ細やかな保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を実施することにより、被爆者特有の健康上の不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病の予防及び健康の保持及び増進に寄与する。	170
(2) 原子爆弾被爆者医療費 (昭和32年度)	411.9億円 (344.8億円)	375.5億円	355.1億円	-	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費：原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付する 一般疾病医療費：認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給する。 原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者に対し、必要な医療の給付を行うことにより、その症状の改善及び治癒等を図る。	171
(3) 原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究) (昭和44年度)	0.03億円 (0.03億円)	0.03億円	0.03億円	-	原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行う。 平成26年度原爆症調査研究委託費(研究課題) 1. 原爆被爆者の生物試料バンク構築に関する研究 2. 疾患と放射線との関連についての文献レビュー 広島及び長崎に投下された原子爆弾による被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにし、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	172
(4) 原爆症調査研究委託費(原爆放射能後障害に関する研究) (昭和49年度)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円	0.09億円	-	原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行う。 平成26年度原爆症調査研究委託費(研究課題) 原爆放射能後障害に関する研究 広島及び長崎に投下された原子爆弾による被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにし、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	173
(5) 国際交流調査研究事業 (平成8年度)	0.04億円 (0.04億円)	0.04億円	0.04億円	-	外国における放射線被曝医療等に関する指導、技術支援、医療情報の提供等の援助協力を行うため、日本の専門家の派遣及び外国からの研修医師等の受け入れ等を実施する。 世界唯一の被爆国として我が国のこれまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等に寄与する。	174
(6) 被爆二世健康診断調査委託費 (昭和54年度)	1.8億円 (1.8億円)	1.8億円	1.8億円	-	被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状に鑑み、希望者に対し健康診断を実施することにより、被爆二世の健康不安を解消し、その健康の保持及び増進を図る。	175
(7) 被爆体験者精神影響等調査研究委託費 (平成14年度)	9.6億円 (9.0億円)	9.4億円	8.5億円	-	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行うことにより、その症状の改善及び治癒等を図る。	176
(8) 在外被爆者渡日支援事業等委託費 (平成14年度)	8.9億円 (8.4億円)	9.1億円	9.2億円	-	在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行う。 在外被爆者に対して、渡日支援や現地での健康診断・健康相談・医療費等の助成・支援等を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	177
(9) 原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 (昭和43年度)	49.2億円 (48.0億円)	50.4億円	52.4億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第3項の規定に基づく原爆被爆者保健福祉施設運営費、老人福祉施設入所等被爆者助成費、訪問介護利用被爆者助成事業及び原爆被爆者相談事業に対する補助を行う。また、広島市、長崎市が開催する原爆死没者慰霊式典及び都道府県(広島市、長崎市を含む)が補助する慰霊式典への助成等を行う。 これにより、被爆者の福祉の向上を図る。	178
(10) 原爆被爆者介護手当等負担金 (昭和43年度)	11.6億円 (10.6億円)	11.5億円	11.6億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、被爆者の福祉の向上を図る。	179
(11) 原爆被爆者健康診断費交付金 (昭和32年度)	24.4億円 (21.7億円)	23.8億円	23.2億円	1	被爆者健康手帳受診者証所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を行う。 平成25年度の被爆者健康診断受診率は70%となっており、今後も被爆者健康診断を実施することによって、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図れると見込んでいる。	180
(12) 原爆被爆者手当交付金 (昭和43年度)	906.4億円 (854.5億円)	900.0億円	871.1億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	181
(13) 原爆被爆者葬祭料交付金 (昭和44年度)	17.9億円 (17.9億円)	19.0億円	19.1億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費を交付する。 都道府県、広島市及び長崎市が行う原子爆弾被爆者葬祭料支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげるとともに、その福祉の向上を図る。	182

(14)	土地借料 (平成14年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	0.3億円	-	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払う。 国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記して哀悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念し、併せて原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、その体験を後代に継承する。	183
(15)	原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費 (平成14年度)	4.5億円 (4.5億円)	4.7億円	4.8億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国が設置した国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営に資する。 委託先は、被爆地である広島、長崎に設置した国立原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営を行うとともに、被爆者が記した手記や体験記、その他の被爆関連資料や被爆医療及び平和に関する情報等の存在を調査・収集・整理し、祈念館において、これらを入館者等へ広く情報発信する事業等を行う。 国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記して哀悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念し、併せて原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、その体験を後代に継承する。	184
(16)	放射線影響研究所補助金 (昭和50年度)	19.7億円 (19.7億円)	19.4億円	19.2億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助する。 放射線の人に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究し、被爆者の健康保持及び福祉の向上に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に寄与する。	185
(17)	原爆被爆者対策費 (昭和61年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	0.6億円	-	原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費を支出する。 原爆被爆者対策の各種行政事務を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	186
(18)	毒ガス障害者対策費 (昭和49年度)	0.02億円 (0.01億円)	0.02億円	0.01億円	-	旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査することにより、認定された毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。	187
(19)	特定疾患調査委託費 (昭和49年度)	7.6億円 (7.1億円)	7.2億円	6.5億円	-	第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた方の中に、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多く見られることから、これらの方に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行うことにより、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。	188
(20)	広島原爆体験者に対する相談支援事業 (平成25年度)	0.5億円 (0.4億円)	0.6億円	0.6億円	-	広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対し、広島市等で、保健師等による個別面談を通じた継続的な保健指導と健康教育等を実施する。また、健康不安を訴える方に対して専門医によるケアを実施することにより、その症状の改善を図る。	189

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-6-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること(施策目標1-6-1)							担当 部局名	医薬食品局 審査管理課 医療機器・再生医療等製品担当参事 官室		作成責任者名	審査管理課長 森 和彦 医療機器・再生医療等製品担当参事官室 磯部 総一郎	
施策の概要	本施策は、有効性・安全性の高い新医薬品・新医療機器の迅速な承認審査を推進するために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること				
施策の予算額・執行額	区分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度要求額	
		当初予算(a)	802,655	2,046,211	1,987,630	1,854,332	1,618,260	2,461,102		施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの) 新成長戦略 平成22年6月18日 社会保障・税一体改革大綱 平成24年2月17日 日本再興戦略 平成25年6月14日 健康・医療戦略 平成25年6月14日		関係部分(概要・記載箇所) ・ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消は喫緊の課題であることとされている。 ・審査等の迅速化・高度化等を促進することとされている。 ・「更なる審査の迅速化と質の向上を図る。具体的には、2020年までの医薬品・医療機器の審査ラグ「0」の実現を目指すとともに、審査の質の向上等に必要な体制強化を行う。」とされている。	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	0					
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	0					
		合計(d=a+b+c)	802,655	2,046,211	1,987,630	1,854,332	1,618,260	2,461,102					
	執行額(千円、e)	709,916	1,847,795	1,769,687	1,694,388								
執行率(%、e/d)	88.4%	90.3%	89.0%	91.4%									
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、医薬品・医療機器産業の「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日)に基づき、審査の迅速化等を行うこととされ、また「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においても、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消は喫緊の課題であることとされている。 また、平成24年6月30日の政府・与党社会保障改革検討本部第6回案決定会合において、「社会保障・税一体改革案」が示され、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの早期解消等について、諸改革を行うこととされている。さらに、「社会保障・税一体改革案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)においても、審査等の迅速化・高度化等を促進することとされている。 さらに、平成25年6月14日には、「日本再興戦略」が閣議決定され、「更なる審査の迅速化と質の向上を図る。具体的には、2020年までの医薬品・医療機器の審査ラグ「0」の実現を目指すとともに、審査の質の向上等に必要な体制強化を行う。」とされている。また、同日、「健康・医療戦略」(平成25年6月14日関係大臣申し合わせ)が策定され、「薬事戦略相談の拡充、審査・安全対策の充実等のPMDA強化等」を行うこととされている。 ※「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」とは、欧米で承認されている医薬品又は医療機器が我が国では未承認であって国民に提供されない状態をいう。										政策評価実施予定 時期(評価予定表)		
		24	25	26	27	28							
測定指標 (定量的)	基準値	目標年度	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
1 新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(マイル値)	9. 1か月(50%)	25年度	9か月(80%)	平成30年度	9か月(50%) 9. 0か月	9か月(50%) 9. 1か月	9か月(60%)	9か月(60%)	9か月(70%)	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第3期中期計画等を踏まえ、目標を9か月(80%)とした。			
2 新医薬品(通常審査品目)の総審査期間(マイル値)	11. 9か月(50%)	25年度	12か月(80%)	平成30年度	12か月(50%) 11. 2か月	12か月(50%) 11. 9か月	12か月(60%)	12か月(70%)	12か月(70%)	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第3期中期計画等を踏まえ、目標を12か月(80%)とした。			
3 新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(マイル値)	9. 0か月(50%)	25年度	10か月(80%)	平成30年度	13か月(50%) 9. 3か月	10か月(50%) 9. 0か月	10か月(60%)	10か月(60%)	10か月(70%)	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第3期中期計画等を踏まえ、目標を10か月(80%)とした。			
4 新医療機器(通常審査品目)の総審査期間(マイル値)	6. 3か月(50%)	25年度	14か月(80%)	平成30年度	17か月(50%) 12. 7か月	14か月(50%) 6. 3か月	14か月(60%)	14か月(60%)	14か月(70%)	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第3期中期計画等を踏まえ、目標を14か月(80%)とした。			
5 ドラッグ・ラグ(うち審査ラグ)の解消	6ヶ月	23年度末	0か月	平成32年度	-	-	-	-	-	「日本再興戦略」等において、2020年までの医薬品の審査ラグ「0」の実現を目指すこととされており、これを踏まえ目標を0か月とした。			
6 デバイス・ラグ(うち審査ラグ)の解消	23ヶ月	23年度末	0か月	平成32年度	-	-	-	-	-	「日本再興戦略」等において、2020年までの医療機器の審査ラグ「0」の実現を目指すこととされており、これを踏まえ目標を0か月とした。			
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	承認件数は申請件数や審査の困難さなどに影響されるため、単純に評価指標に使用することには適さないが、審査体制の現状を把握する上で大切な指標である。
		53件	42件	—	—	—	
新医薬品(優先審査品目)の承認件数		53件	42件	—	—	—	
新医薬品(通常審査品目)の承認件数		81件	96件	—	—	—	
新医療機器(優先審査品目)の承認件数		5件	14件	—	—	—	
新医療機器(通常審査品目)の承認件数		41件	80件	—	—	—	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度					
(1) 日本薬局方調査事業 (昭和24年度)	0.14億円 (0.28億円)	0.15億円	0.34億円	1、2	・第十七改正日本薬局方作成基本方針(平成23年7月22日薬事・食品衛生審議会管申)に基づき、 ・平成24年度は、第十六改正日本薬局方の追補版作成及び第十七改正日本薬局方に向けた調査研究を実施。 ・平成25年度は、第十六改正日本薬局方の第二追補版、第十六改正日本薬局方(英訳)電子媒体版を作成し、引き続き、第十七改正日本薬局方に向けた調査研究を実施。 ・平成26年度は、第十六改正日本薬局方の追補版作成及び第十七改正日本薬局方に向けた調査研究を実施。 ・平成27年度は、第十七改正日本薬局方に向けた調査研究及び第十七改正日本薬局方の作成を行う。 薬事法第41条に規定する日本薬局方は、医療上重要な医薬品を収載し、医薬品の性状及び品質の適正化を図るための公的な規範書であり、日本薬局方の全面改正及び追補版作成により、医薬品の性状及び品質の適正化を図ることができると見込んでいる。	190	
(2) 申請・審査システム電子化経費 (平成15年度)	1.09億円 (0.98億円)	1.28億円	0.62億円	1、2	・医薬品等の許認可に係る各種申請・届出の受付、審査等の事務処理を迅速に行うための厚生労働省、地方厚生局、都道府県、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を専用回線をつないだ「医薬品等申請・審査システム」の運用及び保守管理を行う。 ・承認原義の委託倉庫における保管・管理、出入庫・配送業務及び保存期間が満了した承認原義の廃棄業務を行う。 医薬品等の申請手続、審査事務等を迅速的及び効率的に実施するための電子化事業であり、かかる手続等の迅速化及び効率化を図ることにより、医薬品等を国民により早く提供することができると見込んでいる。	191	
(3) 医薬品等承認審査費 (平成10年度)	3.52億円 (3.10億円)	2.90億円	2.03億円	1、2	・一般用医薬品の承認基準作成、スイッチOTC化の推進、血液製剤・ワクチン類等について承認前実施検査を実施する。 ・国内未承認薬・適応外医薬品の解消のため、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」を開催、運営するとともに、新医薬品の迅速な承認のため、必要な海外情報を収集・把握し、承認審査に向けて整理する。 ・日本発ソースの実用化に向け、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等に関する相談に応じるほか、産学官からなる懇談会を設置する。 これらの取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。	192	
(4) 医薬品等国際化対策事業 (平成15年度)	0.37億円 (0.18億円)	0.37億円	0.37億円	1、2	・欧米規制当局における治験相談体制についての実情調査を行うとともに、日米欧の三極で同時に治験に関する相談が実施できる体制の構築に向けた意見交換を実施する。 ・国内製薬企業の国際共同治験に対する動向や問題点に関する調査を実施するとともに、専門家を交えた国内委員会を開催し、国際共同治験の円滑な実施のための諸条件について検討を行い、三極共同治験相談の試行に向けた準備を行う。 ・国際会議(ICH)等への出席や日中韓薬事関係局長会合ワーキンググループの開催・出席のほか、コンピニエーションプロダクト(医薬品と医療機器がセットになった製品)等の規制上の問題点を調査し、必要な改善策について検討する。 医薬品等の承認審査に係る国際整合化の動き及び規制緩和に対応するためのものであり、より有効で安全な医薬品等を欧米先進国に遅れることなく国民に提供することができると見込んでいる。	193	
(5) 再審査・再評価調査事業 (平成15年度)	1.54億円 (1.30億円)	1.56億円	1.57億円	1、2	・再審査に関するGLP査察、申請品目について審議会で調査審議するための資料の整備、結果の公示、申請企業への通知等。 ・GSPS基準の遵守状況の調査及び再審査・再評価申請資料等の信頼性を確保するため、GSPS査察を実施。 ・後発医薬品に関して、(独)医薬品医療機器総合機構の相談窓口へ寄せられた意見等について、国立医薬品食品衛生研究所において検討会を開催し検討を行う。 また、国立医薬品食品衛生研究所等において、後発医薬品に関する試験検査を実施し、試験結果について検討会において検討し、その結果を公表する。 薬事法に基づく再審査、再評価は、医薬品の品質、安全性、有効性等を確保するためのものであり、有効で安全な医薬品を国民に提供することができると見込んでいる。 また、後発医薬品の品質を確保するためのものであり、後発医薬品の品質に対する懸念の解消を図ることができると見込んでいる。	194	
(6) 医療機器審査体制基盤強化費 (平成17年度)	0.42億円 (0.42億円)	0.79億円	0.78億円	1、2	有効性・安全性の高い新医療機器の迅速な承認審査に寄与し、有効で安全な医療機器をより早く医療の現場に提供するため、以下の事業を実施。 ・医療機器規制のあり方に関する検討及び調査。 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律42条基準及び承認基準の作成・見直し。承認不要範囲の拡大、承認手続の簡素化、臨床試験データのあり方等の検討、JIS規格の見直し。 ・体外診断薬の承認手続等の検討、診断の誤りが生命及び健康に影響を及ぼす恐れのある感染症についての標準血清パネルの作成等。 ・使用成績評価に関するガイドラインの作成及び検討等。 ・世界に先駆けた医療機器の国際規格・基準の策定・提案を推進。 これらの取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。	196	

<p>医療機器審査体制基盤強化費(審査事業) (平成17年度)</p>	<p>1.46億円 (0.88億円)</p>	<p>1.44億円</p>	<p>1.42億円</p>	<p>1、2</p>	<p>医療機器審査体制の基盤の強化に寄与し、有効で安全な医療機器をより早く医療の現場に提供するため、以下の事業を実施。 ・最先端の技術を用いた医療機器の製品開発効率化・審査迅速化のため、審査時に用いる技術評価指標を作成。 ・学会等の要望に基づき、医療ニーズの高い医療機器等について企業への開発要請など早期承認に向けて多面的に検討。 ・使用に当たり医師や施設の要件が必要となる革新的な医療機器については、承認前に関係学会へ使用要件等の作成を依頼。 ・薬事申請準備が迅速に進むよう、申請に携わる企業担当者に対して申請資料や治験計画を的確に作成するための教育研修プログラムを実施。 ・ニーズの高い在宅医療機器を把握し、これらの機器の早期導入に向けた取組を検討。 ・医療機器の規制に関する国際的調和推進に向けた取組や、日米間の協力による医療機器の同時開発・同時承認等に向けた取組を検討。 ・中小・ベンチャー企業等が行う革新的医療機器等に係る相談・申請手数料を減免。 ・軽微変更届出を適切かつ円滑に確認するための体制整備。 これらの取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。</p>	<p>197</p>
<p>第三者認証制度等適正推進費 (平成17年度)</p>	<p>0.2億円 (0.03億円)</p>	<p>0.015億円</p>	<p>0.015億円</p>	<p>1、2</p>	<p>第三者認証制度を適正に運用するためには、認証機関の認証行為レベルを一定水準以上に維持させるとともに、各認証機関との間で認証行為の質に格差が生じない環境を整備する必要があるため、以下の事業を実施。 ・認証行為を行うために必要な制度等に関する研修を実施することにより、適正な認証の実施を推進する。 ・認証機関の調査・分析・評価等を行うとともに、改正工業標準化法に基づく第三者認証機関に対する登録時の調査や研修を実施する。 ・医療機器製造施設への訪問調査及び第三者認証制度に関する意見交換を行う。 登録基準が作成され、認証対象品目が拡大されることにより、申請者としても申請のための負担が軽減されることとなる。 さらにPMDAにおいても革新的な医療機器の審査に専心できるようになるため、革新的な医療機器が迅速に世に送り出されることにつながる。</p>	<p>195</p>
<p>革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業費 (平成24年度)</p>	<p>11.11億円 (10.43億円)</p>	<p>10.04億円</p>	<p>9.04億円</p>	<p>1、2</p>	<p>革新的技術を応用した医薬品・医療機器・再生医療等製品については、開発時に必要な試験や審査方針がないため、開発段階から必要な試験やガイドラインを作成し、世界に先駆けた日本発の技術の実用化に向けた取り組みを行う必要がある。そのため、以下の事業を実施する。 ・実用化の道筋がしている分野については、公募により研究等機関を選定し、研究の支援を行い、有効性・安全性の評価法を確立し、革新的医薬品等の実用化、国際標準化による海外展開に寄与するとともに、開発時に必要な試験やガイドラインを策定する。 ・選定先の研究機関へ審査実務に精通したPMDAの審査員等を一定期間派遣し、ガイドライン研究に参加させることにより、実務的なガイドラインを早期に策定する。 国民の関心の高い疾患等に対する革新的な医薬品等の早期の実用化に繋げるためのものであり、革新的な医薬品等を国民により早く提供することができると見込んでいる。</p>	<p>198</p>

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅰ-6-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(施策目標Ⅰ-6-2)							担当 部局名	医薬食品局	作成責任者名	総務課長 鎌田 光明 医薬品副作用被害対策室長 岡本 利久 安全対策課長 宇津 忍 監視指導・麻薬対策課長 赤川 治郎												
施策の概要	本施策は、次の施策を実施している。 ・一般用医薬品の販売制度の定着を図ること ・C型肝炎訴訟等、医薬品等に関する訴訟等に対応すること ・医薬品等の安全対策を推進すること ・医薬品等の品質確保の徹底を図ること ・GMP/QMS調査の国際的な整合化を図ること							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようなこと														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	3,095,806	3,485,225	3,281,267	1,897,534	1,907,124	2,176,479		-	-	-											
		補正予算(b)	0	-51,946	142,764	55,951																	
		繰越し等(c)	-94,167	207,324	131,686	283,141	55,951																
		合計(d=a+b+c)	3,001,639	3,640,603	3,555,717	2,236,626	1,963,075	2,176,479															
執行額(千円、e)	1,729,942	2,177,554	2,044,965	1,594,916																			
執行率(%)、e/d)		57.6%	59.8%	57.5%	71.3%																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>・平成21年6月1日から施行された改正薬事法に基づく一般用医薬品の販売制度の定着状況を確認し、より一層の制度の定着を図る。</p> <p>・「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎ウイルスに感染されたものと裁判において事実確認された、C型肝炎感染者又はその相続人に対し、症状に応じて給付金を支給する。</p> <p>・「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の最終提言等に基づき、国は、安全対策等の充実・強化を進めている。</p> <p>・薬事法に基づき、製造販売業者への立入検査や不良品の回収指導等を行い、医薬品等の品質の確保を図っている。また、偽造医薬品を含む個人輸入等のリスク情報の収集と周知を図る。</p> <p>・GMPの査察当局による国際的な枠組みであるPIC/S加盟を目指す。</p> <p>※「GMP」/「QMS」は、医薬品・医薬部外品/医療機器の製造管理及び品質管理に係る基準をいう。</p> <p>※「PIC/S」は、複数国間における非公式の医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキームをいう。</p>							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28		○			
24	25	26	27	28																			
	○																						
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 第1類医薬品の販売の際の情報提供の実施率	-	26年度	前年度以上	毎年度	前年度 (85%)以上	前年度 (88%)以上	前年度 (90%)以上	前年度以上	前年度以上	薬事法第36条の5第1号の規定により、第1類医薬品を販売・授与する際は、薬剤師をして販売・授与させなければならないこととされており、同法第36条の6第1項において薬剤師をして情報提供させなければならないこととされている。第1類医薬品販売時の薬剤師による説明を徹底させることにより、当該医薬品を使用する国民の安全・安心に資することができる。													
2 医薬品等副作用情報収集件数	-	26年度	前年度以上	毎年度	前年度 (65,856件) 以上	前年度 (72,701件) 以上	前年度 (74,958件) 以上	前年度以上	前年度以上	医薬品等の安全性を確保するためには、国内外の副作用等に関する情報を幅広く、迅速にかつ的確に収集した上で、分析評価し、適切な安全性確保対策を講じて重篤な副作用等による健康被害の発生を未然に防止することがきわめて重要である。安全性確保のための分析評価をするためには、より多くの情報収集をすることが重要であり、常に対前年度以上の収集件数を目指すこととしている。													
3 医療情報データベースの設置病院数	-	-	10病院	毎年度	7病院	10病院	10病院	10病院	-	日本においては、医薬品の市販後の安全性情報は、医療関係者等からの自発的な報告を企業が収集し報告したものとなっている。また、日本においては、薬剤疫学分野の研究者が少なく、調査・研究を支援する体制も十分でない状況であり、医薬品の市販後安全対策に資する薬剤疫学の基盤整備を図るため、医薬品の安全対策に活用するための医療情報データベースを整備することが重要である。医療情報データベースが設置される病院数を指標とし、事業計画を踏まえて、目標を累計で10病院とした。													
4 都道府県・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)でのGMP査察研修の実施回数	24回	毎年度	24回	毎年度	24回	24回	24回	24回	24回	都道府県のGMP担当者の査察の質の向上を図るため、研修内容や研修実施体制を強化することとしており、当該研修の実施回数を指標とした。													
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
			施策の進捗状況(実績)																				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	特定フィブリノゲン製剤等を投与されたことによるC型肝炎患者に対して、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づき給付金を支給しているものであり、支給者数を目標値とするのは適切でないが、現状を把握する上で重要な指標である。													
5 C型肝炎感染被害者に対する給付金の受給者数(平成19年度より実施)					129人	133人	集計中	-	-														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 一般用医薬品販売制度実態把握調査事業(平成21年度)	18百万円 (10百万円)	18百万円	18百万円	1	一般用医薬品販売についての実態把握調査により販売ルールの遵守状況を確認し、結果に応じて、地方自治体や関係団体等を通じて販売者に対し、販売ルールの遵守徹底を求める。 第1類医薬品販売時の薬剤師による説明を徹底させることにより、当該医薬品を使用する国民の安全・安心に資することができると思込んでいる。	200
(2) 医薬品事故障害者対策事業(昭和55年度)	88百万円 (78百万円)	85百万円	75百万円	-	国と和解が成立したスモン患者のうち、介護を必要とする重症者について、介護費用の支給を行う。 国と和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者に対する介護費用の支払いを行うものであり、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	199
(3) 医薬品副作用等被害救済事務費等補助(昭和54年度)	285百万円 (285百万円)	308百万円	320百万円	-	① 医薬品副作用被害救済事業 昭和55年5月1日以降に医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病、障害及び死亡に対して、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の給付を行う。 ② 生物由来製品感染等被害救済事業 平成16年4月1日以降に生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず感染したこと等による疾病、障害及び死亡に対して、医療費等の給付を行う。 ③ 保健福祉事業 先天性の血液凝固異常症であり、その治療のため、血液凝固因子製剤の投与を受けたことによりC型肝炎ウイルスに感染した者で、慢性C型肝炎が進行して肝硬変又は肝がんに疾患している者を対象として、調査研究を実施している。 医薬品副作用被害救済事業、生物由来製品感染等被害救済事業等の運営に必要な事務経費を補助しているため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	201
(4) 医薬品等事故対策事業(平成9年度)	1535百万円 (220百万円)	620百万円	619百万円	-	① 医薬品等による健康被害に関して係争中の損害賠償請求事件の事実調査、出廷等の訴訟関連業務 ② 医薬品副作用被害救済制度給付不服申立検討会等の運営業務 医薬品等による健康被害に係る訴訟等の対応に必要な経費であり、裁判の進捗状況等により左右されるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	202
(5) エイズ患者遺族等相談事業(平成9年度)	115百万円 (115百万円)	127百万円	126百万円	-	①エイズ患者遺族等相談事業 血液製剤によるHIV感染により家族を亡くした遺族等のための相談や相談員を対象とした研修会等を行う。 ②ヤコブ病サポートネットワーク事業 ヒト乾燥硬膜の移植によりクローンツェルト・ヤコブ病を発症し家族を亡くした遺族等のための相談や相談員を対象とした研修会等を行う。 ③サリドマイド被害者生活支援等事業 医療・介護等に専門的知識を有する相談員(社会福祉士等)を配置して、被害者からの生活全般における相談等を行う。 裁判上の和解等に基づき遺族等に対して必要な支援を行い、精神的な苦痛の緩和を図るものであるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	203
(6) 医薬品等医療安全対策事業(平成13年度)	2百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	-	医薬品・医療機器等に起因した事故事例等に関して独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する分析・評価結果や他省庁等からの情報をもとに具体的な改善策を検討し、必要に応じて有識者等の意見を聞いた上で、ガイドラインの策定、製品の基準化、関係団体への要請を行うなどの改善策の具体化を図り、医療安全の向上を図る。 フェールセーフ(故障・誤操作時に安全な方に作動)やフールプルーフ(誤操作をしても危険にさらされない)の考えを基に表示やデザインを変更することで、医療事故やヒヤリ・ハット事例の防止に繋がるような製品を医療の場に提供することを目的として、その対策に取り組んでいる。(医療安全情報の報告実績数：5回以上を目標)	204
(7) 医薬品等安全性調査事業(平成9年度)	20百万円 (20百万円)	18百万円	18百万円	2	医薬品・医療機器等安全性情報報告制度による報告数を増加させるため、医療機関、関係団体、都道府県等にパンフレットを送付し普及啓発に努める。 医薬品等の安全性を確保するためには、国内外の副作用等に関する情報を幅広く、迅速に、かつ的確に収集した上で、分析評価し、適切な安全対策を講じて重篤な副作用等による健康被害の発生を未然に防止することが極めて重要である。本事業により、医療関係者からの副作用等の報告が増加し、一層の安全対策を図ることができると見込んでいる。(医薬品等副作用情報収集件数：前年度以上を目標とする。)	205
(8) 市販後安全対策事業(平成16年度)	236百万円 (220百万円)	241百万円	228百万円	-	医薬品等の安全対策について、従来の製薬企業等からの個々の副作用症例報告に基づいた対応に加え、学会、医療機関、企業等との連携による予測・予防型の積極的な副作用対策を実施し安全対策の充実・強化を図る。 副作用症例報告に基づく安全対策の評価・検討を行うほか、医薬品・医療機器の市販後後一定期間の副作用・不具合発生状況等に関する調査の実施(定点観測事業)、重篤副作用の遺伝子マーカー解析事業の実施、服薬情報と出生児への医薬品の影響の有無に関する情報収集等、催奇形性が問題とされるサリドマイド製剤の個人輸入登録・管理システムの運用など、市販後安全対策に必要な事業を実施する。【補助金：補助率10/10】(定点観測事業実施品目数：4品目以上を目標)	206
(9) 医薬品等GVP(製造販売後安全管理基準)対策事業(平成17年度)	6百万円 (4百万円)	5百万円	5百万円	-	平成17年4月に製造販売業の許可要件(薬事法第12条の2)としてGVP(製造販売後安全管理基準省令)が施行されたが、この省令は、安全管理情報の収集・検討、安全確保措置の実施などソフト面の基準であること、また、法定受託事務として都道府県において実施されていることから、基準の適合性評価を各都道府県で一律かつ適正に確保する必要がある。 製造販売業許可に際してのGVP適合性調査及び指導業務を円滑に実施するため、また、都道府県間の指導内容の標準化を図るために、製造販売業者における実際の事例を使用した複数の都道府県薬事監視員合同による模擬査察研修を実施する。(GVP模擬査察研修受講者実績：各都道府県から1名以上で、累計50名以上を目標)	207
(10) 医薬品副作用被害等判定調査事業(昭和55年度)	2百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	-	独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害者に対して救済給付を行っているが、その支給の可否の決定に際し、医学的薬学的判定を要する事項を調査・審議する判定部会の運営に関する業務を行う。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づき、医学的薬学的事項について厚生労働大臣に対して判定の申出が行われる事例の、申請資料等の整理、検討等を行うとともに、副作用・感染等被害判定部会の判定結果を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して通知すること等を行う(副作用救済給付決定数：1,300件数以上を目標とする。)	208
(11) 医療情報データベースを活用した医薬品等安全対策総合推進事業(平成23年度)	374百万円 (364百万円)	223百万円	274百万円	3	医療情報データベースを活用した疫学的手法による副作用情報等の収集・分析体制を強化するため、平成23年度からの3年間で10箇所の拠点病院に医療情報データベースを構築し、これら拠点病院からのデータを統合解析するシステムを独立行政法人医薬品医療機器総合機構に構築した。平成27年度は同データベースの試行利活用を行い、併せて分析手法のガイドライン作成のための集積データのバリデーション(検証)事業を引き続き行う。 全国10箇所の大規模病院を医療情報データベースの拠点として整備することにより、医療情報データベースを活用した疫学的手法による副作用情報の収集・分析体制が強化され、医薬品の安全対策を推進した。(医療情報データベースの設置病院数：平成26年度までに設置済)	214

⁽¹²⁾ 医薬品等監視指導対策費 (平成元年度)	264百万円 (116百万円)	130百万円	166百万円	—	1. 地方厚生局及び都道府県の薬事監視行政の指導等を行う。 2. 健康食品と称して販売されている製品の試買・検査、医薬品成分を含有する製品を販売する業者への指導・取締り等を行う。 3. 偽造医薬品、健康食品と称して販売されている無承認無許可医薬品及び指定薬物等に関する情報を収集し、注意啓発を行う。 監視・指導等を通じて医薬品の品質確保を図るとともに、国民への啓発を通じて保健衛生上の危害を防止することを見込んでいる。	209
⁽¹³⁾ 医薬品迅速分析法等作成事業 (昭和56年度)	0.8百万円 (0.7百万円)	0.6百万円	0.6百万円	—	都道府県の地方衛生研究所が無承認無許可医薬品の検査を行うために必要な分析法を作成する。 都道府県の地方衛生研究所で実施している医薬品の収去試験において迅速かつ再現性よく定性・定量できる分析法を作成することにより、都道府県における監視・取締りの効率化を図ることができると見込んでいる。	210
⁽¹⁴⁾ 医薬品等GMP対策事業 (平成4年度)	22百万円 (21百万円)	20百万円	20百万円	4	平成26年7月1日付けで、医薬品の品質の確保のための査察に関する国際的な枠組み(PIC/S)に加盟したことから、加盟国との情報共有や都道府県による査察の質の向上と全国的な整合化を図るため、国やPMDA、都道府県による査察員の研修を充実させる。 都道府県のGMP担当者の査察水準を向上させることで、医薬品等の品質確保を図り、PIC/Sの加盟国としての水準を確保出来ると見込んでいる。	211
⁽¹⁵⁾ 後発医薬品品質確保対策事業 (平成10年度)	26百万円 (24百万円)	22百万円	22百万円	—	都道府県の薬事監視員が後発医薬品を製造販売又は製造する業者へ立入検査を行い、GMPの実施状況等の指導及び国・都道府県が選定した品目について、流通する製品の品質の確認検査を行い、後発医薬品の品質確保を図る。 後発医薬品の品質の確認検査を行うことにより、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるようにすると見込んでいる。	212
⁽¹⁶⁾ 医薬品国家検定事業 (昭和23年度)	9百万円 (9百万円)	9百万円	9百万円	—	品質上の問題が生じる恐れのある医薬品について、その品質を確保するため、国による品質検査(国家検定)等を行う。 品質上の問題が生じるおそれのある医薬品について、国による品質検査(国家検定)等を行うことにより、当該医薬品の品質を確保できると見込んでいる。	213

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-6-3))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	医薬品の適正使用を推進すること(施策目標 I-6-3)							担当 部局名	医薬食品局	作成責任者名	総務課長 鎌田 光明												
施策の概要	本施策は、医薬品の適正使用の普及啓発を推進するために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)の うち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	82,802	202,076	124,549	321,563	307,487	302,688															
		補正予算(b)	0	0	0	0																	
		繰越し等(c)	0	0	0	0																	
		合計(d=a+b+c)	82,802	202,076	124,549	321,563	307,487	302,688															
執行額(千円、e)	77,800	200,495	119,871	294,000																			
執行率(%, e/d)		94.0%	99.2%	96.2%	91.40%																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	医薬品の適正使用を推進するべく、医薬分業の推進、薬局における医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門分化の進展に対応できる病院・薬局薬剤師の知識及び技能の養成、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成事業を実施している。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																			
		○																					
測定指標 (定量的)	基準値	目標年度	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
1 医薬分業率(全国)	-	26年度	前年度以上	毎年度	65.1%以上 66.1%	66.1%以上 67.0%	67.0%以上 /	前年度以上 /	前年度以上 /	医薬分業が進むことによって、薬局の薬剤師による服薬指導等の機会が増え、医薬品の適正使用の啓発が進むと考えられるため、医薬分業率を目標値として設定した。 なお、医薬分業率については、地域の特性等様々な要因があることから、全国一律の数値としての設定は困難であるため、目標値を前年度以上として設定した。													
2 日本薬剤師会が実施している各種 研修・講習会受講者数	-	26年度	前年度以上	毎年度	3,643人以上 3,277人	3,277人以上 3,441人	3,441人以上 /	前年度以上 /	前年度以上 /	薬剤師研修を充実させることによって、各種研修・講習会を受講する薬剤師が増加し、薬剤師の知識及び技能が向上することは、医薬品の適正使用の推進に資するものと考えられるため、当該指標を設定した。													
測定指標 (定性的)	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 医薬品適正使用推進事業 (普及啓発に係る部分) (昭和50年度)	12百万円 (11百万円)	12百万円	22百万円	1	・厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会の主催で実施する「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)において、医薬分業の趣旨を盛り込んだポスター及びリーフレットを作成・配布し、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、保健衛生の維持向上を図る事業。 ・啓発資料配布数(ポスター57000部、リーフレット97000部)。 ・医薬分業指導者協議会開催回数 1回の実施。	216
(2) 薬局医療安全対策推進事業 (平成20年度)	38百万円 (38百万円)	38百万円	38百万円	2	・薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・評価を行うことにより、再発防止に役立て医療安全の確保を目的とする事業。 ・ヒヤリ・ハット事例の収集のため、本事業への参加薬局数の増加を促進する。 ・分析・評価した内容を関係者に周知する。	217
(3) 薬剤師生涯教育推進事業 (平成22年度)	15百万円 (13百万円)	15百万円	15百万円	2	・病院や薬局等に勤務している薬剤師を対象として、病院や地域におけるチーム医療に貢献するために必要な知識及び技術を習得させるため、医療現場等において医師や看護師等と協働した高度な医療に関する実務研修等を行う事業。 ・チーム医療や地域医療の推進に貢献する薬剤師を養成する研修を行うこと等により、基準調剤加算(1及び2)の届出数の増加を推進する。	218
(4) 薬局・薬剤師を活用した健康情報 拠点推進事業 (平成26年度)	-	239百万円	212百万円	1	・地域の実情に沿ったセルフメディケーションや在宅医療に関するモデル事業を実施し、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点作りを推進することを目的とする事業。 ・モデル事業は、地域において先駆的な取組を行うことにより、地域住民の健康増進に寄与となることを照らし、その結果を今後広く活用する。	219
(5) 新販売制度普及促進事業 (平成26年度)	-	9百万円	9百万円	1	・一般用医薬品のインターネット販売の安全性を確保するため、優良サイトの認定・認証制度の仕組みについて検討し、また濫用等の恐れのある品目がネットで購入しやすくなる懸念があることから、多量購入等を防止する取り組みについても検討する事業。 ・これらの検討の結果を活用することにより、医薬品の適正使用を推進する。	220

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-7-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標: I-7-1)					担当 部局名	医薬食品局	作成責任者名	血液対策課長 浅沼 一成 総務課医薬品副作用被害対策室長 岡本 利久												
施策の概要	本施策は、健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図るために実施している。 また、HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ患者等に対して、調査研究事業や健康管理支援事業を実施している。					政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7 安全な血液製剤を安定的に供給すること														
施策の予算額・執行額	区分 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c) 執行額(千円、e) 執行率(%、e/d)	23年度 505,786 0 0 505,786 505,786 100.0%	24年度 499,874 -1,529 0 498,345 498,345 100.0%	25年度 624,613 0 0 624,613 579,219 92.7%	26年度 614,785 0 0 614,785 573,013 93.2%	27年度 622,163 0 0 622,163 0 0%	28年度要求額 632,945 0 0 632,945 0 0%	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 閣議決定「献血の推進について」	年月日 昭和39年8月21日	関係部分(概要・記載箇所) 政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。										
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)により、国・地方公共団体・採血事業者は下記の①～③を行うこととされている。 ①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置 ③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護 ・毎年度、「献血の推進に関する計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 ※平成26年度告示: 平成26年度の献血の推進に関する計画(平成26年厚生労働省告示第119号) ・毎年度、「血液製剤の安定供給に関する計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 ※平成26年度告示: 平成26年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成26年厚生労働省告示第118号) ・HIV訴訟和解確認書に基づき、血液製剤によるHIV感染者に対するエイズ発症予防調査研究事業や血液製剤によるエイズ患者等に対する健康管理支援事業を実施している。					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																	
			○																		
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
1 安定供給に必要な血液量の確保状況	-	199万L 平成27年度	208万L 203.9万L	205万L 200万L	205万L 195万L	199万L	-	毎年度、国が策定する「献血の推進に関する計画」において、当該年度に確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を基準値並びに目標値として設定した。 ※確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。													
2 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況	-	91万L 平成27年度	95万L 95.6万L	92万L 94.7万L	92万L 92.4万L	91万L	-	毎年度、国が策定する「血液製剤の安定供給に関する計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を基準値並びに目標値として設定した。 ※確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。													
測定指標 (定性的)	目標 目標年度		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
-	-		-					-													
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	血液製剤によるHIV感染者やエイズ患者等に対して、HIV訴訟和解確認書に基づき実施している事業であるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。													
3 エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数			540人	529人	524人	-	-	-													
4 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数			112人	112人	110人	-	-	-													

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 血液安全・安定供給等推進事業 (平成25年度)	135百万円: (89百万円)	127百万円	138百万円	1.2	感染症の発生等を踏まえた血液製剤の安全体制の強化、献血に対する意識の向上や献血者が安心して献血できる環境の整備、血漿分画製剤の国内自給体制の整備、医療機関における血液製剤の使用実態の把握と適正使用に向けた体制整備を行う。 毎年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上を確保(27年度目標量 199万リットル)	222
エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業(平成5年度)	490百万円: (490百万円)	487百万円	484百万円	3.4	①血液製剤によりHIVに感染し、エイズ未発症の者に対し、健康管理費用としてCD4(T4)リンパ球が1マイクロリットル当たり200以下の方に月額51,200円、それ以外の方に35,200円を支給。 ②裁判上の和解が成立した者であって、エイズが発症している者に対し、「発症者健康管理手当」として月額150,000円を支給。 国とHIV訴訟原告団との和解確認書に基づいて実施されている事業であり、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	221

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-8-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること(施策目標 I-8-1)							担当 部局名	医政局経済課 医政局研究開発振興課 医政局総務課医療国際展開推進室		作成責任者名	経済課長 城 克文 研究開発振興課長 神ノ田 昌博 医療国際展開推進室長 山本 要											
施策の概要	本施策は、革新的な医療技術の実用化を図るとともに、医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握し、振興を図るために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼がかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標8 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	5,803,425	7,486,881	5,868,292	4,888,948	729,252	847,777		施政方針演説(安倍内閣総理大臣)	2013/2/28	日本発の技術であるiPS細胞を利用した再生医療・創薬など、最先端の医療技術を積極的に活用して、世界に先駆けて健康長寿社会を目指す決意を表明											
		補正予算(b)	0	5,524,356	1,772,724	1,120,150																	
		繰越し等(c)	0	2,968,764	0	1,772,724	1,120,150																
		合計(d=a+b+c)	5,803,425	15,980,001	7,641,016	7,781,822	1,849,402	847,777															
執行額(千円、e)	5,633,424	10,153,968	3,963,432	集計中																			
執行率(%、e/d)		97.1%	63.5%	51.9%	集計中																		
施策の背景・仕組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出や後発医薬品の使用促進を行うこととされている。</p> <p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業を我が国の経済成長を担う重要な産業と位置づけ、「健康医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)においても医薬品、医療機器等及び医療技術関連分野における産業競争力の向上を目指すとともに、医療の国際連携や国際貢献を進めることとしている。</p> <p>また、「社会保障制度改革国民会議」報告書(平成25年8月6日)において、引き続き後発医薬品の使用促進に取り組むこととされ、日本再興戦略改定2014においても、後発医薬品の一層の普及に向けて取り組むとされている。</p>							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○			○	
24	25	26	27	28																			
○			○																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 新たに大臣告示された先進医療Bの件数	17	26年度	前年度以上	毎年度	8	7	10	前年度(17)以上	前年度以上	先進医療の大臣告示の件数を増やすことで、アカデミア主導の臨床研究を活性化させ、その結果、患者に新規医療技術を提供する機会が増大することが期待されるため、新たに大臣告示された先進医療Bの件数を指標として選定し、毎年度その数値を上伸ばせることを目標とした。													
2 再生医療等安全性確保法において新たに届出された再生医療等提供計画(臨床研究に限る)の件数	-	-	前年度以上	毎年度	-	-	-	15	前年度以上	特に開発が期待されている再生医療分野の臨床研究を促進するため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)における再生医療等提供計画の新規の届出件数(臨床研究に限る。)を指標として選定し、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」により新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究の実績件数に基づき27年度目標値を設定するとともに以後毎年度その数値を上伸ばせることを目標とした。													
3 後発医薬品安心使用促進事業の実施都道府県数	37	26年度	前年度以上	毎年度	35	35	37	前年度(37)以上	前年度以上	平成25年4月に厚生労働省で策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、後発医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上にするとしている。都道府県に対し後発医薬品安心使用促進事業の実施を促しているところから、指標として選定し、目標値を設定した。													
4 臨床研究登録情報の検索ポータルサイト閲覧数	1110776	26年度	前年度以上	毎年度	/	/	/	150000	前年度(1110776)以上	前年度以上	サイト閲覧数の増加は国民・患者にとっての利用のしやすさの向上を表していると考えられるため、その数値を上伸ばせることを目標とした。												
5 協力関係の樹立や協力案件を進める国数	20ヶ国	26年度	前年度以上	毎年度	/	/	/	14カ国	前年度(20)以上	前年度以上	相手国の実情に適した医薬品・医療機器等の輸出等の促進を図るため、協力関係の樹立や協力案件を進める国数を指標とし、毎年度その数値を上伸ばせることを目標とした。												

測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度	施策の進捗状況(実績)					
-	-	-					-	
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-
-	-							-
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
臨床研究品質確保体制整備事業 (平成24年度) (1)※平成26年度補正予算から「臨床 研究中核病院整備事業」から事業 名を変更	-	-	179万円	-	国際水準の臨床研究や難病等の医師主導治験を他の医療機関と共同で実施するとともに、他の医療機関が行う臨床研究の実施を支援する拠点を整備する事業について、関係府省及び日本医療研究開発機構と連携して当該事業が適切に実施できるよう課題を抽出し、解決策を実施する。	223		
(2) 医薬品等価格調査費(昭和27年度)	1.41億円 (1.26億円)	1.42億円	1.46億円	-	健康保険法第76条第2項の規定に基づく診療報酬中の薬剤料の算定基準である「使用薬剤の薬価」(薬価基準)の改正等の基礎資料を得ること。(医薬品等の市場実勢価を把握することで、診療報酬改定時に薬価等を適正な水準に見直しすることが可能となる。) <医薬品価格調査関係> ・医薬品価格本調査 薬価改定のための基礎資料を得ることを目的として実施する。 ・信頼性調査 医薬品価格調査のデータ補完のため、立入検査方式により実施する。 ・客体精密化調査 医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するために実施する。 ・価格妥結状況調査 医薬品に係る取引価格の未妥結・仮納入の状況を把握するために実施する。 <特定保険医療材料価格調査関係> ・特定保険医療材料価格本調査 材料価格基準改定のための基礎資料を得ることを目的として実施する。 ・経時変動調査 特定保険医療材料価格調査データ補完のため、立入検査方式により実施する。 ・客体精密化調査 本調査の調査客体を的確に把握するために実施する。 平成27年度における達成手段の達成目標: 医薬品・特定保険医療材料価格に関する各調査の実施(回収率: 100%)	224		
(3) 医薬品等産業振興費(昭和27年度)	2.29億円 (1.54億円)	2.26億円	2.20億円	3	医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析及び総合的な調査研究を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていく。 ロードマップで定めた取組を進めていく。さらにその取組状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要な促進策をロードマップに追加し実行していく。 ①不適切な取引慣行を改善するために、懇談会を開催し検討を行うとともに、医薬品卸売業者が出席する全国地区会議に出席し流通改善に向けた取組状況の把握・指導等を行うことにより、流通の適正化を図る。 ②「薬事工業生産動態統計」を作成するにあたっての都道府県事務委託費、年報・月報冊子の印刷配布用経費、調査用資材の印刷・購入経費。(システムにかかる経費を除く) ③「医薬品産業実態調査報告書」及び「医療機器産業実態調査報告書」を作成するにあたって、調査票・報告書の印刷用経費、調査対象に対する調査票の発送用経費、報告書作成のための集計用経費。 ④後発医薬品使用促進のため、一般国民向けリーフレットの作成配布及び医療関係者向けのセミナーの開催等を行う。 ⑤各都道府県において、医療関係者等を構成員とする協議会を設置し、国民・医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう、地域の実情に応じた使用促進のための具体的な事業を検討し、実施する。 ⑥医薬品及び医療機器のコード化に向けた取組は、厚生労働省通知に基づき業界の協力を得ながら推進しているところであり、取組の進捗状況を把握することにより、表示状況を踏まえた普及促進を図る。 ⑦必須医療機器の安定供給を確保するため、医療機器業界向けにアンケート調査及び関係企業等のヒアリングを行い、有事対応を円滑に行うための情報を整理する。	225		
(4) 薬事工業生産動態統計システム経費(平成12年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.29億円	0.30億円	-	統計法に基づく基幹統計調査として、医薬品、医薬部外品、衛生材料、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産(輸入)等の実態を明らかにする「薬事工業生産動態統計」を作成している。統計を効率的に作成するため、「薬事工業生産動態統計システム」を整備・運用することにより、迅速に統計表を公表することを目的とする。	226		
(5) 保険適用申請相談事業(平成27年度)	-	-	0.09億円	-	革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善として、新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見直し等について、治験前、薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備する。 保険適用希望書提出の窓口となる職員を地方に定期的に派遣し、医薬品・医療機器開発企業や研究機関を対象として保険適用に関する相談会を現地で開催する。 平成27年度における達成手段の達成目標: 本事業における保険適用相談実施回数	新27-011		

(6) 医薬品等研究開発動向等調査費(昭和63年度)	0.19億円 (0.11億円)	0.18億円	0.17億円	-	先進的な研究開発の動向や振興策が必要な各研究分野の状況を把握し、今後の施策の方向性を検討すること等により、医薬品等の研究開発を促進する。	227
(7) 治験活性化対策費(平成19年度)	460万円 (126万円)	480万円	314万円	-	我が国の治験における課題及びその解決策の検討を行い、治験を円滑に実施するための環境整備等を促進する。	228
(8) ES細胞・iPS細胞臨床研究指针对策費(平成21年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	2	ヒト幹細胞を用いる臨床研究(以下「ヒト幹細胞臨床研究」という。)を実施する機関における研究の実施状況、海外における再生医療等に係る指針の整備状況等について調査を行い、調査結果を再生医療推進のための企画・立案に役立てることにより、ヒト幹細胞臨床研究を促進する。	230
先進医療制度対策費(平成21年度)	0.36億円 (0.33億円)	0.38億円	0.37億円	1	薬事法上の承認等を得ていない医薬品・医療機器を用いた医療技術等を、一定の要件の下に「先進医療B」として認め、保険診療と併用できることとし、保険収載や薬事法上の承認申請等につながる科学的評価可能なデータ収集の迅速化と、広く対象患者へ該当医療の提供機会の促進を図る。	231
(10) 治験適正推進費(平成12年度)	0.14億円 (616万円)	660万円	45万円	-	厚生労働科学研究費補助金を受けている研究事業のうち臨床研究を実施している研究機関及び当該研究の審査を行う倫理審査委員会等に対し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の遵守状況の調査を行い、倫理的な臨床研究の実施を促進する。	232
(11) ヒト幹細胞情報化推進事業(平成24年度)	0.9億円 (0.9億円)	1.1億円	1.0億円	2	国内外の大学、研究機関等によって作成・保存されているヒト幹細胞(iPS細胞、ES細胞、疾患特異的iPS細胞を含む。)の作成・保存方法、性質等の情報を取りまとめ、国内外の研究者、患者等に対して情報の提供を行うヒト幹細胞データベース(日本語版・英語版)を構築することにより、ヒト幹細胞臨床研究を促進する。	234
(12) 先進医療評価の迅速・効率化推進事業(平成25年度)	0.39億円 (0.39億円)	0.39億円	0.38億円	1	厚生労働省と外部機関の2箇所ですべて事前相談や評価を実施することによる業務の効率化により審査過程の迅速化を図るとともに、先進医療の大臣告示の数を増やす。	236
(13) 臨床研究登録情報の検索ポータルサイト運営事業(平成26年度)	-	0.47億円	0.18億円	4	国民・患者が利用しやすい臨床研究情報の検索ポータルサイトのシステムの構築・管理・運営を行う。	239
(14) 再生医療促進事業費(平成26年度)	-	1.4億円	1.2億円	2	・病院等以外の細胞培養加工施設について、当該施設の構造設備等が再生医療等の安全性の確保等に関する法律の基準に適合するかどうかについて調査する。 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき、厚生労働省に提出された再生医療等提供計画等の書類情報のデータを保管し、再生医療等の提供状況を管理するとともに、国民に再生医療等の提供状況を分かりやすく伝えるための公表資料を作成する。	240
(15) 医薬品・医療機器産業海外展開推進事業(平成26年度)	-	0.7億円	0.4億円	5	海外展開している日系医薬品・医療機器企業の把握及び当該国での課題等の把握並びに保健省等との協議・交渉を行うことを通じ、日本の医薬品・医療機器の国際展開を推進する。	033

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-9-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること(施策目標 I-9-1)						担当 部局名	保険局総務課	作成責任者名	保険局総務課長 大島 一博												
施策の概要	本施策は次の事項を柱に実施している。 ・保険者の機能強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること ・保険者の適用・徴収・給付適正化に向けた事務を適切かつ効率的なものとする ・審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとする						政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること														
施策の予算額・執行額	区分 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c) 執行額(千円、e) 執行率(%、e/d)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
		8,467,719,940	8,673,323,167	8,940,187,764	9,479,970,667	9,655,426,242	9,869,801,707															
		364,066,037	271,279,048	8,095,410	5,699,850	-	-															
		0	-3,393,369	6,851,005	2,961,537	-	-															
		8,831,785,977	8,941,208,846	8,955,134,179	9,488,632,054	9,655,426,242	9,869,801,707															
8,820,089,999	8,938,028,556	8,954,158,048	9,487,115,125	-	-																	
99.87%	99.96%	99.99%	99.98%	-	-																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	我が国の医療保険制度においては、全ての国民が職業・地域に応じて健康保険や国民健康保険といった公的医療保険制度に加入することとなっている。病気等の際には、保険証1枚で一定の自己負担により必要な医療サービスを受けることができ、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。 一方で、国民皆保険達成から半世紀を超え、少子高齢化の進展、非正規雇用の増加など雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化している。今後とも必要な医療を確保しつつ、これらの社会経済情勢の変化に対応できるよう、効率化・重点化に取り組むつつ、医療保険制度の機能強化を図っていくことが必要である。 また、医療と介護に関する施策を一体的に推進するため、医療と介護の連携を推進する必要がある。 【根拠法令等】 ○ 健康保険法(大正11年法律第70号) ○ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ○ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 等						政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○	○			
24	25	26	27	28																		
○	○																					
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
	基準年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
各医療保険制度における保険料(税)の収納率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの財政の状況を参照するため指標として選定し、その数値を前年度以上とすることを目標値とした。												
健康保険組合	-	-	前年度以上	毎年度	99.9%以上	99.9%以上	99.9%以上	前年度以上	前年度以上	-												
市町村国保	-	-	前年度以上	毎年度	89.39%以上	89.86%以上	90.42%以上	前年度以上	前年度以上	-												
国保組合	-	-	前年度以上	毎年度	99.93%以上	99.94%以上	99.96%以上	前年度以上	前年度以上	-												
後期高齢者広域連合	-	-	前年度以上	毎年度	99.2%以上	99.19%以上	99.4%以上	前年度以上	前年度以上	-												

全国健康保険協会	—	—	前年度以上	毎年度	96.5%以上	96.9%以上	97.2%以上	前年度以上	前年度以上	—
					96.9%	97.2%	97.5%	—	—	
各医療保険制度における後発医薬品差額通知実施保険者数の割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	保険者による後発医薬品の動向状況を参照するため指標として選定し、その数値を前年度以上とすることを目標値とした。
健康保険組合	—	—	前年度以上	毎年度	37.6%以上	48.7%以上	51.7%以上	前年度以上	前年度以上	—
					48.7%	51.7%	集計中	—	—	
市町村国保	—	—	前年度以上	毎年度	28.89%以上	65.87%以上	79.32%以上	前年度以上	前年度以上	—
					65.87%	79.32%	集計中	—	—	
国保組合	—	—	前年度以上	毎年度	23.17%以上	40.85%以上	45.73%以上	前年度以上	前年度以上	—
					40.85%	45.73%	集計中	—	—	
後期高齢者広域連合	—	—	前年度以上	毎年度	40.4%以上	72.34%以上	91.49%以上	前年度以上	前年度以上	—
					72.34%	91.49%	集計中	—	—	
全国健康保険協会	—	—	前年度以上	毎年度	100%	100%	100%	前年度以上	前年度以上	—
					100%	100%	100%	—	—	
社会保険診療報酬支払基金における審査支払平均手数料分	—	—	前年度以下(平成27年度には80.00円以下)	毎年度	86.09円以下	83.77円以下	82.02円以下	前年度以下かつ80.00円以下	検討中	定員削減、職員給与費の見直し(ラスパイレ指数をおおむね100以下に引き下げ)、コンピュータ関連経費の縮減等、人件費及び物件費の両面にわたる総コスト削減に取り組む観点から指標として設定し、全レセプトの平均手数料について、平成27年度には、ピーク時の平成9年度決算と比較して25%以上下回る水準に相当する80.00円以下となるよう、段階的に引き下げることを目標値とした。
					83.77円	82.02円	80.60円	—	—	
レセプトの電子化率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	審査支払機関における事務の効率化状況を参照するため指標として選定し、その数値を前年度以上とすることを目標値とした。
総計	—	—	前年度以上	毎年度	90.6%以上	92.1%以上	94.1%以上	前年度以上	—	—
					92.1%	94.1%	集計中	—	—	
病院	—	—	前年度以上	毎年度	99.9%以上	99.9%以上	99.9%以上	前年度以上	—	—
					99.9%	99.9%	集計中	—	—	

診療所	—	—	前年度以上	毎年度	92.8%以上	94.2%以上	95.6%以上	前年度以上	—	—
					94.2%	95.6%	集計中	—	—	
歯科	—	—	前年度以上	毎年度	45.3%以上	54.7%以上	66.2%以上	前年度以上	—	—
					54.7%	66.2%	集計中	—	—	
調剤	—	—	前年度以上	毎年度	99.9%以上	99.9%以上	99.9%以上	前年度以上	—	—
					99.9%	99.9%	集計中	—	—	
測定指標 (定性的)	—	—	—	—	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					施策の進捗状況(実績)					
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—
—					—	—	—	—	—	—
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号				
	25年度	26年度								
(1) 医療保険給付費国庫負担金等 (大正15年度等)	8兆8,810 億円 (8兆8810 億円)	9兆1,613 億円 (9兆1,613 億円)	9兆3,680 億円	—	健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。(主な国庫負担割合:協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100、後期高齢者医療:3/12及び1/12 等)もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	241				
(2) 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 (平成20年度)	48億円 (47億円)	3.5億円	3.6億円	—	高齢者医療の円滑かつ健全な運営に資するため、糖尿病性腎症重症化予防事業等の保険者等が行う事業及び都道府県ごとに組織される保険者協議会において実施する各医療保険者等におけるデータヘルス事業の底上げや、都道府県内医療費分析等の事業について補助するものである。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	242				
(3) 後期高齢者医療制度事業費補助金 (平成20年度)	41億円 (41億円)	44億円	46億円	1.2	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し健康診査、医療費適正化及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	243				
(4) 後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金 (平成20年度)	10億円 (10億円)	9億円	9億円	4	後期高齢者医療制度に関する事務を効率的かつ円滑に実施するため、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会が行う事業(第三者求償事業、レセプト電算処理システム推進事業等)に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	244				
(5) 高齢者医療制度円滑化等補助金 (平成20年度)	358億円 (358億円)	273億円	315億円	—	高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険の保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	245				
(6) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金(平成20年度)	0	2,617億円	2,244億円	—	高齢者医療制度の円滑な実施を図るため、70歳から74歳の高齢者(誕生日が昭和19年4月1日までの者に限る)の医療費の自己負担を1割とするための費用並びに低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者の保険料を軽減するための費用を交付する。もって保険者等への交付を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	246				
(7) 国民健康保険団体連合会等補助金 (昭和52年度)	51.6億円 (51.6億円)	44.2億円	41.1億円	—	国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会が行う国保保険者の共同の目的を達成するための事業に対し、国庫負担を行う事業(国民健康保険団体連合会等補助金)を実施している。もって国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	248				
(8) 全国健康保険協会事務費負担金 (平成20年度)	87億円 (87億円)	85億円	79億円	—	以下により、全国健康保険協会の事務費の一部を国が負担することで、被保険者らの保険料負担を軽減している。 なお、全国健康保険協会においては、毎年前年の水準を下回ることを目標に事務費の削減を行っている。 ①全国健康保険協会の健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ②全国健康保険協会の胎児保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ③退職手当引当金	249				

(9)	健康保険組合事務費負担金 (大正15年度)	32億円 (32億円)	32億円	29億円	—	健康保険組合が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金。事務費負担金は、各健康保険組合の被保険者数に応じて負担することになっているが、社会保障関係費の量的縮減目標に資するため、平成10年度から20年度までは対象経費の1/4を削減し、平成21年度以降は1/2を削減している。	250
(10)	行政指導費 (昭和40年度)	79百万円 (79百万円)	59百万円 (79百万円)	80百万円	—	主意書及び会議資料の印刷にかかる費用を支出する。職員が使用する保険制度資料等を作成し、効率的かつ円滑に事業を行うことを目的とする。	251
(11)	医療保険制度企画調査費 (昭和42年度)	62百万円 (59百万円)	62百万円 (62百万円)	63百万円	—	期間業務職員の雇用(国の事業を遂行するために必要な業務の補助として職員の労働力のカバー)にかかる費用を支出する。業務を円滑に推進するために期間業務職員の雇用を行うことを目的とする。	252
(12)	健康保険組合指導等に必要経費 (昭和57年度)	4.7百万円 (2.5百万円)	4.0百万円	2.3百万円	—	①毎年度開催する健康保険組合及び社会保険資料報酬支払基金功績者大臣表彰に係る大臣表彰状の印刷、舞台設営の実施。 大臣表彰を実施することにより、医療保険制度の事業運営の発展に寄与している。 ②健康保険組合等へ各種通知の印刷、発送する事業を実施。 健康保険法等に関する各種改正についての周知を図ることにより、適正な制度運営を図る。	253
(13)	国民健康保険保険者等指導費 (①昭和52年度、②平成12年度)	8百万円 (4百万円)	5百万円	5百万円	—	① 国民健康保険功績者大臣表彰に係る表彰状の印刷(印刷製本費)、会場設営(雑務費) ② 都道府県、政令指定都市及び中核市の国民健康保険主管課(部)長を対象とした会議に使用する資料印刷(印刷製本費) ③ その他(国民健康保険制度資料集印刷(印刷製本費)、職員旅費、謝礼金、委員等旅費等) 国民健康保険事業の発展に資するための国民健康保険功績者大臣表彰、全国国民健康保険主管課(部)長会議の開催、研修や講演の実施等を通じて医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している。	254
(14)	医療担当者指導費 (昭和25年度)	12百万円 (12百万円)	6百万円 (7百万円)	12百万円	—	以下により、診療報酬改定を円滑に行うとともに、医療指導を行う者に対し、その業務を支障なく行わせることに資する。 ・中央社会医療保険協議会に必要とする診療報酬改定関係資料の印刷。 ・診療報酬改定に際し、改定内容の周知徹底等の業務を行うことによる職員への旅費等。	255
(15)	診療内容及び薬剤使用状況調査費 (昭和45年度)	9百万円 (9百万円)	9百万円 (8百万円)	9百万円	—	医薬品の価格決定システムや後発医薬品の使用促進策等、我が国の薬剤給付のあり方の検討に必要な調査項目について、文献調査を行うとともに、欧米4か国に調査団を派遣し、各国の薬局、薬剤師会、保険担当部門、医療機関、製薬団体等を訪問し、実地調査を行う。 政府決定等において、薬価制度上の革新的医薬品の適切な評価や後発医薬品の使用促進が重要課題として挙げられていることから、これらの施策の推進を図る必要がある。諸外国の医薬品に係る制度改革の実態・取り組みを把握し、我が国の今後の薬剤使用の一層の適正化に向けた価格システム、薬局・薬剤師の役割、その評価のあり方等の検討・考察を行うとともに、後発医薬品使用促進にかかる検討を的確に行うための基礎資料を収集することができる。	256
(16)	医療保険統計分析等経費 (昭和29年度)	2.2百万円 (1.9百万円)	2百万円 (2百万円)	2百万円	—	各制度の事業状況等を把握し、月報・年報等について取りまとめ公表する。もって医療保険各制度の事業状況等を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	257
(17)	医療保険実態調査費 (昭和37年度)	5.8百万円 (2.3百万円)	6百万円 (3百万円)	3百万円	—	各制度の年齢構成や保険料賦課状況等を把握し、実態調査報告書として取りまとめ公表する。もって医療保険各制度の実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	258
(18)	国民健康保険の財政対策に必要な経費 (平成20年度)	8百万円 (5百万円)	18百万円	11百万円	—	① 各種補助金等の適正かつ効率的な交付決定を行うための「国保データベースシステム」にかかるシステム改修 ② 国民健康保険事業運営安定化基準超過費用額共同負担金算出(平成24年度まで) ③ 国民健康保険安定化計画の指定市町村地域差指数等算出 ④ 国民健康保険基準給付基礎調査票入力集計 ⑤ 国民健康保険組合の所得状況等報告(5年毎) 補助金等執行事務の効率化を図り、国民健康保険保険者への各種補助金等の適正かつ効率的な執行を確保すること等を通じて医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している。	260
(19)	薬価基準改正経費 (昭和51年度)	8百万円 (8百万円)	9百万円 (7百万円)	8百万円	—	既記載医薬品(約1万6千品目)の薬価算定の基礎資料とするため、医政局経済課が過去3か年間に実施した薬価調査のデータ及び隔年で実施する薬価本調査のデータを用いる等により、全薬価基準収載医薬品について薬価調査結果の概要を整え、品目ごと、薬効群ごと等の薬価ベース取引金額、使用量の推移等が解析できるデータを作成する。 診療報酬改定に併せて「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」の規定に基づき定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)」の改正を行うに際し、当該基準既記載品の薬価の算定を正確かつ精密に行うために必要なデータの集計・分析・整理を行うことができる。	261
(20)	顧問医師等の雇上げに要する経費 (昭和59年度)	3.2百万円 (3.2百万円)	3.4百万円 (3.7百万円)	3.4百万円	—	顧問医師団会議を開催。保険医療機関等の指導・監査に際し、医療技術の進歩が著しい中、診療内容の当・不当の判断等について、医学的に高度かつ専門的な判断を求められる事例に対し、専門的見地から助言をお願いしている医療技術者にご参集いただき、指導・監査に関し共通の認識を持っていただくことができる。	262
(21)	保険医療材料等の価格情報収集費 (平成6年度)	39百万円 (34百万円)	37百万円 (19百万円)	37百万円	—	海外調査については、英、米、独、仏、豪以外の国における医療材料価格、これらの国の流通システム、薬事審査体制及び附帯的サービスの提供状況等について調査を実施し、質問票を各国政府及び調査対象機関に送付し、さらに、実地調査において、調査対象機関を訪問し、質問票に対する回答を得るとともに、ヒアリングを通して問題点を掘り下げるとともに、関係施設への実態調査等を行う。国内調査については、保険材料を購入している保険医療機関に対して、購入費用に関するアンケート調査を実施し、材料購入の状況に関する調査を実施する。保険医療材料の保険適用について、厚生(支)局や関係団体に通知する上で、膨大な量である保険適用希望書のデータ入力業務を実施する。 上記により外国における保険医療材料に関する保険償還価格や市場実勢価格等に関する情報及び医療材料の流通形態等に関する情報を収集し、日本との比較・分析を行うことができる。改定年度については、国内における手技毎の医療材料の費用についての調査も実施し、これらの調査結果をもって、診療報酬改定の議論に資することを目的としている。さらに、保険医療材料の保険適用についてのデータ作成を実施し、地方厚生(支)局、関係団体等へ通知する。	263

(22)	医療経済実態等調査費 (昭和42年度)	186百万円 (123百万円)	171百万円 (11百万円)	157百万円	—	医療機関等に関する以下の調査を実施することで、医療機関等における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することができる。 ・病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局に対する施設全体の収支状況を把握するための調査(医療機関等調査) ・病院に対する各診療科ごとの収支状況を把握するための調査(事例調査) ・訪問看護ステーションの訪問看護療養費の実態を把握するための調査(訪問看護療養費実態調査) ・柔道整復、はり・きゅう、あん摩マッサージ、治療用器具等の療養費の実態を把握するための調査(療養費実態調査)	264
(23)	医療指導監査官の活動に要する経費 (昭和54年度)	22百万円 (18百万円)	22百万円 (19百万円)	22百万円	—	・全国統一の実施要領を作成することは、指導監査業務の標準化・統一化に資すること等から、国が実施すべき事業であるため、平成24年度において全国統一の実施要領を作成し、地方厚生(支)局へ配布する。 ・保険診療の質向上及び適正化のため、全国統一の実施要領を作成し、指導監査等の標準化・統一化を行い、さらなる指導・監査の充実を図ることができる。	265
(24)	衛生検査所検査料金調査費 (昭和56年度)	2百万円 (2百万円)	2百万円 (—)	2百万円	—	「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に基づき登録している全国の全ての衛生検査所を対象とし、保険診療に関する検査の有無、取り扱い検対数などについて、調査票によるアンケート調査を実施する。衛生検査所が実施する臨床検査料について、実態を調査し、診療報酬点数の評価を行い、もって診療報酬の適正化を図るための基礎資料を得ることができる。	267
(25)	保険診療の効率化に関する調査検討費 (平成10年度)	16百万円 (9百万円)	20百万円 (10百万円)	10百万円	—	・保険医療機関が毎年地方厚生(支)局に対して実施する7月1日時点の施設基準等の届出状況の報告について、各地方厚生(支)局の事務所ごとに報告内容についての提出を受け、記載された入院基本料に関連した事項についての集計を行い、診療報酬改定を実施するに当たっての基礎資料とするために必要な情報についての出力を実施する。また、施設基準の届出医療機関に対する調査を実施する際の情報を得る。 ・また、医療機関から提出される先進医療を実施した実績報告の集計を行い、新規保険導入、既存診療報酬点数の適用の可否及び存続の可否に係る検討等を行う。	268
(26)	審査事務の機械化に要する経費 (平成元年度)	4百万円 (3百万円)	3百万円	—	—	社会保険審査会は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金保険法等)に関する処分再審査請求等に係る裁決機関であり、その事務局である社会保険審査調整室は、再審査請求等事件の審理資料を印刷機による印刷を行い、事務処理の効率的、効果的な遂行を図っている。	269
(27)	医療保険制度改正経費 (昭和46年度)	37百万円 (29百万円)	48百万円 (46百万円)	71百万円	—	・制度改正に伴う法律改正に係る法律案を作成し、印刷会社へ印刷製本を発注し、国会へ提出する。 ・保険局が主催主体となる検討会、有識者会議を開催する。 上記により、法律・政令等の法案の印刷及び制度改正資料を作成し、国民への制度改正内容等の周知の徹底、その他、保険局職員の間滑な業務に寄与している。	270
(28)	医療費供給面統計システム (平成8年度)	63百万円 (43百万円)	19百万円 (23百万円)	49百万円	—	医療費供給サイドからの医療費データを収集し、体系的に管理することにより、医療機関の種類、規模、性別や制度別、被保険者・被扶養者別等に医療費の動向を分析する。もって制度改正や診療報酬改定等の医療保険行政の政策決定に寄与している。	271
(29)	全国健康保険協会業績評価関係経費 (平成21年度)	0.39百万円 (0.41百万円)	0.3百万円	0.3百万円	—	健康保険法第7条の30の規定に基づき、全国健康保険協会の行う健康保険事業等の事業年度ごとの業績について評価を行う。全国健康保険協会の事業における評価を適切に行うことで健康保険事業の適正化を図る。	272
(30)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(診療報酬の見直しに係る意見募集に必要な経費、見直し後の診療報酬体系についての評価に係る調査及び先進医療に関する調査研究) (平成18年度)	85百万円 (84百万円)	87百万円 (70百万円)	87百万円	—	・5～6項目の調査項目について調査票により調査を実施し、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う。 ・関係学会等から提出された医療技術の評価・再評価希望書について評価を行う。 ・厚生労働省ホームページを利用してパブリックコメントを実施し、広く国民の意見を募集する。 前回の診療報酬改定において改定を行った事項についての結果検証の実施、関係団体から提出される医療技術や先進医療について、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価の実施、改定の骨子に対するパブリックコメントの実施により、診療報酬改定を行う上での資料を得て、診療報酬改定の議論に資する。	273
(31)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(急性期の包括評価に係る調査に要する経費)及び「DPC制度の見直しに係る調査経費」 (平成15年度)	695百万円 (561百万円)	505百万円 (493百万円)	740百万円	—	本調査は、中央社会保険医療協議会の付託を受けた診療報酬調査専門組織・DPC評価分科会の下で、DPC制度導入による診療内容等の影響評価とともに、DPC制度の継続的な見直しのために必要なデータを得ることなどを目的とする。	274
(32)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(入院医療等の評価に関する調査研究) (平成16年度)	41百万円 (40百万円)	216百万円 (155百万円)	121百万円	—	本調査は、急性期患者や長期入院患者等の入院医療の実態を調査し、次回診療報酬改定にあたっての企画立案に資する基礎資料を整備することを目的とする。	275
(33)	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金 (①昭和37年度・②平成15年度)	45.9億円 (45.9億円)	44.4億円	42.7億円	—	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(①出産育児一時金補助金、②高額医療費共同事業補助金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	276
(34)	国民健康保険組合事務費負担金 (昭和21年度)	25.1億円 (25.1億円)	24.1億円	23.5億円	—	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(事務費負担金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	277
(35)	医療費情報総合管理分析システムに要する経費(平成8年度)	180百万円 (150百万円)	149百万円 (116百万円)	220百万円	—	医療保険の医療費データを制度別、地域別、保険者別、月別等に総合的、体系的に管理することにより、医療費分析を迅速かつ確に行う。医療保険各制度の事業状況並びに実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	278

(36)	レセプト電算処理システムの推進に必要な経費(平成22年度)	5.71億円 (3.76億円)	9.61億円	6.63億円	—	・診療報酬請求については、平成21年11月の請求省令改正により、完全義務化から原則化とし紙媒体による請求も可能となったが、保険医療機関等、審査支払機関及び保険者を通じた電子レセプト請求の促進を進める。 ・「高齢者の医療の確保に関する法律」により、レセプト情報・特定検診等情報を収集し、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査及び分析を進める。また、正確なエビデンスに基づき施策の推進のために利用する行政機関や、医療サービスの質の向上等を目指した研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して、当該情報の提供を行う。 ・診療報酬情報提供サービスを的確に提供すること及び医療機関等への適切な勧奨により、平成24年度末現在166,599機関である電子請求を行っている機関を、原則電子化の猶予期限を迎える平成26年度末までに10,376機関増加させることができると見込んでいる。	279
(37)	保険医療機関等管理システムに要する経費(平成20年度)	313百万円 (282百万円)	103百万円 (94百万円)	128百万円	—	・保険医療機関等からの施設基準等の届出及び申請情報について、地方厚生(支)局等において効率的に管理する。	280
(38)	再審査事件等処理システムに要する経費(平成20年度)	12百万円 (9百万円)	12百万円	8百万円	—	社会保険審査会は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金保険法等)に関する処分の再審査請求等に係る裁判機関であり、その事務局である社会保険審査調整室は、すべての事件のデータ管理のため「再審査請求等事件管理システム」を構築するなど、事務処理の効率的、効果的な遂行を図っている。	281
(39)	保険医療機関等管理システム(平成20年度)	163百万円 (158百万円)	34百万円	34百万円	—	保険医療機関等からの施設基準等の届出情報を、地方厚生(支)局等において管理するためのシステムの運用し、事務処理の効率的、効果的な遂行を図っている。	282
(40)	保険料等交付金に必要な経費(年金特別会計健康勘定)(平成20年度)	82,223億円 (82,219億円)	8,314億円	8,865億円	—	国において徴収した保険料等について遅滞なく交付できるよう、毎月定期的に全国健康保険協会へ保険料等交付金として交付している。	283
(41)	過徴納保険料の払い戻し等に必要な経費(年金特別会計健康勘定)(昭和22年度)	24億円 (21億円)	31億円	26億円	—	国において徴収した保険料について、被保険者の資格・標準報酬月額に関する手続きが滞り及び行われた場合等に、結果として徴収すべき保険料の過不足が生じることがある。納付義務者ごとに適切な保険料負担を定める観点から、徴収不足が生じた場合にはあらかじめ納入の告知を行い、また、過徴収が生じた場合には、納付義務者へ保険料の還付を行うもの。	284
(42)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬剤師等病棟業務実態調査費)(平成23年度)	11百万円 (11百万円)	11百万円 (11百万円)	11百万円	—	全病院から抽出した保険医療機関を対象に、勤務医の薬物療法関連についての負担意識や薬剤師の病棟における業務の状況等についてアンケート調査を行う。中央社会保険医療協議会の平成26年度答申書附帯意見において、「チーム医療の推進等を含め、医療従事者の負担軽減措置の影響を調査・検証し、それらの在り方を引き続き検討すること。」とされているところであり、病院全般における薬剤師の病棟配置やチーム医療への貢献に関する評価方法について検討又は検証するために、薬剤師や関係職種との病棟配置や病棟業務に係る実態等の調査を行うことができる。	285
(43)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬局のかかりつけ機能に係る実態調査費)(平成23年度)	7百万円 (7百万円)	7百万円 (3百万円)	7百万円	—	全保険薬局から抽出した施設を対象として、在宅患者に対する訪問薬剤管理指導その他の薬剤師の関わり方等、薬局のかかりつけ機能、医療提供体制に関する書面調査を行う。 地域医療における薬局のかかりつけ機能をさらに強化するため、これまで行ってきた調剤報酬改定を踏まえた薬局における患者への指導等の実態等を調査し、課題等を明らかにするとともに、訪問薬剤管理指導の実態やあるべき姿、現場での新たなニーズなどを調査し、次回診療報酬改定に向けて、評価体系を整理することができる。	286
(44)	中央連絡協議会の運営に必要な経費(平成25年度)	4.4百万円 (—)	1.3百万円 (—)	1.4百万円	—	中央連絡協議会を運営するために必要な、諸謝金、旅費、庁費を支払う。審査支払機関における審査の判断基準の統一化については、「審査支払機関のあり方に関する検討会」の「議論の中間的整理」(平成22年12月10日)において、「判断基準の統一化のため定期的な連絡協議会を開催する」とされ、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び厚生労働省との連絡協議会の設置が具体的実施事項として明記されたものであり、当経費により、当該協議会を運営することができる。	287
(45)	医療技術の費用対効果評価のために必要な経費(平成25年度)	45百万円 (44百万円)	115百万円 (93百万円)	155百万円	—	・個別の医療技術の費用対効果評価の際に必要な、疾患毎の医療費を計算し、費用データを算出するためのデータベースの整備 ・海外における費用対効果評価事例を収集したデータベースの整備 平成26年度診療報酬改定にて試行的に導入を検討しており、平成28年度診療報酬改定以降本格的に導入を検討する、医療技術の費用対効果評価に資するため、疾患毎の医療費を計算し、費用データを算出するためのデータベース整備及び海外における費用対効果評価事例を収集したデータベース整備を行うことができる。	288
(46)	医療介護総合確保促進会議に要する経費(平成27年度)	—	—	3百万円	—	地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の策定等に当たって、関係者の意見を反映させるための会議を開催する。もって安心して質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に寄与する。	新27-0014
(47)	地域における医療・介護の連携強化の調査研究事業(平成27年度)	—	—	38百万円	—	退院等により医療保険から介護保険へ移行した患者等について、医療と介護の両レセプトの分析等を通じて実態を把握するとともに、今後必要となる医療・介護サービスの在り方について、課題の把握・分析を行う。また、医療・介護の連携が効率的に実施されている先進事例について、都市部や過疎地域など、地域資源の実情に応じたより実践的なモデルを作成し、提示する。もって安心して質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に寄与する。	新27-0015
(48)	柔道整復療養費等経営実態調査に要する経費(平成27年度)	—	—	36百万円	—	柔道整復療養費等の算定基準の見直しなどの適正化に係る調査検討及び施術の単価の改定を行うための基礎資料を作成することを目的とする。	新27-012
(49)	特定健診・保健指導における医療費適正化効果検証事業(平成27年度)	—	—	58百万円	—	・特定健診・特定保健指導の医療費適正化効果の検証 ・保健事業環境の調査及び特定保健指導の実施方法の検証 ・医療費地域差の背景分析や都道府県が医療費目標を推計するための推計ツールの作成 特定健診・特定保健指導データ及びレセプトデータを活用して、特定健診・特定保健指導の医療費適正化効果等について学術的に検証することにより、施策目標の達成に寄与する。	新27-013

(50) 保険者における歯科口腔保健の取組推進事業 (平成27年度)	—	—	11百万円	—	個人の状況に応じた保健指導が重要であることから、加入者の健康と医療費適正化に資するよう、効果的な実施方法等について歯科口腔保健推進セミナー(厚労省、歯科医師会等関係者による実行委員会を設けて実施)等を通じて保険者に対し普及啓発を実施する。	新27-016
(51) 診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(DPCデータ公開に必要な経費)(平成26年度)	—	50百万円 (25百万円)	127百万円	—	DPCデータの一元管理及びDPCデータの利活用を可能とするためのデータベースを構築する。	291
(52) 高血圧の者(非肥満を含む)に対する介入モデル事業 (平成26年度)	—	30百万円 (29百万円)	10百万円	—	第3期特定健康診査等実施計画(平成30年度~)における特定健康診査等の事業内容の見直しのためのエビデンスとするため、学識経験者等有識者の意見を踏まえて、非肥満であるが高血圧リスクのある者に対する生活習慣改善プログラムを作成し、複数の保険者から抽出した保健指導対象者に、そのプログラムに基づいた保健指導を実施し、血圧低下などそのプログラムの効果を検証する。	293

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅰ-9-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること (施策目標Ⅰ-9-2)						担当 部局名	保険局医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室	作成責任者名	保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室 安藤 公一											
施策の概要	本施策は次の事項を柱に実施している。 ・保険者の機能強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること ・保険者の適用・徴収・給付適正化に向けた事務を適切かつ効率的なものとする ・審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとする						政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること													
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況 (千円)	当初予算(a)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 核的なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
		補正予算(b)	△ 2,481,576	△ 1,837,868	△ 1,574,914	0	0	0					-	-	-						
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	0													
		合計(d=a+b+c)	22,268,532	23,962,514	23,311,135	22,908,621	21,933,886	22,603,637													
		執行額(千円、e)	21,724,141	23,324,729	22,997,260	-	-	-													
執行率(％、e/d)	97.6%	97.3%	98.7%	-	-	-															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定めている。医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画では、国民の健康の保持の推進に関する目標及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を掲げ、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上や平均在院日数の短縮を通じて、中長期的な観点から医療費の適正化を推進しています。						政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>				24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																	
				○																	

測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 特定健診実施率	—	—	・毎年、前年度以上 ・平成29年度において70%以上	毎年/平成29年度	44.7%以上 46.2%	46.2%以上 47.6%	47.6%以上 —	前年度以上 —	前年度以上 —	高齢者の医療の確保に関する法律第8条第1項の規定に基づき定める計画(第二期医療費適正化計画(平成25～29年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。第二期医療費適正化計画においては、平成29年度に40歳から74歳までの対象者の70%以上が特定健康診査を受診することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度前年度以上の実施率とすることを目標値としています。
2 特定保健指導実施率	—	—	・毎年、前年度以上 ・平成29年度に45%以上	毎年/平成29年度	15.0%以上 16.4%	16.4%以上 17.7%	17.7%以上 —	前年度以上 —	前年度以上 —	高齢者の医療の確保に関する法律第8条第1項の規定に基づき定める計画(第二期医療費適正化計画(平成25～29年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。第二期医療費適正化計画においては、平成29年度に特定保健指導が必要と判定された対象者の45%以上が特定保健指導を受けることを目標としており、当該目標を達成するため、各年度前年度以上の実施率とすることを目標値としています。
3 メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率	10,796,035 (推定数※)	平成20年度	・毎年、前年度以上減少 ・平成29年度において平成20年度と比べて25%以上の減少	毎年/平成29年度	9.7%以上 12.0%	12.0%以上 集計中	前年度以上 —	前年度以上 —	前年度以上 —	高齢者の医療の確保に関する法律第8条第1項の規定に基づき定める計画(第二期医療費適正化計画(平成25～29年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。第二期医療費適正化計画においては、平成29年度にメタボリックシンドロームの該当者及び予備群が平成20年度と比べて25%以上減少することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度前年度より減少させることを目標値としています。 ※ 特定健康診査の実施率の変化による影響及び年齢構成の変化による影響を排除するために一定の算定式を用いていることに留意が必要。
4 平均在院日数の減少	—	—	・毎年、前年度以下 ・平成29年度に28.6日(介護療養病床を除く全病床の平均在院日数)	毎年/平成29年度	30.4日以下 29.7日	29.7日以下 29.2日	29.2日以下 —	前年度以下 —	前年度以下 —	高齢者の医療の確保に関する法律第8条第1項の規定に基づき定める計画(第二期医療費適正化計画(平成25～29年度))に定めるものであり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。第二期医療費適正化計画においては、当該計画策定時において具体的な日数の目標を設定している33都道府県の平成23年の病院報告における平均在院日数からの減少率を踏まえ、平成29年度における平均在院日数を28.6日として目標を設定しており、当該目標を達成するため、各年度前年度以下の日数とすることを目標値としています。

測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	施策の進捗状況(実績)				
(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度					
特定健康診査・保健指導に必要な (1)経費 (平成20年度)	230億円 (229億円)	226億円	218億円	1.2.3	高齢者の医療の確保に関する法律に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における、生活習慣病対策による中長期的な医療に要する費用の適正化を図る。	289	
病床転換助成に必要な経費 (2)(平成20年度)	2億円 (1億円)	3億円	1億円	4	療養病床の再編成は、より介護を必要とする患者が多く入院する長期入院病床を介護保険施設等に転換することが取組の中心であり、この再編成を円滑に進めるため、国、都道府県及び保険者が助成費用を分担することとし、都道府県は医療費適正化計画に基づき療養病床から介護保険施設等への転換が進むよう、管下の医療機関に転換に必要な整備費用の一部を(5/27)を助成するとともに、国は、都道府県に対し、負担割合に応じた交付金を交付する(10/27)。都道府県への交付金を通じて、療養病床を再編成し、医療の必要度に応じた機能分担を推進することにより、中長期的な医療費の適正化に寄与している。	290	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-10-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること(施策目標I-10-1)							担当 部局名	健康局がん対策・健康増進課保健指導室 健康局総務課指導調査室	作成責任者名	保健指導室長 島田 陽子 指導調査室長 小野 清喜												
施策の概要	本施策は、地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ることで、地域保健体制の確保を図るために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域、職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況 (千円)	23年度 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c)	24年度 2,862,392 9,556,569 7,348,027 10,189,072	25年度 2,841,045 0 7,348,027 10,189,072	26年度 2,756,789 0 421,622 3,178,411	27年度 2,753,445 847,943 450,146 4,051,534	28年度 2,745,988 0 2,745,988	28年度要求額 2,964,586 2,964,586	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○地域保健法(昭和22年法律101号) 第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。 2 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的扶助を与えることに努めなければならない。 3 国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。 ○地域保健法施行令(昭和23年政令77号) 第5条 保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、当該保健所を設置する法第5条第1項に規定する地方公共団体の長が必要と認める職員を置くものとする。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																			
				○																			
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
市町村保健師数 1 (地域保健・健康増進事業報告による)	集計中	平成26年度 前年度以上	毎年度	21,295人以上 21,009人	21,009人以上 21,484人	21,484人以上 集計中	前年度以上 -	前年度以上 -	・各地方自治体においては、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要があることから、その数値を向上させることを目標とした。 地域保健・健康増進事業報告 URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001030884&requestSender=dsearch														
市町村保健師向け研修の受講者に対して実施したアンケートにおいて、「今後の管理者として必要な能力の発揮に役立つと思う」と回答した割合	-	-	80%以上 毎年度	80%以上 88.7%	80%以上 89.7%	80%以上 88.6%	80%以上 -	80%以上 -	・各地方自治体においては、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師自身の資質向上に努める必要がある。研修内容が充実しているということは、保健師の資質向上につながるものであると考えられるため、当該指標を選定し、80%以上から今後役立つとの回答を得ることを目標とした。														
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
(参考)測定指標 3 保健師未設置又は1人配置市町村数			24年度 29町村	25年度 28町村	26年度 集計中	27年度 -	28年度 -	・各地方自治体においては、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要がある。															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年度行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 地域保健従事者現任教育推進事業(平成18年度)	50百万円 (37百万円)	49百万円	39百万円	2	地方自治体が実施する研修事業の企画・立案及び評価・検証に対して支援を行うほか、保健師の人材育成ガイドラインの作成や新任保健師の育成事業を支援している。これらにより、地域の保健活動において重要な役割を担う保健師の資質が向上し、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	295
(2) 地域・職域連携推進事業費(平成18年度)	49百万円 (52百万円)	50百万円	58百万円	-	都道府県単位または二次医療圏単位で地域・職域連携推進協議会を設け、管内の地域保健と職域保健が連携して実施する保健事業等について企画・立案・実施・評価等を支援している。地域保健と職域保健の連携により各々が有する保健事業を有効活用し、地域住民に対する保健サービスが充実することにより、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	296
(3) 地域保健総合推進事業費(平成18年度)	150百万円 (150百万円)	149百万円	149百万円	1	全国衛生部長会、全国保健所長会等の全国組織を活用し、地域の特性を踏まえた地域保健活動の現状把握を行い、地域保健対策に関する調査研究事業等を支援している。広域的な保健・医療・福祉の連携した施策の推進や、地域住民への保健意識への啓発等を行い、地域保健医療施策を総合的に推進することにより、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	298
(4) 地域保健活動検討経費(平成17年度)	9百万円 (7百万円)	7百万円	7百万円	-	公衆衛生に従事する医師の育成・確保に向けた取組を行うほか、地域・職域連携推進協議会の設置・運営を支援している。保健所等の機能強化や、生涯を通じた継続的な健康づくり体制の構築により、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	299
(5) 地域保健活動普及等経費(平成5年度)	14百万円 の内数 (9百万円 の内数)	12百万円 の内数	12百万円 の内数	2	国による自治体保健師を対象とした「保健師中央会議」や研修等を実施している。これらにより、地域の保健活動において重要な役割を担う保健師の資質が向上し、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	300
(6) 地域保健活動普及等委託費(平成5年度)	27百万円 (27百万円)	27百万円	27百万円	2	新たな保健活動に関する調査研究や活動方法等の開発、研修及びシンポジウムの開催等を実施するとともに、保健指導技術の向上に関する研究や学習教材の開発、困難事例への対応方法の助言等を実施している。これらにより、地域の保健活動において重要な役割を担う保健師の資質が向上し、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	301
(7) 医療社会事業従事者(医療ソーシャルワーカー)指導強化費(昭和63年度)	0.8百万円 (0.7百万円)	0.9百万円	0.7百万円	-	医療ソーシャルワーク部門のリーダーが病院内外のソーシャルワーク活動を戦略的にマネジメントするために必要な知識・技術を習得するための研修を実施している。地域における指導者を養成し医療ソーシャルワーカー全体の資質が向上することで、患者等が安心して退院、社会復帰でき、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	302
(8) 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金(保健衛生施設等災害復旧費補助金含む)(昭和53年度)	2,678 百万円 (2,160 百万円)	3,291 百万円	2,443 百万円	-	地方公共団体等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、精神科病院等の保健衛生施設等の施設及び設備整備に要する経費を補助する。また、当該保健衛生施設等について、災害により発生した被害を復旧するために必要な経費を補助する。これらにより、公衆衛生の向上に必要な施設及び設備の整備が進み、地域住民の健康の保持・増進が図られる。	303
(9) 保健師管理者能力育成研修事業(平成22年度)	9百万円 (8百万円)	9百万円	9百万円	2	市町村の管理的立場にある保健師に対して、全国をブロックごとに分け、保健師の管理者として効果的な活動を展開するために求められる必要な知識を付与する研修を実施している。これにより、地域の保健活動において重要な役割を担う保健師の資質が向上し、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	304

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(1-10-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること(施策目標1-10-2)							担当 部局名	健康局がん対策・健康増進課		作成責任者名	がん対策・健康増進課長 正林督章											
施策の概要	本施策は、生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図るために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	22,163,613	19,606,969	15,429,326	12,171,308	10,667,705	11,679,773		-	-	-	-	-									
		補正予算(b)	0	-691	4,413,418	607,791	0																
		繰越し等(c)	0	0	-4,413,418	3,805,627	607,791																
		合計(d=a+b+c)	22,163,613	19,606,278	15,429,326	16,584,726	11,275,496	11,679,773															
	執行額(千円、e)		19,271,302	18,736,597	15,320,072	16,285,109																	
執行率(%、e/d)		87.0%	95.6%	99.3%	98.2%																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	生活習慣の改善等による健康づくり・疾病予防について、平成25年度から、健康増進法に基づく「健康日本21(第2次)」を開始しており、生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底を基本的な方向の一つに位置付け、適度な運動、適切な食生活、禁煙、がんの早期発見などの予防や検診を通じて、国民の健康づくりを進めている。また、がん対策については、「がん対策基本法」に基づき策定された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的に推進している。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																			
		○																					
測定指標 (定量的)	基準値	年度ごとの目標値		年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
1 肥満者の割合 ①20～60歳代男性の肥満者の割合 ②40～60歳代女性の肥満者の割合 (出典:国民健康・栄養調査)	①31.2% ②22.2%	平成22年	28% 19% 平成34年度	-	-	-	-	-	ライフステージを通して、体重は日本人の主要な疾患や健康状態との関連が強く、肥満は循環器疾患、がん、糖尿病等の生活習慣病との関連があるため、重要な指標として当該指標を設定した。また、肥満は近年増加傾向にあるが、自然増により見込まれる肥満者の割合を15%程度減少させた値として、健康日本21(第2次)において本目標値を設定している。 (健康日本21(第2次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html)														
2 日常生活における歩数の増加(20～64歳) (出典:国民健康・栄養調査)	男性 7,841歩 女性 6,883歩	平成22年	男性 9,000歩 女性 8,500歩 平成34年度	-	-	-	-	-	歩数(身体活動量)は、過去10年間で減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。また、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値として、健康日本21(第2次)において本目標値を設定している。 (健康日本21(第2次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html)														
3 がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少 (出典:人口動態調査)	人口10万対 84.3人	平成22年	人口10万 対 73.9人 平成27年	-	-	-	人口10万 対 73.9人	-	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうち約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画に基づき総合的な対策の推進により、年間調整死亡率を引き下げることが重要であることから、当該目標を設定した。また、年間調整死亡率は減少傾向であるが、現在は減少傾向が鈍化していることから、平成19年に掲げた10年間の目標をそのまま踏襲した値として、がん対策基本計画において本目標値を設定している。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html)														
測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)		施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																
4 日本人の長寿を支える「健康な食事」の基準の策定	「健康な食事」の基準の運用	平成27年度	-	-	-	-	-	-	生活習慣(食生活)の改善により、健康寿命の延伸を図るためには、その基盤となる「健康な食事」とは何かを明らかにし、その目安を示すことで、国民や社会の「健康な食事」の理解を深め、「健康な食事」に取り組みやすい環境の整備を図ることが重要である。このため、平成25年度中に改定した「食事摂取基準(2015年版)」も踏まえ、平成26年10月に、「健康な食事」の食事パターンに関する基準及び普及するためのマークを策定したところであり、平成27年度にその運用を開始する。														
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年度行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 健康増進事業 (平成20年度)	2821百万円 (2831百万円)	2836百万円	2835百万円	1,2,3	健康教育や健康相談、健康診断などを実施することにより、壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療の促進が図られる。	305
(2) 健康的な生活習慣づくり重点化事業 (平成17年度)	156百万円 (176百万円)	157百万円	157百万円	1	未成年者喫煙防止対策や受動喫煙防止対策、禁煙を希望する者に対する支援体制を整備する。また、運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供や民間産業と連携したメニュー改善に向けた取組を推進し、親子ワークショップ、講演会等の開催並びに民間産業、商店街等と連携した糖尿病予防対策等を実施することにより、国民の生活習慣を改善し、病気の発症予防や重症化予防が図られる。	306
(3) がん診療連携拠点病院機能強化事業費等 (平成18年度)	3,326百万円 (3,323百万円)	3,967百万円	2,672百万円	-	がん診療連携拠点病院が実施するがん専門医等の育成、がん診療ネットワークの構築、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業を行う。また、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図り、がん医療水準の均てん化の充実・強化を図ることにより、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく、そのがんの状態に応じた適切ながん医療が受けることができるようになる。	307
(4) がん検診推進事業費等 (平成19年度)	8,347百万円 (8,249百万円)	8,115百万円	3,853百万円	3	受診勧奨事業の方策の1つとして、節目年齢の方を対象とし、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんのクーポン券などを送付し、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図る。	308
(5) 国民健康・栄養調査委託費 (平成15年度)	125百万円 (118百万円)	125百万円	125百万円	1,2	健康増進法(平成14年法律第103号)第10条に基づき実施するものであり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにすることで、国民の健康の増進の総合的な推進を図る。	309
(6) 管理栄養士専門分野別人材育成事業費 (平成18年度)	21百万円 (21百万円)	20百万円	20百万円	-	複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施および食事指導の拠点となる栄養ケア・ステーションの機能強化に向け、高度な専門性を発揮できる管理栄養士を育成することを目的とし、各専門領域におけるリーダーを対象とした専門研修プログラムを作成することで、水準の高い栄養ケアを効率良く提供する。	310
(7) 健康増進総合システム(保守・運用) (平成20年度)	36百万円 (21百万円)	30百万円	31百万円	1,2,3	最新の科学的知見に基づいた情報提供、個人に合わせた専門指導を行うためのプログラム等の運用を行うことで、国民が生活習慣を改善するための支援を図る。	311
(8) 健康増進総合システム(情報提供) (平成20年度)	16百万円 (14百万円)	15百万円	15百万円	1,2,3	最新の科学的知見に基づいた情報提供、個人に合わせた専門指導を行うためのプログラム等の運用を行うことで、国民が生活習慣を改善するための支援を図る。	312
(9) がん医療に携わる医師等に対する研修事業等 (平成19年度)	319百万円 (296百万円)	867百万円	458百万円	-	がん医療に携わる医療従事者に対して緩和ケアやがん患者の口腔ケア等の研修等を実施する。これにより、がん対策推進基本計画に盛り込まれた放射線療法・化学療法やがんと診断された時からの緩和ケア等の推進を図る。	313
(10) 管理栄養士国家試験費 (昭和38年度)	44百万円 (35百万円)	45百万円	45百万円	-	栄養士法に基づき、適正に管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付・登録等を行い、管理栄養士の資質を確保することで、健康づくりの推進を図る。	314
(11) 生活習慣病対策推進費 (平成10年度)	179百万円 (165百万円)	282百万円	268百万円	1,2,3,4	「健康日本21(第二次)」を国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進するために、広く国民、健康関連団体等の参加を得て、シンポジウムを開催し、健康づくりに関する情報交換や交流の場とするとともに、具体的な取組の進め方に関する情報を発信する等により、生活習慣病の予防を推進する。	315
(12) 栄養ケア活動支援整備事業 (平成24年度)	40百万円 (40百万円)	40百万円	40百万円	-	増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う公益法人等の取組の促進・整備を行うことで、栄養ケアを担う人材を確保する。	316
(13) 地域健康増進促進事業 (平成26年度)	-	85百万円	149百万円	1,2	自治体や民間団体などの連携による地域のソーシャルキャピタルを活用したモデル的な取組を支援し、優れた取組を横展開することにより、健康格差の縮小を図る。	317

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(I-11-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること(施策目標 I-11-1)								担当 部局名	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	作成責任者名	室長 姫野泰啓												
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・健康危機管理体制を整備すること ・地域における健康危機管理体制の整備を図ること								政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 11 健康危機管理を推進すること														
施策の予算額・執行額	区分								施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)の うち主なもの	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)												
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	23年度 160,361	24年度 114,015	25年度 105,711	26年度 133,587	27年度 114,261	28年度要求額 112,149		-	-	-												
		補正予算(b)	0	0	0	88,051																		
		繰越し等(c)	0	0	0	0																		
		合計(d=a+b+c)	160,361	114,015	105,711	221,638	114,261	112,149																
	執行額(千円、e)	114,809	36,662	45,154	34,669																			
	執行率(%)、e/d)	71.6%	32.2%	42.7%	15.6%																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○目的 公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的としている。 ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生労働省告示第374号)								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																				
○																								
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
1 健康危機管理調整会議の定期開催回数	月2回	毎年度	月2回	毎年度	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	健康危機管理体制を着実に整備するためには、定期的に会議を開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることが有効と考えられるため。														
					月2回 (年24回)	月2回 (年24回)	-	-	-															
2 健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率	前年度以上	前年度	前年度以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	地域における健康危機管理を担う拠点組織の管理者として、保健所長等の研修を行うことは人材育成の観点から有効であるため。														
					90%	99%	91%	-	-															
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
					施策の進捗状況(実績)																			
-					-	-	-	-	-	-														
					-	-	-	-	-															
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-														
					-	-	-	-	-															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年度行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 地域健康危機管理対策事業 (平成18年度)	65百万円 (11百万円)	65百万円	65百万円	—	保健所を中核とする健康危機管理体制の整備や緊急時に求められる保健活動への対応などに対して支援を行うことで、健康危機管理体制の充実を図る。	318
(2) 健康危機管理体制の整備 (平成10年度)	8百万円 (5百万円)	129百万円	25百万円	1	医薬品、食中毒、感染症、飲料水等により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を行うため、健康危機が疑われる各種情報の収集・分析、並びに省内各都府県間の横断的かつ緊密な連携及び短時間で的確な政策調整を行い、また、世界健康安全保障行動グループ(GHSI)等の国際会議に出席(平成26年度については、日本で開催)し、健康危機管理の向上及びテロ行為に対する準備と対処に係る各国との連携を図ることで、省内における健康危機管理に対する体制整備に資する。	319
(3) 健康危機管理体制整備推進費 (平成5年度)	4百万円 (2百万円)	4百万円	4百万円	2	多様化する健康危機事例に的確に対応するため、保健所長及び保健所の管理職員等を対象として、実際の健康危機事例発生時の対応に関する演習、必要な知識等の取得を内容とした研修を実施することで、地域における健康危機管理に対する体制整備に資する。	320
(4) 健康危機管理支援ライブラリー事 業 (平成14年度)	27百万円 (26百万円)	22百万円	19百万円	—	地域における健康危機管理情報の収集や解析等を行うことにより、地域における健康危機事例発生時の迅速かつ適切な解決に向けた対応を支援する。	321
(5) 災害時公衆衛生従事者緊急派遣 事業 (平成24年度)	2百万円 (0.1百万円)	2百万円	2百万円	—	保健師等を中心とした公衆衛生従事者を被災地に派遣し、迅速かつ的確な支援体制を確立するため、災害時における派遣ガイドラインの作成や派遣者の養成研修を実施することで、災害時の健康危機管理に対する支援体制整備に資する。	322

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅱ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標Ⅱ-1-1)							担当部局名	医薬食品局食品安全部企画情報課	作成責任者名	企画情報課長 依田 泰												
施策の概要	本施策は、次の事項を柱にしている。 ・食品衛生管理の高度化、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること ・食品等に関する規格基準の設定を推進すること ・健康食品の安全対策を推進すること ・リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること							政策体系上の位置づけ	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標1 食品等の安全性を確保すること														
施策の予算額・執行額	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	-	-	関係部分(概要・記載箇所)												
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,427,265	3,311,966	4,614,732	3,235,437	3,356,474					3,542,369											
		補正予算(b)	209,189	0	0	0																	
		繰越し等(c)	44,256	0	0	0																	
		合計(d=a+b+c)	3,680,710	3,311,966	4,614,732	3,235,437	3,356,474					3,542,369											
	執行額(千円、e)	3,257,330	3,124,583	4,307,209	集計中																		
	執行率(%、e/d)	88.5%	94.3%	93.3%	集計中																		
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危険発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図ることを目的としている。 平成15年の食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、リスク分析手法が導入され、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関として内閣府食品安全委員会が設置された。厚生労働省はリスク管理機関として、食品等の規格基準の設定や、それに基づく監視指導の業務などを行っており、関係省庁や地方自治体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っている。 なお、国内に流通する食品の監視指導及び国内の事業者に対する指導は都道府県等が実施する。一方、国は、輸入時における監視及び輸入者に対する指導を実施する等、輸入食品の安全性を確保する役割を担っている。							政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																			
○																							

測定指標(定量的)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 食品中の放射性物質検査の基準値超過率	-	-	過去4年の超過率の平均以下	27年度	前年度(0.99%)以下	前年度(0.07%)以下	過去3年の超過率(0.36%)の平均以下	過去4年の超過率の平均以下	過去5年の超過率の平均以下	東京電力(株)福島第一原発事故後、速やかに暫定規制値を設定し、より一層、食品の安全と安心を確保するため、長期的な観点からの新たな基準値を平成24年4月に施行した。食品中の放射性物質の検査については、原子力災害対策本部の定めたガイドラインを踏まえ、都道府県等で検査を実施しているが、今後とも中長期にわたり、検査を続ける必要がある。 このため、本指標値については、都道府県等において出荷段階での必要な検査が実施されているかを検証するため、流通段階での食品の検査についての基準値超過率をもって指標として設定する。 なお、基準値の超過率が十分に低下してきたため、今後は基準値の超過は突発的事情により左右され得ることより、前年度以下としていた目標値を見直し、毎年なるべく最小値を目指しつつも、測定を開始した平成23年度以降の超過率の平均を基準とし、毎年度それ以下を目標値とする。 (参考) ・食品中の放射性物質の検査 URL: http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html
2 大規模食中毒の発生件数	-	-	過去5年の発生件数の平均と同水準以下	毎年度	過去5年の発生件数の平均(2.6件)と同水準以下	過去5年の発生件数の平均(2.2件)と同水準以下	過去5年の発生件数の平均(2.6件)と同水準以下	過去5年の発生件数の平均と同水準以下	過去5年の発生件数の平均と同水準以下	食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要がある。(大規模食中毒については、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生する恐れがある食中毒(食品衛生法施行規則第77条。)) 本指標値については、食中毒が性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。 ・食中毒統計 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html
3 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数	-	-	過去5年の施設数の平均以下	毎年度	前年度(854件)以下	前年度(719件)以下	過去5年の施設数の平均(769件)以下	過去5年の施設数の平均以下	過去5年の施設数の平均以下	都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要がある。 本指標値については、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として設定したものである。 なお、禁停止命令は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、前年度以下としていた目標値を見直し、平成26年度から過去5年の施設数の平均以下を目標値としている。 ・衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469

4	輸入食品モニタリング検査達成率	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率(供給熱量ベースの総合食料自給率)は約4割であり、供給熱量ベースで約6割を国外に依存するという現状があり、輸入食品監視指導計画により規定されたモニタリング計画の実施において、各検査所は割り当てられた検査件数について年間計画を立て検査を実施することとされているので、各検査所の検査実施件数を調査し、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。 ・平成26年度 輸入食品監視指導計画 http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kanshi/h26/dl/yunyu-01.pdf ・平成25年度 輸入食品監視指導結果 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/H25kanshikokka_all.pdf
5	輸入食品の規格基準等の違反件数	—	—	過去5年の件数の平均以下	毎年度	前年度(1,257件)以下	前年度(1,053件)以下	過去5年の件数の平均(1,257件)以下	過去5年の件数の平均以下	過去5年の件数の平均以下	輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導することとしている。輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び違反の可能性が高い食品に対し輸入の都度検査を実施する検査命令により安全を確保している。 なお、輸入食品の規格基準等の違反は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、前年度以下としていた目標値を見直し、平成26年度から過去5年の件数の平均以下を目標値としている。 ・平成26年度 輸入食品監視指導計画 http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kanshi/h26/dl/yunyu-01.pdf ・平成25年度 輸入食品監視指導結果 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/H25kanshikokka_all.pdf
6	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	—	—	過去5年の品目数の平均以上	毎年度	前年度(14品目)以上	前年度(58品目)以上	過去5年の品目数の平均(33品目)以上	過去5年の品目数の平均以上	過去5年の品目数の平均以上	制度導入時に新たに残留基準を設定した758農薬等のうち、現在まで約600の農薬等について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したが、今後も引き続き本制度の適切かつ円滑な実施を推進するため、本指標を設定する。 なお、これまで基準値の見直しが進んでいることより、前年度以上としていた目標値を見直し、平成26年度から過去5年の品目数の平均以上を目標値としている。
7	国際汎用添加物のロードマップにおける処理達成率	—	—	100%	毎年度	—	100%	100%	100%	100%	国際汎用添加物については、指定手続を加速化することが必要であると求められ、「規制・制度改革に係る方針」(平成24年7月10日閣議決定)において、追加資料の収集に要する期間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とするロードマップを策定・公表し、処理を行うこととした。添加物の指定がなされていない品目について、順次指定の作業を進めているところ、その達成率100%を目標値とする。
8	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	—	—	90%	平成27年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)で食育基本計画を作成している。 第2次食育推進基本計画(平成23年度～平成27年度)第1.1(7)において掲げている基本的な取組方針「食品の安全性等に関する知識と理解を深めるため、幅広い情報提供、情報・意見交換を積極的に行われるよう施策を講じる」は当該計画内容に資することから、当該計画第2.2(10)において定められている目標値(「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」を90%以上にする)を目標値として設定する。 ・第2次食育推進基本計画 http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/2kihonkeikaku.pdf
測定指標(定性的)		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					施策の進捗状況(実績)						
(参考)測定指標						24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
9	食品の安全に関する意見交換会への参加者数 出典:食品安全部企画情報課				6,022	2,397	1,744	—	—		
10	食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」 (厚生労働省ホームページ)				11	1	2	—	—		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 輸入食品の検査に必要な事業 (平成11年度)	2,826百万円 (2,789百万円)	1,563百万円	1,594百万円	4	【達成手段の概要】 検査所において、輸入食品監視指導計画に基づきモニタリング検査及び違反の可能性が高い食品に対し輸入の都度検査を実施する検査命令を実施する。 ※平成25年度補正後予算額については、輸入食品監視支援システム(FAINS)と輸出・港湾関連情報処理システム(NACCS)との統合費用1,155百万円を含む。 【見込まれる効果】 測定指標4に寄与する。	330
(2) 輸入食品の監視体制強化等事業 (平成21年度)	228百万円 (201百万円)	225百万円	262百万円	5	【達成手段の概要】 ①輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施する。 ②微生物に由来する食品汚染実態調査等を実施する。 【見込まれる効果】 ①調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行うとともに、輸入食品の監視体制を強化することにより、測定指標5に寄与する。 ②食品の微生物に係る規格基準の設定に活用すること等により、食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。	323
BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業 (平成14年度)	15百万円 (11百万円)	15百万円	14百万円	—	【達成手段の概要】 ①米国及びカナダ等の牛肉の対日輸出施設等に対して定期的に査察を行う。 ②BSEスクリーニング検査の外部精度管理、食品衛生監視員に対する疫学調査、監視指導等に関する講習会の実施、食鳥検査員及びと畜検査員に対する検査技術や衛生管理、疫病診断法等に関する研修会を実施する。 【見込まれる効果】 ①月齢制限に基づく分別管理等の実施状況など対日輸出条件の遵守を検証することで、輸入される牛肉の安全性を確保し、食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。 ②食品衛生に従事する職員の資質の向上を図り、もって食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。	324
農業等ポジティブリスト制度推進事業 (平成18年度)	283百万円 (288百万円)	271百万円	272百万円	6	【達成手段の概要】 ポジティブリスト制度に基づき、食品中の農業等の残留基準値に基づく分析法の開発・改良を行うとともに、食品を介した農業一日摂取量実態調査等を行う。 【見込まれる効果】 その結果を適宜基準値の見直しに活用することにより、測定指標6に寄与する。	325
食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画的推進事業 (平成20年度)	566百万円 (503百万円)	516百万円	586百万円	7	【達成手段の概要】 ①新たに食品添加物を指定するに当たって、化学物質の分析を実施する。 ②既に指定されている添加物について、マーケットバスケット方式による食品添加物の一日摂取量調査を行う。 ③指定添加物及び既存添加物について、最新の科学的知見を踏まえて反復毒性試験、変異遺伝性試験等を行う。 【見込まれる効果】 ①品質確保のために成分規格を設定することに活用することで、測定指標7に寄与する。 ②一日摂取許容量(ADI)を超過するおそれがないかの安全性の確認を行うとともに、ADIを超過するおそれがある場合には、必要な基準の設定等の措置に活用することで、食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。 ③指定添加物及び既存添加物の安全性の確認を行うこと等に活用することで、食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。	326
食品汚染物質の安全性検証推進事業 (平成16年度)	50百万円 (50百万円)	51百万円	51百万円	—	【達成手段の概要】 個人によって摂取頻度の異なる食品について、一定期間内の摂取実態調査を実施し、精密な汚染物質のばく露量を推定する。また、食品中の汚染物質(ヒ素、カドミウム等の重金属)は通常の環境中に広く存在していることから、広範囲の食品について、汚染物質の含有濃度実態調査を実施する。 【見込まれる効果】 その結果を適宜摂取指導や基準値の見直しに活用することにより、食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。	327
健康食品の安全性の確保等事業 (平成19年度)	24百万円 (21百万円)	25百万円	25百万円	—	【達成手段の概要】 健康食品による健康被害事例が発生した際、臨床医等の専門家を緊急に招集し、対応を検討するとともに、市場に流通している健康食品において安全性が疑われる成分について、安全性試験及び分析調査を実施する。 【見込まれる効果】 その結果を監視指導や注意喚起に活用することにより、健康食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。	328
食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 (平成15年度)	9百万円 (8百万円)	9百万円	8百万円	8	【達成手段の概要】 食品安全委員会、農林水産省、消費者庁及び地方自治体等と連携しつつ、全国で幅広いテーマでの意見交換会を開催するなど、法律により実施することが国の責務とされているリスクコミュニケーションの充実を図る。また、ホームページやパンフレット等さまざまな媒体を活用して積極的に情報提供する。 【見込まれる効果】 食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進を図り、その結果を食品安全行政に反映させることにより、測定指標8及び食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。	329
カネミ油症患者の健康実態調査事業 (平成25年度)	426百万円 (276百万円)	427百万円	427百万円	—	【達成手段の概要】 油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」(一人あたり19万円)を支給するとともに、調査結果を集計・分析する。 【見込まれる効果】 集計結果を油症治療研究に活用することにより、カネミ油症の診断、治療等の向上を図ることに寄与する。	331

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅱ-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること(政策目標Ⅱ-2-1)					担当 部局名	健康局水道課	作成責任者名	課長 宮崎 正信										
施策の概要	本施策は安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保するために実施している。					政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること												
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況 (千円)	当初予算(a)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)							
		補正予算(b)	28,427,970	37,791,117	26,122,277	14,724,343	19,697,972	74,752,839											
		繰越し等(c)	17,365,088	-24,526,427	-15,923,882	17,790,000													
		合計(d=a+b+c)	45,912,629	41,104,690	52,987,395	57,514,343	19,697,972	74,752,839											
		執行額(千円、e)	44,423,808	38,484,460	50,930,746	53,303,307													
		執行率(%、e/d)	96.8%	93.6%	96.1%	92.7%													
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要である。 水道法(昭和32年法律第177号)及び新水道ビジョン(厚生労働省健康局平成25年3月策定)に基づき、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに努めている。					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28															
			○																
測定指標 (定量的)	基準値	目標年度	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度											
1 水道事業ビジョン策定状況 (健康局水道課調べ、全国の上水道事業者数に対する水道事業ビジョン策定済み水道事業者数の割合(H20年度分より実施))	30%	平成20年度	100%	平成30年度	57.1%	64.3%	71.4%	78.6%	85.7%	平成30年度に100%を目標値として設定。 新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要であるため。 水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html									
2 水質基準適合率 (「水道統計」(公益社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	99.90%	平成16年度	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	水道法に定められた水質基準に適合した水を給水することが、すべての水道事業者等において必要であるため。									
3 基幹管路の耐震適合率 (「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	34%	平成24年度	50%	平成34年度	-	35.2%	36.8%	38.5%	40.2%	基幹管路の耐震適合率は、全ての水道事業者等において、水道施設の耐震化の状況を端的に把握することができる指標として選定したもので、平成34年度に50%とすることを目標値として設定した。									
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度											
	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度											
	-	-	-	-	-	-	-	-	-										

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 水道行政強化拡充費 (平成17年度)	6百万円 (5百万円)	5百万円	5百万円	1,2,3	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等を実施する。 水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。	332
(2) 水質管理等強化対策費 (平成17年度)	12百万円 (11百万円)	15百万円	13百万円	2	外部精度管理調査計画の策定・実施、水質検査機関担当者を対象とした研修会の実施、一部の登録水質検査機関を対象とした精度の取組(検査機器・薬品等の管理)に関する実地調査の実施、水道水中の物質の濃度を測定するための水質検査方法の設定、水道用薬品に関する検討・調査を実施する。 水質検査の精度確保の取組に関する実地調査等を実施し、水質検査機関の技術能力の把握及び向上を図ること等により、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。	333
(3) 水道水源水質対策費 (平成6年度)	15百万円 (15百万円)	12百万円	11百万円	2	水道事業者による水質管理目標設定項目等の測定結果の収集・整理を行い、水質基準への移行の検討に資する解析の実施・水質項目の毒性に関する情報収集・整理・原水・浄水の存在状況の調査及び基準設定の必要性を検討する。 水質基準項目等の中で優先的に存在状況の把握と毒性に関する情報収集を実施すべき項目について存在状況を把握し、対策の検討を行うこと等により、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。	334
(4) 給水装置等対策費 (平成9年度)	12百万円 (12百万円)	10百万円	9百万円	-	・諸外国における水道システム・給水装置の構造材質及び給水装置の施工に係る規制・基準等の調査・我が国の給水装置の施工、構造材質基準に係る調査検討及び我が国の市場にある給水装置に対する構造材質基準への適合性に関する調査を実施する。 新技術や新材料等に対応するための施工技術調査や国内製品の基準項目に関する調査を実施し、また我が国の基準と諸外国における各種基準や規制方法等について整理・把握を行うことを通じて、給水装置の構造材質基準の適宜見直しを行うことにより、水道水のより安全な供給に寄与すると見込んでいる。	335
(5) 水道産業国際展開推進事業費 (平成20年度)	36百万円 (35百万円)	30百万円	25百万円	-	日本の水道界がアジア各国の水道の発展に貢献するとともに、国際市場に展開していくことを支援するため、次の業務を実施するもの。①水道セミナー開催②水道産業国際展開ケーススタディ及び水道技術普及促進のためのネットワーク整備③国際標準獲得のための体制整備④海外水ビジネス創造のための官民連携型案件発掘・形成事業を実施する。 日本の水道事業者、水関連企業が有する技術・ノウハウを海外市場に提供することにより、アジア諸国等における衛生的な水供給の確保に貢献するとともに、アジア諸国等の持続可能な発展の原動力となり、アジア諸国等の成長は日本の発展にも資することとなり、ひいては日本の水道事業の質の向上や持続性の確保に寄与することができると見込んでいる。	336
(6) 給水装置データベース事業促進費 (平成9年度)	10百万円 (8百万円)	10百万円	10百万円	-	給水装置データベースの改良、給水装置の情報入力、給水装置データベースの保守管理を実施する。 需要者が水道法に適合した水質の水道水を使用できるよう、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令において給水装置の性能基準が定められており、給水装置の適合製品に関する情報や給水装置に関連する情報を需要者や工事施工者に提供することで、安全な水道を持続していくことに寄与すると見込んでいる。	337
(7) 給水装置工事主任技術者国家試験費 (平成9年度)	2百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	-	免状の交付及び免状交付者情報を記録する。 給水装置工事主任技術者については、給水装置工事における適法性や技術水準の確保に関して、技術上の総括となる職責と地位を有しており、その国家資格を取得するための試験は、給水装置に関する法令や施工技術の最新の知見を問うものとして毎年作成しており、需要者に直結する給水装置工事の適切性を確保することで、安全な水道を持続していくことに寄与すると見込んでいる。	338
(8) 水道施設整備事業調査費(水道施設整備事業調査諸費含む) (平成16年度)	32百万円 (31百万円)	33百万円	33百万円	3	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査を実施する。 水道に係る基礎調査等を行うことにより、実態を踏まえた水道施設の耐震化やアセットマネジメントの導入、広域的な水道施設再構築の推進が可能となり、安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保の推進支援に寄与すると見込んでいる。	339
(9) 水道施設整備費補助(水道施設災害復旧費補助含む) (①昭和27年度、②昭和42年度)	104,588百万円(うち24年繰越分35,084百万円) (49,122百万円)	93,391百万円(うち25年度繰越分53,262百万円)	19,911百万円	-	1. 地方公共団体が実施する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助 ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10.1/3.1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2.1/3.1/4,定額):ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業などが補助対象となる。 2. 都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき耐震化対策に要する経費の一部交付 ①水道施設(簡易水道事業に係る施設、上水道事業に係る施設等)②保健衛生施設等(精神科病院、原爆被爆者保健福祉一説等)が交付対象となる。 水道施設の整備に対する財政支援を実施することにより、 ・水道未普及地域の解消 ・基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新などによる施設の耐震化率・耐震適合率の向上 ・水道事業の広域化による運営基盤強化 等を図ることができ、安全で質の高い水道の安定的な確保に寄与すると見込んでいる。	340
(10) 効率的な更新計画検討事業費 (平成24年度)	10百万円 (10百万円)	7百万円	-	-	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査の実施。・効率的な更新による水道事業の情報把握(平成24年度)・新水道ジョンの考え方を踏まえた効率的な更新計画の推進(関係者との連携による推進手法検討)(平成25年度)・アセットマネジメントを活用した効率的な更新計画策定の手引きを作成(平成26年度)。 簡易支援ツールを普及啓発することにより、アセットマネジメントを実施していない水道事業者が、容易にアセットマネジメント実践が可能となり、水道事業の財政的検討と技術的検討を両面からおこなうことにより、持続的な水道の確保に寄与することができると見込んでいる。	341

(11) 水道施設耐震化推進事業費 (平成24年度)	13百万円 (13百万円)	10百万円	—	3	この度の東日本大震災を踏まえて、新たに得られた災害対策の知見を「水道の耐震化計画策定指針」に盛り込んで改定を行うとともに、水道事業者によって大きな差のある耐震化の進捗状況の底上げを図るため、モデル事業の実施等により中小規模の水道事業者等による具体的な計画策定の方法論を整理する。(1)耐震診断(簡易診断)モデル事業(平成24年度実施)(2)耐震化計画策定のための耐震性評価「東日本大震災の被害状況を踏まえた」の検討(平成25年度実施)(3)水道の耐震化計画策定指針の改定(平成26年度実施)を実施。 耐震化計画策定指針を中小規模事業者にとってもよりわかりやすい内容となるよう改訂することにより、耐震化計画策定率の低い中小規模事業者の策定率の向上と耐震化の推進に寄与すると見込んでいる。	342
(12) 水道施設危機管理体制構築事業費 (平成25年度)	9百万円 (8百万円)	9百万円	—	—	全国(都道府県ごと)の水道地図を電子化して集約し、厚生労働省及び都道府県において、水道地図データを共有できるよう、システムを構築する。 ・簡易の情報共有システムの構築(平成25年度) ・情報共有システムの構築によるの本格運用(平成26年度) 水道地図を電子化して集約し、厚生労働省及び都道府県において水道地図データを共有可能にすることにより、災害時における支援に活用でき、災害に強い持続的な水道の確保に寄与すると見込んでいる。	343
(13) 水道施設再構築計画策定支援事業 (平成26年度)	—	7百万円	6百万円	—	ダウンサイジングを伴う施設再構築計画の事例調査、水道施設再構築(強靱化)計画策定の手引きを作成するための技術的検討を実施。 水道施設再構築計画の策定を推進することが水道施設の再構築につながり、持続的な水道の確保に寄与すると見込んでいる。	344
(14) 水道水質管理ベンチマーキング推進事業費 (平成26年度)	—	5百万円	4百万円	—	水質管理業務の暫定評価手法の策定、水道事業者等向けベンチマーキングマニュアル等の策定、自家用水道向けベンチマーキングマニュアル等の策定 水道水質管理にベンチマーク手法を導入し、優良事例との比較等を行うことで各事業者の自助努力を促すことにより、水質管理レベルの向上を図ることができることから、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。また、自家用水道向けにも同様の考え方を導入することにより、より安全な水道水の供給が可能となる。	345
(15) 官民連携等基盤強化支援事業 (平成27年度)	—	—	12百万円	—	官民連携の導入に向けた課題を解決し官民連携方策導入の促進を図るために支援した水道事業体数。 官民連携を推進することで持続可能な運営基盤の強化に寄与すると見込んでいる。	新27-009
(16) 重要給水施設水道管路強靱化事業 (平成27年度)	—	—	7百万円	3	新水道ビジョンに示す重要給水施設に至る水道管路の耐震化について、重要給水施設水道管路等の耐震対策の推進や応急復旧、応急給水に関する連携方策等についてガイドラインを作成し、水道事業者における耐震化計画に反映することでソフト・ハード両面により早期の耐震化完了を実現する。	新27-010

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅱ-3-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ-3-1)</p>					<p>担当 部局名</p>	<p>医薬食品局 大臣官房地方課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>監視指導・麻薬対策課長 赤川治郎 地方厚生局管理室長 伊東明彦</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する ・いわゆる危険ドラッグの取締り及び乱用拡大の防止のための広報・啓発活動を推進する</p>					<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること</p>														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 的なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>										
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>1,796,924</p>	<p>1,726,573</p>	<p>1,752,290</p>	<p>1,711,160</p>	<p>1,896,851</p>	<p>1,934,642</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>										
<p>補正予算(b)</p>	<p>-71,175</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>393,569</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>										
<p>繰越し等(c)</p>	<p>6,151</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>										
<p>合計(d=a+b+c)</p>	<p>1,731,900</p>	<p>1,726,573</p>	<p>1,752,290</p>	<p>2,104,729</p>	<p>1,896,851</p>	<p>1,934,642</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>										
<p>執行額(千円、e)</p>	<p>1,673,244</p>	<p>1,601,212</p>	<p>1,660,242</p>	<p>2,003,112</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>										
<p>執行率(％、e/d)</p>	<p>96.6%</p>	<p>92.7%</p>	<p>94.7%</p>	<p>95.2%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>										
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>-平成25年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した「第四次薬物乱用防止五か年戦略」では、①薬物乱用未然防止の推進、②薬物の再乱用防止対策、③薬物犯罪の徹底的な取締、④国際的な連携・協力の推進が特に留意する課題として設定され、政府を挙げた総合的な対策を推進することとしており、厚生労働省でも同戦略に基づく薬物乱用対策を推進しているところである。また、近年は危険ドラッグの乱用による事件・事故などが顕著なことから、平成26年7月に薬物乱用対策推進会議で「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」が決定され、「やれることはすべてやる」との総理指示もなされた。厚生労働省では、緊急対策に基づき、各都道府県等との密接な連携の下、指定薬物の迅速な指定、検査命令・販売等停止命令の実施等をし、販売者への圧力を強めてきた。引き続き、これまでの乱用薬物等に対する取り組みを積極的に推進していく。 (根拠法令) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)、医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)</p>					<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																	
				○																	
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>1 指定薬物の新規指定数【単位:件】</p>	<p>5</p>	<p>平成19年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>40</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>・危険ドラッグの流通実態を直接的に評価する指標は存在しないが、指定薬物の新規指定数は新規乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、指標とした。 ・平成24・25年度の個別指定数を平均すると約40となることから、平成27年度はこの数を目指した。</p>											
<p>2 麻薬の新規指定数【単位:件】</p>	<p>1</p>	<p>平成20年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>5</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>・麻薬の流通実態を直接的に評価する指標は存在しないが、麻薬の新規指定数は、乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、指標とした。 ・麻薬を規制する国際条約や国内での乱用実態などを踏まえ、平成27年度目標値を設定した。</p>											
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>		<p>施策の進捗状況(目標)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
			<p>施策の進捗状況(実績)</p>																		
<p>(参考)測定指標</p>					<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>検挙人数・押収量については、我が国における、薬物乱用の監視・取締り強化を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。</p>											
<p>薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数</p>					<p>13,881人</p>	<p>13,292人</p>	<p>11,842人</p>	<p>11,127人</p>	<p>1,692人</p>												
<p>3 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) (※検挙人数・押収量は、暦年統計である)</p>					<p>466.6kg</p>	<p>375.3kg</p>	<p>846.5kg</p>	<p>198.1kg</p>	<p>—</p>												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
あへん供給確保事業 (1) (昭和60年度(注)特別会計から一般会計に変更した年度)	945百万円 (904百万円)	943百万円	943百万円	-	医療上必要不可欠な医薬品の原料である「あへん」を、国内の需要・供給量を踏まえ、インド政府から購入し保管する。	346
麻薬中毒者収容保護事業 (2) (昭和38年度)	0.5百万円 (0.5百万円)	0.5百万円	0.5百万円	-	麻薬及び向精神薬取締法に基づき、麻薬中毒者に対して必要な医療を施すため、都道府県が支弁する麻薬中毒者の入院措置費等を補助する。	347
麻薬・覚せい剤等対策費 (3) (昭和38年度)	165百万円 (152百万円)	485百万円	333百万円	1.2.3	1. 地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修 麻薬取締職員・関係機関職員が参加する研修・会議を開催し、麻薬取締職員の知識・技術の向上や関係機関との情報交換・相互強化を図ることは、薬物事犯に対する徹底した取締りを実施する上で有効である。 2. 野生大麻・けしの除去 不正大麻・けし撲滅運動用パンフ及び通報を促すポスターを配布し、不正大麻・けしの発見・通報を通じた除去を推進することは、大麻等の不正流通防止を図る上で有効である。 3. 国民運動として開催する麻薬・覚せい剤乱用防止運動の地区大会開催 薬物乱用防止に関する啓発活動を通じ、薬物に対する正しい知識を普及することで、薬物に対する潜在的な需要を減少させるとともに、麻薬・覚せい剤等を利用しない意識を改めて醸成させることができるため。 4. 危険ドラッグの分析、乱用薬物の鑑定法整備 危険ドラッグでは、新規乱用物質が次々に検出されているため、指定薬物等への新規指定、流通している危険ドラッグの成分調査、指定薬物の分析体制の整備等を実施することは、危険ドラッグの円滑かつ実効性のある監視・取締りを行う上で有効である。 5. 再乱用防止対策講習会の開催等 再乱用防止対策に関する会議・講習会等を実施し、薬物中毒・依存に対する正しい知識と理解の普及、社会復帰支援に携わる関係機関の連携強化を推進することは、薬物依存者等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。	348
向精神薬対策費 (4) (昭和48年度、平成元年度、平成2年度)	2百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	-	不正取引される向精神薬の迅速かつ効果的な分析法を確立するため、向精神薬の試験法及び分析マニュアルを作成する。 向精神薬の乱用及び不正取引を防止するとともに、向精神薬の適正な管理を行うための基盤整備を図ることができる。	349
医療用麻薬適正使用推進事業 (5) (平成19年度)	23百万円 (16百万円)	3百万円	3百万円	-	医療関係者等向けに、医療用麻薬の適正使用推進のため講習会を開催等することにより、医療用麻薬について、全国的に統一した適正な使用・管理に資する。	350
麻薬等対策推進費(広報経費) (6) (昭和37年度、62年度、63年度、平成18年度)	103百万円 (95百万円)	102百万円	102百万円	1.2.3	1. 麻薬・覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、薬物乱用の根絶を図る。 2. 小学校高学年の保護者、高校生及び未成年労働者等を対象とした薬物乱用防止についての啓発資料を提供することにより、青少年の薬物乱用傾向を阻止する。 3. 薬物依存症についての正しい知識等を広く周知することにより、薬物中毒者とその家族の負担を軽減し、また、薬物中毒者に対する偏見・誤解等を解消することにより、社会全体で受け入れ、支えることができる環境を作り上げる。 特に若年層に重点を置いた薬物乱用防止に関する資料を配布し、学校や地域で啓発を行うことや、定期的なキャンペーン活動を継続して実施する等の啓発活動を通じ、薬物への認の不充分さから、安易に薬物乱用に陥る可能性のある若年層に対して注意喚起を行うことは、潜在的な需要を減少させる上で有効である。 家族読本の配付を通じ、薬物中毒・依存に対する正しい知識の普及や、薬物依存者等を抱える家族が頼れる相談窓口・支援施設等を広く周知することは、家族の負担を軽減するとともに、薬物依存者等を社会全体で支える環境作りにつながり、薬物依存者等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。	351
麻薬・覚せい剤等対策事業 (7) (昭和25年度)	514百万円 (492百万円)	559百万円	514百万円	-	1. 暴力団による組織的薬物密売事犯、外国人薬物密売組織、これらから薬物を買受ける末端乱用者等の取締りを行う。 2. 携帯電話やインターネットを利用した大麻種子販売事犯等の取締りを行う。 3. 医療用麻薬の不正流通防止を目的として、医療機関・薬局等に対する立入検査を実施し、適正使用・管理を行うよう監視・指導を行う。 4. 国内の捜査機関等から持ち込まれる薬物と疑われる検体の鑑定を行う。 麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進するとともに不法流通を遮断することができる。	352

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅱ-4-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ-4-1)					担当 部局名	医薬食品局	作成責任者名	審査管理課化学物質安全対策室長 倉持 憲路																																																					
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 ・毒物・劇物の適正な管理を推進すること ・化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進すること ・家庭用品に含有する化学物質の安全性を確保すること					政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 政策大目標 4 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること																																																							
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>549,762</td> <td>481,841</td> <td>437,566</td> <td>427,115</td> <td>314,973</td> <td>297,898</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-33,159</td> <td>-10,931</td> <td>44,090</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>516,603</td> <td>470,910</td> <td>481,656</td> <td>427,115</td> <td>314,973</td> <td>297,898</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>505,362</td> <td>460,876</td> <td>445,400</td> <td>402,886</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(％、e/d)</td> <td>97.8%</td> <td>97.9%</td> <td>92.5%</td> <td>94.3%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	当初予算(a)	549,762	481,841	437,566	427,115	314,973	297,898	補正予算(b)	0	0	0	0			繰越し等(c)	-33,159	-10,931	44,090	0			合計(d=a+b+c)	516,603	470,910	481,656	427,115	314,973	297,898	執行額(千円、e)	505,362	460,876	445,400	402,886			執行率(％、e/d)	97.8%	97.9%	92.5%	94.3%			施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)の うち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																								
当初予算(a)	549,762	481,841	437,566	427,115	314,973	297,898																																																								
補正予算(b)	0	0	0	0																																																										
繰越し等(c)	-33,159	-10,931	44,090	0																																																										
合計(d=a+b+c)	516,603	470,910	481,656	427,115	314,973	297,898																																																								
執行額(千円、e)	505,362	460,876	445,400	402,886																																																										
執行率(％、e/d)	97.8%	97.9%	92.5%	94.3%																																																										
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	生活環境で使用されている化学物質について、 ①急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法) ②人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) ③有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律) により、化学物質による人の健康被害を防止することを目標としている。					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28		○																																												
24	25	26	27	28																																																										
	○																																																													
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																						
1 化学物質の安全性点検	20試験 毎年度	20試験 毎年度	20試験 毎年度	20試験 毎年度	20試験 毎年度	20試験 毎年度	20試験 毎年度	化学物質安全性点検にかかる国際的な取り組みとして、平成17年度から21年度までにOECDへ26物質の化学物質の安全性試験結果の報告を行った。今後も同程度の貢献(年間5物質程度の報告)を行うためには、ヒト健康関連の試験項目として基本的に4試験が必要であるため、5物質×4試験として、年間20試験の実施を目標として設定した。																																																						
測定指標 (定性的)	目標 目標年度		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																						
2 毒物劇物業者等立入調査における改善率(年度末までに違反が改善された件数÷立入検査による違反発見施設数)	(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毒物・劇物の適正な管理の推進について、直接的に評価する指標は存在しないが、毒物劇物業者等立入調査における改善率は、毒物・劇物の適正な管理の推進を一定程度反映するものと考えられることから、参考測定指標としている。																																																						
3 家庭用品試買等調査※における違反率(違反数÷家庭用品試買数)	(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	家庭用品に含有する化学物質の安全性の確保状況について、直接的に評価する指標は存在しないが、市場の家庭用品の試買等調査における違反率は、家庭用品の安全性の確保状況を一定程度反映するものと考えられることから、参考測定指標としている。 ※有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、市場で流通している家庭用品の安全性を監視する目的で、都道府県が市販の家庭用品を購入し検査を実施している。																																																						

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 毒物劇物取締法施行費 (昭和48年度)	35百万円 (33百万円)	81百万円	33百万円	2	・毒物及び劇物への新規指定又は解除 ・本邦で毒物劇物に指定されていない化学物質についての毒性評価 ・毒物劇物営業者登録事務の迅速化等のためのシステム運用・改修等 毒物劇物が指定等されることにより、それら毒物劇物の管理の推進が期待される。	353
(2) 家庭用品規制法施行事務費 (昭和47年度)	44百万円 (43百万円)	45百万円	46百万円	3	・家庭用品規制基準設定のための試験検査及び検討 ・健康被害情報の調査及び安全確保マニュアル作成 ・家庭用品等から発散する化学物質による室内空気汚染対策 規制対象の候補物質について市場の製品中含有量を調査することにより、国内流通製品の使用実態が把握でき、当該情報は家庭用品規制基準設定に資すると考えられる。	354
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費 (昭和49年度)	358百万円 (326百万円)	301百万円	236百万円	1	・新規化学物質の審査、既存化学物質毒性試験の実施 ・3省共管情報基盤システム及び電子申請システムの管理 ・海外の規制当局との国際協調 化学物質の安全性を確保する上では、適正な評価・管理が重要であることから、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、評価していくことが求められる。評価に当たっては、国際的な協調のもとに行うことが求められており、また、毒性試験・評価を行った化学物質について、その情報を公開していくことにより、化学物質の適切な管理の促進が期待される。	355

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅱ-5-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること(施策目標Ⅱ-5-1)							担当 部局名	健康局生活衛生課	作成責任者名	生活衛生課長 長田 浩志												
施策の概要	理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等、並びに多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・増進を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に 関係する 内閣の 重要 施策(施 政方針演 説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,289,064	2,416,395	2,533,558	2,907,715	3,238,393	3,562,684		-	-	-											
		補正予算(b)	2,114,000	314,000	766,000	303,000																	
		繰越し等(c)	0	0	0	0																	
		合計(d=a+b+c)	4,403,064	2,730,395	3,299,558	3,210,715	3,238,393	3,562,684															
執行額(千円、e)	4,307,401	2,703,111	3,120,027	2,828,750																			
執行率(%、e/d)		97.8%	99.0%	94.6%	88.1%																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場営業、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業)について、衛生水準の確保及び振興等を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号))</p> <p>○多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号))</p>							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																			
				○																			
測定指標 (定量的)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
	基準年度	24年度			25年度	26年度	27年度	28年度															
1 振興計画の業種別認定率 (健康局生活衛生課調べ)	別紙参照	平成26年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	振興計画とは、生活衛生同業組合(業種ごと・都道府県ごとに営業者が組織する組合)が作成する、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業の計画のことである。衛生水準の維持向上のためには、生活衛生関係営業の振興が重要であり、計画未作成組合を解消できるよう、振興計画の業種別認定率を前年度以上とすることを目標値とした。													
2 日本政策金融公庫貸付件数(生活衛生資金貸付) (日本政策金融公庫調べ)	集計中	平成26年度	前年度以上	毎年度	10,118件以上	9,509件以上	9,301件以上	前年度以上	前年度以上	日本政策金融公庫が生活衛生関係営業者に対して行う衛生水準の維持向上等を目的とした低利融資は、中小零細の生活衛生関係営業者にとって重要な支援措置であり、難しい経済状況下ではあるものの、貸付件数を前年度以上とすることを目標値とした。													
3 建築物環境衛生管理基準への不適合率 (衛生行政報告例による)	別紙参照	平成26年度	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	建築技術の進歩等に対応して、国民の生活環境に占める建築物の室内環境の重要性が高まっていることから、興業場、百貨店等多数の者が使用・利用する、3,000平方メートル以上の規模を有する建築物(特定建築物)の維持管理について、管理基準に適合していない特定建築物を減少させることを目標値とした。 衛生行政報告例URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001127716													
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
	施策の進捗状況(実績)																						
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 生活衛生関係営業対策費補助金 (平成23年度)	797百万円 (797百万円)	1,000百万円 (1,000百万円)	1,028百万円	1	<p>(公財)全国生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、都道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の10に規定する事業を行っており、国は、同法の規定に基づき、全国センターの行う事業について補助しているものである。</p> <p>また、(公財)都道府県生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、同法の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。さらに、同法の規定に基づき、生活衛生関係営業の連合会及び組合に対して必要な助成を行うものである。</p> <p>・複数の異なる事業が実施されている性質上、事業毎に多様な成果目標が設定されており、統一的な目標を定量的に示すことはできないが、生衛業の経営の健全化、公衆衛生の向上及び増進、国民生活の安定に寄与することを目的としている。そのなかには振興計画未作成組合の解消に寄与する事業もあり、これらの事業に補助金を交付することにより、業種別認定率の向上を図る。</p> <p>※各事業の成果目標及び成果実績については、外部有識者による審査・評価会において関係営業の振興・公衆衛生の確保と的確な効果測定の見地から審査・評価を事業採択前の事前審査・評価に加え、事業開始後の中間審査、事業終了後の事後審査・評価のいずれも実施している。</p> <p>参考：生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会(http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kenkou.html?tid=128637)</p>	359
(2) 生活衛生金融対策費 (平成11年度)	2,471百万円 (2,294百万円)	2,180百万円 (1,801)	2,180百万円	2	<p><補給金> 生活衛生関係業者に対して無担保・無保証人で融資する「生活衛生改善貸付」及び「特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付」等の貸付金利を低減するため、利ざやの減少分を補給するものである。</p> <p>現下の厳しい経済情勢の中で、生活衛生関係業者の衛生水準の維持向上及び早期の経営健全化並びに雇用の創出等を図っていく上で必要な低利の政策金融を維持していくために不可欠のものである。</p> <p><出資金> 経済・雇用状況等に鑑み、緊急経済対策の一環として金融対策によって景気の下支えを図る生活衛生資金融資に要する資金である。</p> <p>・貸付件数については、景気が良好な際に減少し、景気の悪い際には増加するというような性質もあり、貸付件数の増加が一概に生活衛生関係営業の振興につながるとは限らないが、貸付件数が増えることで生活衛生関係業者の衛生水準の維持向上及び早期の経営健全化並びに雇用の創出等が図られ、振興にも資する。</p>	356
(3) 生活衛生等関係費 (平成4年度)	31百万円 (29百万円)	31百万円 (26百万円)	30百万円	1.3	<p><生活衛生関係営業衛生確保対策費> 生衛業の衛生水準の維持向上や感染症等の感染拡大防止策等の総合的な衛生対策を検討するための経費である。</p> <p><生活衛生営業実態調査費> 生衛業の年次的な経営実態を把握し、生衛業の健全な育成、経営の指導等を行うため、振興指針の見直しのための基礎資料を得るために必要な経費である。</p> <p><生活衛生等指導費> 生衛業の経営の安定と健全な発展のため、都道府県・経営指導員への指導監督及び生衛組合に対する指導及び連絡調整を行うとともに、特定建築物所有者に指導等を行う環境衛生監視員に対する研修会を実施し、平常時の監視、監査、指導、助言等に関する専門的かつ実務的な知識と技術の習得を図るための経費である。</p> <p><建築物環境衛生管理対策推進事業> 建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行うための経費である。</p> <p><保健所等担当者研修会等経費> 一般の人々へ建築物環境衛生に関する適切な情報の提供を行うとともに、保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、相談体制の整備等を図るための経費である。</p> <p>・生活環境の変化や国際化等により生じる新たな健康課題に対して、国民生活に密着した生活衛生関係営業において、迅速かつ適切に対応することが重要であり、原因究明、感染等防止対策、発生時初動対策等の総合的な衛生対策をもつて、健康危害及び感染拡大の防止を図ることで国民生活の衛生水準の向上を図る。</p> <p>・国民生活の衛生水準の維持向上のためには、生活衛生関係営業の振興の計画的推進を図ることが重要であり、生活衛生営業実態調査を実施し、これを基礎調査とした衛生施設の水準等を定めた振興指針を策定し、当該指針に準拠した振興事業計画策定を推進する。</p> <p>・各生活衛生関係営業施設等への立入検査や監督指導を担う環境衛生監視員には生活環境の変化に応じた最新の知識が必要であり、生活衛生等指導費により保健所の専門的かつ技術的拠点としての機能強化(環境衛生監視員の資質向上)等を図ることで、衛生水準の向上を図る。</p> <p>・建築物環境衛生管理対策推進事業において、建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行い、そこで得られた知見を建築物の維持管理に携わる者等に提供することにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の減少を図る。</p> <p>・保健所等担当者研修会等経費を活用して保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、建築物の維持管理に携わる者等への効果的な助言指導がなされることにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の減少を図る。</p>	357
建築物環境衛生管理技術者国家 (4) 試験費 (昭和46年度)	0.4百万円 (0.4百万円)	0.4百万円 (0.4百万円)	0.4百万円	—	<p>建築物環境衛生管理技術者試験を適切に実施し、当該試験合格者等に対する建築物環境衛生管理技術者免状を交付するために必要な経費である。</p> <p>・特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督する建築物環境衛生管理技術者を適正な国家試験実施によって輩出することで、建築物の衛生的な環境の確保及び公衆衛生の向上・増進を図る。</p>	358

別紙

指標1: 振興計画の業種別認定率(単位: %)

	24年度	25年度	26年度
理容業	100	100	集計中
美容業	100	100	集計中
興行場業	64.4	64.4	集計中
クリーニング業	100	100	集計中
公衆浴場業	51.2	51.2	集計中
旅館業	100	100	集計中
旅館業(簡易宿所)	50.0	50	集計中
食肉販売業	97.8	97.8	集計中
食鳥肉販売業	100	94.1	集計中
氷雪販売業	30.8	30.8	集計中
飲食店営業(すし店)	95.3	95.3	集計中
飲食店営業(めん類)	100	100	集計中
飲食店営業(中華料理業)	90.5	100	集計中
飲食店営業(社交業)	92.1	97.4	集計中
飲食店営業(料理業)	86.7	90	集計中
喫茶店営業	96.4	96.4	集計中
飲食店営業(一般飲食業)	97.2	97.2	集計中
全業種平均	89.3	90.0	集計中

指標3: 建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位: %)

	24年度	25年度	26年度
浮遊粉じんの量	2.4	2.3	集計中
一酸化炭素含有率	0.5	0.4	集計中
二酸化炭素含有率	23.2	22.8	集計中
温度	32.1	31.9	集計中
相対湿度	54.1	52.3	集計中
気流	2.3	2.4	集計中
ホルムアルデヒドの量	1.2	1.6	集計中
水質基準	0.6	0.6	集計中
残留塩素含有率	2.7	2.0	集計中

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1)							担当 部局名	労働基準局労働条件政策課賃金時間室	作成責任者名	賃金時間室長 松本圭										
施策の概要	労働条件の確保・改善及び最低賃金制度の周知のために最低賃金制度に係る相談事業や、周知啓発事業を行うもの。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1 労働条件の確保・改善を図ること												
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 的なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	1,070,721	1,267,190	1,183,860	930,476	850,598	1,426,859													
		補正予算(b)	98,042	△ 27,925	△ 55	△ 116															
		繰越し等(c)	0	0	0																
		合計(d=a+b+c)	1,168,763	1,239,265	1,183,805	930,360	850,598	1,426,859													
執行額(千円、e)	943,243	1,039,649	969,088	814,478																	
執行率(%, e/d)	80.7%	83.9%	81.9%	87.5%																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																	
○																					
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
	基準年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
1 最低賃金額の周知ポスターの認知率	-	25%	平成27年度	-	-	-	25%	-	最低賃金額は、毎年改定されているので、改定後の金額を効果的・効率的な周知を図ることが必要である。最低賃金の周知方法として、ポスターを作成し、掲載を行っていることから、効果的・効率的な周知を行っているかを測る指標として、「最低賃金額の周知ポスターの認知率」を選定し、前年度を上回る結果となるよう目標値を定めている。												
2 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	-	90%	平成27年度	-	80%	90%	90%	-	最低賃金額の周知の実施状況について、都道府県労働局のみならず、市町村とも連携して効果的な周知広報を行っているかを計る代理指標として、「市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合」を選定の上、過去5年の実績状況に基づき、掲載割合が9割以上となるよう目標値を定めている。												
測定指標 (定性的)	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
				-	-	-	-	-													
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						平成27年行政事業レビュー事業番号										
	25年度	26年度																			
(1) 労働条件の確保・改善に必要な軽費(平成21年度)	12億円 (10億円)	9億円 (8億円)	9億円	1	① 賃金制度改善指導等経費 賃金制度の整備・改善に意欲を持つ中小企業及び中小企業事業主団体を対象に、賃金アドバイザーによりモデル賃金制度を活用した相談支援を行う。 ② 最低賃金制度推進費 最低賃金制度及び改定された最低賃金額について、新聞広告掲載、インターネット広告及びポスター駅貼りなどにより周知啓発活動を行う。 ③ 最低賃金調査等経費 中小零細企業又は事業所の賃金の実態等を把握するため、「最低賃金に関する実態調査」(一般統計調査)を行う。						360										

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援をすること(施策目標Ⅲ-1-2)							担当 部署名	労働基準局労働条件政策課 賃金時間室		作成責任者名	賃金時間室長 松本圭											
施策の概要	全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、最低賃金の引上げに努めるとともに、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を行う。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1 労働条件の確保・改善を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	5,002.672	3,524.549	2,646.299	2,751.217	2,409.997	1,369.568		○「日本再興戦略」改訂2014	平成26年6月24日開 議決定	全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持 続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上 等のための支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める。											
		補正予算(b)	△ 1,970.201	△ 739.073	975.920	1,422.000	0																
		繰越し等(c)	0	0	△ 975.920	△ 446.080	1,422.000																
		合計(d=a+b+c)	3,032.471	2,785.476	2,646.299	3,727.137	3,831.997	1,369.568															
執行額(千円、e)	1,055.986	2,143.501	2,311.413	3,132.988			○「経済財政運営と改革の基本方 針」2014	平成26年6月24日開 議決定	中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引 上げに努める														
執行率(%、e/d)	34.8%	77.0%	87.3%	84.0%																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	「平成26年度経済財政運営方針と改革の基本方針」(平成26年6月24日閣議決定)や「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備のため、中小企業・小規模事業者に対して支援を行う。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28		○			
24	25	26	27	28																			
	○																						
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					年度ごとの実績値																		
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 最低賃金相談支援センターにおける 専門家派遣件数	-	平成26年 度	前年度 以上	平成27年度	-	3,240件	3,143件	前年度以上	-	事業場内の最低賃金引上げに向けて生産性の向上等に取り組む中小企業を対象に、最低賃金相談支援センターにおける労働条件管理、経営 管理の改善等に関する相談窓口を通じて、労務経営の専門家を派遣し、具体的改善に資することとするため、前年度実績以上の目標値を設定 した。													
2 業種別団体助成金を活用した助成 団体の満足度	-	-	80%以上	平成27年度	-	-	80%以上	80%以上	-	業種別団体助成金は、最低賃金引上げの影響が大きい全国規模の団体が、業界全体として賃金底上げを図るために実施した取組に対する助 成であり、この効果は当該団体が最も熟知しているため当該団体の本事業の満足度を目標値として設定した。													
3 業務改善助成金の支給決定件数	-	-	1,991件	平成27年度	-	2,000件	2,102件	1,991件	-	業務改善助成金の支給決定件数により、賃金引上げを行った事業場の数を測ることができるため指標として選定した。目標値は、助成実績及 び予算規模より件数を設定した。													
4 事業場の最低時間給以外の時間 給800円未満の労働者について、賃 金引上げを行った割合	-	-	80%以上	平成27年度	-	-	80%以上	80%以上	-	事業場内での時間給800円未満の労働者の賃金に及ぼす影響を測るため、業務改善助成金の助成対象以外の労働者について賃金引上げを 行った割合を目標値として設定した。													
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
	施策の進捗状況(実績)																						
-	-			-																			
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
-					-	-	-	-	-														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業(平成23年度)	26億円 (23億円)	37億円 (31億円)	24億円	1 2 3、4	<p>① 地域中小企業相談等事業 中小企業の経営改善の指導を行う中小企業団体等への委託により、最低賃金引上げに向けて生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、中小企業庁等の事業と連携し、ワン・ストップで対応する相談窓口を全国47か所に設け、相談、専門家派遣等を実施する。</p> <p>② 業種別団体補助事業 全国規模の業界団体が業界全体として賃金底上げを図るため、生産性向上のための取組、販路拡大のための市場調査の取組等を行う場合に、その経費を助成(上限2,000万円)する。</p> <p>③ 中小企業業務改善等補助事業 事業場内で時間給800円未満の労働者の賃金の引上げを実施するとともに、労働能率の増進に資する設備・器具の導入を実施する中小企業事業主に対し、その経費の2分の1(小規模事業者は4分の3)を助成(上限最大150万円)する。</p>	361

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1)</p>						<p>担当 部局名</p>	<p>大臣官房統計情報部 労働基準局 職業能力開発局 雇用均等・児童家庭局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室長 野地祐二 総務課長 鈴木英二郎 監督課長 秋山伸一 労働条件政策課賃金時間室長参事官 里見隆治 安全衛生部計画課長 美濃芳郎 安全課長 田中敏章 労働衛生課長 泉 陽子 化学物質対策課長 森戸和美 労災補償部労災管理課長 木塚欽也 海外協力課外国人研修推進室長 山田敏充 雇用均等政策課長 小林洋子 職業家庭両立課長 藤苗浩司 短時間・在宅労働課長 宿里明弘</p>																																																						
<p>施策の概要</p>	<p>労働災害を防止するために、労働災害防止対策や、労働者の健康を確保するための事業を行うもの。</p>						<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標Ⅲ デーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること</p>																																																								
<p>施策の予算額・執行額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>15,658,538</td> <td>16,168,868</td> <td>15,472,761</td> <td>15,908,188</td> <td>16,602,324</td> <td>16,187,663</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>2,009,690</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>5,737</td> <td>0</td> <td>28,181</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>17,668,228</td> <td>16,174,605</td> <td>15,472,761</td> <td>15,936,369</td> <td>16,602,324</td> <td>16,187,663</td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円、e)</td> <td>16,175,211</td> <td>14,498,078</td> <td>14,196,287</td> <td>15,638,199</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行率(%、e/d)</td> <td>91.5%</td> <td>89.6%</td> <td>91.8%</td> <td>98.1%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	15,658,538	16,168,868	15,472,761	15,908,188	16,602,324	16,187,663	補正予算(b)	2,009,690	—	—	—	—	—	繰越し等(c)	0	5,737	0	28,181	—	—	合計(d=a+b+c)	17,668,228	16,174,605	15,472,761	15,936,369	16,602,324	16,187,663	執行額(千円、e)		16,175,211	14,498,078	14,196,287	15,638,199	—	—	執行率(%、e/d)		91.5%	89.6%	91.8%	98.1%	—	—	<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>	
区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																									
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	15,658,538	16,168,868	15,472,761	15,908,188	16,602,324	16,187,663																																																									
	補正予算(b)	2,009,690	—	—	—	—	—																																																									
	繰越し等(c)	0	5,737	0	28,181	—	—																																																									
	合計(d=a+b+c)	17,668,228	16,174,605	15,472,761	15,936,369	16,602,324	16,187,663																																																									
執行額(千円、e)		16,175,211	14,498,078	14,196,287	15,638,199	—	—																																																									
執行率(%、e/d)		91.5%	89.6%	91.8%	98.1%	—	—																																																									
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合計画的な対策を推進することで職場における労働者の安全と健康を確保することを図る。 また、同法に基づく第12次労働災害防止計画(平成25年度～29年度)によって、労働災害の一層の減少を図るため、労働災害や業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化を行うとともに、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による災害防止の取組を図る。</p>						<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28			○																																												
24	25	26	27	28																																																												
		○																																																														
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																																																						
	基準年度		目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																							
<p>1 労働災害による死亡者数</p>	1,093	平成24年	929以下	平成29年	—	—	—	—	—	<p>日本の労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間約1,000人が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、取組を強化する必要がある。このような状況の中、平成25年2月25日に策定された第12次労働災害防止計画に「平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少(平成24年比)」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 なお、労働災害による死亡者数については、年単位で集計・公表しているため、目標値等は年単位のものを使用している。</p>																																																						
<p>2 労働災害による死傷者数 (休業4日以上)</p>	119,576	平成24年	101,639以下	平成29年	—	—	—	—	—	<p>日本の労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にあり、平成21年に過去最小となったが、その後、平成22年以降は3年連続で増加している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。このような状況の中、平成25年2月25日に策定された第12次労働災害防止計画に「平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少(平成24年比)」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 なお、労働災害による死傷者数については、年単位で集計・公表しているため、目標値等は年単位のものを使用している。</p>																																																						
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>		<p>施策の進捗状況(目標)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																																																						
					<p>施策の進捗状況(実績)</p>																																																											
<p>(参考)測定指標</p>					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																							

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年度行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 就労条件総合調査費 (平成12年度)	24百万円 (20百万円)	29百万円	21百万円	1.2	常用労働者30人以上の民間企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。 当該調査結果は、労働政策審議会の各種分会、検討会、研究会等で、労働者の安全衛生の確保に関する施策の基礎資料とされており、測定指標1、2に寄与すると見込んでいる。	363
(2) 家内労働安全衛生管理費 (昭和49年度)	14百万円 (8百万円)	14百万円	14百万円	1.2	家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 家内労働者の安全の確保及び健康の保持、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防を推進することにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	364
(3) 女性労働者健康管理等対策費 (昭和48年度)	14百万円 (7百万円)	20百万円	20百万円	1.2	男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようにするため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図る。	365
(4) 独立行政法人労働安全衛生総合 研究所運営費交付金に必要な経費 (平成18年度)	2,015百万 円 (2,015百万 円)	1,971百万 円	2,007百万 円	1.2	(独)労働者安全衛生総合研究所が行う事業の運営に必要な経費を交付し、事業場における災害の防止並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾患の病因、診断、予防その他の職業性疾患に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより労働災害防止対策が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	366
(5) 産業医学助成費補助金 (昭和53年度)	5,012百万 円 (4,999百 万円)	5,010百万 円	5,346百万 円	1.2	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実に資し、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	367
(6) 労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	1,377百万 円 (1,219百 万円)	1,367百万 円	1,367百万 円	1.2	労働環境の急激な変化によって多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠であり、事業主の自主的な取り組みの支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることで測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	368
(7) じん肺診断技術等研修事業 (昭和49年度)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1百万円	1.2	じん肺法に基づくじん肺管理区分の決定を行う地方じん肺診査医に対し、じん肺管理区分決定のための診断・審査を適切に行うため研修を実施し、必要な技術を習得させる。 これにより、地方じん肺診査医の技術の向上と標準化を促し、じん肺管理区分決定の全国斉一的な実施担保する。もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	369
(8) じん肺有所見者に対する普及啓発 事業 (平成9年度)	3百万円 (2百万円)	3百万円	3百万円	1.2	企業の衛生管理者等を対象に、じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発を行うための研修を実施する。 当該指針を粉じん作業を有する事業場に対して普及・定着させることで、事業場のじん肺予防対策の一層の推進をめざし、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	370
(9) 特定有害業務従事者の離職者特 殊健康診断実施事業 (昭和47年度)	1,192百万 円 (1,224百 万円)	1,415百万 円	1,393百万 円	1.2	労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断を実施する。 これにより一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進すし、もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	371
(10) 呼吸用保護具の性能の確保のため の買い取り試験 (平成12年度)	24百万円 (24百万 円)	24百万円	28百万円	1.2	市場に流通する国家検定に合格した型式の防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具については、平成26年12月に型式検定の対象となったところであり、一部経過措置として既存のJIS規格に合致する製品も使用を認めることとしているところ、当該経過措置期間中の製品も含む。以下「呼吸用保護具」という。)の買い取り試験を実施し、厚生労働大臣が定める規格や型式検定合格時の品質を維持しているかを確認する。 品質が維持された呼吸用保護具を使用することで、健康障害の防止が期待でき、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	372
(11) ストレス症状を有する者に対する面 接指導制度の周知 (平成24年度)	-	64百万円	55百万円	1.2	改正労働安全衛生法が成立したことをふまえ、リーフレットの配布等により、ストレスチェックと面接指導等の導入を広く周知する。 精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は、全体の約6割にとどまっていることから当該事業により職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることが、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	406
(12) 職場対象のメンタルヘルス対策事 業 (平成21年度)	49百万円 (23百万 円)	49百万円	82百万円	1.2	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等を対象に、労働者に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報をインターネットを通じて情報提供する。また、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じる電話相談窓口を設置する。 精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は、全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや労働者等からの電話相談に応じることにより、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることが、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	373
(13) 化学物質管理の支援体制の整備 (平成12年度)	75百万円 (64百万 円)	114百万円	216百万円	1.2	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。 他方、こうした取組を個々の製造・流通業者や化学物質取扱事業者だけで進めるのは困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することで化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	375

(14)	化学物質の有害性調査事業 (平成12年度)	825百万円 (825百万円)	839百万円	856百万円	1.2	労働現場で大量かつ広範囲に製造、使用されている化学物質について、がん原性試験を行い、その試験結果を労働者の健康障害防止対策に活用する。OECDテストガイドラインに基づき、試験を行って化学物質の発がん性等の有害性を調査することで、労働者の健康障害の防止に資するため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	377
(15)	新規起業事業場就業環境整備事業 (平成19年度)	77百万円 (77百万円)	79百万円 (76百万円)	81百万円	1.2	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業においては、長時間労働の抑制のための情報やノウハウを有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることが多く、長時間労働及び労働災害の発生、労働条件等をめぐるトラブルが懸念される。このため、こうした事業場に対し基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナーを実施する等により、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。本事業は、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多い新規起業事業場に対し、労働時間管理や安全衛生体制等の確立について支援を行うものであり、労働災害の発生防止につながることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	378
(16)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	123百万円 (84百万円)	116百万円 (92百万円)	105百万円	1.2	①自動車運転者時間管理等指導員(以下「指導員」という。)を引き続き配置して、個別訪問の上、指導・助言を行う。②荷主から運搬する貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。本事業は、事業主自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を推進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進するものであり、過重労働による健康障害の防止につながるものであることから、測定指標の1及び2に寄与すると見込んでいる。	379
(17)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度)	238百万円 (155百万円)	454百万円	783百万円	1.2	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センター、大阪安全衛生教育センター、建設業安全衛生教育センター、安全衛生総合会館、産業安全会館、大阪労働衛生総合センターの計6施設)のうち、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に修繕する。施設の適切な運営を図り、各施設の調査研究等を促進することで、国内の労働災害及び職業性疾患の予防につながり、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	380
(18)	労働安全衛生融資資金利子補給金 (昭和47年度)	233百万円 (233百万円)	210百万円	192百万円	—	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っている。その利息補助と貸倒償却の補填を行う。(資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資してきたが、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、当該融資制度を廃止している。現在は、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を行っている。)	381
(19)	「労災かくし」の排除のための対策の推進 (平成13年度)	46百万円 (37百万円)	46百万円 (39百万円)	46百万円	—	(1)全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の助奨 (2)パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 (3)建設業者に対する集団指導 (4)事業場及び医療機関に対する調査を実施する。労働災害発生事実の隠蔽等を行う労災かくしが多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねないことから、被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除についてさらなる対策の強化を図り、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する。	382
(20)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費に必要な経費 (平成18年度)	56百万円 (50百万円)	121百万円	89百万円	1.2	安全衛生分野の調査及び研究を確実かつ円滑に遂行するため、(独)労働安全衛生総合研究所の施設・設備に対して、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新、整備を進めることにより、調査研究業務の確実かつ円滑な運営が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	383
(21)	技能講習修了者のデータ一元管理 (平成23年度)	96百万円 (94百万円)	99百万円	120百万円	1.2	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録省令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録省令第24条、25条及び登録講習機関の自主的な情報提供に基づき登録講習機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。一元的に管理したデータを活用して、異なる登録講習機関での講習修了歴を携帯が容易な大ききさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助けて、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながる。測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	384
(22)	安全衛生啓発指導等経費 (平成24年度)	117百万円 (91百万円)	117百万円	169百万円	1.2	産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する。測定指標1および2の達成に向けて行政を運営する上で、必要な経費である。	385
(23)	職場における受動喫煙対策事業 (平成23年度)	77百万円 (53百万円)	76百万円	70百万円	1.2	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙防止対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が電話又は現地指導等を行うことにより、また、経営者・安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に係る説明会を開催することにより、労働者の健康の保持増進の観点から適切な受動喫煙防止対策が講じられるよう支援を行い、事業場における適切な受動喫煙防止対策の実施を促進し、もって測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	386
(24)	働きやすい職場環境形成事業 (平成23年度)	90百万円 (59百万円)	138百万円 (68百万円)	120百万円	1.2	平成24年3月の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」や平成24年度に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、平成27年度は以下の取組を実施する。 ①国民及び労使に向けた周知・広報による社会的気運の醸成(ポスター・リーフレット及び平成26年度に策定するサポートガイド(個々の企業において、パワーハラスメント対策の基本的な枠組を構築するに当たり、スケジュールやメニューを提供するもの)の周知・普及・啓発用サイト「あかるい職場応援団」の運営及びコンテンツの充実、当該サイトのスマートフォン用サイト及びツイッターアカウントを通じた情報発信、雑誌への記事掲載等) ②労使の具体的な取組の支援(サポートガイドを活用した全国規模での企業の人事労務担当者向けセミナーの実施及びモデル事業の実施によるサポートガイドの充実) 上記の取組を推進することは、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防につながることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	387
(25)	墜落・転落災害等防止対策推進事業 (平成23年度)	71百万円 (56百万円)	58百万円	64百万円	1.2	建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占めていることから、手すり先行工法等の普及・定着のための専門家による現場に対する診断及び助言を行う。また、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及を図るための研修会を開催する。平成21年に省令改正し、足場等からの墜落防止措置を強化して義務付けるとともに、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達で、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図ってきたが、手すり先行工法の普及率は未だ31%である。当該事業の実施によって安全な足場を普及させるとともに、足場の設置が困難な場所からの墜落防止対策を普及することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	388

(26)	東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業 (平成23年度補正)	252百万円 (242百万円)	213百万円	202百万円	1.2	東日本大震災に係る復旧・復興工事においては、多数の中小事業者が参入するとともに、建設需要の急増により、安全衛生管理担当者の不足が顕在化しており、労働災害の増加が危惧されている。このため、安全衛生に関する拠点を被災地3県に設置し、専門家による工事現場への巡回指導による統括安全衛生管理の徹底を図るとともに、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修等の事業者支援を実施する。 平成7年に発生した阪神・淡路大震災に係る復旧工事では、平成7年に944人の方が死傷し、40人の方が亡くられるという事態となり、その後も復興工事の実施に伴う労働災害が多発し、災害発生件数が震災発生前の水準に至るまで数年間を要した。東日本大震災では、本事業の実施で災害発生率を抑制し、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	389
(27)	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務 (平成23年度)	49百万円 (41百万円)	27百万円	26百万円	1.2	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場に対してデジタル粉じん計、風速計、一酸化炭素計及び臭気計の貸出しを行い、たばこ煙の濃度と喫煙室の換気の状態を確認することで、職場での効果的な受動喫煙防止対策を実施するための支援を行い事業場での受動喫煙に関する現状把握、さらに測定結果を受けた効果的な受動喫煙防止措置の実施を促進し、もって測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	390
(28)	受動喫煙防止対策助成金等 (平成23年度)	785百万円 (394百万円)	754百万円	787百万円	1.2	中小企業を対象に、受動喫煙による健康影響から労働者を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって職場における受動喫煙防止対策の一層の促進を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	391
(29)	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (平成23年度)	483百万円 (329百万円)	416百万円	357百万円	1.2	東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく線量等管理データベースの運用、緊急作業従事者等を対象とした健康相談等を行う。 これらにより、緊急作業従事者等の健康状態の長期的管理を促進し、もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	392
(30)	労働安全衛生等事務費 (昭和23年度)	216百万円 (171百万円)	209百万円	209百万円	—	労働者の安全衛生を確保するためには、適切な労働安全衛生対策を推進する必要がある。労働安全衛生対策を実施するにあたって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入するものである。 測定指標1および2の達成に向けて行政を運営する上で、必要な経費である。	393
(31)	職業病予防対策の推進 (一)	6百万円 (5百万円)	7百万円	6百万円	1.2	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図ることにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	394
(32)	粉じん障害防止総合対策費 (昭和49年)	7百万円 (6百万円)	7百万円	7百万円	1.2	粉じん障害防止総合対策の普及啓発の為、事業場に対する集団指導や、関係団体との連絡会議等を実施する。 これらにより事業場における衛生水準を向上させることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	395
(33)	屋外アーク溶接作業時に係る粉じんばく露防止対策の周知 (昭和49年)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1百万円	1.2	平成24年4月の省令改正により、呼吸用保護具使用対象業務とされた屋外におけるアーク溶接作業について、当該業務を行う事業場に対して、集団指導を実施すると共に、そのポイントを示した資料を作成・配布する。 これにより、事業場における粉じん障害防止対策の推進を促し、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	396
(34)	新規化学物質の有害性調査試験 (昭和54年度)	102百万円 (81百万円)	104百万円	90百万円	1.2	新規化学物質の審査と製造事業者への指導及び有害性調査機関の査察等を実施することで新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図ることができることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	397
(35)	石綿障害防止総合相談員等設置経費 (平成21年度)	248百万円 (220百万円)	245百万円	246百万円	1.2	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業に係る相談業務、届出の審査等を実施することで、労働者の健康障害防止対策に寄与することから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	398
(36)	労働衛生指導医設置経費 (昭和49年)	3百万円 (2百万円)	4百万円	3百万円	1.2	労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定の指示、及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせることで事業場の衛生管理を徹底させ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	399
(37)	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費 (平成23年度)	226百万円 (195百万円)	246百万円 (224百万円)	257百万円	1.2	時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図るとともに、過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検を実施すること、また、過重労働の解消のためのセミナーを実施することより、長時間労働・過重労働の解消・抑制対策を推進する。 本事業は、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止が図られるものであることから、測定指標の1及び2に寄与すると見込んでいる。	400
(38)	チェーンソー取扱作業指導員設置等経費 (一)	7百万円 (5百万円)	7百万円	7百万円	1.2	林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を必要であると考えられる各局に配置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用い、チェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。 これらにより振動障害の予防対策に資するため、測定指標1、2に寄与すると見込んでいる。	401
(39)	機械等の災害防止対策費 (平成23年度)	11百万円 (9百万円)	11百万円	49百万円	1.2	危険性・有害性のある機械設備について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置届等に係る審査及び実地調査を行い、もって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。また、都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教育機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。 機械による災害は、全労働災害の約1/4を占め、その件数は約2万8000件に上る。また、機械による災害は死亡などの重篤な災害となる傾向があることから、当該事業の実施によって測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	402
(40)	特別安全衛生指導等経費 (昭和47年度)	57百万円 (39百万円)	55百万円	50百万円	1.2	技術の進歩に伴い危険性が高くなっている業種及び建設業などの災害発生率が著しく重大災害が多い職種に対する特別安全指導の実施、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾患及び振動障害の予防のための特別監督指導等を実施することで労働者の安全及び健康管理の確保を行い、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	403

(41)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度)	106百万円 (101百万円)	112百万円 (109百万円)	187百万円	1.2	管内で多数の外国人労働者が労働する都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、5カ国語による外国人労働者向け相談ダイヤルを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。さらに、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行う「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。 本事業は、外国人労働者、派遣労働者、介護労働者等の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等が図られるものであることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	404
(42)	日中安全衛生プラットフォーム事業 (平成24年度)	9百万円 (6百万円)	9百万円	8百万円	1.2	中国は、日本最大の貿易相手国であり、進出企業数も世界第一位であるが、安全衛生水準は低く、規制・監督体制も不十分のため、日本では使用等が禁止されている有害物質を含有する製品が中国から輸入され、日本国内で発見されるというような事象が発生し、日本の安全衛生にも影響を及ぼしている。このため、定期的に中国側関係当局と協議・意見交換を行う場を設け、両国間で相互に影響を及ぼす安全衛生に係る問題について、規制・制度改善を含む中長期的な視点から意見交換を行うことで、輸入品等に係る国内の労働災害、職業性疾病の予防を図り、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	405
(43)	陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進 (平成24年度)	36百万円 (31百万円)	39百万円	26百万円	1.2	陸上貨物運送事業での労働災害が減少傾向にないことから、災害の多い荷役作業での墜落・転落等災害防止対策を推進するため、陸運事業者向けと荷主向けのガイドラインの普及促進を図るべく、研修会の開催、専門家による事業場安全診断を行う。 陸上貨物運送事業では、平成25年の死傷災害件数は14,190人と対前年で356人(+2.6%)増加している。この増要因である上記災害を当該事業の実施によって抑制することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	407
(44)	母性健康管理推進支援事業 (平成24年度)	36百万円 (30百万円)	35百万円	34百万円	1.2	母性健康管理サイトを引き続き運営し、相談対応や情報提供を行う。女性労働者や事業主に対し、母性健康管理の実態やその措置に関する調査等を実施し、専門家による検討を行った上で、その検討結果を踏まえつつ、周知・啓発のための資料の作成・配布を行い、女性労働者・事業主等に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を実施する。 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図る。	408
(45)	ポジティブ・アクション周知啓発事業 (平成19年度)	191百万円 (175百万円)	195百万円	196百万円	-	女性労働者がその能力を十分に発揮し、就労継続できるような雇用環境を整備するため「均等・両立推進企業表彰」の実施等によりポジティブ・アクションを推進する。また、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、雇用均等指導員(均等担当)の設置等により、セクシュアルハラスメント防止対策を推進する。 セクシュアルハラスメント防止対策の推進やポジティブ・アクションに取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、ポジティブ・アクションの取組促進に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	409
(46)	短時間労働者均等待遇啓発事業 (平成19年度)	496百万円 (432百万円)	492百万円	493百万円	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均等推進担当)等を都道府県労働局に配置する。 パートタイム労働法に規定される事項について、事業主に遵守を促すには、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理状況を聴取して、法違反については是正を求めることが効果的である。雇用均等指導員(均等推進担当)はそれらの業務を担う者であり、支援事業所の件数が法に沿った雇用管理を行う事業所数の増加に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	412
(47)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	230百万円 (219百万円)	129百万円	128百万円	-	端末やグループウェア機能等を提供する「労働局総務情報システム」のサービスの使用料等を計上するとともに、都道府県労働局雇用均等室の職員が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」を運用する。 都道府県雇用均等室における各種業務処理の効率化及び相談・指導業務の高度化を図ることにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均等待遇等の推進に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	413
(48)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	100百万円 (87百万円)	96百万円	77百万円	-	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、女性労働者の健康確保に関する問題や、労働災害の要因ともなるセクシュアルハラスメント等に対する対応策について、相談対応や講師派遣など女性関連施設等への支援事業を実施する。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境整備に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	414
(49)	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等) (平成23年度)	75百万円 (61百万円)	69百万円	67百万円	-	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境整備に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	416
(50)	第三次産業労働災害防止対策支援事業 (平成25年度)	76百万円 (49百万円)	70百万円	67百万円	1.2	第三次産業のうち、労働災害が特に多発している業種である社会福祉施設、小売業を対象に、職場内の危険箇所の「見える化」を推進して、最も多い事故型である転倒災害につながる不安全行動の撲滅を目指す。事業者に対するコンサルティングの実施等を通じて、事業者、労働者それぞれの安全に対する動機付け・意識高揚を喚起するとともに、介護従事労働者等の腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じることにより、第三次産業における労働災害の大幅な減少を目指す。 第三次産業の労働災害の件数は、近年では全労働災害の4割超を占めており、特に多発している上記業種を対象とした労働災害の防止を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	417
(51)	職場における化学物質管理に関する総合対策 (平成25年度)	173百万円 (160百万円)	414百万円	406百万円	1.2	化学物質の種類・使用実態の多様化に対応した適切な化学物質管理のための体制構築の支援、未規制又は特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象となっていない有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。これにより測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	419
(52)	石綿による健康障害防止対策の推進 (平成25年度)	142百万円 (112百万円)	108百万円	120百万円	1.2	石綿含有建築物等の解体等の作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、平成26年3月に改正した石綿障害予防規則や「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(平成24年5月公示、平成26年6月以降は「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」を適用)に基づき、当該作業に係る適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。 建築物の解体等を行うにあたっては、作業中の石綿の周辺労働環境への飛散を防止するため隔離措置や集塵機の点検等を行う必要があるところ、全国で講習会を開催し、技術指針に定められた隔離措置の方法や集塵機の具体的な点検方法を周知啓発する。さらに、東日本大震災の被災地において、建築物等の解体現場等、がれき置き場等の石綿気中濃度測定を実施し、石綿気中濃度測定の結果を踏まえ、専門家による石綿ばく露防止対策の検証を行うことで石綿ばく露防止対策を推進する。以上から、労働者の健康障害防止が期待できる測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	420

(53)	治療と職業生活の両立等の支援対策事業 (平成25年度)	13百万円 (11百万円)	12百万円	10百万円	1.2	労働者の治療と職業生活の両立支援について、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。また、実態を踏まえ就労継続の取組に関する事例集や指針を作成し、広く関係者に周知することにより、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援対策を推進する。 職場環境等の複雑化や労働者の高齢化等に伴い、業務条件や作業環境が長期にわたり発症や増悪の要因となる作業関連疾患の予防のための労働者の健康管理や、疾病を持つ労働者の通院や治療と仕事の両立のための支援体制が課題となっており、これらの対策を推進することに、疾病の増悪や労働災害の予防につながり、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	421
(54)	原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導 (平成25年度)	144百万円 (110百万円)	149百万円	57百万円	1.2	避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細企業事業者の連合体等に対して、線量管理を指導する者を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資材を貸与し、連合体等における放射線管理等の適切な実施を指導する。 本事業で指導を受けた団体等が、貸与された教育用資材を使用して、委員である中小零細事業者の放射線管理を支援することにより、中小零細事業者の放射線管理能力が向上し、労働者の放射線障害防止に資することで測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	422
(55)	家内労働安全衛生確保事業 (平成25年度)	12百万円 (11百万円)	17百万円	17百万円	1.2	危険有害業務に係る委託者及び家内労働者に対し、危険有害業務の実態に関するアンケート調査を実施し、その調査の結果並びに平成25年度及び26年度に実施したヒアリング調査の結果を踏まえ、危険有害業務に従事する家内労働者・委託者向けの災害の未然防止対策等に関するガイドブックを作成・配布する。 本事業は、危険有害業務に係る家内労働の現状、問題点を把握した上で、今後の災害防止対策の検討等を行い、家内労働者のけが災害及び疾病を予防することにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	423
(56)	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等事業 (平成9年度)	36百万円 (36百万円)	79百万円 (79百万円)	68百万円	1.2	①安全衛生対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアルの作成を行う。 ②安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地指導を行う。 ③受入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。 ①～③により、技能実習生の事故・疾病防止対策等を講じることにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	362
(57)	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 (平成26年度)	—	12百万円	16百万円	1.2	安心して就職し、働ける労働環境の確保と、その情報の共有のため、企業等からの申請に基づき、各企業等の安全衛生水準を客観的な指標で評価し、高い評価が得られた企業等を積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報の共有することができ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	424
(58)	労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究 (平成26年度)	—	5百万円	5百万円	1.2	第12次労働災害防止計画において、小売業については「多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済性に優れた安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の開発を促進し、普及させる。」としており、現場で必要とされている安全装置等の開発について検討し、今後の保護具や安全装置の開発促進及び普及により、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	425
(59)	建設業職長等指導力向上事業 (平成26年度)	—	47百万円	46百万円	1.2	建設業における人材不足に対応した労働災害防止対策として、作業方法の決定や部下の教育・指導など建設現場の安全衛生管理に果たす役割の大きい職長等の指導力向上を図るための研修会を全国で実施することにより東日本大震災後の建設需要の増加による全国的な技能労働者等の人材不足に対応した労働災害防止対策を推進し、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	426
(60)	東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化 (平成26年度)	—	20百万円	20百万円	1.2	作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するほか、英文冊子にまとめる。さらに、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国際科学委員会(UNSCEAR)等の国際機関や専門家に、ホームページの掲載事項の案内や冊子を配布する等積極的な情報提供を実施する。当該情報発信を行うことにより、我が国の施策等について国際機関、日本国内における外資系企業等での正しい認識の習得に資することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	427
(61)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度)	—	2,793百万円	3,088百万円	1.2	脳・心臓疾患による労災認定件数が年間約300件と高い水準で推移し、精神障害の労災認定件数は4年ぶりに前年より減少したものの過去2番目に高い水準となっている(平成25年度は436件)。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、によりメンタルヘルス対策を含め、事業場の産業保健活動を支援することで、労働者の健康確保に資することができ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	428
(62)	作業環境管理等対策事業 (平成26年度)	—	17百万円	17百万円	1.2	これまでの技術的検討等を踏まえ、新たな作業環境測定の方法について、行政施策への導入可能性を検討し、必要に応じて作業環境測定制度の改正を行うことを目的とする。また、現行の労働安全衛生法に基づく作業環境測定方法では、研究機関での実験等のように少量多種の化学物質を不定期に取り扱う場合、作業環境の管理状態が適切に評価できない等の懸念が示されていることを踏まえ、研究機関等における作業環境実態を把握し、各種の作業環境測定方法の妥当性を検討し、もって研究機関等における作業環境管理のあり方を検討する。 以上により、適切な作業環境管理が可能となるため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	429
(63)	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化 (平成26年度)	—	197百万円 (116百万円)	229百万円	1.2	若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、過重労働や賃金不払残業等、法定労働条件に係る問題がしばしば見られると言われており、本事業では以下の取り組みにより、相談体制、労使に対する情報発信の強化を行うこととしている。 本事業は、企業における適切な労務管理が促進され、過重労働の解消や健康障害の防止が図られるものであることから、測定指標の1及び2に寄与すると見込んでいる。 (1)「労働条件相談ほっとライン」の設置 平日夜間・休日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ほっとライン」を設置する。 (2)労働条件相談ポータルサイトの運営 労働基準関係法令の紹介や事案に応じた相談先の紹介をする等、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイトを引き続き運営し、労働者に対する情報発信を行う。 (3)大学・高校等での法令等の周知啓発 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の周知を行う。	430
(64)	パートタイム労働者等の健康管理事業 (平成26年度)	—	28百万円 (24百万円)	26百万円	—	平成26年度に実施したパートタイム労働者の健康管理に関する実態調査の結果及び検討委員会による課題の整理・検討を踏まえ、パートタイム労働者に対する健康管理の取組を積極的に行っている企業に対して個別ヒアリングを実施し、企業の取組マニュアル(好事例集含む)を作成する。これにより、事業主によるパートタイム労働者の健康管理の取組を促進し、もってパートタイム労働者の健康確保に資する。	431

(65)	未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費(平成27年度)	—	—	7百万円	1.2	経験の浅い労働者は、職場に潜む危険要因に気付きにくいことから、危険への察知力を高める雇入れ時教育のマニュアルを開発し、普及を図ることにより測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新27-0017
(66)	職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業(平成27年度)	—	—	51百万円	1.2	職場の危険性や有害性を認識する上で有用な情報となる他の事業場の災害事例や改善方策、危険箇所の「見える化」などの好事例をホームページで提供する。これにより測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新27-0018
(67)	東電福島第一原発等施設内の緊急作業時の労災被災者への対応強化への支援(平成27年度)	—	—	37百万円	1.2	現在、医師等により構築されている「東電福島第一原発救急医療体制ネットワーク」の持続性の確保と同時に、同様の「緊急時の医療に精通した医師等のネットワーク」を他原発へ拡大するとともに、専門人材の育成、原子力施設内外の医療連携の強化、被災者搬送訓練等の実施を促進する。これにより、原子力施設内の緊急作業中の労災被災者に対応する体制が整備され、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新27-0019
(68)	過労死等防止対策推進法の施行に要する経費(平成27年度)	—	—	153百万円	1.2	「過労死等防止対策推進法」に基づき、①過労死等に関する調査研究、②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催)を実施する。これにより測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新27-0020
(69)	雇用均等行政に必要な経費(平成12年度)	1百万円(0.1百万円)	1百万円	1百万円	—	男女労働者が性別に差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するための業務に使用する。	410

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること(施策目標Ⅲ-3-1)								担当 部局名	労働基準局補償課 大臣官房統計情報部	作成責任者名	補償課長 三浦 宏二 雇用・賃金福祉統計課 賃金福祉統計室長 野地 祐二												
施策の概要	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保するとともに、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うもの。								政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 のうちの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)												
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	823,579,010	817,870,706	810,621,447	805,864,043	803,398,972	804,136,612					-	-	-									
		補正予算(b)	1,390,205	0	0	0	-	-																
		繰越し等(c)	241,258	-458,612	637,403	-356,508	-	-																
		合計(d=a+b+c)	825,210,473	817,412,094	811,258,850	805,507,535	803,398,972	804,136,612																
	執行額(千円、e)	779,077,515	785,508,281	774,267,156	779,346,597	-	-	-					-	-										
執行率(％、e/d)	94.4%	96.1%	95.4%	96.8%	-	-	-	-	-	-														
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(第75条以下)を担保する制度であり、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下「傷病等」という。)のうち、業務上の事由によって生じたもの及び通勤によって生じた傷病等に対して必要な保険給付を実施する。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																				
			○																					
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																	
1 脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	188日 23年度	170日 28年度	188日以下	180日	180日	175日	170日	労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(脳・心臓疾患事案)について、被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから目標として定めている。また、迅速な労災保険給付を着実に実行するため、目標処理日数を平成23年度実績(188日)から約10%減とした。																
2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数	255日 23年度	230日 毎年度	230日	230日	230日	230日	230日	労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(精神障害事案)について、被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから目標として定めている。また、迅速な労災保険給付を着実に実行するため、目標処理日数を平成23年度実績(255日)から約10%減とした。																
測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
	目標年度		施策の進捗状況(実績)																					
			-	-	-	-	-																	
			-	-	-	-	-																	
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																	
			-	-	-	-	-																	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 労災保険給付に必要な経費 (昭和22年度)	780,348 百万円 (745,216 百万円)	776,066 百万円 (751,300 百万円)	773,444 百万円	1. 2	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。	432
(2) 職務上年金給付等交付金に必要な 経費 (平成21年度)	6,306 百万円 (6,283百 万円)	6,068 百万円 (6,068百 万円)	6,053 百万円	—	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日に労災保険に統合されたが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行っている。 また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。	433
(3) 労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度)	14,181 百万円 (13,214百 万円)	14,452 百万円 (12,794百 万円)	15,034 百万円	1. 2	被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な業務(業務上外の認定のための調査等、労災保険給付システムの賃貸借等)を行う。	434
(4) 労働災害動向調査費(昭和27年 度)	18百万円 (14百万円)	16百万円 (14百万円)	16百万円	—	事業所調査30人以上(製造業のうち特定の産業については10~29人)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 総合工事業調査総合工事業の一定規模以上の工事現場を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため半期ごとに調査し、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。	435
(5) 労働安全衛生調査費(昭和41年 度)	21百万円 (15百万円)	16百万円 (14百万円)	17百万円	—	無作為に抽出した10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象として、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止に対する意識等を把握するため、調査票を送付する。また、事業所において無作為に抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。	436

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)								担当 部署名	労働基準局監督課 労災管理課 職業能力開発局	作成責任者名	監督課長 秋山 伸一 労災管理課長 木塚欽也 能力開発課長 藤枝 茂																																																					
施策の概要	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための義肢・車いす等の支給、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るための労災就学等援護費の支給、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するための過重労働・メンタルヘルス対策、 などの諸事業を行うもの。 各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。								政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること																																																							
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>168,113,888</td> <td>168,055,478</td> <td>162,149,236</td> <td>159,424,040</td> <td>155,179,141</td> <td>152,526,964</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>17,046,636</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-57,053</td> <td>184,089</td> <td>32,861</td> <td>-1,439,128</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>185,103,471</td> <td>168,239,567</td> <td>162,182,097</td> <td>157,984,912</td> <td>155,179,141</td> <td>152,526,964</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>168,512,956</td> <td>146,226,749</td> <td>137,303,704</td> <td>136,342,336</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>91.0%</td> <td>86.9%</td> <td>84.7%</td> <td>86.3%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>								区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	当初予算(a)	168,113,888	168,055,478	162,149,236	159,424,040	155,179,141	152,526,964	補正予算(b)	17,046,636	0	0	0	—	—	繰越し等(c)	-57,053	184,089	32,861	-1,439,128	—	—	合計(d=a+b+c)	185,103,471	168,239,567	162,182,097	157,984,912	155,179,141	152,526,964	執行額(千円、e)	168,512,956	146,226,749	137,303,704	136,342,336	—	—	執行率(%、e/d)	91.0%	86.9%	84.7%	86.3%	—	—	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)の うち主なもの	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																											
当初予算(a)	168,113,888	168,055,478	162,149,236	159,424,040	155,179,141	152,526,964																																																											
補正予算(b)	17,046,636	0	0	0	—	—																																																											
繰越し等(c)	-57,053	184,089	32,861	-1,439,128	—	—																																																											
合計(d=a+b+c)	185,103,471	168,239,567	162,182,097	157,984,912	155,179,141	152,526,964																																																											
執行額(千円、e)	168,512,956	146,226,749	137,303,704	136,342,336	—	—																																																											
執行率(%、e/d)	91.0%	86.9%	84.7%	86.3%	—	—																																																											
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ることにより、労働災害に関する保険給付と相まって、労働者の福祉の増進に寄与しようとするものである。 (根拠法令：労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第1条、第2条の2、第29条等)									政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○																																								
24	25	26	27	28																																																													
				○																																																													
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																							
労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	—		前年度以上		74.4%以上 84.7% 85.9%以上 前年度以上 前年度以上					社会復帰促進等事業は、各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年度精査し、合目的性と効率性を確保するために各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施しており、各事業において成果目標を達成することが被災労働者等の社会復帰促進、援護等を図ることにつながるため、当該目標を設定した。 ※社会復帰促進等事業の各事業の成果目標及びその実績評価については、毎年度社会復帰促進等事業に関する検討会において検証し、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会においても議論を行っている。																																																							
測定指標 (定性的)	目標		目標年度		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																							
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																								

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 障害者能力開発校整備等 (昭和22年度)	108百万円 (99百万円)	550百万円 (439百万円)	585百万円	1	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	437
(2) 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	7,144百万円 (7,144百万円)	7,111百万円 (7,111百万円)	7,186百万円	1	労災疾病等に係る研究開発、高度専門的な医療の提供、円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援等の取組を通じて、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施しているほか、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供等を行っている。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業の実施状況を独立行政法人評価を通じたPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	438
(3) 特別支給金 (昭和49年度)	117,136百万円 (101,712百万円)	115,292百万円 (101,135百万円)	113,136百万円	-	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおり支給を行っており、被災労働者等の社会復帰促進・援護等の推進に資する。 ○休業特別支給金： 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 ・障害(補償)年金に付随するもの： 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 ・障害(補償)一時金に付随するもの： 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金： 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金： 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金： 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金： 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金： 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金： 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金： 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金	439
(4) 未払賃金立替払事業実施費 (昭和51年度)	18,986百万円 (18,934百万円)	17,090百万円	13,666百万円	1	未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、具体的には、未払賃金額その他の事項について、法律上の倒産手続きの場合には破産管財人等から証明を受けた労働者、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長から確認を受けた労働者の請求に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「労福機構」という。)が立替払を行う。なお、労福機構は、労働者が事業主に対して有する賃金請求権を、労働者の同意を得て代位取得し、当該請求権を事業主に行使することにより、立替払賃金について求償を行っている。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	440
(5) 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 (平成元年度)	2,901百万円 (2,901百万円)	2,892百万円 (2,892百万円)	2,846百万円	1	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	441
(6) 外科後処置費 (昭和23年度)	67百万円 (40百万円)	66百万円 (32百万円)	68百万円	1	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	442
(7) 義肢等補装具支給経費 (昭和25年度)	2,527百万円 (2,434百万円)	2,558百万円 (2,501百万円)	2,658百万円	1	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	443
(8) 特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	3,487百万円 (3,467百万円)	3,585百万円 (3,480百万円)	3,680百万円	1	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	444

(9)	社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	472 百万円 (382百万 円)	477百万円 (355百万 円)	437百万円	1	<p>振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	445
(10)	CO中毒患者に係る特別対策事業 経費 (平成18年度)	442 百万円 (442百万 円)	430百万円 (430百万 円)	449百万円	1	<p>CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・看護体制等の整備 ・レクリエーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施 <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	446
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症 に関する特別措置法に基づく介護 料支給費 (昭和43年度)	10 百万円 (8百万円)	9百万円 (7百万 円)	9百万円	1	<p>一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①常時監視及び介助を要する者（最高限度額104,290円、最低保障額56,600円） ②常時監視を要し、随時介助を要する者（最高限度額78,220円、最低保障額42,450円） ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者（最高限度額52,150円、最低保障額28,300円） <p>(※いずれも平成25年度の月額)</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	447
(12)	労災就労保育援護経費 (昭和54年度)	75 百万円 (71百万 円)	72百万円 (66百万 円)	75百万円	1	<p>業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額) 	448
(13)	労災就学援護経費 (昭和45年度)	2,945 百万円 (2,811百 万円)	2,910百万 円 (2,696百 万円)	2,946百万 円	1	<p>業務災害又は通勤災害によって亡くなった方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①小学生・・・12,000円(一人月額) ②中学生・・・16,000円(一人月額) ③高校生等・・・18,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額) <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	449
(14)	労災保険相談員等設置費 (昭和44年度)	561 百万円 (470百万 円)	565百万円 (453百万 円)	566百万円	1	<p>労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	450
(15)	労災ケアサポート事業経費 (昭和52年度)	536 百万円 (523百万 円)	522百万円 (462百万 円)	462百万円	1	<p>全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成 <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	451
(16)	労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	84 百万円 (3百万円)	165百万円 (150百万 円)	178百万円	1	<p>国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	452
(17)	労災特別介護援護経費 (平成元年度)	1,927 百万円 (1,921百 万円)	1,931百万 円 (1,902百 万円)	1,902百万 円	1	<p>国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者で、原則60歳以上の者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	453
(18)	休業補償特別援護経費 (昭和57年度)	2 百万円 (2百万円)	2百万円 (1百万 円)	2百万円	1	<p>休業(補償)給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない運送性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	454
(19)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	29 百万円 (26百万 円)	31百万円 (37百万 円)	29百万円	1	<p>要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	455

(20)	労災看護金等経費 (平成16年度)	12 百万円 (11百万 円)	13百万円 (7百万円)	12百万円	1	支給対象者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	456
(21)	石綿関連疾患診断技術研修事業 (平成18年度)	22 百万円 (19百万 円)	21百万円 (21百万 円)	21百万円	1	石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	457
(22)	石綿確定診断等事業 (平成21年度)	16 百万円 (11百万 円)	16百万円 (15百万 円)	16百万円	1	受託者は、労働基準監督署からの依頼等に基づき、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」において以下の事項を実施する。 ・石綿関連疾患についての確定診断 ・石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・石綿小体及び石綿繊維計測 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	458
(23)	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費 (平成16年度)	2,661 百万円 (2,653百 万円)	2,640百万 円 (865百万 円)	2,670百万 円	1	独立行政法人労働者健康福祉機構に対して、施設整備及び機器整備等の補助を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	459
(24)	労災疾病臨床研究事業 (平成26年度)	—	478百万円 (460百万 円)	1,527百万 円	1	本事業の目的を達成するため、以下の研究事業を行う研究者個人又は法人に対し、研究に必要な経費を補助する。 ①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進に資することを目的とする研究事業 ②労災疾病にかかる診断技術水準の向上を図ること及び労災疾病の判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上を図ることを目的とする研究事業 ③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等に資することを目的とする疫学研究事業 ④労働者の社会復帰促進等に資することを目的とする調査研究事業 ⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究事業 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	460

労災保険の社会復帰促進等事業の成果目標及び実績

※施策目標Ⅲ-3-2に該当する事業

事業名	目標の種類	24年度			25年度			26年度		
		成果目標	実績	達成	成果目標	実績	達成	成果目標	実績	達成
障害者職業能力開発校施設整備費	アウトカム指標	障害者職業能力開発校の修了者の就職率を60%以上とする。	68.70%	○	障害者職業能力開発校での就職率を61%以上とする。	67.7% (受講者数:1,245人、就職者数:843人)	○	障害者職業能力開発校での就職率を65%以上とする。		
	アウトプット指標	障害者職業能力開発校での充足率を80%以上とする	78.80%	×	障害者職業能力開発校での充足率を80%以上とする。	75.3% (当該年度定員:1,630人、入校者数:1,228人)	×	障害者職業能力開発校での充足率を80%以上とする。		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災病院の運営)	アウトカム指標	① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価80%以上を得る。 ② 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足度のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上を得る。 ③ 地域医療連携室で労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。	①79.3%(前年度実績:79.2%) ②81.8%(前年度実績:81.4%) ③患者紹介率:63.0%(前年度実績:60.9%)、患者逆紹介率:52.7%(前年度実績:49.4%) ④32,693件(前年度実績:33,809件)	○	① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を80%以上を得る。 ② 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足度のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上を得る。 ③ 地域医療連携室で労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。	① 労災指定医療機関等からの評価:80.5%(前年度実績:79.3%) ※「満足」との評価(2,035件)/回答者(2,529件) ② 患者満足度82.5%(前年度実績81.8%)※満足である評価(22,392人)/アンケートを36,552人実施し、そのうちの回答者(27,154人) ③ 患者紹介率:65.3%(前年度実績:63.0%)、患者逆紹介率:53.9%(前年度実績:52.7%) ※「紹介率」275,730件/422,569件、「逆紹介率」227,783件/422,569件 ④ 高度医療機器を用いた受託検査:34,793件(前年度実績:32,693件)	○	① 利用者である地域の医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、連携医療機関からの有用度を80%以上得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。 ② 患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足度のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上を得る。 ③ 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を60%以上、逆紹介率40%以上」を確保する。 ④ 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ34,800件以上実施する。		
	アウトプット指標	① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページで、アクセス件数を32万件以上得る。 ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。	① データベースアクセス件数:472,759件(前年度実績:420,631件) ② モデル医療の普及対象者数:29,849人(前年度実績:24,418人)	○	① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページで、アクセス件数を42万件以上得る。 ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。	① データベースアクセス件数:561,065件(前年度実績:472,759件) ② モデル医療の普及対象者数:41,507人(前年度実績:29,849人)	○	① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、延べ24,800人以上に対し講習を実施する。 ② 労災疾病研究は、13分野から新たに3分野9テーマに再編したため、26年度はホームページ自体を再構築していく。(研究テーマ毎に順次構築し、平成27年3月に完成予定)		

独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)	アウトカム指標	① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	①86.7(前年度実績:88.8%) ②88.8%(前年度実績:91.6%)	○	① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:96.6%(前年度実績:86.7%) ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者86人/四肢脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数89人 ② 患者満足度:91.4%(前年度実績:88.8%) ※満足である評価(139人)/回答者(152人)	○	①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ②患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、入外平均85%以上の満足度を確保する。		
	アウトプット指標	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。	職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を12回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。	○	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。	職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を12回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。	○	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営)	アウトカム指標				労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。	有用であった旨の評価:91.7%(前年度実績:93.7%) ※「有用であった」旨の回答(4,832件)/回答者数(5,269件)	○	平成26年度は、治療と就労の両立支援を実施するための準備として、MSW(医療ソーシャルワーカー)、看護師、作業療法士、臨床心理士及び管理栄養士等に対して復職コーディネーター養成のための研修を実施し、当該研修受講者に対してアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。		
	アウトプット指標				労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。	・労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導延べ人数:163,135人(前年度実績:153,088人) ・メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談延べ人数:29,966人(前年度実績:27,904人) ・講習会延べ人数:21,405人(前年度実績:20,885人) ・勤労女性に対する保健師による生活指導延べ人数:9,056人(前年度実績:5,993人)	○	①予防法・指導法の開発テーマの研究実施計画を9件以上策定する。 ②4つの疾病分野について治療と就労の両立支援事例の収集方法についての手引きを作成する。		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (総合せき損センターの運営)	アウトカム指標	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	① 80.2%(前年度実績:80.5%) ② 87.0%(前年度実績:80.8%)	○	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:80.0%(前年度実績:80.2%) ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者64人/外傷性脊椎・せき髄損傷患者の退院患者数80人 ② 患者満足度:85.0%(前年度実績:87.0%) ※満足である評価(153人)/アンケートを237人実施し、そのうちの回答者(180人)	○	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、入外平均85%以上の満足度を確保する。		
	アウトプット指標	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。	せき損検討会の開催実績:11回開催、検討症例実績:92症例	○	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。	せき損検討会の開催実績:11回開催、検討症例実績:95症例	○	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。		

独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)	アウトカム指標	産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。	91.4%(前年度実績:92.8%)	○	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。	慰霊の場にふさわしいとの評価:91.1%(前年度実績:91.4%) ※満足の評価(419人)ノ参列者(アンケート回答者)460人	○	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。		
	アウトプット指標	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。	○	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。	○	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営)	アウトカム指標	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。	38.3%(前年度実績:36.5%)	○	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。	社会復帰率:46.9%(前年度実績:38.3%) ※過去5年間の社会復帰者数(38人)ノ5年前の年度末在在所者数及び過去5年間の新規入所者数(81人)	○	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。		
	アウトプット指標	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	全入所者に対して、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回実施した。	○	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	全入所者(10名:年度当初者数)に対して、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回実施した。	○	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業保健推進センターの利用促進事業)	アウトカム指標	産業保健関係者を対象とした①研修又は②相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 ※平成26年度から、従来の産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業及び地域産業保健事業の3事業を一元化した「産業保健活動総合支援事業」を新たに開始し、事業場における産業保健活動への総合的な支援を実施することとした。	①94.0 ②98.8 (前年度実績:①94.0 ②99.6)	○	研修、相談については、ホームページ、メールマガジン等により案内、申込み受付を行うとともに、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。	・研修利用者の有益であった旨の評価94.5%(前年度実績:94.0%) ※「有益」との評価(8,586件)ノ回答者(9,090件) ・相談利用者の有益であった旨の評価97.6%(前年度実績:98.8%) ※「有益」との評価(613件)ノ回答者(628件)	○			
	アウトプット指標	①平成24年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努め3,300回以上とする。 ②平成24年度の相談対応計画件数については、待機方式の面談相談窓口は実施しないものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件以上とする。 ③平成24年度のホームページアクセス計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより176万件以上とする。	①産業保健関係者に対する研修5,186回(前年度実績:4,935回) ②産業保健関係者からの相談46,703件(前年度実績:46,157件) ③ホームページアクセス件数1,776,771件(前年度実績:1,814,521件)	○	①平成25年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努め3,200回以上とする。 ②平成25年度の相談対応計画件数については、待機方式の面談相談窓口は実施しないものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件以上とする。 ③平成25年度のホームページアクセス計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより185万件以上とする。	①産業保健関係者に対する研修4,648回(前年度実績:5,186回) ②産業保健関係者からの相談31,368件(前年度実績:46,703件) ③ホームページアクセス件数2,168,976件(前年度実績:1,776,771件)	○			

独立行政法人労働者健康福祉機構運営費(労働者予防医療センターの運営)	アウトカム指標	労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。	93.7%(前年度実績:91.1%)	○																
	アウトプット指標	労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。	・労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:153,088人(前年度実績:152,277人) ・メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談を延べ人数:27,904人(前年度実績:29,209人) ・講習会を延べ人数:20,885人(前年度実績:25,250人) ・勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:5,993人(前年度実績:6,331人)	○																
特別支給金	アウトカム指標																			
	アウトプット指標																			
未払賃金立替払事務実施費	アウトカム指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は以下のとおり。 ①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。 ②労債機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金債権等の証明者に対してアンケート調査を実施した結果ホームページ等について「分かりやすい」旨の回答を91.0%得たが、その際に寄せられた意見を参考に、パンフレットの改訂を行った。	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均17.3日」となった。 ②労債機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金債権等の証明者に対してアンケート調査を実施した結果ホームページ等について「分かりやすい」旨の回答を91.0%得たが、その際に寄せられた意見を参考に、パンフレットの改訂を行った。	○	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。						立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成26年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。									
	アウトプット指標	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。 ・大型請求事案について、破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・破産管財人等の証明が的確に行われるように、日本弁護士連合会に引き続き立替払制度の研修会の実施の働きかけを行った。この結果、広島県弁護士会他が主催する未払賃金立替払制度の研修会(10カ所、約750名参加)が実施され、機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。 ・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・未払賃金立替払制度の現状及び最近の問題点について説明を行ったほか、引き続き各地方裁判所(7地裁)の破産再生部(係)に説明及び協力依頼を行った(現在までの参加者、15地裁、裁判官33名、書記官73名、計106名)。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うこと、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における弁済の履行督促等を行う。 ③賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うこと、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督促等を行う。	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。 ・大型請求事案について、破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・破産管財人等の証明が的確に行われるように、日本弁護士連合会に引き続き立替払制度の研修会の実施の働きかけを行った。この結果、千葉県弁護士会他が主催する未払賃金立替払制度の研修会(26カ所、約1,770名参加)が実施され、機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。 ・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・未払賃金立替払制度の現状及び最近の問題点について説明を行ったほか、引き続き各地方裁判所(26地裁)の破産再生部(係)に説明及び協力依頼を行った(現在までの参加者、41地裁、裁判官60名、書記官192名、計272名)。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うこと、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督促等を行う。	○	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均15.1日」となった。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。		①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。 ・大型請求事案について、破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・破産管財人等の証明が的確に行われるように、日本弁護士連合会に引き続き立替払制度の研修会の実施の働きかけを行った。この結果、千葉県弁護士会他が主催する未払賃金立替払制度の研修会(26カ所、約1,770名参加)が実施され、機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。 ・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・未払賃金立替払制度の現状及び最近の問題点について説明を行ったほか、引き続き各地方裁判所(26地裁)の破産再生部(係)に説明及び協力依頼を行った(現在までの参加者、41地裁、裁判官60名、書記官192名、計272名)。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うこと、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督促等を行う。		①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回の立替払の堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁済士会等への働きかけ、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。											

労災診療被災労働者援護事業補助事業費	アウトカム指標	労災指定医療機関数を前年度より増加させる。(平成23年9月末現在 39,412機関)	労災保険指定医療機関数、39,965機関(平成24年10月1日現在)	○	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成24年9月30日現在 39,965機関)	40,542機関(平成25年9月30日現在)(+577)	○	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成25年9月30日現在 40,542機関)		
	アウトプット指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。	受け付けた貸付請求で当月末までに支払われた件数、100%	○	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。	100.00%	○	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。		
外科後処置費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、90.8%であった。(申請件数:76件、1か月以内に決定した件数:69件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	82.5%(申請件数:63件、1か月以内に決定した件数:52件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		
義肢等補装具支給経費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、89.8%であった。(申請件数:11,182件、1か月以内に決定した件数:10,040件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	89.8%(申請件数:1,0492件、1か月以内に決定した件数:9,422件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		
特殊疾病アフターケア実施費	アウトカム指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、92.4%であった。(申請件数:14,419件、1か月以内に決定した件数:13,327件)	○	健康管理手帳の交付申請及び通院費の支給申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	91.4%(申請件数:14,327件、1か月以内に決定した件数:13,089件)	○	健康管理手帳の交付申請及び通院費の支給申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		
社会復帰特別対策援護経費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、84.8%であった。(申請件数:310件、1か月以内に決定した件数:263件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	87.1%(申請件数:309件、1か月以内に決定した件数:269件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		

CO中毒患者に係る特別対策事業経費	アウトカム指標	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。	○	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	当該年度中に常勤医師を新たに1名確保したこと等により、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。	○	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、平成26年度においては年間141日以上とする。		
	アウトプット指標	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。	○	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	当該年度中に常勤医師を新たに1名確保したこと等により、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。	○	・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。		
炭鉱災害による一酸化炭素中毒者に関する特別措置法に基づく介護料支給費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。(申請件数:16件、1か月以内に決定した件数:16件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	100% (申請件数:22件、1か月以内に決定した件数:22件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について適正に処理する。		
労災就労保育支援経費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は80%であった。(申請件数:107件、1か月以内に決定した件数:86件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	83% (申請件数:127件、1か月以内に決定した件数:105件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について適正に処理する。		

労災就学支援経費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は84%であった。 (申請件数: 899件、1か月以内に決定した件数: 753件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	85% (申請件数: 949件、1か月以内に決定した件数: 804件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について適正に処理する。		
労災保険相談員等設置費	アウトカム指標	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうち2.6%であった。	○	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうち3.6%であった。	○	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。		
	アウトプット指標	相談例を集めたFAQを配付し、相談業務のより一層の充実を図る。	200件を超える相談例を記載したFAQを配布し、相談業務の充実を図った。	○	実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。	平成25年度に寄せられた相談事例より、特に問合せの多い6・10月における照会内容を分析したところ、労災年金の定期報告に係る照会が多かったことから、これらについてのFAQを追加・更新するとともに、HPIに掲載した。	○	実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。		
労災ケアサポート事業経費	アウトカム指標	この事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価: 96.4% ※23,425(有用の評価) / 24,285(総回答数) ※利用者数 13,382人 うちアンケート実施者 10,811人 うちアンケート回答者 8,133人 総回答数: 24,285件 うち有用であった旨の評価 23,425件	○	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価: 96.3% ※15,161(有用の評価) / 15,745(総回答数)	○	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。		
	アウトプット指標	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間1万1千1百件以上実施する。	訪問支援の件数: 13,331件	○	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。	訪問支援の件数: 13,276件	○	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。		
労災特別介護施設設置費	アウトカム指標	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労災特別介護施設(ケアプラザ)の円滑な運営を図る。	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備を行った。	○	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労災特別介護施設(ケアプラザ)の円滑な運営を図る。	入札不調により予定していた修繕が実施できなかった。	×	十分な工期の確保等、入札方法の工夫などを行った上で、特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備を図る。		
	アウトプット指標	労災特別介護施設のナースクール更新工事(北海道施設、広島施設)及び昇降浴槽更新工事(広島施設)に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を実施する。	予算の範囲内で一般競争入札により適切に業者を選定し、工事を実施した。	○	労災特別介護施設の中央監視装置及び自動制御設備改修工事(熊本施設)並びに外壁改修工事(愛知施設)に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を実施する。	一般競争入札を実施したが、技能労働者の不足等の理由から入札不調となり、予定していた工事が実施できなかった。	×	冷温水発生機更新工事及び自動火災報知設備更新工事(千葉施設)、中央監視装置及びリモートユニット更新工事(北海道施設)を年度内に完了する。		

労災特別介護支援経費	アウトカム指標	この事業に対する入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価 95.0% ※ 13,931(有用の評価) / 14,658(総回答数) アンケート回答者 535人 総回答数 14,658件 うち有用であった旨の評価 13,931件	○	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価:91.8% ※13,417(有用の評価) / 14,612(総回答数)	○	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。		
	アウトプット指標	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%以上を維持する。	入居者数(年平均)720名 入居率 90%	○	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。	年平均入居率:90.2% ※707名(年平均入居者数) / 784名(入居定員数)	○	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。		
休業補償特別支援経費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、98.4%であった。 (申請件数:64件、1か月以内に決定した件数:63件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	93.9% (申請件数:82件、1か月以内に決定した件数:77件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		
長期家族介護者に対する支援経費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は83%であった。 (申請件数:30件、1か月以内に決定した件数:25件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	65% (申請件数:26件、1か月以内に決定した件数:17件)	×	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、概ね迅速・適正に処理したが、一部できなかった。	×	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		
労災支援金等経費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は83%であった。 (申請件数:30件、1か月以内に決定した件数:25件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	97.4% (申請件数:38件、1か月以内に決定した件数:37件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		

石綿関連疾患診断技術研修事業	アウトカム指標	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者700人、有意義であった旨の回答560人)	受講者からの「有意義であった」旨の回答率83.4% (受講者718人、アンケート実施441人、有意義であった旨の回答368人)	○	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする(受講予定者700人、有意義であった旨の回答560人)。	85.3% (受講者数770人、アンケート有効回答457人、有意義であった旨の回答390人)	○	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。		
	アウトプット指標	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。	計27回、延べ718人を対象に研修を実施	○	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。	計28回、延べ770人を対象に研修を実施	○	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。		
石綿確定診断等事業	アウトカム指標	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたもの全てについて確定診断等を実施する。	労働基準監督署から依頼があった事案については全て、確定診断委員会にて疾患を確定した。	○	労働基準監督署等から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたもの全てについて確定診断等を実施する。	労働基準監督署から依頼があった全ての事案について、確定診断等を実施した。	○	労働基準監督署等から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたもの全てについて、確定診断等を実施する。		
	アウトプット指標	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署へ回答する。	確定診断委員会を11回開催し、労働基準監督署から依頼があった事案については全て、確定診断を実施した。	○	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署へ回答する。	確定診断委員会を12回開催し、依頼を受けた事案全てについて、確定診断等を実施し労働基準監督署へ回答した。	○	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署へ回答する。		
独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	アウトカム指標	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日開議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を定期的(年間4回)に開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	①「契約監視委員会」を計4回(6月、9月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。	○	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日開議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を定期的(年間4回)に開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	①「契約監視委員会」を計4回(6月、9月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。	○	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日開議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を年間4回以上開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。		
	アウトプット指標	平成24年度施設整備計画に基づき適正に施設整備を実施する。	計画に基づき適切な施設整備を実施した。	○	平成25年度施設整備計画に基づき適正に施設整備を実施する。	計画に基づき適切な施設整備を実施した。	○	平成26年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。		
労災疾病臨床研究補助金事業 【重点的目標管理事業】	アウトカム指標							労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の80%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。		
	アウトプット指標							公募課題1件当たりの平均公募数1.5倍以上		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること(施策目標Ⅲ-4-1)							担当 部署名	労働基準局労働条件政策課		作成責任者名	労働条件政策課長 村山誠											
施策の概要	長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を図ること、テレワークの普及啓発を図ることを推進するために行うもの。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ デーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の方 ち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)									
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	1,368,975	1,210,675	1,057,774	1,798,453	2,118,307	2,535,909		第189回国会における安倍総理施政 方針演説	平成27年2月12日		時間外労働への割増賃金の引上げなどにより、長時間労働を抑制します。更に、年 次有給休暇を確実に取得できるようにする仕組みを創り、働き過ぎを防ぎ、ワーク ライフ・バランスが確保できる社会を創ってまいります。										
		補正予算(b)	0	0	0	—	—																
		繰越し等(c)	0	0	0	—	—																
		合計(d=a+b+c)	1,368,975	1,210,675	1,057,774	1,798,453	2,118,307	2,535,909															
	執行額(千円、e)		1,004,999	920,178	708,638	1,007,017	—	—		執行率(%、e/d)		73.4%	76.0%	67.0%	55.9%								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場での労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 また、世界最先端IT国家創造宣言に基づき、特に就業継続が困難となる子育て期の女性や育児に参加する男性、介護を行っている労働者などを対象に、週一回以上、終日在宅で就業する雇用型在宅テレワークにおける、労働者にやさしいテレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016年までにその本格的な構築・普及を図る。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28		○			
24	25	26	27	28																			
	○																						
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合	-	-	100%	平成32年	46.3%以上	59.7%以上	60.6%以上	前年以上	前年以上	・労働時間等の設定の改善は、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態に基づいて行われるべきであり、労使間の話し合いの機会を整備することが重要であるため、指標として設定している。なお、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議、以下「行動指針」という。で、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合を平成32年までに100%とすることになっている。													
2 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	-	-	5%	平成32年	9.3%以上	9.1%以下	8.8%以下	前年以下	前年以下	・長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。なお、行動指針において、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を平成22年の10%から平成32年までに5割減とすることになっている。 ・総務省「労働力調査」 URL: http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm													
3 年次有給休暇取得率	-	-	70%	平成32年	49.3%以上	47.1%以上	48.8%以上	前年以上	前年以上	・労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は5割を下回る水準で推移しているため、その取得率の向上を指標として設定している。なお、行動指針では、年次有給休暇の取得率を平成32年までに70%とすることになっている。 ・厚生労働省「就労条件総合調査」 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html													
4 特別な休暇制度普及率	-	-	前年度以上	毎年度	51.0%以上	56.6%以上	56.8%以上	前年度以上	前年度以上	・労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、労働者の健康と生活に係る多様な事情を考慮合わせることが重要だが、中でも特に配慮を必要とする労働者については、事業主が適切な措置を講じることが必要である。この観点に当たっては、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要であることから、その普及率の向上を目標として設定している。 ・厚生労働省「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度に関する意識調査」													
5 週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の全労働者に占める割合	-	-	10%	平成32年	-	-	4.5%以上	前年以上	-	・IT(情報通信技術)を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働きであるテレワークは、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するとされており、その就業者数の拡大を指標として設定している。なお、「世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日閣議決定)」により、「2020年には、(中略)週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数を全労働者数の10%以上に」とする目標が定められている。 ・国土交通省「テレワーク人口実態調査」 URL: http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/													
6 労働契約法解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	-	-	95%	平成27年度	-	95%	95%	95%	-	ワークライフバランスの実現に向けた、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等に係る労使の自主的な取組を実行あるものとするためには、労使双方が労働時間や労働契約に関するルールを十分に理解して取り組むことが必要である。このための手段の一つとして、労働時間や労働契約等に関するルールについて、十分に理解していない中小企業や労働者を対象としたセミナー等の開催により、労働者・事業主等に対する労働関係法令の教育、情報提供等を行うこととしており、セミナー出席者の理解度を図る指標として、「労働契約法等関係法令の理解度が進んだと考える人の割合」を選定の上、前年同様95%という高水準の目標を設定した。													

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標年度		施策の進捗状況(実績)					
-	-	-	-	-	-	-	-	-
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
-	-	-	-	-	-	-	-	-
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策推進事業 (平成18年度)	956百万円 (619百万円)	900百万円 (693百万円)	1,368百万円	1~4, 6	<p>① 職場意識改善助成金(職場環境改善コース) 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具等の導入を行う中小企業事業主に対し、その経費の一部を助成(上限1,000千円)する。</p> <p>② 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 地域活動やボランティア活動への参加、犯罪等の被害に遭った労働者の被害の回復、裁判員制度における裁判員としての活動に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成、導入等の状況・意識のあり方等に関する調査を行う。</p> <p>③ 働き方・休み方改善に向けた労働時間等のルールの定着事業 平成20年3月1日より施行された労働契約法について、企業側に対する働きかけに加えて、専門家の活用等により、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等のためのテキストの作成及びセミナーの開催を行う。</p>	461		
(2) 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策) (平成19年度)	27百万円 (19百万円)	602百万円 (71百万円)	455百万円	5	<p>① 職場意識改善助成金(テレワークコース) 週1日以上終日、在宅またはサテライトオフィスで就業する雇用型在宅テレワークに取り組む中小企業事業主に対して、導入経費の一部を助成(上限1,500千円)する。</p> <p>② テレワーク相談センター事業 東京都内に設置するテレワーク相談センターに専門相談員を配置し、センター利用者の相談、電子メールや電話による問い合わせ等に対する相談・助言等を行い、適正な労務管理下でのテレワークの普及促進を図ることに加え、テレワークの導入を検討する企業に対して、総務省が実施する情報通信技術等を支援する訪問コンサルタントと連携して、労務管理等に関する訪問コンサルティングを実施する。</p> <p>③ テレワーク・セミナー及びシンポジウムの開催 総務省と連携してセミナーを開催し、テレワーク実施時の労務管理上、情報通信技術面における留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例の紹介を行う。また、テレワークの認知度を高めるとともに、更なる普及促進に向けた国民的気運を醸成するために、シンポジウムを開催する。</p> <p>④ テレワークモデル実証事業 総務省、国土交通省等関係省庁と連携し、育児等との両立を図るため、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワークやサテライトオフィス勤務を可能とする労務管理、人事評価、情報通信技術等に係る実証を行い、平成28年度にテレワークという働き方の課題を抽出するとともに、テレワーク導入モデルを構築し、その成果を普及する。</p> <p>⑤ 業種別団体等と連携した傘下企業へのテレワーク支援事業 業種別団体等と連携し、その傘下企業に対し、テレワークという働き方のメリットや適した仕事について周知し、団体業種の特性に応じた支援を実施する。</p>	462		
(3) 医療従事者の勤務環境改善事業 (平成24年度)	75百万円 (71百万円)	296百万円 (243百万円)	296百万円	1~3	<p>① 医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等の実施 勤務環境の改善に自主的に取り組む医療機関からの相談等に対してワンストップで対応できる支援体制として、改正医療法に基づき順次各都道府県に設置される「医療勤務環境改善支援センター」等において、労働時間管理を中心とする労務管理全般にわたる支援等を地域の関係団体と連携の上、円滑に実施する。</p> <p>② 医療勤務環境改善マネジメントシステム(以下「マネジメントシステム」という。))に基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究 マネジメントシステムに基づいた医療機関の取組事例の収集・分析を行い、医療機関におけるマネジメントシステムの導入・活用の取組に対する支援の充実につなげる。</p> <p>③ マネジメントシステムの普及促進 医療機関の管理者等がマネジメントシステムを活用して勤務環境の改善に向けた取組を行うことができるよう、マネジメントシステムの普及促進に向けたセミナーを開催する。</p> <p>④ データベースサイトの運用 医療機関の勤務環境改善に関する好事例を収集・整理し、医療機関が勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイトを運営する。</p>	463		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-4-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(施策目標Ⅲ-4-2)							担当 部局名	労働基準局 職業安定局 政策統括官(労働担当)	作成責任者名	勤労者生活課長 増田嗣郎 労政担当参事官 青山桂子												
施策の概要	中小企業退職金共済制度の普及促進、勤労者財産形成促進制度の活用促進等のために所用の事業を行うもの。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 のうちの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	8,785,549	8,411,275	8,470,343	8,567,100	8,174,826	8,080,686															
		補正予算(b)	28,213	0	0	0	0	0															
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	0															
		合計(d=a+b+c)	8,813,762	8,411,275	8,470,343	8,567,100	8,174,826	8,080,686															
		執行額(千円、e)	8,533,176	8,191,885	8,042,912	7,581,983																	
執行率(%、e/d)	96.8%	97.4%	95.0%	88.5%																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○中小企業退職金共済制度 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その提出による退職金共済制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するもの。</p> <p>○勤労者財産形成促進制度 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与するもの。</p>							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																			
		○																					
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
	基準年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
1 中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数	-	-	平成25年度からの累積1,620,000人	平成29年度	332,600人 321,508人	324,000人 315,653人	324,000人 338,185人	324,000人 /	324,000人 /	中小企業退職金共済制度の目的にかんがみ、その普及を図ることが重要であることから、より多くの中小企業の従業員の加入、つまり新規加入被共済者数を測定指標として設定し、これまでの実績、加入促進対策の取組等を考慮したものである。													
2 勤労者財産形成促進制度の利用件数	-	-	前年度実績に変動率を乗じた数を上回る	毎年度	9,378,415件 9,080,740件	9,080,740件 8,819,481件	25年度実績に変動率を乗じた数(8,572,536件)を上回る 8,561,612件	前年度実績に変動率を乗じた数(8,321,887件)を上回る /	前年度実績に変動率を乗じた数を上回る /	勤労者財産形成促進制度の目的にかんがみ、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の利用件数を測定指標として設定し、近年の実績を踏まえた目標値としたものである。 財産形成促進制度の利用実績は変動幅が大きい点、また民間金融機関を通じて利用されるため金融情勢に左右される点に鑑み、平成26年度からは、直近5年間の平均の年間変動率を前年度の実績に乘じた数を目標値とする。													
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					施策の進捗状況(実績)																		
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
中小企業退職金共済等事業に必要経費(昭和63年度) 【労働保険特別会計労災勘定】	1,984百万円 (1,910百万円)	1,947百万円	1,893百万円	1	①独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 ②財形制度の利用促進を図るため、事業主及び勤労者に対し制度の周知等を実施する。 これらの交付等を行うことで、中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。また、中小企業退職金共済制度の在籍被済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。	464
中小企業退職金共済等事業に必要経費(昭和63年度) 【労働保険特別会計雇用勘定】	6,487百万円 (6,133百万円)	6,620百万円	6,282百万円	1	独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 中小企業退職金共済法第70条第2項及び附則第2条第1項の規定等に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構において勤労者財産形成促進事業等の実施に必要な経費(人件費、一般管理費)の財源に充てるための独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金の交付。 なお、独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金について、雇用促進融資事業は債権回収及び財投償還のみの経過措置事業(平成49年度終了予定)であるため、経過措置終了までの交付となる。	465
独立行政法人勤労者退職金共済 (3)機構運営費交付金に必要な経費 (平成23年度)	33百万円	33百万円	33百万円	-	中小企業退職金共済法第70条第2項及び附則第2条第1項の規定等に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構において勤労者財産形成促進事業等の実施に必要な経費(人件費、一般管理費)の財源に充てるための独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金の交付。 なお、独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金について、雇用促進融資事業は債権回収及び財投償還のみの経過措置事業(平成49年度終了予定)であるため、経過措置終了までの交付となる。	466
独立行政法人労働政策研究・研修 機構運営費(平成15年度)	2,383百万円 (2,383百万円)	2,467百万円	2,423百万円	-	○労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)や、国内・海外の労働現場の最新の事情・動向について、厚生労働省の要請に基づき公平・中立の立場から体系的・継続的な調査研究を実施し、労働政策の企画・立案をサポート。 ○全国の労働基準監督署、ハローワーク等における労働行政の適確な遂行を担保するために労働行政職員(4,530人※)を対象に必要な専門知識・技能を付与。(※平成27年度労働大学校研修実施計画における計画数)	467
独立行政法人労働政策研究・研修 機構施設整備費(平成16年度)	180百万円 (139百万円)	288百万円	193百万円	-	独立行政法人労働政策研究・研修機構の本部及び労働大学校の整備又は改修のための経費。(補助率100%)	468

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-6-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-6-1)</p>						<p>担当 部局名</p>	<p>政策統括官付労政担当参事官室 中央労働委員会事務局総務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労政担当参事官 青山 桂子 総務課長 畑中 啓良</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次のことを推進するために実施している。 ・不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること ・労使紛争を早期かつ適切に解決すること ・集团的労使関係法制の普及啓発を図ること</p>						<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること</p>														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 核的なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>											
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>813,448</p>	<p>801,611</p>	<p>759,383</p>	<p>786,840</p>	<p>763,803</p>	<p>757,238</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>											
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>-26,626</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>											
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>											
<p>合計(d=a+b+c)</p>	<p>813,448</p>	<p>774,985</p>	<p>759,383</p>	<p>786,840</p>	<p>763,803</p>	<p>757,238</p>	<p>757,238</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>											
<p>執行額(千円、e)</p>	<p>713,523</p>	<p>711,916</p>	<p>694,415</p>	<p>759,056</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>											
<p>執行率(%)、e/d)</p>	<p>87.7%</p>	<p>91.9%</p>	<p>91.4%</p>	<p>96.5%</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>											
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○労働組合法(昭和24年法律第174号)により、 ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な助言、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。 とされている。</p> <p>○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)により、 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会が都道府県知事の委任を受けて個別労働紛争の処理を行う場合には、必要な助言又は指導をすることができる。 とされている。</p> <p>○国際労働関係事業は、アジア、アフリカ、中南米等の国や地域の労働組合関係者及び使用者団体関係者に対するセミナーを国内や海外進出先において行うことにより、また国内外の労働関係情報の労使関係者への情報提供等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を図ることを目的としている。 ※根拠法令：雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115条第13号</p>						<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																		
○																						
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> <table border="1"> <tr> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> </table>					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>								
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																		
<p>1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>75%</p>	<p>毎年度</p>	<p>75%</p>	<p>75%</p>	<p>75%</p>	<p>75%</p>	<p>75%</p>	<p>本指標を測定することで、日本国内において集团的労使関係が安定的に推移しているかどうかが直接的に確認できると考えている。 平成19年度から23年度までの第2期では毎年度50%を目標としていたが、平成24年度に目標値を75%に引き上げたところであり、長期的な動向も見極めるため、引き続き75%を目標とした。 なお、中央労働委員会における審査、調整は単年度の数値を測定しており、国際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測定指標も単年度の目標として設定した。 (参考)労使関係総合調査(労働組合実態調査) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html</p>												
<p>2 新規申立事件の終結までの平均処理日数</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1年3か月以内</p>	<p>毎年</p>	<p>1年6か月以内</p>	<p>1年6か月以内</p>	<p>1年3か月以内</p>	<p>1年3か月以内</p>	<p>1年3か月以内</p>	<p>不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正前と比較すれば、事件の迅速な処理が進んでいるが、更なる迅速化を進めるため、労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標として、平成23～25年においては「1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させること」を、平成26～28年においては「1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させること」という達成指標をそれぞれ定めていることから、左記指標を測定することとし、目標値を平成24～25年は1年6か月以内、平成26年～28年は1年3か月以内とした。 なお、中央労働委員会では上記審査の期間の目標に合わせて、年度ではなく各年の数値を集計しているため、測定指標、目標値、実績値はいずれも単年の数値を計上している。</p>												
<p>3 調整事件の終結までの日数(取下げ事件等を除く)が2か月以内(自主交渉による中断がある事件は3か月以内)である割合</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>100%</p>	<p>毎年</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>労働争議のあっせん、調停、仲裁については、事件の早期かつ適切な処理が求められている現状があり、当該数値を測定し、目標を100%とした。なお、中央労働委員会では、年度ではなく各年の数値を集計しているため、実績値は単年の数値を計上している。</p>												
<p>4 国際労働関係事業により学んだ日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定施策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において、実際に活用する割合</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>90%</p>	<p>毎年度</p>	<p>-</p>	<p>90%</p>	<p>90%</p>	<p>90%</p>	<p>90%</p>	<p>国際労働関係事業は、海外の研修生に対して日本の労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせる技術協力(ODA事業)という意義を持ちながら、研修生への普及啓発により、我が国からの進出企業の取引の安定や、海外における労使紛争を原因としたサプライチェーンの寸断等による日本国内の雇用に対する悪影響や雇用の縮小を回避する意味も持っている。 このため、日本企業を含む多国籍企業の労使紛争が海外で頻発する中、研修受講者が日本の雇用安定施策を母国で活用することで海外における労使関係が安定的となり、日本国内における労使関係も安定的になることが期待されるため、本目標を設定した。 本指標は研修受講者の所属団体からのアンケートにより捕捉することとしており、過去の実績も踏まえ、90%の目標値を設定した。</p>												

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	施策の進捗状況(実績)				
-	-		-	-	-	-	-	
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
-			-	-	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 安定した労使関係等の形成の促進 に必要な経費(平成20年度)	350百万円: (311百万 円)	377百万円	358百万円	1.2.3	労働者の団結権等の保護及び集团的労使紛争の解決を図るため、中央労働委員会委員による不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。 本経費の適切な執行により事件の迅速な処理が進み、ひいては、労使関係の安定にも寄与するものと考えられる。	469		
(2) 国際労働関係事業 (平成14年度)	409百万円: (383百万 円)	409百万円	406百万円	1.4	発展途上国を中心とする各国の労働関係指導者(労働組合関係、使用者団体関係)を我が国に招へいし、座学による講義や企業訪問、我が国労使関係者との意見交換等を行うことにより、我が国の労働関係法制や労働事情等に関する理解を深めさせている。 また、我が国の労働関係有識者を派遣し、アジアなどの労働関係指導者に対して、健全な労働関係の形成と発展を促進するためのセミナーを現地で開催し、講義やディスカッション、団体交渉や労使協議のロールプレイング等を通じて我が国の労働関係法制、労働事情、労働関係の安定の重要性等に対する理解を深めさせている。セミナーの一部は開催国の周辺諸国の労働関係指導者も参加し、多国間の相互理解と知識普及を図っている。 さらに、これら招へいやセミナーにより得られた国内外の労働関係情報をホームページやメールマガジン等により関係者に周知している。 これらによって、我が国からの進出企業の取引の安定に寄与し、海外における労働紛争を原因としたサプライチェーンの寸断等による日本国内の雇用に与える悪影響や雇用の縮小を回避することで、日本国内の労働関係の安定を図っている。	470		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-7-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標Ⅲ-7-1)							担当 部署名	大臣官房地方課企画室	作成責任者名	企画室長 大塚 弘満												
施策の概要	労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」という。)を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 のうちの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	1,620,352	1,515,310	1,586,088	2,062,631	2,054,672	2,312,383		-	-	-											
		補正予算(b)	21,756	-7,700	0	-3,602																	
		繰越し等(c)	0	0	0	0																	
		合計(d=a+b+c)	1,642,108	1,507,610	1,586,088	2,059,029	2,054,672	2,312,383															
執行額(千円、e)	1,561,905	1,457,079	1,520,037	1,612,556																			
執行率(%, e/d)	95.1%	96.6%	95.8%	78.2%																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加しています。民事紛争の解決は最終的には司法の役割ですが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることは否めないため、司法との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」を目的として事業を行っています。 都道府県においては、自治事務として、労働相談及び個別労働紛争のあっせん(あっせんは三者構成の都道府県労働委員会を活用)を行っており、国と都道府県のそれぞれに特徴がある複線型の仕組みとなっています。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																			
				○																			
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 助言・指導手続終了件数に占める 処理期間1ヶ月以内のもの割合	-	-	90%以上	平成27年度	90%	90%	90%	90%	-	平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである。(平成26年度実績＝総合労働相談件数約103万件(前年比1.6%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約24万件(前年比2.8%減)、助言・指導申出受付件数約9千5百件(同5.5%減))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労働局長による助言・指導の特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点から助言・指導の処理期間を測定指標として定めているものである。 なお、助言・指導とは迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理状況に鑑み、目標値を90%以上と設定した。 また、単年度毎に助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html													
2 あっせん手続終了件数に占める 処理期間2ヶ月以内のもの割合	-	-	90%以上	平成27年度	90%	90%	90%	90%	-	平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである。(平成26年度実績＝総合労働相談件数約103万件(前年比1.6%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約24万件(前年比2.8%減)、あっせん申請受付件数約5千件(同12.3%減))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんの特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点からあっせんの処理期間を測定指標として定めているものである。 なお、あっせんは迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理状況に鑑み、目標値を90%以上と設定した。 また、単年度毎にあっせんの処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html													
3 あっせん手続終了件数に占める紛 争当事者の一方が不参加であった ものの割合	-	-	40%以下	平成27年度	-	-	-	40%	-	平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである。(平成26年度実績＝総合労働相談件数約103万件(前年比1.6%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約24万件(前年比2.8%減)、あっせん申請受付件数約5千件(同12.3%減))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが個別労働紛争の解決手段として有効に機能しているかを評価するため、あっせんにおける紛争当事者の一方の不参加率を測定指標として定めているものである。 なお、過去3カ年(平成23～25年度)のあっせん手続終了件数に占める紛争当事者の一方が不参加であったものの割合(平均38.1%)を踏まえつつ、あっせん手続終了件数に占める紛争当事者の一方が不参加であったものの割合をこれ以上上昇させないための目標値として、「40%以下」と設定した。 また、単年度毎にあっせんの処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html													

測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	施策の進捗状況(実績)				
(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	指標4～7は指標1～3の根拠となる数字であるため、参考指標としている。
総合労働相談件数 4 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html		1,067,210	1,050,042	1,033,047	—	—	
民事上の個別労働紛争相談件数 5 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html		254,719	245,783	238,806	—	—	
助言・指導申出受付件数 6 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html		10,363	10,024	9,471	—	—	
あっせん申請受理件数 7 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html		6,047	5,712	5,010	—	—	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度					
(1) 個別労働紛争対策の推進 (平成13年度)	1,583百万 円	1,561百万 円	1,556百万 円	1,2,3	全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行っている。また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導やあっせんを行っている。総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、当事者間で個別労働紛争を未然に防止し、自主的な解決の促進を図ることが見込まれ、また、事案によっては助言・指導、あっせんを行うことで、迅速に個別労働紛争の解決の促進を図ることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して快適に働くことができる環境整備の確立への効果が期待できる。	0471	
(2) 雇用労働相談センター事業 (平成26年度)	—	499百万円 (109百万 円)	498百万円	—	国家戦略特別区域法に基づき、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター」を設置し、相談その他の援助を行う。これにより、新規開業直後の企業、グローバル企業等が雇用ルールを的確に理解し、紛争を生じることなく事業展開することが容易となると期待できる。	0472	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-8-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-8-1)							担当 部局名	労働基準局労働保険徴収課	作成責任者名	労働保険徴収課長 山本 靖彦												
施策の概要	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図るため、労働保険料の収納率の向上や未手続事業の解消を推進する事業を行うもの。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 の主なもの)	-	-	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	77,437,156	70,220,122	76,364,235	74,286,353	71,796,897	67,084,169															
		補正予算(b)	41,441	0	0	0	0	0															
		繰越し等(c)	22,992	0	△ 37,281	0	0	0															
		合計(d=a+b+c)	77,501,589	70,220,122	76,326,954	74,286,353	71,796,897	67,084,169															
	執行額(千円、e)		56,374,409	54,822,032	55,420,896	53,896,672																	
執行率(%, e/d)		72.7%	78.1%	72.6%	72.6%																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあるため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。 そのため、労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図る。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																
1 労働保険料収納率	98.3%	26年度	前年度以上	毎年度	97.8%以上	97.7%以上	98.0%以上	98.3%以上	前年度以上	・事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険納付を受けられない等の不利益を被るおそれがある。このため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険の未加入を解消する必要がある。また、費用負担の公平の観点から労働保険料の未納を解消する必要があるため、この指標を選定した。													
2 未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数	47,121	26年度	前年度以上	毎年度	40,454以上	38,111以上	48,072以上	47,121以上	前年度以上	・労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取り組みを行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関との連携を強化し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。													
測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
			施策の進捗状況(実績)																				
			-	-	-	-	-	-															
			-	-	-	-	-	-															
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																
			-	-	-	-	-																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 労働保険適用徴収業務に必要な経費(昭和47年度)	18,082 百万円 (15,365百 万円)	17,759 百万円	18,852 百万円	1、2	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての滋養に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成、納入督促などの労働保険の適用促進及び適正徴収に係る業務を実施する。	473
(2) 石綿健康被害救済事業に必要な経費(平成19年度)	8,906 百万円 (8,874百 万円)	3,701 百万円	3,855 百万円	1、2	労災保険適用事業主から毎年度一般拠出金を徴収し、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、納付された一般拠出金から徴収に係る事務費を除いた額を、環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構に交付する。	474
(3) 労働保険料の返還等に必要な経費(昭和47年度)	49,338 百万円 (31,182百 万円)	52,827 百万円	49,090 百万円	-	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料精算による還付金及び過誤納に係る保険料の払戻金であり、事業主からの請求に基づき支出する。	475

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(IV-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること (施策目標IV-1-1)								担当 部局名	職業安定局首席職業指導官室 職業安定局派遣・有期労働対策部需 給調整事業課	作成責任者名	首席職業指導官 浅野 浩美 需給調整事業課長 富田 望 民間人材サービス室長 古館 哲生												
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること (目標2)労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること (目標3)官民の連携により労働力需給機能を強化すること								政策体系上の 位置づけ	基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況 (千円)	23年度 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c)	24年度 67,749,347	25年度 68,042,187	26年度 62,792,026	27年度 59,703,927	28年度 61,631,742	28年度 61,631,742	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)												
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	・公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ることとします。 根拠法令：職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条第1項(抄) 1 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。 2 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実施に努めること。 3 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介を行うこと。 ・職業紹介事業等の適正な運営を確保すること等により、職業の安定を図ることとします。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資することとします。(根拠法令：職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)) ・官民の機関が有する求人情報を検索できる「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図ることとします。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																				
		○																						
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)	-	-	31.6%以上	平成27年度	24年度 28%以上 29.0%	25年度 30%以上 30.6%	26年度 32%以上 30.9%	27年度 31.6%以上	28年度 -	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成27年1月12日閣議了解)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成26年度の実績見込みを踏まえて設定。														
2 雇用保険受給者の早期再就職割合	-	-	33.9%以上	平成27年度	24年度 26.5%以上 27.9%	25年度 28%以上 31.2%	26年度 30%以上 33.3%	27年度 33.9%以上	28年度 -	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成27年1月12日閣議了解)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成26年度の実績見込みを踏まえて設定。 ※1 早期再就職者数(注1)/受給資格決定件数 (注1) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)														
3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)	-	-	20%以上	平成27年度	24年度 26%以上 24.3%	25年度 24.5%以上 22.2%	26年度 22%以上 20.4%	27年度 20.0%以上	28年度 -	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成26年1月24日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成26年度の実績見込みを踏まえて設定。														
4 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合	-	-	47%	平成27年度	24年度 35%以上 35.1%	25年度 35%以上 46.6%	26年度 47%以上 28.9%	27年度 47%	28年度 -	早期の再就職等労働力需給のミスマッチ解消を図るため、求人者が求める仕事探し、就職するための手段となることを目的として「しごと情報ネット」を運営していることから、しごと情報ネットを利用した者が実際に行動を起こす割合を測定指標とし、平成27年度においては、平成26年度の実績見込みを踏まえて目標値を設定した。														
5 説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数	-	-	30,000所以上	平成27年度	24年度 20,000所以上 62,441所	25年度 20,000所以上 22,276所	26年度 20,000所以上 20,359所	27年度 30,000所以上	28年度 -	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していくため、説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数を指標として選定し、その数が一定以上数となることを目的として26年度実績を踏まえて目標値を設定した。														

測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	施策の進捗状況(実績)				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
(参考)測定指標							
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度					
(1) 人材銀行運営費 (昭和42年度)	1.9億円 (1.8億円)	1.9億円	1.9億円	—	人材銀行において、管理職、専門・技術職に特化して職業相談・職業紹介等を行い、専門的知識・技術を有する者の再就職の促進と、中小企業等産業界の求める経営管理者、技術者等の充足を図る。 本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	476	
(2) ハローワークプラザ運営費 (平成11年度)	8.6億円 (7.2億円)	2.9億円	2.4億円	1.3	ハローワークプラザを設置し、求職者が求人情報等を簡易かつ効率的に閲覧することができる求人情報提供端末を設置するとともに、職業相談・職業紹介等を実施する。 本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	477	
(3) マザーズハローワーク事業推進費 (平成18年度)	23.8億円 (21.3億円)	28.0億円	28.8億円	1.3	子育て女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施するため、マザーズハローワーク及びハローワークにマザーズコーナーを設置し、全国の支援拠点において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の整備等を行っている。 本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	478	
(4) 失業給付受給者等就職援助対策費 (一)	6.8億円 (4.2億円)	8.0億円	6.9億円	1.2,3	失業等給付受給者は長年雇用され、就職活動の経験がない者が多いことから、民間事業者に委託して、就職活動の実施に当たって必要な知識の付与、雇用失業情勢等に対する理解の促進等を図るための就職支援セミナーを実施する。また、高ストレス状態にある者については、鬱病となる危険が高く、自殺に及ぶこともあることから、求職者の健康状態等の確認、メールによる相談を専門的な知識を有する民間事業者等に委託して実施する。ハローワークにおいては、求人者支援員による失業等給付受給者のニーズを踏まえた求人開拓を実施するなど、長期失業に陥ることがないよう再就職支援を行う。 本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	479	
(5) 再就職支援プログラム事業費 (平成14年度)	31.9億円 (31.1億円)	26.1億円	22.5億円	—	主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)(以下「就職支援ナビゲーター」という。)を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。 本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	480	
(6) 福祉人材確保重点プロジェクト推進費 (平成21年度)	13.0億円 (11.3億円)	14.1億円	14.6億円	1.3	全国の主要な公共職業安定所に「福祉人材コーナー」を設置し、求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者に対する求人充足に向けての助言・指導等を行うとともに、同コーナーを設置していない公共職業安定所においても、他産業からの離職を余儀なくされた非正規労働者を中心に、福祉分野に関心を持つ者等に対する職業情報の提供及び必要に応じた「福祉人材コーナー」の利用助奨等の支援を行う。 本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	481	
(7) 職業訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング実施費 (平成21年度)	91.1億円 (84.9億円)	80.8億円	84.3億円	1.3	ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、以下の業務を実施する。 1. 職業訓練関連情報の収集・提供 2. 求職者に対するキャリア・コンサルティング及びジョブカード発行、職業訓練へのあっせんの実施 3. 求職者支援訓練受講者に対する就職支援計画の作成 4. 職業訓練受講給付金等の周知、申請書の受理 5. 訓練受講中、訓練終了後の就職支援	483	
(8) ふるさとハローワーク事業推進費 (平成20年度)	8.3億円 (6.8億円)	8.3億円 (7.2億円)	8.3億円	—	市町村庁舎等を利用し、市町村が住民サービスとして実施する相談・情報提供業務と相まって、国が実施する求人検索機を活用した求人情報の提供、職業相談・紹介等を行うことにより、地域の実情に応じた雇用対策が積極的に実施され、施策目標の達成に寄与する。	484	
(9) ハローワークシステム運営費 (平成23年度)	599.6億円 (539.5億円)	557.7億円	506.0億円	—	職業安定行政機関で取り扱う求人求職に関するデータを処理し、雇用や職業に関する総合的な情報を求職者、求人者等に提供するとともに、雇用保険に関するデータを処理する等の業務について、迅速かつ確に行うためにシステム化を行い、利用者の利便性の向上を図ることを目的とし、ハローワークシステムの運営を行う。	485	
(10) 職業安定行政推進費 (一)	73.6億円 (64.0億円)	73.5億円	73.5億円	—	職業紹介及び職業相談の円滑な運営を図るために必要な、一般職業相談員の配置及びその他の公共職業安定所等の必要な事務費。	487	
(11) 求人確保・求人者指導援助推進費 (平成23年度)	41.9億円 (37.8億円)	35.4億円	31.4億円	1.3	主要なハローワークに「求人者支援員」を配置し、事業所訪問等による求人開拓を行うことで、より多くの充足が見込まれる求人の量的確保や、正社員求人をはじめとする求職者のニーズに適合する求人の確保を推進するとともに、事業所情報の収集、求人充足を図るための相談・助言・情報提供等を通じて、求人・求職の積極的なマッチングを推進する。 本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	488	

(12) 労働者派遣事業の適正な運営の確保に係る経費(旧:労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費)(平成23年度)	7.6億円 (6.6億円)	7.5億円 (6.9億円)	11.0億円	5	<p>① 労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットによる派遣元事業主、派遣労働者等への周知 ・派遣元事業主、派遣先等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施 <p>② 派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働局における相談支援体制の強化 ・特定労働者派遣事業の廃止に伴う中小規模の派遣元事業主への支援事業の実施 <p>③ 派遣先責任者講習モデル事業の実施</p> <p>以上の事業を実施することにより、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していくための周知・広報を図ることで、セミナーや説明会等における労働者派遣法の周知啓発を図る事業所数が増加する。</p>	489
(13) 長期失業者等総合支援事業費(復興関連事業)(平成23年度)	18.7億円 (12.8億円)	20.8億円	20.2億円	1	<p>厳しい雇用失業情勢において、1年以上の長期にわたり失業している者(長期失業者)は増加を続け、平成25年平均で長期失業者は104万人と高水準にあり、失業者の失業期間の更なる長期化も懸念される。このため、長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、再就職支援の充実・強化を図るため、公共職業安定所が実施する職業紹介を軸に、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、グループワーク、メンタルヘルス相談、職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。</p> <p>本事業を実施することにより、長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、公共職業安定所が実施する職業紹介を軸に、民間職業紹介事業者への委託による総合的な就職支援を実施することによって、長期失業者等の早期再就職を促進する。</p>	490
(14) 一体的実施事業運営費(平成24年度)	29.3億円 (15.5億円)	24.4億円	25.1億円	1.2,3	<p>地方自治体との協定に基づき、地方自治体の意向を踏まえながら、国の行う無料職業紹介等の業務と地方自治体の行う職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等を一体的に行う「一体的実施施設」を設置し、地域の実情に応じた支援を実施する。</p> <p>また、就職支援セミナー、合同就職面接会等、地域の求職者の就職支援に関する事業を民間団体に委託して実施する。</p>	491
(15) 人材サービス関連情報提供等事業(平成25年度)	1.2億円 (0.8億円)	0.4億円 (0.35億円)	0.4億円	4	<p>①官民連携した雇用情報システム「しごと情報ネット」の運営</p> <p>②求人情報誌、インターネットサイト等で求人情報を提供する民間求人情報提供事業者に対し、求人情報の適正化のための指導・援助の実施</p> <p>以上の事業を実施することにより、官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を通じ、労働市場に適正かつ信頼できる求人情報を提供し、もって、早期の再就職等労働者の雇用の安定及び需給調整機能の強化に資する。</p>	492
(16) 長期療養者就職支援対策費(平成25年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.7億円	0.8億円	-	<p>ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、以下の業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介 2 長期療養者の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導 3 長期療養者の就職後の職場定着の支援 4 がん診察連携拠点病院等への出張相談、労働市場、求人情報等の雇用関係情報の提供 <p>本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。</p>	493
(17) 「建設人材確保プロジェクト」の推進(平成26年度)	-	1.1億円	1.7億円	1,3	<p>「建設人材確保プロジェクト」の取組を一層推進するため、就職面接会、事業主向けセミナー、建設関係助成金等の各種就職支援のコーディネート等や建設関係職種に係る有資格者や経験者である求職者ニーズの把握、関係団体等との連携による人材確保ネットワークの構築等の取組を実施する。</p> <p>本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。</p>	494
(18) 民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業(平成26年度)	-	4.9億円	8.5億円	-	<p>若年者の利用が多い主要な都市において、民間人材ビジネスへの委託により、キャリア・コンサルティングの実施、ジョブ・カードの活用に関するセミナーの実施、ジョブ・カードの交付、就職支援講習等の支援を実施。</p> <p>時間をかけたきめ細かいカウンセリング等の継続的な支援が必要なフリーター等に対し、民間職業紹介事業者への委託による総合的な就職支援を実施することによって、円滑な就職の実現に向けた支援を促進する。</p>	495
(19) 優良な民間人材ビジネス事業者の育成促進事業(平成26年度)	-	1億円	1.9億円	-	<ol style="list-style-type: none"> ① 一定の基準を満たす事業者を優良事業者として認定することにより優良な民間人材ビジネス事業者(労働者派遣事業者、職業紹介事業者)を育成する。 ② 請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業者を認定する制度を実施する。 ③ 派遣労働者のキャリア形成に向けた取組として、派遣元事業主等に対して、具体的な取組についてセミナー等の開催等を実施する。 ④ 職業紹介事業における構造的課題の解決を図るため、各種セミナーの開催、キャリアコンサルタントの配置による求職者へのコンサルティングの実施、好事例集の作成・周知等を行い、安定的な雇用形態への移行を図る。 ⑤ 労働力需給調整制度に関する専用サイト「人材サービス総合サイト」を稼働し、許可・届出事業者一覧をはじめ、労働力需給調整制度の周知や最新のお知らせ等の情報提供を実施する。 <p>以上の事業を通じて、業界の質的向上が図られることにより、労働者派遣事業、職業紹介事業者等の適正な運営の確保に寄与する。</p>	496
(20) 求人・求職情報の提供に関する体制の整備(平成27年度)	-	-	276百万円	1	<p>ハローワークへの職業相談員の配置等により、以下の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者や民間職業紹介事業者等への周知 ・利用勧奨、利用希望の確認・利用申請に係る審査業務等の実施 ・ハローワークに苦情受付窓口を設置(提供先には、個人情報管理・苦情処理責任者を設置するよう規約等に規定) <p>国・地方・民間が、役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図るとともに、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大することで、早期に良質な雇用機会を確保することが可能となり、施策目標の達成に寄与する。</p>	新27-022
(21) 就職支援におけるIT化推進事業(平成27年度)	-	-	26百万円	-	<p>「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)を受けて、最新のIT技術をハローワークの就職支援業務に活用していくため、民間企業における先進事例の調査結果について報告を受け、ハローワークシステム及び就職支援業務の見直しに反映させる。また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「日本再興戦略改定2014」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、官民協働による外部労働市場のマッチング機能の強化のため実施することとされた求人・求職情報のオンライン提供について、必要な改善点の検討を行っていく。</p> <p>これによりハローワークの就職支援業務が最新のIT環境に対応した効果的・効率的なものとなり、施策目標の達成に寄与する。</p>	新27-023

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(IV-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標IV-2-1)						担当 部局名	職業安定局雇用開発部 雇用開発企画課 建設・港湾対策室		作成責任者名	雇用開発企画課長 北條 憲一 建設・港湾対策室長 谷 直樹		
施策の概要	本施策は、以下4点のことを推進するために実施しています。 ①雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること ②中小企業等の雇用管理の改善を支援すること ③事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防すること ④離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること						政策体系上の 位置づけ	基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標IV-2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること					
施策の予算額・執行額	予算の状況 (千円)	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)のう ち主なもの	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
		当初予算(a)	449,513,993	264,706,671	177,163,361	170,272,922	142,504,793	101,807,826					
		補正予算(b)	730,086,977	0	396,729	0	0	0					
		繰越し等(c)	280	0	0	0	0	0					
		合計(d=a+b+c)	1,179,601,250	264,706,671	177,560,090	170,272,922	142,504,793	101,807,826					
		執行額(千円、e)	311,067,566	171,600,551	109,091,338	64,193,752							
執行率(%, e/d)	26.4%	64.8%	61.4%	37.7%									
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組み必要があります。 このような観点から (1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2)事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3)雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4)産業の特性に応じた雇用管理の改善等 といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じています。 【根拠法令】 人材確保等支援助成金…雇用保険法第62条第1項第5号並びに雇用保険法施行規則第118条 雇用調整助成金…雇用保険法第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の3及び附則第15条 産業雇用安定センター補助金…雇用保険法第62条第5号並びに雇用保険法施行規則第115条第4号 労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)…雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5 労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金)…雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5 建設労働者確保育成助成金…雇用保険法第62条第1項第5号及び同法第63条第1項第7号並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項 港湾労働者就労確保支援事業…雇用保険法第62条第1項第5号及び港湾労働法第30条												
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
1 職場定着支援助成金に係る ①中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率の平均 ②個別企業助成コース雇用管理制度助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率 ③個別企業助成コース介護福祉機器等助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率	—	—	①35%以上 ②87.6%以上 ③88.3%以上	平成27年度	—	①35%以上 ②85.6%以上 ③85.6%以上	①35%以上 ②85.6%以上 ③85.6%以上	①35%以上 ②87.6%以上 ③88.3%以上	—	【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である職場定着支援助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 ①本助成金(中小企業団体助成コース)の活用により、構成中小企業者の労働環境の向上が図られ、人材の確保が促進されていることを確認するため、本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求人充足率の平均がローワークにおける求人充足率を一定程度上回ることを目標とした。 ②③本助成金(個別企業助成コース)を活用した事業主の事業所における雇用管理の改善が図られたかを確認するため、労働者の定着率を目標とした。 なお、平成27年度目標値については、平成25年度実績を基に設定した。			
					—	①— ②87.6% ③88.3% ※本事業は平成25年度の新規事業であり、①について事業終了済のものがなかったため	①63.7% ②85.8% ③90.8%						
2 4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率	—	—	90%以上	平成27年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	—	【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である雇用調整助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 対象被保険者を半年後においても利用事業所にて雇用維持させることで、労働者の失業の予防が図られたと評価できることから雇用の維持率90%を目標値に設定する。			
					92.2%	93.7%	90.3%						

3	再就職支援奨励金の対象となった者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合（平成25年度以前） 3ヶ月以内で再就職を果たした者の割合（平成26年度以降）	—	—	60%以上	平成27年度	40%以上 28.0%	20%以上 27.9%	40%以上 64.9%	60%以上	—	【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 再就職支援奨励金は、再就職援助計画の対象となった者等が民間職業紹介事業者の支援を受けることにより円滑に再就職を果たし、失業なき労働移動を実現することを目的としていることから、平成25年度までは、支給対象となる離職後2か月以内の再就職を実現した者に対する1か月以内の早期就職者の割合を目標値としてきたが、平成26年度より離職後6か月（45歳以上は9ヶ月）以内の再就職を支給対象とする要件改正があったことから、それを実現した者に対する3か月以内の早期就職者の割合を目標値とした。平成27年度の目標値については、助成金を拡充した事業初年度である平成26年度の実績を踏まえ設定。
4	（公財）産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率	—	—	60%以上	平成27年度	49%以上 56.9%	49%以上 65.8%	55%以上 60.1%	60%以上	—	【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である産業雇用安定センターの支援による人材を送り出す企業と受け入れる企業間の出向・移籍の成立率が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 平成27年度の目標値については、経済情勢等により変動しうるため過去5年間の平均成立率及び26年度実績を踏まえ設定。
5	建設労働者確保育成助成金利用者から、本助成措置があったことにより教育訓練や若年労働者の確保・育成に資する取組を実施したとする評価を受ける割合	—	—	90%以上	平成27年度	— —	80%以上 99.3%	80%以上 98.4%	90%以上	—	【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である建設労働者確保育成助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本事業は平成25年度より開始しているため、平成25年度より事業廃止となった建設雇用改善助成金における同様の目標に関する過去の実績を踏まえて設定している。
6	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合	—	—	83%以上	平成27年度	80%以上 91.4%	80%以上 93.3%	83%以上 91.8%	83%以上	—	港湾労働者派遣事業における求人と派遣可能である労働者の効率的なマッチングを行い、本事業の効果的な活用を通して港湾労働者の雇用の安定を図ることを目的としているため指標として選定し、平成27年度目標値については過去の実績を踏まえ設定している。
測定指標（定性的）		目標		目標年度	施策の進捗状況（目標）					測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
					施策の進捗状況（実績）						
（参考）測定指標						24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
雇用調整助成金の予算額・執行額 7（執行額については括弧書きで記入）						2,033.4億円 (1,136.3億円)	1,175.4億円 (541.1億円)	545.2億円 (69.6億円)	192.7億円		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 沖縄離職者雇用対策費 (昭和47年度)	0.1億円 (0.08億円)	0.1億円 (0.08億円)	0.03億円	—	若年者の雇用失業情勢の改善を図るため、高校生等を対象とした合同就職面接会、県外就職情報の提供等の実施、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職支援を実施する。 沖縄離職者雇用対策を実施することにより、沖縄県外への就職希望者や高校生等の就職が促進がなされるとともに、沖縄失業者求職手帳所持者の再就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	497
(2) 雇用調整助成金 (昭和56年度)	1175.5億円 (541.1億円)	545.2億円 (69.6億円)	192.7億円	2	景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担相当額の一部を助成する。休業を行った事業主に対しては、休業に係る手当相当額について、助成率(大企業1/2、中小企業2/3)を乗じて得た額の助成を行う。教育訓練の場合は、教育訓練に係る賃金相当額の助成率(大企業1/2、中小企業2/3)に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円を加算する。出向については出向元事業主が負担した賃金相当額について助成率(大企業1/2、中小企業2/3)を乗じて得た額の助成を行う。 ※平成25年度より中小企業緊急雇用安定助成金と統合 景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	498
(3) 労働移動支援助成金 (平成13年)	5.7億円 (2.0億円)	301億円 (5.9億円)	349.4億円	3	再就職援助計画の対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託、または、求職活動のための休暇を付与し、その休暇日に通常支払う賃金額以上を支払った事業主に対して、当該委託に要する費用の一部や休暇付与に係る賃金の一部を支給(再就職支援奨励金)。 また、再就職援助計画の対象者を早期に期間の定めのない労働者として雇入れた事業主への助成や、再就職援助計画の対象者を1年以内に雇い入れ又は移籍等により受入れ、訓練(Off-JT又はOff-JT+OJT)を実施した場合、訓練実施等に要した経費の一部を助成する(受入れ人材育成支援奨励金)。 労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)により、事業活動の縮小した事業所において離職を余儀なくされる労働者に対する再就職支援が実施されることで、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	500
(4) 地域雇用開発助成金(地域雇用開発奨励金) (平成25年度)	111.3億円 (149.0億円)	198.3億円 (134.8億円)	143.8億円	—	雇用開発促進地域(※1)及びその他の雇用開発が必要な地域(※2)内で事業所の設置・整備を行い、当該地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、設置・整備の費用を助成(1年ごとに3回の支給)。 ※1 都道府県が策定する「地域雇用開発計画」に定められた地域(厚生労働大臣の同意が必要) ※2 若年層、壮年層の流出が著しい地域及び離島地域であって厚生労働大臣が指定する地域(過疎等雇用改善地域) 地域雇用開発助成金(地域雇用開発奨励金)により、雇用開発促進地域内で事業所の設置又は整備を行う事業主による地域求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	501
(5) 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金) (平成19年度)	2.8億円 (4.1億円)	3.1億円 (2.3億円)	5.8億円	—	沖縄県において、300万円以上の事業所の設置・整備を行い、県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、当該雇入れた者に支払った賃金に相当する額の一定割合を助成する(1年間、6ヶ月ごとに2回支給)。また、若年求職者に加え沖縄県内に居住する新規学卒者を雇入れた中小企業の事業主については、当該新規学卒者に支払った賃金に相当する額の一定割合を助成する。 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金)により、沖縄県内に事業所を設置又は整備した事業主による沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	502
(6) 通年雇用奨励金 (昭和43年度)	49.6億円 (42.4億円)	49.5億円 (48.9億円)	53.3億円	—	北海道、東北地方等の気象条件の厳しい積雪寒冷地(13道県)において、季節的業務に従事する労働者を通年雇用した事業主に対して、対象期間(12月16日～3月15日)に支払った賃金を3年間助成(助成率:1年目2/3、2年目以降1/2)するほか、その雇用する労働者について休業により一時的な雇用調整を行う場合に必要経費の一部(休業助成)、新分野に進出するための施設整備に要した経費の一部(新分野進出助成)又は民間訓練機関等への委託による講習等を受講する上で必要な経費の一部(職業訓練助成)について助成し、季節労働者の通年雇用化を促進するものである。 通年雇用奨励金により、季節的業務に就く者(季節労働者)の通年雇用が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	503
(7) 産業雇用安定センター運営費 (昭和62年度)	20.9億円 (19.7億円)	28.1億円 (25.2億円)	31.8億円	4	出向等による円滑な労働移動を推進するため、以下の事業を実施。 ①出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能性等に関する情報の収集及び提供並びにそのマッチングに向けた相談・援助等 ②各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供 産業雇用安定センターの活動により出向・移籍のマッチングが円滑に行われ、失業なき労働移動が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	505
(8) 沖縄早期離職者定着支援事業 (平成20年度)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円	—	沖縄県内の企業経営者等の雇用する側に対して若年者の職場定着のための取組みの重要性とその効果を伝えていくとともに、新入社員などの教育や仕事の悩みの相談・精神的なサポートを行う専任者(メンター)制度導入のための実践的な講習等を民間団体等に委託する。 沖縄早期離職者定着支援事業の実施により、沖縄県内の若年者の職場定着が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	506
(9) 実践型地域雇用創造事業 (平成24年度)	70.1億円 (50.4億円)	67.2億円 (51.2億円)	58.6億円	—	地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、市町村、経済団体等から構成される地域雇用創造協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められるものを選抜し、当該協議会に対し、その事業の実施を委託(3年度以内の委託事業)。実践型地域雇用創造事業により、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援することで、雇用創造効果が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	507
(10) 季節労働者通年雇用促進等事業費 (平成19年度)	10.7億円 (8.8億円)	10.7億円 (9.0億円)	9.8億円	—	季節労働者の通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策の計画の中から、通年雇用の効果が高いものを選定し、当該協議会に事業を委託するほか、季節労働者に対し、ハローワークが提供し得る多様な手段を総合的に活用しながら、担当者制による個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した就労支援を行う。 季節労働者通年雇用促進等事業により、季節労働者の通年雇用化が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	508

(11)	地方就職希望者活性化事業費 (平成21年度)	1.0億円 (0.8億円)	1.0億円 (0.8億円)	3.7億円	—	<p>1. 地方等への就職に向けた支援 首都圏等に配置している地方就職支援コーナーにおいて、職業相談員が地方等就職希望者に対して、きめ細かな相談援助や職業紹介等を行うとともに、受入地の労働局の職業相談員が道府県と連携し、地方等就職に有益な求人情報、労働市場情報及び生活関連情報等について取りまとめ、コーナー等に情報提供を行うことにより、送出处、受入地が一体となった支援を行う。</p> <p>2. 地方合同就職面接会の開催 国と地方公共団体とが連携し、地域の実情に応じた地方就職希望者と地方企業との合同就職面接会を開催する。</p> <p>3. 地方人材選流支援相談会の実施 「ふるさと回帰フェア」において、首都圏在住の地方等就職希望者を対象に、地方等就職に必要な求人情報及び生活関連情報等を含めた就職相談を実施する。</p> <p>4. 東京一極集中を緩和し地方に必要な人材を送り込むため、首都圏等の大学やその学生に対して、地方求人等の情報提供等を行い、地方就職希望者の掘り起こし事業を民間委託し、首都圏等からの人材送り出し機能を高め、全国ハローワークネットワークを活用し地方求人へのマッチングを行う。</p> <p>地方就職希望者活性化事業を実施することにより、U・Iターンを希望する者の雇用(地域雇用)が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	509
(12)	建設労働者雇用安定支援事業 (平成16年度)	0.8億円 (0.6億円)	0.7億円 (0.6億円)	1.3億円	—	<p>建設事業主及び建設事業主団体に対して、建設労働者の雇用環境の改善、職業能力の向上、雇用機会の確保、円滑な労働異動等を図るための措置等に関する雇用管理研修や講習会及び調査を実施する。</p> <p>建設投資の減少等により雇用の不安定化や労働条件の低下が懸念されている建設労働者について、その雇用の改善や雇用機会の確保等を図る。</p>	510
(13)	港湾労働者就労確保支援事業 (平成11年度)	0.8億円 (0.8億円)	0.9億円 (0.9億円)	0.9億円	—	<p>①港湾労働者に対する各種講習 ②港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談援助</p> <p>我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理の改善が急務になっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図る。</p>	511
(14)	港湾労働者派遣事業対策費 (平成12年度)	2.3億円 (2.3億円)	2.3億円 (2.3億円)	2.4億円	6	<p>①港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等 ②港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業(雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助)</p> <p>港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。</p>	512
(15)	船員雇用促進対策事業費補助金 (平成21年度)	0.9億円 (0.9億円)	0.9億円 (0.9億円)	0.9億円	—	<p>技能訓練事業 (公財)日本船員雇用促進センターが雇用船員に対して行う技能訓練事業に対して補助を行うもの。</p> <p>①船舶船員養成訓練 ②無線関係養成訓練 ③免許講習</p> <p>船員の雇用の促進と安定を図る事業を行うことを目的とする(公財)日本船員雇用促進センターに対し、雇用船員の知識又は技能の習得及び向上を図るための訓練に必要な技能訓練を実施する事業に対し補助を行う。</p>	513
(16)	介護労働者雇用改善援助事業等 交付金事業 (平成4年度)	3.8億円 (3.8億円)	3.8億円	3.8億円	—	<p>本事業は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第23条に基づき、指定された(公財)介護労働安定センターが雇用安定事業等関係業務(介護労働者の雇用管理の改善等に関する相談援助、介護労働の実態等の把握)を実施するための費用を交付するものである。</p> <p>介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	514
(17)	雇用安定化支援事業 (平成21年度)	58.4億円 (49.4億円)	43.7億円 (39.1億円)	30.6億円	—	<p>全国の労働局、公共職業安定所に事業主支援アドバイザー、助成金支給申請相談員を配置する等、窓口体制の整備を行うことにより、助成金についての相談対応、実施計画及び支給申請の受理、支給申請に係る審査及び支給決定等の業務支援を行い、事業主等の利便性の向上及び支給の迅速化を図るもの。</p> <p>雇用調整助成金等の相談、支給申請がかつてないほど急増する中、助成金支給申請窓口において、事業主を長時間待たせることがないよう、また、支給申請受付から支給決定までの処理時間の短縮を図るべく、業務処理体制を強化する。</p>	515
(18)	雇用促進融資業務 (昭和37年度)	4.0億円 (3.9億円)	3.0億円 (2.9億円)	1.6億円	—	<p>財政融資資金からの借入金を原資として、社宅や訓練施設等を整備する雇用保険の中小事業主等に対して、融資を行ってきたが、平成14年度から新規貸付を廃止し、現在は債権の管理・回収及び財政融資資金への償還のみを暫定的に実施しているところ。中小企業を支援するという政策目的から、財政融資資金からの借入金利を下回る金利で貸し付ける場合があったことなどから生じる「逆ざや」や、債権回収・保全等に係る経費の一部を補填しているところである。</p> <p>本事業を実施することにより、社宅等雇用環境整備の支援を通じ、中小企業における労働力の確保等を図る。</p>	516
(19)	雇用管理責任者講習委託事業費 (平成23年度)	0.7億円 (0.4億円)	0.8億円	0.6億円	—	<p>介護事業所における雇用管理責任者に対して、介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等の雇用管理全般についての講習を実施する。本事業の実施により、介護労働者の雇用管理の改善を進めることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	517
(20)	農林漁業就職総合支援事業 (平成25年度)	9.6億円 (7.9億円)	7.9億円 (5.9億円)	7.8億円	—	<p>・都道府県労働局に相談員を配置し、農林水産省等関係機関と連携しつつ、求人情報や各種関連情報の収集・管下ハローワークへの情報提供、求人開拓、合同就職面接会等を実施するとともに、農林漁業が盛んなハローワーク等に農林漁業就職支援コーナーを設置し、就職支援ナビゲーターによる専門的な職業相談等を実施。</p> <p>また、出稼労働者について、地元における安定した就労を促進しつつ、やむを得ず出稼就労する者に対しては職業相談員によるきめ細やかな職業相談を実施するとともに、受入事業所の指導等を実施。</p> <p>・農林業への就業・職場定着を促進するため、農業法人や林業事業者等に対する雇用管理改善に関する相談・助言等を行うとともに、林業就業希望者に対し、林業就業に係る基本的知識の付与や実習を行う林業就業支援講習を実施。</p> <p>本事業の実施により、農林漁業への就業を希望する者の就業と職場定着が促進され農林業等の労働力が確保されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	520
(21)	建設労働者確保育成助成金 (平成25年度)	38.0億円 (15.2億円)	41.5億円 (40.8億円)	51.5億円	5	<p>建設事業主等が建設労働者への教育訓練や若年労働者等の入職に資するための事業などを行う場合に当該事業に要した経費等に対して助成を行う。</p> <p>「若年労働者等の確保・育成」や「技能継承」のための事業を行う中小建設事業主に対し、当該事業等に要した経費の助成を行うことにより、建設労働者の能力開発や雇用の安定を図る。</p>	521

22)	職場定着支援助成金 (平成25年度)	7.4億円 (3.3億円)	35.0億円	48億円	1	<p>(中小企業団体助成コース) 改善計画の認定を受けた重点分野等の中小企業を含む中小企業団体(事業協同組合等)が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給。 (個別企業助成コース) 重点分野等の企業が、雇用管理改善につながる以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入・実施を行った場合及び雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合、並びに、介護福祉機器等を導入・運用し、導入効果の把握等を行った場合に、助成金を支給する。 ○雇用管理制度助成 【制度導入助成】 ・評価・処遇制度(10万円) ・研修体系制度(10万円) ・健康づくり制度(10万円) ・メンター制度(10万円) 【目標達成助成】(60万円) ○介護福祉機器等助成(介護事業者のみ)(導入費用の1/2、上限300万円)</p>	522
23)	人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業 (平成27年度)	-	-	11億円	-	<p>○モデル調査コース(コンサルティング会社に委託) 事業主が取り組むべき雇用管理の内容が明確となっていない分野を対象に、雇用管理上の課題を抱える事業主に対し、その課題の解消に資する様々な雇用管理制度をモデル的に導入・運用するためのきめ細かなコンサルティングを実施する。 このコンサルティングの過程で得られたモデル取組事例について、その導入効果やノウハウ等の検証・分析を行い、分野ごとの特性を踏まえた効果的な雇用管理改善方策を整理し、これを普及・啓発する。 ○啓発実践コース(都道府県単位の業界団体に委託) 建設分野、介護分野といった事業主が取り組むべき雇用管理改善の指針がある程度明確である分野を対象に、雇用管理改善の実段階に課題を抱える事業主に対し、雇用管理改善等アドバイザーによる相談支援を行い、業界ぐるみでの雇用管理改善の実践や、雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心とした地域ネットワーク・コミュニティによる地域ぐるみでの雇用管理改善の実践を促進する。</p>	新27-0024
24)	戦略産業雇用創造プロジェクトの実施 (平成25年度)	41.1億円 (17.7億円)	100.3億円 (46.3億円)	92.1億円	-	<p>①戦略産業雇用創造プロジェクト 雇用情勢の厳しい都道府県が提案する事業から、コンテスト方式により、産業政策と一体となった雇用創造効果が高いプランを選定し、選定された都道府県は、地域の関係者(自治体、企業、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施する。 ②戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業 戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する企業が、雇用を増加させることを誓約して融資を受ける場合に、金融機関に当該融資に係る利子補給を行うことにより、低利融資を可能とする。 戦略産業雇用創造プロジェクトにより、雇用情勢の厳しい都道府県において、産業政策と一体となった雇用創造効果が高い事業を支援することで、雇用の創出が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	523
25)	福島避難者帰還就職支援事業 (平成25年度)	7.3億円 (3.6億円)	5.6億円 (4.1億円)	4.7億円	-	<p>①福島雇用促進支援事業避難解除区域に帰還する労働者の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組み(計画)を国が選定し、当該協議会に対して計画に基づく事業の委託を行う。 ②地域雇用開発促進法に基づく実践型地域雇用創造事業、雇用創出基金事業、各種助成金など各種雇用支援ツールについて、市町村の実情に応じた活用方法を提案するとともに、効果的・効率的な運用方法をアドバイスする。福島県内の市町村での雇用創出の取組を総合的に支援する就職支援コーディネーター(福島雇用創出総合支援分)を福島労働局に配置する。 ③既存の地域就職希望者活性化事業(U・Iターン事業)を活用し、福島県へ帰還して就職することを希望する者に対する支援を重点的に実施するため、地方就職支援コーナーに専門の相談員を配置するほか、避難者が多い県(新潟、山形、埼玉)については新たに窓口を設けることにより、きめ細やかな支援を行う。また、福島県出身者による職業生活を送る上で生ずる諸問題についての相談・助言や福島県の企業を集めた大都市圏等での合同就職面接会を実施する。 ④避難先及び避難元(帰還地域)のハローワークにおいて、以下の業務を実施する。・就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制などによりきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。・求人開拓推進員を配置し、除染事業や復興事業に係る求人及び被災者のニーズに適合した求人を確保。・マザーズハローワーク事業の運営体制を充実させ、子育て中の求職者に対して、個々のニーズに応じた就職支援を実施 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第55条及び第64条の規定により、福島の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者(その避難している地域に住所を移転した者を含む。)の帰還・就職を支援するとともに、再び居住する者の雇用の安定を図るための事業。</p>	524
26)	実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給事業 (平成25年度)	0.1億円 (0億円)	0.1億円 (0億円)	0.02億円	-	<p>(株)日本政策金融公庫が、実践型地域雇用創造事業における人材育成セミナー又は事業拡大セミナーを受講し、同事業で開発した商品・ノウハウ等を活用して創業・事業拡大し、雇用者数を2名以上増加させた事業主に対して行った低利融資に対し、利子補給相当の補助金を交付する。 (株)日本政策金融公庫が実践型地域雇用創造事業における人材育成セミナー又は事業拡大セミナーを受講し、同事業で開発した商品・ノウハウ等を活用して創業・事業拡大し、雇用者数を2名以上増加させた事業主に対して行う低利融資に対し、利子補給相当の補助金を交付することにより、雇用機会が不足している地域における創業・事業拡大を促進し、当該地域における雇用創造の促進を図ることを目的とする。</p>	525
27)	介護雇用管理改善等対策費 (平成20年度)	1,169百万円 (2,533百万円)	1,003百万円 (161百万円)	42百万円	-	<p>介護労働者の労働環境を整備するための介護福祉機器(移動用リフト等)の導入や介護労働者の雇用管理改善に資する制度等を導入し、雇用管理の改善を図った事業主に対して、導入費用の一部を助成する。 介護労働者の雇用管理の改善や人材確保に取り組む事業主に対して支援を行うことにより、介護労働者が意欲と誇りを持って働くことができる社会の実現を目指した環境整備が図られ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	504

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(IV-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p> <p>高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標IV-3-1)</p>		<p>担当 部署名</p> <p>職業安定局派遣・有期労働対策部 若年者雇用対策室 就労支援室 外国人雇用対策課 職業安定局雇用開発部 雇用開発企画課 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>若年者雇用対策室長 牛島 聡 就労支援室長 内田 敏之 外国人雇用対策課長 久知良 俊二 雇用開発企画課長 北條 憲一 高齢者雇用対策課長 福土 亘 障害者雇用対策課長 宮本 直樹</p>																																																			
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下の4点を推進するために実施しています。 ①定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること ②障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること ③若年者の雇用の安定・促進を図ること ④就職困難者等の円滑な就職等を図ること</p>	<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標IV-3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p>																																																				
<p>施策の予算額・執行額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>149,986,093</td> <td>194,776,328</td> <td>176,397,467</td> <td>185,602,537</td> <td>200,185,119</td> <td>188,263,765</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>409,443,836</td> <td>230,000,000</td> <td>161,167,182</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>4,739</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>559,434,668</td> <td>424,776,328</td> <td>337,564,649</td> <td>185,602,537</td> <td>200,185,119</td> <td>188,263,765</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>541,436,919</td> <td>386,405,923</td> <td>239,663,303</td> <td>135,835,940</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>96.8%</td> <td>91.0%</td> <td>71.0%</td> <td>73.2%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	149,986,093	194,776,328	176,397,467	185,602,537	200,185,119	188,263,765	補正予算(b)	409,443,836	230,000,000	161,167,182	0			繰越し等(c)	4,739	0	0				合計(d=a+b+c)	559,434,668	424,776,328	337,564,649	185,602,537	200,185,119	188,263,765	執行額(千円、e)	541,436,919	386,405,923	239,663,303	135,835,940			執行率(%、e/d)	96.8%	91.0%	71.0%	73.2%			<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)のう ち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>①障害者基本計画 ②日本再興戦略 ③「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について ④「日本再生の基本戦略」について ⑤社会保障・税一体改革大綱</p>	<p>年月日</p> <p>①平成25年9月27日 (閣議決定) ②平成25年6月14日 (閣議決定) ③平成22年10月8日 (閣議決定) ④平成23年12月24日 (閣議決定) ⑤平成24年2月17日 (閣議決定)</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p> <p>①Ⅲ4. 雇用・就業、経済的自立の支援 ②一. 日本産業再興プラン ⑤若者・高齢者等の活躍推進 ③1. 雇用・人材育成 (1)新卒者・若年者支援の強化 ④4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ⑤5. 就労促進、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現</p>
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																	
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	149,986,093	194,776,328	176,397,467	185,602,537	200,185,119	188,263,765																																																
	補正予算(b)	409,443,836	230,000,000	161,167,182	0																																																		
	繰越し等(c)	4,739	0	0																																																			
	合計(d=a+b+c)	559,434,668	424,776,328	337,564,649	185,602,537	200,185,119	188,263,765																																																
執行額(千円、e)	541,436,919	386,405,923	239,663,303	135,835,940																																																			
執行率(%、e/d)	96.8%	91.0%	71.0%	73.2%																																																			
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、安定した雇用確保の促進、再就職の促進、就業機会の確保等の措置を講じ、高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることとしています。 また、人生100年時代を見据え、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、労働力の効果的配置の観点からも、就労等を通じて地域社会で「居場所」と「出番」を得られることにより、働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会の実現に向けて検討を進めています。 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的として、 ・障害者雇用率制度(※事業主に一定割合の障害者の雇用を義務づける制度)の運用 ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等の実施 ・雇用・福祉・教育・医療等との連携等による地域における障害者の就労支援力の強化等を実施しています。 若年者については安定した職業に就くことができるよう、新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、フリーター等に対する個々の状況に応じた就職支援を実施しています。 また、「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、高齢者については「60歳～64歳までの就業率65%」としており、障害者については「実雇用率2.0%」とすること、「若者フリーター124万人」など、雇用の促進に取り組むこととしています。</p>			<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	○																																												
24	25	26	27	28																																																			
○																																																							
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p> <p>基準年度</p> <p>目標年度</p>	<p>目標値</p> <p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> <p>24年度 25年度 26年度 27年度 28年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																																																			
<p>1 高齢者総合相談窓口での就労支援チームによる就労支援を受けた者の就職率</p>	<p>64.0%</p> <p>平成26年度</p>	<p>64.0%以上</p> <p>平成27年度</p>	<p>35.0%以上</p> <p>51.0%以上</p> <p>64.0%以上</p> <p>-</p>	<p>平成26年度から、それまでの担当者制支援からチーム支援へと支援のあり方を見直しているところであるが、平成27年度目標については昨年度実績を上回る就職率を目指すこととする。</p>																																																			
<p>2 訪問個別指導(シルバー人材センター連合本部)</p>	<p>16件</p> <p>平成24年度</p>	<p>16件以上</p> <p>平成27年度</p>	<p>16件以上</p> <p>16件以上</p> <p>16件以上</p> <p>16件以上</p> <p>-</p>	<p>指導件数については、「高齢者雇用安定法第46条の規定による厚生労働大臣の指定を受けた法人に委託すること等により、シルバー人材センター事業の円滑かつ適正な実施を確保するため、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導等を行うこと。」としており、現在指定されている法人「(公社)全国シルバー人材センター事業協会」により、47都道府県に一つずつある連合に対し、3年間で1巡するよう目標値を設定する。</p>																																																			
<p>3 公共職業安定所における就職件数(障害者)</p>	<p>84,602件</p> <p>平成26年度</p>	<p>84,602件以上</p> <p>平成27年度</p>	<p>前年度実績(59,367件)以上</p> <p>前年度実績(68,321件)以上</p> <p>前年度実績(77,883件)以上</p> <p>前年度実績(84,602件)以上</p> <p>-</p>	<p>一昨年、昨年と同指標を測定指標としていることから、経年比較等の観点から、ハローワークの就職件数を測定指標として設定した。また、平成27年度の具体的な目標値については、平成26年度の件数を少なくとも超えることを目標として設定した。</p>																																																			

4	障害者の雇用率達成企業割合	44.7%	平成26年度	44.7%以上	平成27年度	43.0%以上 (平成24年6月1日現在)	前年度実績と比較して1.5%pt以上上昇 (平成25年6月1日現在)	前年度実績と比較して1.5%pt以上上昇 (平成26年6月1日現在)	前年度実績と比較して1.5%pt以上上昇 (平成27年6月1日現在)	—	少なくとも一昨年、昨年と同指標を測定指標としていることから、経年比較等の観点から、雇用率制度の達成企業割合を測定指標として設定した。雇用率達成企業割合については、例年1.2%pt程度で伸びている。少なくとも例年の伸びと同程度以上の伸びは堅持することとして、平成27年6月1日において「前年度実績と比較して1.5%pt以上上昇すること」を目標とした。
5	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合 ※ 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練	—	—	65%以上	平成27年度	60.0%以上	60.0%以上	前年度実績(69.3%)以上	65%以上	—	一昨年、昨年と同指標を測定指標としていることから、経年比較等の観点から、測定指標を設定した。また、平成27年度の具体的な目標値については、直近3年間の実績を踏まえた数値として設定した。
6	ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数	—	—	32万人以上	平成27年度	24万人以上	29万9千人以上	30万2千人以上	32万人以上	3,423,484千円	フリーター数は179万人(平成26年)となっており、いったんフリーターとなってしまうと、正規雇用での就職が困難となり、フリーターから離脱できない者も依然として多数存在することから、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、フリーター等の正規雇用化を進める必要がある。そのため、ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数を指標として選定し、27年度の目標設定については、26年度実績等を勘案し、算出した。
7	①新卒応援ハローワークの就職者数 ②学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職者数	—	—	①10万人以上 ②18万6千人以上	平成27年度	①8万1千人以上 ②12万4千人以上 (大半が3万人以上、高卒等が24千人以上を目安に取り組む)	①8万8千人以上 ②17万6千人以上	①9万8千人以上 ②18万3千人以上	①10万人以上 ②18万6千人以上	8,142,804千円	新卒者等の就職環境は改善傾向にあるものの、ジョブサポーターによるきめ細かな就職支援・求人開拓により、一人でも多くの新卒者等が再就職出来るよう取組を促進する必要があるため、指標として選定した。27年度の目標設定については、26年度実績等を勘案し、算出した。
8	特定就職困難者雇用開発助成金の支給対象者の事業主都合離職者割合	—	—	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	平成27年度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	—	【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である特定就職困難者雇用開発助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本助成金の支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とする。
測定指標(定性的)		目標		目標年度		施策の進捗状況(目標)				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						施策の進捗状況(実績)					
(参考)測定指標						24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
9 労働力調査における60～64歳の就業率						57.7%	58.9%	60.7%			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 高齢者就業機会確保等事業費 (昭和55年度)	90.5億円 (89.6億円)	93.8億円 (91.6億円)	116.9億円	2	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「高齢法」という。)第44条に基づき、都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合の運営に必要な経費について地方公共団体の補助金額を上限として補助する。さらに、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、適正な運営の確保等を目的として高齢法第46条に基づき厚生労働大臣の指定を受けた法人(全国シルバー人材センター事業協会)に対する補助(補助率1/2相当)を行う。また、シルバー人材センター事業の適正な運営を図るため、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導、相談援助等を実施することにより、高齢者の就業機会の確保などに資するものである。	526
(2) 障害者試行雇用奨励金 (平成11年度)	4.4億円 (1.5億円)	19.8億円 (3.1億円)	20.4億円	3、4	事業主が公共職業安定所等の紹介により、実際の職場に障害者を1週間の就業時間20時間以上で試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障害者雇用に対する理解を促進し障害者の常用雇用への移行を促進する。また、精神障害者等の中には、日によって仕事の出来や体調に波があるため常用雇いで働けるようになるには一定程度の期間を要すること、直ちに20時間以上の就業時間で勤務するのは難しいこと等の障害特性があることから、公共職業安定所等の紹介により、短時間の試行雇用から開始し、精神障害者等の常用雇用への移行を推進する。	527
(3) 働く障害者からのメッセージ発信事業 (平成20年度)	0.2億円 (0.1億円)	0.2億円 (0.1億円)	0.1億円	3	障害者本人、家族等を対象とした講習会や職業的自立に向けた講習会、経験交流会の開催、メッセージ集の作成・配布、ピアカウンセラーによる相談等を行うことにより、障害者又はその家族、支援関係者の「働く」ことへの理解を深め、障害者の職業的自立を促進する。	529
(4) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費 (平成19年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.5億円	0.6億円	-	本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業の経費に対して交付するものであり、適正な受入れを通じた外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 (1) 候補者に対する就労ガイダンスの実施、 (2) 受入れ施設に対する就労開始前説明会の実施、 (3) 巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導、 (4) 外国人看護師等からの相談・苦情等への対応、 (5) 受入れの枠組みに係る国内説明会の実施等周知広報、 (6) 受入れ施設から提出された定期報告等を集計し厚生労働省に提出、 (7) 受入れ施設及び候補者情報の管理及び必要に応じて厚生労働省への提供、 (8) 相手国の送り出し調整機関との協議、 (9) その他の必要な事業 本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する	530
(5) 難民就職促進費 (昭和55年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	0.3億円	-	「条約難民」及び平成22年度から5年間のパイロットケースとして受け入れている「第三国定住難民」の就労自立による定着を図るとともに、既に受け入れている「インドシナ難民」の就労の安定を図るため、定住支援施設等に職業相談員を配置して、職業相談・職業紹介を行うとともに、職場適応訓練等による支援を実施している。 本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する	531
(6) 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金等) (昭和56年)	581.5億円 (580.7億円)	623.4億円 (629.1億円)	783.9億円	8	高齢者や障害者などの就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定就職困難者雇用開発助成金により高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇い入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	532
(7) 特定求職者雇用開発助成金 (高齢者雇用開発特別奨励金) (平成20年度)	21.8億円 (34.8億円)	30.4億円 (45.3億円)	60.9億円	-	雇い入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主(1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。)に対して助成を行う。 高齢者雇用開発特別奨励金により65歳以上の離職者の雇い入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	533
(8) 障害者初回雇用(ファースト・ステップ)奨励金 (平成20年度)	2.4億円 (2.7億円)	2.4億円 (3.4億円)	2.5億円	3、4	ハローワーク等の紹介により、障害者雇用の経験のない中小企業が初めて障害者を雇用し、法定雇用率を達成する場合に、奨励金を120万円支給する。 中小企業では、障害者雇用が低水準にある状況であることなどから、障害者の雇用経験のない中小企業で、初めて身体障害者、知的障害又は精神障害者を雇った場合に奨励金を支給することにより、中小企業の障害者雇用の促進を見込んでいる。	535
(9) 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施 (平成14年度)	45.4億円 (41.8億円)	55.5億円 (51億円)	57.2億円	3、4	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施する。 【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) ○ 求職活動支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等	539
(10) 職業評価部門施設経費 (昭和54年度)	0.3億円 (0.1億円)	3.6億円 (0.1億円)	0.1億円	-	国立職業リハビリテーションセンターの土地使用料及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターの土地借料 国が設置し運営は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う広域障害者職業センターの土地の借受けを行うもの	540

(11)	シニアワークプログラム事業費 (平成10年度)	34.3億円 (30.5億円)	36.7億円 (31.8億円)	15.7億円	—	地域における高齢者の雇用就業の実態を踏まえ、55歳以上の高齢者の技能の向上により、労働力需要に応じていくことが必要であるため、公共職業安定所、事業主団体等の協力のもと、技能講習、面接会、就職支援等を一体的に実施するシニアワークプログラム地域事業(以下「地域事業」という。)を都道府県労働局において民間団体に委託して実施する。また、地域事業受託団体において、適切かつ効率的な事業運営が図られるよう、地域事業の実績分析や実態調査による実態把握、好事例の収集・普及等を実施するシニアワークプログラム実態調査事業を厚生労働本省において民間団体に委託して実施する。 高齢者の再就職を促進することにより、高齢者の安定した雇用の確保に寄与する。	542
(12)	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構運営費交付金 (平成15年度)	122.5億円 (122.5億円)	127.5億円 (127.5億円)	127.2億円	—	・高齢者の雇用の安定等に資する事業主等に対する給付金の支給 ・高齢者の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主等に対する相談援助 ・障害者職業センターの設置及び運営	543
(13)	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構施設整備補助金 (平成16年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.3億円 (0.3億円)	0.2億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費である(補助率10/10)	544
(14)	職業転換給付金制度 (昭和41年度)	5.3億円 (4.2億円)	5.0億円 (4.1億円)	5.7億円	—	上記目的のため、各種の給付金を支給する。 (1)求職者に支給されるもの ①就職促進手当(求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図る給付金)、②訓練手当(求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金)、③広域求職活動費(広範囲の地域に渡る求職活動に要する費用に充てるための給付金)、④移転費(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)、⑤就業支度金(公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は事業を開始することに要する費用に充てるための給付金) (2)事業主に支給されるもの ①職場適応訓練費(雇用保険受給資格者以外の求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金)②職場適応訓練委託費(雇用保険受給資格者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための委託費)、③特定求職者雇用開発助成金(就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金) 注:(1)②及び(2)①は、都道府県実施事業 就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的とする。	546
(15)	中国残留邦人等永住帰国者に対する 就労支援事業 (昭和61年度)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円	0.2億円	—	中国帰国者等に対する支援のノウハウを有する受託者が、「中国帰国者定着促進センター」及び「中国帰国者支援・交流センター」に職業相談員を配置し、センターを利用する中国帰国者等に対して、生活支援・相談、日本語指導と運動させながら職業相談等の就労支援を行うもの。なお、職業紹介は、センター近隣の公共職業安定所との連携によって行う。 本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	547
(16)	刑務所出所者等就労支援事業 (平成18年度)	2.6億円 (2.4億円)	2.6億円	5.2億円	—	刑務所出所者等に対して、出所前において刑務所・少年院等と公共職業安定所の連携によって出張職業相談等を行うとともに、出所後にあつては保護観察所等と安定所の連携によって就労支援チームを設置し、きめ細やかな就労支援を行うものである。具体的には、ハローワークによる担当者制の職業相談、民間団体等への委託による職場体験講習、試用雇用などの就労支援メニューを実施している。 本事業を実施することによりは高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	548
(17)	アイヌ地区住民就職促進費 (昭和50年度)	0.1億円 (0.03億円)	0.1億円	0.1億円	—	「アイヌ地区住民」に対してきめ細やかな職業指導・職業紹介を実施するとともに、資金の貸付を受けなければ常用雇用や安定的な雇用の継続が困難となる者に対して、就職時の当座の生活資金として「就職促進資金」を貸し付ける。 本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	549
(18)	公正採用選考等推進費 (平成10年度)	2.4億円 (1.3億円)	2.4億円 (1.4億円)	2.1億円	—	事業主に対して、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図るよう事業所内に選任される公正採用選考人権啓発推進員に対する研修や事業所等に対する集中セミナーの開催等により、啓発指導等を行う。 本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	550
(19)	日雇労働者等技能講習事業 (平成13年度)	4.1億円 (4.1億円)	4.0億円	3.4億円	—	日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。 本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	551
(20)	新卒者等に対する就職支援 (昭和51年度)	102.7億円 (96.0億円)	98.7億円 (92.7億円)	92.5億円	7	新卒応援ハローワーク等にジョブサポーターを配置し、学校訪問等により大学・高校等新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細やかな就職支援を実施する。さらに、就職支援のためのセミナーや企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるため就職面接会等を開催するとともに、就職後の定着支援を実施する等により施策目標達成に寄与する。	552
(21)	若年者地域連携事業 (平成16年度)	14.4億円 (13.6億円)	14.7億円 (14.0億円)	14.5億円	—	都道府県が主体的な取組として、若年者に対するカウンセリング、情報提供等の一連の就職関係サービスをワンストップで提供するサービスセンター(通称:ジョブカフェ)において、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設し職業紹介を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業を民間団体に委託して実施する。地域における主体的な取組による就職支援を展開することにより、地域の若年者の雇用の安定・促進を図る。	553
(22)	雇用・適正就労対策推進費 (平成5年度)	0.6億円 (0.5億円)	0.5億円	0.4億円	—	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ①外国人労働者の就労地域における状況、影響等を把握するための調査を実施する。 ②外国人労働者の再就業の促進及び雇用管理の改善を図るために外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業主指導等を行う。	554

外国人雇用サービスセンター等運営費 (平成14年度)	18.9億円 (16.0億円)	18.5億円	17.9億円	-	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ①我が国での就労を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人に対し、専門的な職業相談・紹介を行うとともに、これら外国人を雇用する事業主等に対し雇用管理改善指導・援助等を行う機関として、東京、名古屋、大阪に外国人雇用サービスセンターを設置し、求人者、求職者双方に対するサービスを実施。 ②外国人求職者の多い公共職業安定所に外国人雇用サービスコーナーを設置し、英語、中国語、ポルトガル語等の通訳及び職業相談員を配置し、職業相談や求人開拓などを実施。 ③日系人の就労の適正を図るため、南米最大の日系人居住地であるブラジル・サンパウロの現地法人を通じた来日前の日系人に対する情報提供等の実施。 ④民間企業に委託し、日本で定着して仕事を継続することを希望する者を対象とした外国人就労・定着支援研修を実施。	555
障害者雇用促進関係経費 (平成19年度)	5.6億円 (5.5億円)	10.3億円 (9.7億円)	14.1億円	3、4	事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細かな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、ハローワークの障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図る。	557
障害者等の職業相談経費 (平成18年度)	29.8億円 (25.4億円)	28.9億円 (24.7億円)	24.4億円	3、4	ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター(障害者支援分)等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を行う。また、精神障害者については、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を精神障害者雇用トータルサポーターとして配置を行うことなどにより、障害者の就職促進、職場定着を図る。	558
障害者雇用状況等の調査 (昭和52年度)	0.6億円 (0.3億円)	0.6億円 (0.3億円)	0.3億円	4	障害者雇用状況報告に必要な様式等を印刷し、事業主あてに送付する。事業主から提出された報告内容を集計する。 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与する。	559
発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化 (平成18年度(一部19年度))	3.4億円 (3.0億円)	3.8億円 (3.3億円)	3.9億円	3	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムについては、ハローワークに就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)を配置し、発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者について、希望や特性に応じて専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、個別の相談・支援を実施する。発達障害者就職支援者育成事業については、発達障害者に対して就労支援などを行う者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を行い、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発事業を実施する。ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、支援機関や事業主等への啓発周知事業を実施することで、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。	560
ホームレス等に対する就労支援事業 (平成12年度)	6.1億円 (6.0億円)	5.8億円	4.5億円	-	ホームレスや住居喪失不安定就労者の就労・職場定着を図るため、ホームレス自立支援センター等へ出張して職業相談・職業紹介を行い、事業主等に対する職場定着指導を行うとともに、求人者支援員を配置して求人開拓・求人情報等の収集、社会的偏見をなくすための事業主に対する啓発活動等を行う。また、ホームレスの就労を円滑に推進するため、地方自治体やNPO等のノウハウを活用した都市雑業等の就業支援を行う。 本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	563
精神障害者に対する雇用管理の好事例普及 (平成23年度)	0.07億円 (0.03億円)	0.07億円 (0.03億円)	0.07億円	5	全国10ブロックにおいて精神障害者を雇用している企業の担当者等を招いたセミナーを開催し、精神障害者に対する雇用管理ノウハウの普及を図る。 事業主等を対象としたセミナーの開催などを通じ、精神障害者に対する雇用管理ノウハウの理解を深め、普及させることで、精神障害者の雇用促進を図る。	565
特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金) (平成23年度)	411.3億円 (101.6億円)	203.3億円 (19.3億円)	19.3億円	-	東日本大震災に係る被災離職者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者(1年以上雇用されることが見込まれる者に限る。)として雇い入れる事業主に対して助成を行う。また、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乘せを行う。 被災者雇用開発助成金を支給することにより、被災離職者等の円滑な就職等が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	566
雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施(復興関連事業) (平成14年度)	1.0億円 (0.6億円)	1.0億円 (0.7億円)	1.0億円	3、4	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施する。 【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) ○ 求職活動支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等	567
「多元的で安心できる働き方」の普及・拡大事業(旧:「多元的で安心できる働き方」の導入・促進事業) (平成24年度)	0.6億円 (0.3億円)	0.6億円	0.6億円	-	① 全国の主要地域で企業、有識者、マスコミ等を交えたシンポジウムを開催し、職務、勤務地、勤務時間を限定した多様な正社員に対する社会的気運の醸成を図る。 ② 非正規雇用労働者のキャリアアップに向けた取り組みについて、ヒアリング調査を実施し、好事例集として取りまとめる。 ③ 「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」に非正規雇用労働者のキャリアアップの取組事例や「多様な正社員」に関する情報を掲載する。 ④ 「多様な正社員」の普及・促進を図るため、雇用管理上の留意点や成功事例等を活用し、企業向けセミナーを実施する。	569
フリーター等支援事業 (平成23年度までは「フリーター等正規雇用化支援事業」) (平成17年度)	19.1億円 (17.0億円)	37.1億円 (30.3億円)	36.1億円	6	就職支援ナビゲーターを各都道府県の若者の多いハローワーク等に配置するとともに、より若者の集約を図るために「わかものハローワーク」を全国28カ所に設置している。「わかものハローワーク」では、スキルのない若年者に向き合い型による個別支援等を実施するとともに、就職後の職場定着支援を実施することにより施策目標達成に寄与する。	570

34)	トライアル雇用奨励金事業 (平成25年度)	70.7億円 (33.8億円)	118.9億円	89.6億円	—	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月)試用雇用した事業主に対して、トライアル雇用奨励金を支給する。	571
35)	生涯現役社会実現事業 (平成25年度)	9.3億円 (5.9億円)	8.5億 (6.6億円)	7.8億円	—	希望者全員が65歳まで働ける制度の導入義務化等を内容とする改正高齢者雇用安定法が平成25年度に施行されたこと等を踏まえ、今後においては、年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に寄与するため、地域において中核的な役割を果たす業界団体における取組みを通じて、地域ぐるみの機運醸成を図るとともに、高齢者が生涯現役で働くことができるよう職業生活設計に係るセミナー等を行う。	572
36)	高齢者就労総合支援事業 (平成25年度)	8.7億円 (7.3億円)	9.5億 (8.2億円)	7.5億円	1	高齢者の再就職を促進することにより、高齢者の安定した雇用の確保に寄与するため、全国の主要なハローワークに高齢者総合相談窓口を開設し、高齢者求職者等に対して職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就労支援を総合的に行う。	573
37)	高齢者雇用安定助成金 (平成25年度)	90.7億円 (20.0億円)	93.8億円 (7.0億円)	27.5億円	—	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等に対する給付金(高齢者雇用安定助成金)の原資として、機構に対して補助を行う。 [高齢者雇用安定助成金の事業概要] 高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する事業主に対して助成を行う。 高齢者の雇用の安定を図るため、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働ける生涯現役社会を実現していくことを目的とする。	574
38)	高齢者活躍人材育成事業 (平成27年度)	—	—	14.1億円	—	シルバー人材センター連合による、育児支援分野・人手不足分野等への取組を拡大するため、団塊の世代を含む地域高齢者に対し当該分野で就業するために必要な知識及び技能を付与し、シルバー人材センターを活用した育児支援等の取組に従事する高齢者人材を育成するための技能講習を実施する事業を、都道府県労働局において民間団体に委託して実施する。	新27-025
39)	医療機関と連携した精神障害者の 就労支援モデル事業の実施 (平成25年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.8億円 (0.8億円)	0.1億円	5	就労意欲のある精神障害者の就労・復職支援に自ら取り組む医療機関又は医療機関に対して就労支援のノウハウを提供する社会福祉法人等に委託し、医療機関における就労支援の取組・連携を促進するモデル事業を実施する。 近年、精神疾患患者の地域移行が進む中で、就労意欲のある精神障害者が増加しているが、雇用への移行を促進するためには、治療・社会復帰支援段階から就職を意欲した支援を行うことが重要であることから、より効果的に医療機関と連携し、精神障害者の雇用促進を図っていく方策を検証するために、医療機関における就労支援の取組・連携を促進するモデル事業を実施する。	575
40)	難病相談・支援センターと連携した 就労支援の強化 (平成25年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.3億円 (0.3億円)	1.3億円	3	ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を実施し、難治性疾患患者の雇用促進を図ることにより、施策目標の達成に寄与する。	576
41)	福祉、教育、医療からの雇用への 移行推進事業 (平成25年度)	2.4億円 (1.5億円)	3.5億円 (0.4億円)	2.4億円	3、4	各労働局に職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を専門的に取り扱う就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)等を配置し、関係機関等と連携しながら職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。 障害者の一般企業への雇用が進む中で、一般企業で勤務したことの無い障害者やその保護者等、障害者を雇用する側の企業、特に中小企業においては、障害者雇用・就労に関し不安を抱えていることから、労働局やハローワークが中心となって職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を行い、それぞれの不安を解消することによって障害者雇用の一層促進を目指す。	577
42)	改正法の施行のための指針作成等 (平成25年度)	0.2億円 (0.02億円)	0.1億円 (0.005億円)	0.2億円	—	雇用分野における障害を理由とする差別の禁止や職場における合理的配慮の提供に関する事項については、事業主が適切に対処するための指針を定め、それらの適切かつ有効な実施を図ることとしている。このため、指針作成のための有識者による研究会を開催し、指針の内容について検討を行った上で、労働政策審議会障害者雇用分科会において議論を行い、指針を策定する。これに加え、平成28年4月の施行に向けて、事業主や関係団体への周知・啓発を図るため、合理的配慮指針事例集やパンフレット等の作成・配布、事業主関係説明会等の開催を行う。 改正法の円滑な施行により、施策目標の達成に寄与する。	578
43)	障害者雇用安定奨励金 (平成25年度)	0.8億円 (0.1億円)	2.9億円 (1.7億円)	7.5億円	3	障害者を雇い入れ、その障害者を支援する職場支援員を配置する事業主や、特に職場適応に困難を抱える障害者に対し計画に基づく支援を行う事業主等に対して奨励金を支給することにより、障害者の雇用の職場定着・職場適応を図る。	579
44)	発達障害者・難治性疾患患者雇用 開発助成金 (平成25年度)	1.1億円 (0.2億円)	3.6億円 (2.6億円)	4.0億円	3	発達障害者及び難治性疾患患者を新たに雇用する事業主に対して助成を行うことにより、発達障害者及び難治性疾患患者の雇用の促進及び職業の安定を図る。	580
45)	非正規雇用の労働者のキャリア アップ事業の実施 (平成25年度)	89.4億円 (21.8億円)	158.7億円	221.3億円	—	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換や人材育成、処遇改善などを実施した事業主事業主に対してキャリアアップ助成金を支給するとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所に事業主支援アドバイザーを配置し、助成金の活用を検討する事業主に対して実態やニーズに応じた助言・支援等を行う。	581

生活保護受給者等就労自立促進事業 (平成25年度)	71.6億円 (57.9億円)	72.2億円	63.8億円	—	生活保護受給者等を含め広く生活困窮者の就労による自立を促進するため、福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を推進する。 本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	582
中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 (平成25年度)	0億円 (—)	2.5億円 (0億円)	1.1億円	3、4	中小企業である事業主が、障害者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき、障害者を10人以上雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備を行う場合、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成金を支給する。	584
中小企業等に対する障害者雇用相談支援、啓発事業 (平成26年度)	—	0.3億円 (0.2億円)	0.2億円	3、4	中小企業等を主な対象として、精神障害者等の雇用についての専門相談窓口を設置し、経営の専門家による障害者の雇用管理をはじめとした企業が抱える障害者雇用に関する課題等に対するコンサルティングを実施するとともに、精神障害者の雇用に係る優良事例の収集・普及、優良企業の認証制度を創設するなどの取組みにより、中小企業等の障害者雇用に係るノウハウの普及を図るとともに精神障害者を中心とした障害者雇用に係る理解を促進する。	585
精神障害者・発達障害者の雇用ノウハウの蓄積・普及を図るためのモデル事業 (平成26年度)	—	1.0億円 (0.4億円)	1.0億円	5	精神障害者等を雇用する前段階において必要とされる精神障害者等の障害特性に応じた職域開拓や精神障害者等の従業員に対する支援体制の整備等について、地域、規模、産業等を考慮の上、精神障害者等の雇用促進に取り組む意欲のある企業に委託する。	586
障害者職場復帰支援助成金 (平成27年度)	—	—	0.3億円	—	雇用する労働者が、事故や難病等の発症による中途障害等により長期の休職を余儀なくされ、かつ、復帰にあたり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、職場適応の措置を講じた事業主に対して助成を行うことにより、中途障害者等の雇用の継続を図ることを促進する。	新27-026
障害者職業能力開発助成金 (平成27年度)	—	—	6.3億円	—	民間の事業主、社会福祉法人などが、重度視覚障害者、重度知的障害者、精神障害者等に対する長期間の教育訓練を行う場合に、訓練に使用する施設・設備(教室、福祉施設など)の設置等に要する費用や訓対して長期間の教育訓練を行う事業主等を支援する等の運営に要する経費(訓練指導員の手当、訓練の教材費など)を助成する。 重度障害者や精神障害者等の教育訓練が図られることにより、施策目標の達成に寄与する。 (助成額) ○ 施設・設備の設置等に要する経費の4分の3(上限額有り) ○ 訓練事業運営に要する経費の4分の3又は5分の4(上限額有り)	新27-027
教育訓練受講者支援資金融資事業費 (平成27年度)	—	—	39百万円	—	専門実践教育訓練を受講する者のうち、一定の要件を満たす者については給付金が受給できるが、さらに希望者は労働金庫からの貸付を受けることができる。当該者に係る貸付が返済不能となった場合に、信用保証機関が労働金庫に対して行う欠損補填金相当額について国が補助を行うことにより円滑な訓練受講が図られ、施策目標の達成に寄与する。	新27-028
障害者の在宅就業に関する事例の収集・提供 (平成27年度)	—	—	0.1億円	—	新たな在宅での働き方の仕組みを検討するため、支援対象者の状況及び発注元となりうる企業の状況を把握し、それぞれの実態を踏まえた支援の在り方に関する調査を民間団体に委託して実施する。	新27-029

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(IV-4-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標IV-4-1)							担当 部局名	職業安定局雇用保険課	作成責任者名	雇用保険課長 奈尾 基弘 首席職業指導官 浅野 浩美												
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)求職者の早期の再就職を支援すること (目標2)雇用保険の給付を適正に行うこと							政策体系上の 位置づけ	基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標IV-4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況 (千円)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)												
		当初予算(a)	2,029,789,802	1,779,020,408	1,751,380,238	1,756,178,131	1,715,923,994					1,786,285,044	-	-	-								
		補正予算(b)	294,060,224	0	0	0	0					0											
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0					0											
		合計(d=a+b+c)	2,323,849,826	1,779,020,408	1,751,380,238	1,756,178,131	1,715,923,994					1,786,285,044											
		執行額(千円、e)	1,654,323,885	1,577,052,430	1,497,082,230	1,488,677,410																	
執行率(%、e/d)	71.2%	88.6%	85.5%	84.8%																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っています。 求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令:雇用保険法第10条等							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>2 4</td> <td>2 5</td> <td>2 6</td> <td>2 7</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	○			○	
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																			
○			○																				
測定指標 (定量的)	基準値	目標年度	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
1 雇用保険受給者の早期再就職割合(※1)	-	-	33.9%以上	平成27年度	26.5%以上	28.0%以上	30%以上	33.9%以上	-	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成27年1月12日閣議了解)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成26年度の実績見込みを踏まえて設定。 ※1 早期再就職者数(注1)/受給資格決定件数 (注1) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)													
2 不正受給の件数	5573件	26年度	前年度以下	毎年度	前年度(8,286件)以下	前年度(7,127件)以下	前年度(6,274件)以下	前年度(5,573件)以下	前年度以下	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため指標として選定し、不正受給の件数が前年度以下となることを目標値として設定した。													
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
			施策の進捗状況(実績)																				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
3 失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)					17,628	18,006	(集計中)																
4 失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)					17,460	16,642	(集計中)																
5 失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)					59,257	60,621	(集計中)																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 失業等給付費 (昭和49年度)	17,514億 円 (15,015.7 億円)	17,562億円	17,159億円	2,3,4,5	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付を支給する。 失業等給付は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。	587
(2) 雇用保険活用援助事業費 (平成7年)	2.9億円 (2.9億円)	2.6億円	2.5億円	—	各都道府県支部に支部指導員を配置し、中小零細企業事業主を対象とした雇用保険の制度、各種事業の周知、相談・援助等のための説明会を開催する。また支部に雇用保険活用推進員を設置し、説明会への出席の勧奨やその他相談・指導等を行う。 中小零細企業事業主においては、大企業事業主と比較して、雇用保険事業に関する情報が不足しており、理解をえられていない場合が多いため、これらの者に対し、雇用保険事業の活用方法及び申請手続き等について、周知、相談を行っていくことが必要である。また、数次にわたる改正を重ねてきた雇用保険制度の趣旨・内容について、中小零細企業事業主の十分な理解を促すことは、制度の適正かつ円滑な運営、ひいては労働者の保護に資することとなる。	588

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅳ-5-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標Ⅳ-5-1)</p>								<p>担当 部局名</p>	<p>職業安定局訓練受講者支援室 職業能力開発局能力開発課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>訓練受講者支援室長 松原 亜生子 能力開発課長 波積 大樹</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 (目標2)職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 (目標3)施策目標1・2とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。</p>								<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること</p>														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>													
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>81,022,385</p>	<p>142,753,294</p>	<p>62,921,353</p>	<p>48,363,135</p>	<p>26,351,047</p>	<p>22,627,408</p>	<p>第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成23年1月24日</p>	<p>雇用保険を受給できない方への第二のセーフティネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。</p>														
<p>補正予算(b)</p>	<p>15,274,144</p>	<p>0</p>	<p>△4,341,284</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>																	
<p>繰越し等(c)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>																	
<p>合計(d=a+b+c)</p>	<p>96,296,529</p>	<p>142,753,294</p>	<p>58,580,069</p>	<p>48,363,135</p>	<p>26,351,047</p>	<p>22,627,408</p>	<p>22,627,408</p>																	
<p>執行額(千円、e)</p>	<p>24,962,766</p>	<p>50,214,644</p>	<p>41,383,740</p>	<p>29,658,892</p>	<p>29,658,892</p>	<p>29,658,892</p>	<p>29,658,892</p>																	
<p>執行率(%、e/d)</p>	<p>25.9%</p>	<p>35.2%</p>	<p>70.6%</p>	<p>61.3%</p>	<p>61.3%</p>	<p>61.3%</p>	<p>61.3%</p>																	
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関等を活用して、知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援する。 根拠法令：職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、雇用保険法第64条等</p>								<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																				
				○																				
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>目標年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>															
<p>1 求職者支援訓練における、訓練終了3か月後の就職率</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>平成27年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の「早期の就職を支援」する制度であるため就職率を測定指標に設定。 26年度以降は雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を変更したことを考慮して、基礎コース55%以上、実践コース60%以上を目標値として設定した。 ※1 平成26年度以降は、雇用保険が適用される就職率を測定指標としている。(平成25年度までの測定指標は、短期間の就職を含めた就職率である。) ※2 平成25年度実績は、平成25年度中に開講し、平成26年9月末までに修了したコースの訓練終了3か月後の実績。 ※3 平成26年度実績は、平成26年度中に開講し、平成26年11月末までに修了したコースの訓練終了3か月後の実績。</p>															
<p>2 求職者支援訓練修了者における満足度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>平成27年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>85%以上</p>	<p>—</p>	<p>求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握するため測定指標に設定した。 求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、総合的な満足度が85%以上を得ることを目標値として設定した。</p>															
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>														
<p>(参考)測定指標</p>					<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)	581.8億円 (442.4億 円)	537.2億円	315.4億円	1.2	<p>・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況、生計費の地域格差等により不足する場合があることから、円滑な訓練受講に資するために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合については、月額10万円の融資も行う。</p> <p>・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。</p> <p>【施策目標達成への寄与の内容】</p> <p>①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。</p> <p>②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。</p> <p>③上記①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。</p> <p>により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで55%、実践コースで60%という目標の達成に寄与する。</p>	589

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(V-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	多様な職業能力開発の機会を確保すること(施策目標V-1-1)							担当 部局名	職業能力開発局総務課	作成責任者名	総務課長 吉永 和生											
施策の概要	本施策は、労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること													
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	56,556,583	56,633,470	54,386,837	54,598,404	56,911,169	59,151,285		「日本再興戦略」改訂2014	平成26年6月24日閣 議決定	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 2. 雇用制度改革・人材力の強化 2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多 様な働き方の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 iii) 外部労働市場の活性化による失業なき労働移動の実現 ① ジョブ・カードの抜本的見直し(ジョブ・カードから「キャリア・ パスポート(仮称)」へ) ② 能力評価制度の見直し ③ キャリア・コンサルティングの体制整備 ⑤ 産業界のニーズに合った職業訓練のベスト・ミックスの推 進 2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国 人材の活用 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 女性の活躍推進 (企業等における女性の登用を促進するための環境整備) ⑥ 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築 ⑩ キャリア教育の推進、女性研究者・女性技術者等の支援 等 ii) 若者・高齢者等の活躍推進 ① 来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進 ② 人材不足分野における人材確保・育成対策の総合的な 推進										
		補正予算(b)	4,432,868	60,000,000	23,348,313	-	-															
		繰越し等c	▲339,123	340,067	▲77,270	23,641	-															
		合計(d=a+b+c)	60,650,328	116,973,537	77,657,880	54,622,045	56,911,169	59,151,285														
	執行額(千円、e)	51,432,481	113,145,053	72,900,344	49,569,289																	
	執行率(%、e/d)	84.8%	96.7%	93.9%	90.7%																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められている。 また、同法第5条に基づく第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度～27年度)において、ジョブ・カードの普及促進、職業能力評価基準の改善・普及促進、労働者の能力開発やキャリア形成支援のため積極的な取組を行う企業の支援、キャリア・コンサルティングを受けることができる環境の整備等を行っていく必要があるとされている。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																		
○																						
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
					年度ごとの実績値																	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
1	公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率	63.7%	平成22年度	70.0%	平成27年度	65.0%	65.0%	70.0%	70.0%	-	平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年度までに「公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%」とされているところであるが、近年の実績を踏まえ70%に設定。											
2	公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率	77.6%	平成22年度	80.0%	平成32年度	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	-	平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年度までに「公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%」とされているため、同目標を設定。											
3	公共職業訓練(学卒者訓練)の修了者における就職率	93.1%	平成23年度	90.0%	平成27年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	-	目標値が最新値を下回っているが、景気動向等を考慮し、過去数年の実績等を踏まえ、平成26年度と同目標を設定。											

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 能力開発基本調査 (平成18年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.5億円 (0.5億円)	0.5億円	—	民間企業を対象とした「企業調査」、事業所を対象とした「事業所調査」及びその従業員(正社員及び正社員以外)を対象とした「従業員調査」をアンケートにより行い、これまでの結果とも比較し、主要産業における民間事業所の教育訓練の制度及び実施状況を取りまとめる。 正社員以外を含めた労働者の能力開発の実態を明らかにするための広範囲でかつ精度の高い調査を実施し、能力開発全体の今後の施策を検討するための基礎資料とする。	590
(2) ものづくり白書 (平成11年度)	0.02億円 (0.01億円)	0.02億円 (0.01億円)	0.02億円	—	ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づき、毎年、政府がものづくり基盤技術に関して講じた施策に関してとりまとめ、国会に報告する年次報告書の作成。 ものづくり基盤技術に関して講じた施策に関してとりまとめることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図る。	591
(3) 介護労働者雇用改善等援助事業費 (平成4年度)	14億円 (13億円)	14億円	13億円	—	介護労働安定センターに必要な経費を交付し、当該センターにおいて介護労働講習及び研修コーディネート事業のほか、介護労働懇談会の開催を行う。 介護事業者、介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、介護労働者等の職業の安定その他の福祉の増進に資する。	592
(4) 能力開発対策事業費 (昭和36年度)	0.41億円 (0.38億円)	0.40億円	0.48億円	—	職業能力開発局全体の事務費	593
(5) 職業能力開発校施設整備費等補助金 (平成5年度)	25億円 (15億円)	21億円	23億円	2	職業能力開発校の設備整備(建物の整備(建替、改修、修繕等)、機械器具の整備)に係る経費、職業訓練指導員の研修の実施に係る経費について補助を行う。 都道府県立職業能力開発施設の建物・機械の整備等を実施し、公共職業訓練による労働者の職業能力の開発及び向上を促進させる。	594
(6) 離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進 (平成13年度)	318億円 (235億円)	309億円	341億円	1	国から都道府県への委託により、様々な民間教育訓練機関も活用した多様な職業訓練機会を提供する。 都道府県を通じて様々な民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、求職者に対して多様な職業訓練機会を提供し、職業能力の向上を図ることにより、就労を支援する。	595
(7) 認定職業訓練助成事業費 (昭和44年度)	8.3億円 (7.6億円)	9.8億円 (7.1億円)	12.3億円	8	都道府県知事が一定の基準を充たすとして認定した、中小企業事業主団体等が実施する職業訓練の実施に要する経費等について都道府県が行う助成の一部を国が助成する。 都道府県知事が一定の基準を充たすとして認定した、中小企業事業主団体等が実施する職業訓練の実施に要する経費等について都道府県が行う助成の一部を国が助成することで、中小企業事業主等が雇用する労働者等の能力開発のために行う訓練の水準の維持向上を図る。	596
(8) キャリア支援企業創出促進事業 (平成13年度)	6.7億円 (5.6億円)	6.7億円	6.6億円	—	企業に対し、労働者のキャリア形成の支援に関する助言・情報提供、キャリアコンサルティングの実施、各種講習等の実施による支援を行うとともに、企業における人材育成システム全般に関する情報収集、分析を行い、幅広い企業に発信する。 労働者のキャリア形成の支援に関する助言・情報提供等の支援を行うことにより、労働者個人の生涯にわたるキャリア形成に当たり最も重要な場である、企業内において、労働者の職業能力開発を推進する環境の整備を図る。	597
(9) キャリア・コンサルティング普及促進事業 (平成16年度)	1.4億円 (1億円)	1.3億円	1.4億円	9	労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行う基盤としてキャリア・コンサルティングの普及促進を図ることが重要である。このため、ジョブ・カード講習の実施により登録キャリア・コンサルタントの養成に直接寄与するとともに、キャリア・コンサルティングに関する調査・研究、キャリア・コンサルタントを対象とした資質の向上のための機会の提供等によりキャリア・コンサルティングの充実寄与する。	598
(10) 幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備 (平成14年度)	1.8億円 (1.5億円)	2.9億円 (2.3億円)	4.1億円	—	職業能力を客観的に評価する能力評価のいわば「ものさし」となるよう、業界団体との連携のもと職務をこなすために求められる職業能力のレベル別の分析等を行い、職務遂行に必要な職業能力や知識について、レベル毎に記述した職業能力評価基準を策定している。さらに、職業能力評価基準を活用して、人材育成のためのツール(キャリアマップ、職業能力評価シート)を作成し、普及に努めている。また、非正規雇用労働者のキャリアアップが課題となる各業界における検定等の能力評価の仕組みを整備するため、評価ツール(業界検定)の開発・モデル実施などのスタートアップ支援を実施する。 職業能力を客観的に評価できる職業能力評価基準の策定及びその活用促進を通じて、労働市場のマッチング機能を強化するとともに、労働者の処遇改善・キャリア形成等に資する。	599
(11) 技能育成資金貸付に必要な経費 (平成23年度)	1.0億円 (0.2億円)	0.6億円	0.6億円	—	成績が優秀であり、かつ、経済的な理由により公共職業訓練を受講することが困難な訓練生に対し、経済的な負担の軽減を図り職業訓練を受けることを容易にするため旧(独)雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)が訓練を受けるために必要な資金を有利子で貸し付けていたが、機構の廃止に伴い、平成23年度より労働金庫が必要な資金を有利子、無担保で融資を行い、国がその債務保証を行うとともに、機構において貸付けていた債権の回収を行う。 訓練生の経済的な負担の軽減を図り、職業訓練を受けることを容易にすることで、職業能力の開発に資する。	600
(12) キャリア形成促進助成金 (平成13年度)	85億円 (64億円)	217億円 (64億円)	271億円	7	労働者に対する計画的な職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発に取り組む労働者への支援を行った事業主に対して、訓練等に要した経費や、訓練中の賃金の一部等を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する。 事業主等に対して、事前に訓練等の内容、従業員の職務内容と訓練等の関連性を明らかにする年間職業能力開発計画等を作成させ、これら計画に沿った訓練等を実施させることにより、助成対象となった訓練等について、従業員に受講(支援)させた目的を達成させることに努めている。	601
(13) ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業 (平成20年度)	17億円 (17億円)	22億円	25億円	5.6	国から民間団体への委託により「ジョブ・カードセンター」を設置し、当該センターによる雇用型訓練を実施する企業の開拓を行うとともに、実施企業及び雇用型訓練受講者(求職者等)への支援等を行うことにより、就職率の向上を図る。 また、ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価、キャリア・コンサルティング等を実施する企業の開拓支援等を行うことにより、ジョブ・カード取得者数の増加を図る。	602

(14)	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金(職業転換訓練費交付金、離職者等職業訓練費交付金)(昭和60年度)	120億円 (116億円)	116億円	117億円	2.3	都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。 都道府県が設置する職業能力開発校等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。	603
(15)	技能検定等の実施(昭和34年度)	10億円 (9.8億円)	10億円 (10億円)	13億円	8	技能検定試験に係る試験問題の作成等について、中央職業能力開発協会を支援し、技能検定試験の実施等について、都道府県ひいては都道府県職業能力開発協会を支援する。また、国において技能検定職種の見直し及び追加等を行う。 技能検定試験の実施主体である都道府県及び都道府県協会を支援することで、技能検定の受検を促進する。また、技能検定をより社会的ニーズに対応したものとなるよう技能検定職種や試験問題等の見直し等を行うことで、技能検定の受検を促進する。	604
(16)	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発助定運営費交付金(平成23年度)	501億円 (501億円)	533億円 (533億円)	501億円	2.3.4	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。	605
(17)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金(平成23年度)	17億円 (14億円)	30億円	23億円	2	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備の整備又は改修のための経費について補助を行う。 求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する。	606
(18)	情報処理技能者育成施設(コンピュータ・カレッジ)及び地域職業訓練センター等の施設整備等に必要経費(平成23年度)	16億円 (13億円)	16億円	3億円	-	旧独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)が設置し、地方公共団体への委託により運営していた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、機構の業務としては平成22年度末をもって廃止し、施設の譲渡を希望する地方公共団体等に対して譲渡したところであり、その譲渡後の施設については、これまでの機構が行ってきた経緯を踏まえ、激変緩和措置として修繕費(平成26年度まで)及び目標を達成していた施設のコンピュータ・リース料を国が負担する。また、地方公共団体との協議により、地方公共団体等に譲り受けの意向がないと認められた施設については、土地が地方公共団体の所有地であることから、施設の取り壊しを行い、更地にして地方公共団体に返還する。 地方公共団体等の要望を踏まえ、目標を達成している情報処理技能者養成施設のコンピュータ・リース料を国が負担し、譲渡後の施設運営を円滑に行うことで、職業能力の開発に資する。 なお、上記の激変緩和措置のうち修繕費については平成26年度限りとしたことにより、予算額が減少したものである。	607
(19)	雇用・能力開発機構保有資産のスリム化に必要な経費(平成23年度)	0.5億円 (0.05億円)	0.4億円 (0.02億円)	0.2億円	-	雇用・能力開発機構廃止時に国へ承継した不要資産の売却に係る、不動産鑑定業務、不動産売却補助業務、売却等予定地の環境整備等業務、売却等予定地の各種立会い・調整等業務を行う。なお、施策目標の達成を目的とする経費ではないため、当該経費を達成手段とすることは馴染まないこと。	608
(20)	訓練協議会に必要な経費(平成23年度)	0.4億円 (0.04億円)	0.4億円	0.3億円	1.2	訓練実施に係る関係機関、労使等の訓練ユーザー等の参集の下、国においては、公共職業訓練及び求職者支援訓練の全体的実施方針、分野別の実施規模等について協議・とりまとめを行い、各地域においては、当該実施方針等を踏まえ、各地域における人材ニーズを十分に把握した上で、地域内における具体的な実施分野、実施教、訓練内容、実施時期等について協議・調整を行う場を創設する。 産業構造の変化や技術の革新等に伴う人材ニーズの変化に即応し、それぞれの実施分野、実施規模、実施時期の調整等を図りながら、効果的、効率的な運用を行うことで、職業能力の開発に資する。	609
(21)	認定職業訓練助成事業費(復興関連事業)(平成23年度)	0.4億円 (0.2億円)	0.2億円 (0円)	0.2億円	8	東日本大震災により、被災した認定職業訓練施設の復旧に係る施設設備整備費に対する国庫補助率を引き上げ、早期の復旧を図る。 東日本大震災により、被災した認定職業訓練施設の復旧に係る施設設備整備費に対する国庫補助率を引き上げ、早期の復旧を図り、中小企業事業主等が雇用する労働者等の能力開発のために行う訓練の水準の維持向上を図る。	610
(22)	キャリア形成促進助成金(復興関連事業)(平成23年度)	3.6億円 (3.8億円)	2.2億円 (2.2億円)	4.6億円	7	労働者に対する計画的な職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発に取り組む労働者への支援を行った事業主に対して、訓練等に要した経費や、訓練中の賃金の一部等を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する。 事業主等に対して、事前に訓練等の内容、従業員の職務内容と訓練等の関連性を明らかにする年間職業能力開発計画を作成させ、当該計画に沿った訓練等を実施させることにより、助成対象となった訓練等について、従業員に受講(支援)させた目的を達成させることに努めている。	611
(23)	勤労青少年の国際交流を活用したキャリア形成支援事業(平成25年度)	1.4億円 (0.9億円)	1.2億円 (-億円)	0.8億円 (-億円)	-	海外インターンシップやワーキングホリデー等の海外での経験を希望する若者に対し、キャリア・コンサルティングの実施により、職業能力の棚卸し、能力開発の強い動機付けを行うとともに能力開発計画の策定等を支援して、若者の海外滞在期間の効果的な能力開発等を促す。また、帰国後に海外体験の評価を実施して、能力の見え直しを行い、事後研修の実施と併せて若者のキャリア形成を支援する。さらに、事業実施の過程で得られた好事例等の公表を通じて、海外経験等を活用したグローバル人材としての効果的なキャリア形成について普及啓発を行う。 ワーキングホリデー、海外インターンシップ等を行う若者に、その前後の機会等を捉え、目的意識を明確化し、帰国後のグローバル人材としての再就職を促進するためのキャリア形成を支援する。	614
(24)	民間教育訓練機関に対する質保証の取組支援の実施(平成25年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	-	平成23年12月に厚生労働省で作成した「民間教育訓練期間における職業訓練サービスガイドライン」については、これまで講習会等の実施等により周知・普及に努めてきたところであり、平成26年度事業の成果を踏まえ、民間教育訓練機関等へのヒアリング調査等を実施することにより、更に具体的な活用促進策を調査することとする。	617
(25)	建設労働者緊急育成支援事業(平成27年度)	-	-	6億円	-	離職者、新卒者、未就職卒業者等を対象とし、型枠工等不足する建設技能労働者に係る職業訓練から就職支援までをパッケージとして実施することにより、建設技能労働者の人材確保・育成を図り、建設技能労働者不足へ対応する。	新27-0030
(26)	企業内人材育成推進助成金(平成27年度)	-	-	31億円	5.8.9	「日本再興戦略」改訂2014において、新ジョブ・カードやキャリア・コンサルタント活用インセンティブ付与等が盛り込まれたことを踏まえ、従業員のキャリア形成促進のツール導入や、従業員に対する職業能力開発の意識付け等を行った事業主等に対し助成を実施し、企業内における人材育成の取組を促進する。	新27-0031

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(V-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること(施策目標V-2-1)								担当 部局名	職業能力開発局キャリア形成支援室	作成責任者名	キャリア形成支援室長 藤浪 竜哉												
施策の概要	本施策は、ニートの職業的自立を支援するため及び海外途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力するため実施している。								政策体系上の 位置づけ	基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	3,410,538	2,354,644	354,801	394,451	5,490,364	7,148,719		○新成長戦略 ○日本再興戦略	○平成22年6月18日 閣議決定 ○平成25年6月14日 閣議決定	○2020年までの目標として、「地域若者サポートステーション 事業によるニートの進路決定者数10万人」が掲げられてい る。 ○NPO等による就労に向けた相談支援などニートの就労支 援を実施する。												
		補正予算(b)	▲280,320	-	-	-	-	-																
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	-																
	合計(d=a+b+c)		3,130,218	2,354,644	354,801	394,451	5,490,364	7,148,719																
執行額(千円、e)		2,480,014	2,278,003	324,414	278,592	-	-																	
執行率(%, e/d)		79.2%	96.7%	91.4%	70.6%	-	-																	
施策の背景・仕組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「ニート等の若年者については(中略)高校中退者や中退のリスクが見込まれる生徒等へのアウトリーチ(訪問支援)による学校教育から自立支援プログラムへの円滑な誘導体制を強化することや、これによりニートとなることを未然に防止すること、また、継続支援事業を活用し、職業訓練へ移行した者に対して生活指導等を含めたきめ細かいフォローアップを実施すること等を可能とする支援プログラムの充実を図っていく」とされている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28		○			
24	25	26	27	28																				
	○																							
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
1 地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数	4,660	平成21年度	100,000	平成32年度	12,000	20,000	20,000	17,000	-	「新成長戦略」において、2020年までの目標として、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人」が掲げられているため、当該数値に基づき、測定目標を設定している。 ※平成27年度から、目標を進路決定ではなく、雇用保険被保険者資格を取得し得る就職に向けた意欲が認められ、ハローワークにおいても就職を目標にし得ると判断した者に限定(進学希望者等は対象外)														
					14,713	19,702	20,106	-	-															
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
					施策の進捗状況(実績)																			
	-			-	-	-	-	-	-	-	-													
					-	-	-	-	-															
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
2 地域若者サポートステーションの延べ来所者数					505,210人	639,083人	523,101人	-	-															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
若者職業的自立支援推進事業 (平成18年度) *1、*2 平成25年度及び平成26年 度の地域若者サポートステーション 事業は、若者自立支援中央セン ター事業を除き、それぞれ平成24 年度補正予算及び平成25年度補 正予算に組み替え実施(以下【参 照】参照) 平成27年度については地域若者サ ポートステーション事業及びサボス テ卒業生ステップアップ事業を本事 業に統合。 【参考】 *3 平成24年度補正予算 *4 平成25年度補正予算	1.4億円 (1.1億円) *1 60億円 (60億円) *3	0.9億円 ※2 35億円 ※4	38.5億円	1	○地域若者サポートステーションにおいて、①一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、②サボステを経て就職した者等の就労後の定着やステップアップに向けた支援を行うとともに、③職場体験等により就労に向けた支援を実施し、ニート等の若者の就労を支援することにより、新たに進路決定へと導く支援を提供できることになり、施策目標を達成することに効果があると見込んでいる。	620
(2) キャリア教育専門人材養成事業 (平成 22年度)	0.2億円 (0.2億円)	0.1億円	0.1億円	-	キャリア教育の充実を図る観点から、労働行政としてこれまで培ってきたキャリア・コンサルティングの専門性を活かし、実践的なキャリア教育をサポート・推進する専門人材を養成するため、大学のキャリア・センターのキャリア・コンサルタント等、キャリア教育に携っている者(または予定の者)であって、主にキャリア・コンサルタント有資格者を対象とした講習を実施することにより、学校から社会・職業への移行を見据えたキャリア教育の充実に寄与する。	621
(3) 技能実習制度推進事業(再掲) (平成5年度)	3.7億円 (3.6億円)	3.4億円	3.7億円	-	技能実習制度の適正円滑な推進のため、①受け入れ団体・企業に対する巡回指導、技能実習計画の受付・審査、技能実習生に対する母国語電話相談の設置、技能実習の継続支援等の実施、②技能等の評価についての評価試験、③企業の技能実習指導員に対する講習会の開催及び円滑な連絡体制を構築するための地方関係行政機関との連絡協議会等の実施。 実践的な技術、技能等の開発途上国への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする技能実習制度の適正かつ円滑な推進のため、技能実習生受け入れ企業・団体に対する指導・支援、技能実習生からの相談等を行う。	860
(4) 外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度)	-	-	13.6億円	-	技能実習における技能等の適正な修得等の確保を図るため、監理団体及び実習実施機関に対する指導監督(報告徴収、立入検査等)のほか、実習生に対する母国語相談、技能実習継続支援等の各種業務を行う法人を設立するための準備及び設立後の同法人への運営及び業務に係る交付金を交付する。	新27-032

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(V-2-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること(施策目標V-2-2)								担当 部局名	職業能力開発局能力開発課	作成責任者名	能力開発課長 藤枝 茂										
施策の概要	本施策は、働くことを希望する障害者の社会的自立の促進のために実施している。								政策体系上の 位置づけ	基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること												
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	7,646,755	7,212,824	6,583,483	6,995,554	6,715,132	6,684,706		障害者基本計画(平成25年9月27日 閣議決定)	平成25年9月27日	【障害者基本計画】 4. 雇用・就業、経済的自立の支援 障害者職業能力開発校における障害者の特性に応じた職業訓練、技術革新の 進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発 施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練 委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委 託訓練を実施する。										
		補正予算(b)	98,170	▲ 35,097	—	—	—	—														
		繰越し等(c)	—	—	—	—	—	—														
	合計(d=a+b+c)		7,744,925	7,177,727	6,583,483	6,969,356	6,715,132	6,684,706		施政方針演説(安倍総理)	平成26年1月24日	【施政方針演説】 障害や障害のある皆さんの誰もが、生きがいを持って働ける環境を創る。その特 性に応じて、職業訓練を始め、きめ細やかな支援体制を整え、就労のチャンスを拡 大してまいります。										
執行額(千円、e)		7,447,220	7,069,762	6,359,706	6,632,243	—	—															
執行率(%、e/d)		96.2%	98.5%	96.6%	95.2%	—	—	—	—	—	—											
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を行う施設である障害者職業能力開発校の設置・運営や、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施等により、引き続き障害特性等にきめ細かに配慮した訓練を実施しているものである。 また、障害者基本計画(平成25年9月27日閣議決定)においても、「障害者職業能力開発校における障害者の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施することとされている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																		
		○																				
測定指標 (定量的)	基準値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率	60.0%	平成22年度	65.0%	平成29年度	60.0%	61.0%	65.0%	65.0%	65.0%	障害者職業能力開発校は職業能力開発促進法に基づき設置されているが、職業能力開発促進法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、障害者職業能力開発校の受講者の就職率を測定指標として選定した。 また、目標値(水準・目標年度)については、「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)において、障害者職業能力開発校の修了者における就職率を平成29年度に65%とする目標が定められていることを踏まえ設定している。												
2 障害者委託訓練修了者における就職率	43.8%	平成22年度	55.0%	平成29年度	50.0%	47.0%	49.0%	51.0%	53.0%	障害者委託訓練は職業能力開発促進法に基づき実施されているが、職業能力開発促進法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、障害者委託訓練の受講者の就職率を測定指標として選定した。 また、目標値(水準・目標年度)については、「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)において、障害者の委託訓練修了者における就職率を平成29年度に55%とする目標が定められていることを踏まえ設定している。												
測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
	目標年度		施策の進捗状況(実績)																			
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
3 障害者職業能力開発校の修了者における就職者数			1,104	1,053	集計中	—	—															
4 障害者委託訓練修了者における就職者数			2,281	2,058	集計中	—	—															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 職業転換訓練費負担金 (昭和41年度)	1,637百万 円(1,482百 万円)	1,634百万 円(1,150 百万円)	1,409百万 円	1	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県から訓練手当が支給されること、その要する費用のうち1/2を国が負担する。 就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図り、就労を支援する。	624
(2) 障害者職業能力開発校運営委託 費 (昭和22年度)	2,626百万 円 (2,592百 万円)	2,684百万 円(2,668万 円)	2,641百万 円	1	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練科目の整備等を図り障害者の雇用の促進に資する。 職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害特性に応じた職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	626
(3) 障害者の態様に応じた多様な委託 訓練の実施 (平成16年度)	1,347百万 円 (1,061百 万円)	1,796百万 円(1,142百 万円)	1,810百万 円	2	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人、NPO法人等多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。 多様な機関を活用して、知識・技能習得訓練コースや実践能力習得訓練コース等個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	627
(4) 独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構障害者職業能力開 発助定運営費交付金(平成23年 度)	848百万円 (848百万 円)	855百万円 (855百万 円)	855百万円	1	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。 中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもとにした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図り、就労を支援する。	628

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(V-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標> 施策大目標> 施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標 V-3-1)							担当 部局名	職業能力開発局能力評価課	作成責任者名	能力評価課長 宮本 悦子												
施策の概要	本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施しています。							政策体系上の 位置づけ	基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	714,471	623,817	4,074,978	4,122,755	4,125,528	4,097,058															
		補正予算(b)	-	-	-	-	-	-															
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	-															
		合計(d=a+b+c)	714,471	623,817	4,074,978	4,122,755	4,125,528	4,097,058															
執行額(千円、e)	690,599	609,376	3,739,829	3,715,806	-	-	-																
執行率(%、e/d)	96.7%	97.7%	91.8%	90.1%	-	-	-																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づく第9次職業能力開発基本計画(計画期間:平成23年度~27年度)において、 ・「労働者の技能を向上させ、我が国産業の基盤を確かなものとするために、技能者の処遇面を含めた社会的評価の向上を図るとともに、若年者も進んで技能労働者を目指すような環境を整備するなど、技能を振興し、技能を尊重する機運を醸成することが重要である。」 ・「若年者の技能離れが見られる中、技能の振興や技能労働者の地位の向上を図るには、技能検定制度の着実な実施、特に若年者に対する積極的な受検奨励に加え、技能五輪全国大会等各種技能競技大会の実施や技能五輪国際大会への選手派遣支援、技能者に対する各種表彰により、技能の魅力や重要性の啓発を図ることが必要である。」とされている。</p>							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					年度ごとの実績値	24年度	25年度	26年度	27年度		28年度												
1 3級技能検定の受検者数	報告待	平成26年度	前年度実績以上	平成27年度	前年度実績 (295,856人)以上	前年度実績 (253,067人)以上	前年度実績 (239,461人)以上	前年度実績 (226,065人)以上	-	3級技能検定は、主に学生等の若年者を受検対象としており、3級技能検定の受検者数により若年者へ技能の振興が効果的・効率的に行われているか把握できるため指標として選定し、その数を前年度より向上させることを目標値として設定した。													
2 技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合	87%	平成26年度	80%	平成27年度	80%	80%	80%	80%	-	本施策が企業の将来を担う若年者における優れた技能に対する関心を維持・拡大し、技能の素晴らしさ、重要性をより深く浸透させることができているか把握するため、技能五輪全国大会の若年来場者のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合(大会の来場者に対して調査を実施)を指標として選定し、過去の実績等も踏まえ80%を目標値として設定した。													
3 ものづくりマスターの認定者数(累計値)	5,564人	平成26年度	6,200人	平成27年度	-	1,400人	4,500人	6,200人	-	ものづくりマスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若年技能者に対して技能競技大会の競技課題等を用いた実技指導等を行う制度であることから、ものづくりマスターの認定者数により、若年技能者の技能の向上及び育成等を行う基盤ができているか把握できるため、これを指標として選定し、これまでの累計認定者数も踏まえ6,200人を目標値として設定した。													
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
			施策の進捗状況(実績)																				
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成27年行政事業レビュー事業番号													
	25年度	26年度																					
(1) 技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)(平成10年度)	40億円 (37億円)	41億円 (37億円)	41億円	1,2,3	<p>企業や業界団体による主体的な取組を活用し、技能労働者の優れた技能の重要性について企業や国民に広く啓発する技能士活用強化事業の展開を図るとともに、優れた技能者の製作実演や作品に直接触れたり、若年技能者との交流等を通じて、若年者に対し技能の魅力や素晴らしさを訴え、技能に対する関心・興味を喚起する。</p> <p>また、技能の素晴らしさ、重要性について若者をはじめとした国民各層に深く浸透させるための各種技能競技大会や卓越した技能者の表彰をはじめとする各種表彰等に加え、若年技能者人材育成支援等事業を実施し、技能の受け皿となる若年人材の継続的な確保等を実現させる。</p>					629													

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(VI-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p> <p>男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p>		<p>担当 部署名</p> <p>大臣官房統計情報部 雇用均等・児童家庭局総務課、雇用均等政策課、職業家庭両立課、短時間・在宅労働課、家庭福祉課、</p>	<p>作成責任者名</p> <p>人口動態・保健社会統計課 世帯統計室長 中村 年宏 総務課長 古川夏樹、雇用均等政策課長 小林洋子、職業家庭両立課長 藤田浩司、短時間・在宅労働課長 宿里明弘、家庭福祉課長 大隈俊弥</p>																																																																																																														
<p>施策の概要</p> <p>本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること ・育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること ・パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を推進すること</p>		<p>政策体系上の 位置づけ</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p>																																																																																																															
<p>施策の予算額・執行額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>13,643,807</td> <td>12,354,242</td> <td>9,534,514</td> <td>10,347,197</td> <td>12,013,147</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>(P)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>(P)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>13,643,807</td> <td>12,354,242</td> <td>9,534,514</td> <td>10,347,197</td> <td>(P)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>13,243,357</td> <td>10,848,994</td> <td>9,320,151</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>94.3%</td> <td>79.5%</td> <td>75.4%</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	13,643,807	12,354,242	9,534,514	10,347,197	12,013,147	—	補正予算(b)	0	0	0	0	(P)		繰越し等(c)	0	0	0	0	(P)		合計(d=a+b+c)	13,643,807	12,354,242	9,534,514	10,347,197	(P)		執行額(千円、e)	13,243,357	10,848,994	9,320,151	—			執行率(%、e/d)	94.3%	79.5%	75.4%	—			<p>施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>第百八十七回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成27年2月12日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p> <p>(女性が輝く社会) 私は、女性の力を、強く信じます。家庭で、地域社会で、職場で、それぞれの場で活躍している全ての女性が、その行き方に自信と誇りを持ち、輝くことができる社会を創り上げてまいります。 「女性活躍推進法案」を再び提出し、早期の成立を目指します。国、地方、企業などが一体となって、女性が活躍しやすい環境を整える。社会全体の意識改革を進めてまいります。2020年には、あらゆる分野で指導的地位の三割以上が女性となる社会を目指し、女性役員などの情報の開示など、女性の登用に積極的な企業を応援してまいります。</p>																																																										
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																																																																											
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	13,643,807	12,354,242	9,534,514	10,347,197	12,013,147	—																																																																																																										
	補正予算(b)	0	0	0	0	(P)																																																																																																											
	繰越し等(c)	0	0	0	0	(P)																																																																																																											
	合計(d=a+b+c)	13,643,807	12,354,242	9,534,514	10,347,197	(P)																																																																																																											
執行額(千円、e)	13,243,357	10,848,994	9,320,151	—																																																																																																													
執行率(%、e/d)	94.3%	79.5%	75.4%	—																																																																																																													
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)に基づき、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行っている。 ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)により、国は、育児休業制度や、介護休業制度、短時間勤務制度等、制度の普及・定着に向けた指導を行い、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を進めている。 ○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)により、事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画(一般事業主行動計画)の策定、届出、周知及び公表が義務づけられており、国は事業主に対する助言、指導により、法の履行確保を図っている。 ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施することにより、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進している。 ○「第3次男女共同参画計画」(平成22年12月17日閣議決定)において、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、男女の仕事と生活の調和に関する成果目標及び各種施策が掲げられている。 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)及び「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する各種施策及び数値目標が掲げられている。 ○「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」(平成26年6月24日閣議決定)において、女性の活躍推進に係る成果目標及び各種施策が掲げられている。</p>	<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p> <table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	○																																																																																																									
24	25	26	27	28																																																																																																													
○																																																																																																																	
<p>測定指標 (定量的)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準値</th> <th rowspan="2">基準年度</th> <th rowspan="2">目標値</th> <th rowspan="2">目標年度</th> <th colspan="5">年度ごとの目標値</th> <th rowspan="2">測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>90%以上</td> <td>毎年度</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> <td rowspan="2">男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保が可能となることから、指標として選定した。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>96.3%</td> <td>99.5%</td> <td>96.4%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>13%</td> <td>平成32年度</td> <td>2.63%以上</td> <td>過去最高数値(2.63%)以上</td> <td>前年度(2.03%)以上</td> <td>前年度(2.30%)以上</td> <td>前年度以上</td> <td rowspan="2">男性の育児休業取得率は、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰に寄与することから、仕事と家庭の両立支援にかかる指標として選定した。 「『日本再興戦略』改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)」、「『少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」に基づき目標値を設定している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.89%</td> <td>2.03%</td> <td>2.30%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>3,000社</td> <td>平成32年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,000社</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="2">企業における次世代育成支援に関する取組が推進されることが、仕事と家庭の両立支援に寄与することから、指標として選定した。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン(平成26年12月27日閣議決定)」、「少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)」に基づき目標値を設定している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,471社</td> <td>1,818社</td> <td>2,138社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>90%以上</td> <td>毎年度</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> <td rowspan="2">パートタイム労働法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善が進展することから、助言・指導の是正割合を指標として選定した。目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて年度内の是正割合を設定した。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>98.5%</td> <td>98.6%</td> <td>98.7%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.6%</td> <td>平成17年</td> <td>29%以上</td> <td>平成32年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="2">「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」及び「第三次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)」に基づき目標値を設定している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14.0%</td> <td>20.1%</td> <td>14.8%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	—	—	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保が可能となることから、指標として選定した。					96.3%	99.5%	96.4%			—	—	13%	平成32年度	2.63%以上	過去最高数値(2.63%)以上	前年度(2.03%)以上	前年度(2.30%)以上	前年度以上	男性の育児休業取得率は、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰に寄与することから、仕事と家庭の両立支援にかかる指標として選定した。 「『日本再興戦略』改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)」、「『少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」に基づき目標値を設定している。					1.89%	2.03%	2.30%			—	—	3,000社	平成32年度	—	—	2,000社	—	—	企業における次世代育成支援に関する取組が推進されることが、仕事と家庭の両立支援に寄与することから、指標として選定した。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン(平成26年12月27日閣議決定)」、「少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)」に基づき目標値を設定している。					1,471社	1,818社	2,138社			—	—	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	パートタイム労働法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善が進展することから、助言・指導の是正割合を指標として選定した。目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて年度内の是正割合を設定した。					98.5%	98.6%	98.7%			8.6%	平成17年	29%以上	平成32年度	—	—	—	—	—	「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」及び「第三次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)」に基づき目標値を設定している。					14.0%	20.1%	14.8%				
基準値	基準年度					目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																																																																				
		24年度	25年度	26年度	27年度			28年度																																																																																																									
—	—	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保が可能となることから、指標として選定した。																																																																																																								
				96.3%	99.5%	96.4%																																																																																																											
—	—	13%	平成32年度	2.63%以上	過去最高数値(2.63%)以上	前年度(2.03%)以上	前年度(2.30%)以上	前年度以上	男性の育児休業取得率は、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰に寄与することから、仕事と家庭の両立支援にかかる指標として選定した。 「『日本再興戦略』改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)」、「『少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」に基づき目標値を設定している。																																																																																																								
				1.89%	2.03%	2.30%																																																																																																											
—	—	3,000社	平成32年度	—	—	2,000社	—	—	企業における次世代育成支援に関する取組が推進されることが、仕事と家庭の両立支援に寄与することから、指標として選定した。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン(平成26年12月27日閣議決定)」、「少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)」に基づき目標値を設定している。																																																																																																								
				1,471社	1,818社	2,138社																																																																																																											
—	—	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	パートタイム労働法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善が進展することから、助言・指導の是正割合を指標として選定した。目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて年度内の是正割合を設定した。																																																																																																								
				98.5%	98.6%	98.7%																																																																																																											
8.6%	平成17年	29%以上	平成32年度	—	—	—	—	—	「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」及び「第三次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)」に基づき目標値を設定している。																																																																																																								
				14.0%	20.1%	14.8%																																																																																																											

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標年度		施策の進捗状況(実績)					
-	-	-	-	-	-	-	-	-
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) ポジティブ・アクション推進戦略等事業(平成22年度)	0.8億円 (1.1億円)	1.6億円 (1.3億円)	1.1億円	1	企業におけるポジティブ・アクションを促進するため、各企業の男女間格差の実態把握・気づきを推進し、格差解消に向けたポジティブ・アクションの取組を促進するための事業を実施する。また、ポータルサイトによる総合的な情報提供を行う事業を実施する。 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、職場において男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために、企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むことを促進することに寄与する。	638		
(2) 女性就業支援全国展開事業(平成23年度)	1.0億円 (0.9億円)	1.0億円	0.8億円	-	全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境の整備に寄与する。	414		
(3) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(平成21年度)	29.5億円 (28.5億円)	51.9億円 (25.2億円)	51.4億円	2.3	労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営、増築を行う事業主・事業主団体であって、一定の要件を満たしたのに対して、その費用の一部を助成するものである。 【設置費】大企業・・・1/3、中小企業・・・2/3 【増築費】大企業・・・1/3、中小企業・・・1/2 【運営費】5年間支給 大企業・・・現員1人当たり34万円(年額) 中小企業・・・現員1人当たり45万円(年額) 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	633		
(4) 両立支援助成金(子育て期短時間勤務の支援等)(平成23年度)	12.1億円 (2.2億円)	8.6億円 (1.8億円)	1.2億円	2.3	○子育て期短時間勤務支援助成金 少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に支給(平成27年度は経過措置) 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	640		
(5) 安心して働き続けられる職場環境整備推進事業(平成19年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	2.3	育児休業、介護休業制度の実態等、仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討を行うとともに、法に基づく制度の普及・定着及び適正な運用を図るための相談・指導等を行う。 育児・介護休業法に基づく指導等を実施することにより、企業の雇用管理改善が図られることから、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	634		
(6) 安心して働き続けられる職場環境調査研究事業(平成6年度)	0.1億円 (0.08億円)	0.1億円 (0.09億円)	0.1億円	2.3	育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態把握、問題点の分析のための調査を民間団体に委託して行う。受託した民間団体は、調査にあたって有識者等から構成する検討会を設置し調査項目等を検討した上で、調査研究を実施し、調査研究報告書を作成する。 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する調査研究を行い、調査結果を施策に反映させること等で、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	635		

(7)	男性の育児休業取得促進事業(平成20年度)	0.2億円 (0.1億円)	0.4億円 (0.4億円)	0.5億円	2.3	表彰や参加型の公式サイトなどを通じて、企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図るとともに、男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成を図る。 男性の育児休業取得を促進することにより、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	636
(8)	両立支援に関する雇用管理改善事業(平成23年度)	5.1億円 (4.8億円)	5.8億円 (5.2億円)	6.3億円	2.3	両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、両立支援制度等に関する雇用管理改善に係る相談、支援等を行う。また、労働者の仕事と介護の両立支援等により継続就業を促進する。 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることで、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	642
(9)	中小企業両立支援助成金(代替要員確保等)(平成23年度)	20.4億円 (2.5億円)	14.6億円 (1.5億円)	6.9億円	2.3	①代替要員確保コース:育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給 ②期間雇用者継続就業支援コース:期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、6か月以上継続雇用した中小企業事業主に支給 ③育休復帰支援プランコース:「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休を取得した場合、及び、当該育休取得者が復帰した場合に中小企業事業主に支給 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることで、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	641
(10)	雇用均等コンサルタント関係経費(短時間労働者均等待遇啓発事業)(平成24年度)	2.0億円 (1.8億円)	1.9億円 (1.7億円)	1.9億円	4	「職務分析・職務評価」を導入する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置し、事業主の支援を行う。 職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を促進することにより、パートタイム労働者と正社員との均等・均等待遇の確保に寄与する。	411
(11)	雇用均等指導員(均衡推進担当)事業(短時間労働者均等待遇啓発事業)(平成19年度)	2.9億円 (2.6億円)	3.1億円 (2.9億円)	3.1億円	4	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)を都道府県労働局に配置する。 パートタイム労働者と正社員との均等・均等待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備に寄与する。	412
(12)	在宅就業者支援事業(平成12年度)	0.4億円 (0.3億円)	0.4億円 (0.3億円)	0.4億円	-	在宅就業者及び在宅就業を始めようとする者並びに在宅就業の仲介機関等発注者を対象に、インターネット等を活用した在宅就業者及び発注者への情報提供等を総合的に実施し、併せて在宅就業の環境整備に向けた施策の検討等を行う。 在宅就業者及び発注者への情報提供や、在宅就業施策の検討等を行うことにより、在宅就業を良好な就業形態として確立するための環境整備に寄与する。	637
(13)	パートタイム労働者キャリアアップ支援事業(平成26年度)	-	0.3億円 (0.3億円)	0.6億円	4	パートタイム労働者の働き方に関する意識調査を実施し、パートタイム労働者のタイプに応じたスキルアップやキャリアアップ事例を収集するとともに、パートタイム労働者のスキルアップ・キャリアアップに関するハンドブックの改訂、パートタイム労働者を対象にしたセミナーの開催し、在職中のパートタイム労働者に対して必要な知識やノウハウを周知する。 パートタイム労働者のタイプに応じたスキルアップ・キャリアアップ事例の収集やスキルアップ・キャリアアップに関する情報を集めたハンドブックの作成及びセミナーの開催を通じて、在職中のパートタイム労働者のキャリアアップに寄与する。	647
(14)	パートタイム労働者活躍推進企業支援事業(平成26年度)	-	1.1億円 (1.0億円)	1.5億円	4.5	事業主が自主的にパートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた取組を進められるよう、事業主が自社の現状に即した課題解決を図り、その取組内容をより向上・発展させていくためのきめ細やかな支援を実施する。具体的には、雇用管理改善マニュアルや事例集等を活用しつつ、事業主の取組状況や関心度合いに応じた各種セミナー・相談会等を実施する。	646
(15)	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費(本省設立時)	1.8億円 (1.6億円)	1.7億円 (1.6億円)	1.7億円	-	男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するために必要となる事務的経費である。	630

(16)	在宅就業支援事業 (平成19年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円 (0.04億円)	0.1億円	-	ひとり親家庭の在宅就業支援について、支援事業の実施状況の調査、分析、評価を行い、今後の就業支援の在り方等を検討する。	631
(17)	縦断調査費(出生児縦断調査コー ホートB) (平成22年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	-	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。	639
(18)	ポジティブ・アクション周知啓発事業 (平成19年度)	1.8億円 (1.7億円)	2.0億円 (1.9億円)	2.0億円	1.3	ポジティブ・アクションについて、男女雇用機会均等法の規定の周知を徹底し、職場における男女間格差の解消の必要性についての認識を広めるため、企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、雇用均等指導員(均等担当)を配置する等、セクシュアルハラスメント防止対策等を推進する。 男女が能力を發揮できる職場環境の整備に向けて、職場において男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために、企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むこと(ポジティブ・アクション)を促進することに寄与する。	409
(19)	雇用均等行政に必要な経費 (本省設立時)	1百万円 (0.1百万円)	1百万円 (0.1百万円)	1百万円	-	男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に發揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するために必要な事務的経費である。	410
(20)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	2.3億円 (2.2億円)	1.3億円 (1.2億円)	1.3億円	1	端末やグループウェア機能等を提供する「労働局共働支援システム」のサービスを利用するとともに、都道府県労働局雇用均等室の職員が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」を導入するための経費である。 職場における男女差別、セクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、仕事と育児・介護の両立の問題などを中心に、雇用均等行政における行政需要が急速に増加する中で、迅速かつ正確な事務処理を行うために、都道府県労働局雇用均等室における各種業務処理の効率化及び相談・指導業務の高度化を図ることに寄与する。	413
(21)	助成金支給等に係る経費 (平成23年度)	5.1億円 (3.9億円)	5.5億円 (4.0億円)	5.5億円	2.3	両立支援等助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース、休業中能力アップコース、継続就業支援コース、期間雇用者継続就業支援コース、育児復帰支援プラン助成金)、ポジティブ・アクション能力アップ助成金)の支給のために必要な経費であり、仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備に取り組む事業主に対し、両立支援等助成金を支給することにより、事業主の取組に寄与する。	415
(22)	女性就業支援全国展開事業(土地 建物借料等) (平成23年度)	0.8億円 (0.6億円)	0.7億円 (0.6億円)	0.7億円	3	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・發揮できる環境整備に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	416
(23)	女性活躍加速化助成金 (平成26年度)	-	12.1億円 (0億円)	23.9億円	1	女性の活躍推進に関する自社の状況把握を行い、取組目標及び数値目標を定めて公表した上で、取組を行い各目標を達成した事業主に段階的に助成金を支給する。 中小企業に対しては、取組目標達成時、数値目標達成時にそれぞれ30万円を支給する。大企業に対しては、数値目標達成時に30万円を支給する。	645
(24)	パートタイム労働者活躍推進に係 る総合的情報提供事業(平成27年 度)	-	-	0.6億円	4.5	パートタイム労働者の雇用管理の改善等に資する情報を事業主に提供することや在職中のパートタイム労働者に対してスキルアップ・キャリアアップに必要な情報を提供する。	新27-0033

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(VI-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標VI-2-1)							担当 部署名	雇用均等・児童家庭局総務課少子化 対策企画室	作成責任者名	少子化対策企画室長 竹林悟史												
施策の概要	本施策は、全ての子ども・子育て家庭の状況に応じた支援を行うために、各地域の実情に応じて、必要な事業を実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを 支援する社会を実現すること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)のう ち主なもの	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	50,442,797	30,796,733	2,476,474	81,363 (130,082,857)	2,669,590	2,822,577					「少子化社会対策大綱」	平成27年3月20日 閣議決定	「地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実」 「妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築」								
		補正予算(b)	-66,543	<55,674,798>	581,382 (16,861,717)	-	-	-															
		繰越し等(c)	74,550	-	812,157	-	-	-															
		合計(d=a+b+c)	50,450,804	30,796,733	3,870,013	81,363	2,669,590	2,822,577															
執行額(千円、e)	37,194,382	29,781,284	3,727,260	78,779																			
執行率(%、e/d)	73.7%	96.7%	96.3%	96.8%																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。)が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図るとともに、平成27年度より実施される子ども・子育て支援新制度において、市町村が子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する「地域子ども・子育て支援事業」の推進を図る。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合	84.1%	平成21年7月	100%	平成31年度	-	-	100%	-	-	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から平成31年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 ※平成26年度の目標値は子ども・子育てビジョンの目標値である。													
2 養育支援訪問事業の実施市町村割合	55.4%	平成21年7月	100%	平成31年度	-	-	100%	-	-	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から平成31年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 ※平成26年度の目標値は子ども・子育てビジョンの目標値である。													
3 ショートステイ事業の実施施設利用者数	55,727人	平成20年度	延べ16万人	平成31年度	-	-	-	-	-	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から平成31年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。													
4 トワイルイトステイ事業の実施施設利用者数	52,177人	平成20年度	延べ14万人	平成31年度	-	-	-	-	-	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から平成31年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。													
5 ファミリー・サポート・センター事業の実施箇所数	570か所	平成20年度	950か所	平成31年度	-	-	950か所	-	-	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から平成31年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 ※平成26年度の目標値は子ども・子育てビジョンの目標値である。													
6 地域子育て支援拠点事業の実施箇所数	7,100か所	平成21年度(見込)	8,000か所	平成31年度	-	-	10,000か所	-	-	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から平成31年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 ※平成26年度までは市町村単独実施事業分を含む箇所数、平成27年度以降は市町村単独実施事業分を含まない箇所数。 ※平成26年度の目標値は子ども・子育てビジョンの目標値である。													
7 一時預かり事業の利用児童数	延べ348万人	平成20年度	延べ1,134万人	平成31年度	-	-	延べ3,952万人	-	-	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から平成31年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 ※平成26年度の目標値は子ども・子育てビジョンの目標値である。													

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	施策の進捗状況(実績)				
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 子ども・子育て支援対策推進事業 補助金等(平成27年度)	-	-	26.2億円	-	事業目的達成のため、各種事業の担い手となる人材の確保や従事者の資質向上を図る研修、また、従前からの課題や新たな問題点を解決するための調査研究を実施する。	新27-034		
(2) 子ども・子育て支援の推進に必要な 経費の共通経費 (平成23年度)	0.07億円 (0.06億円)	0.07億円 (0.07億円)	0.09億円	-	事業目的達成のため、市町村等の次世代育成支援・子育て支援の取組の推進を図るための関係資料の印刷製本費や通信運搬費等を支出するもの。 事業実施により、市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図る。	650		
(3) 保健福祉調査委託費 (平成23年度)	0.7億円 (0.6億円)	0.16億円 (0.15億円)	0.4億円	-	事業目的達成のため、各種子育て支援サービスの実施状況、子どもと家族が置かれている状況、子育て家庭の意識等の把握、分析等について調査を実施する。(一般競争入札により、受託先を選定。) 事業実施により、市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図る。	651		
(参考)								
子ども・子育て支援交付金	-	-	942億円	1,2,3,4,5,6,7	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」を、市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画により実施していく(内閣府所管)。	内閣府 新27-0006		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(VI-2-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること(施策目標VI-2-2)								担当部署名	雇用均等・児童家庭局育成環境課	作成責任者名	育成環境課長:古川 夏樹										
施策の概要	本施策は、保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として実施している。								政策体系上の位置づけ	基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること												
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	41,733,329	32,707,407	33,059,361	34,544,304	108,541,845の内数(内閣府予算)	108,541,845の内数+事項要求(内閣府予算)		①放課後子ども総合プラン ②少子化社会対策大綱	①平成26年7月31日 ②平成27年3月20日	①2 国全体の目標 全ての児童(小学校に就学している児童をいう。)の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す。 ②別添1「施策の具体的内容」 1. 重点課題 (1)子育て支援施策を一層充実させる。 ③「小一の壁」の打破 ○「放課後子ども総合プラン」の実施 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備し、受入児童数の拡充を図り、利用できない児童の解消をめざす。										
		補正予算(b)	0	0	0																	
		繰越し等(c)	-223,301	443,820	-25,157	118,425																
		合計(d=a+b+c)	41,510,028	33,151,227	33,034,204	34,662,729		0														
	執行額(千円、e)		33,812,600	27,539,830	28,565,000																	
執行率(%、e/d)		81	83	86																		
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする事業である。 平成26年においては、放課後児童クラブ数が22,084か所、登録児童数が936,452人といずれも増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童(待機児童)数は9,945人となっている。 こうした中、共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、平成26年7月に文部科学省と共同で「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備し、受入児童数の拡充を図ることで、利用できない児童の解消を目指している。 また、平成27年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、職員の資格、員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化した「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、放課後児童健全育成事業の一定水準の質の確保及び向上を図っている。								政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28	○		○		
24	25	26	27	28																		
○		○																				
測定指標(定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
					年度ごとの実績値																	
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1	放課後児童クラブの登録児童数	936,452	平成26年度	122万人	平成31年度末	-	-	-	-	-	少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、平成31年度末までに約30万人分を整備することとしており、当該数値を目標値とした。											
2	放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数(待機児童数)	9,945	平成26年度	解消を目指す	平成31年度末	-	-	-	-	-	少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、平成31年度末までに、放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童の解消を目指しており、当該目標を目標値とした。											
測定指標(定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)			施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
		目標年度																				
					-	-	-	-	-	-												
					-	-	-	-	-	-												
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
子ども・子育て支援交付金 (1) (放課後児童健全育成事業費等) (昭和51年度)	28,744 百万円	30,276 百万円	94,210 百万円 (平成27 年度から 内閣府に 計上)	1, 2	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブの運営のために必要な経費の補助を行うことにより、施策目標の達成に寄与する。	655
子ども・子育て支援交付金 (2) (放課後子ども環境整備等事業費) (平成17年度)	546百万 円	443百万 円		1, 2	学校の余裕教室等を改修して、新たに放課後児童クラブを設置する際の改修等に必要な経費の補助を行うことにより、施策目標の達成に寄与する。	656
子ども・子育て支援整備交付金 (3) (放課後児童クラブ整備費) (平成6年度)	2,287百 万円	2,505百 万円		1, 2	放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備に要する経費の補助を行うことにより、施策目標の達成に寄与する。	653

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅵ-2-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること (施策目標Ⅵ-2-3)							担当 部署名	雇用均等・児童家庭局保育課	作成責任者名	保育課長 朝川 知昭												
施策の概要	本施策は、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に定める保育所受入児童数の目標値等を着実に推進するために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する 社会を実現すること														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況 (千円)	23年度 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c)	24年度 404,815,686 0 0 404,815,686	25年度 426,703,178 0 0 426,703,178	26年度 458,193,049 0 0 458,193,049	27年度 489,545,755 20,813,471 -12,007,407 498,351,819	28年度 84,077,444 - 12,007,407 96,084,851	28年度要求額 86,167,293	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称 ①「子ども・子育てビジョン」 ②待機児童解消加速化プラン ③経済財政運営と改革の基本方針 ～脱デフレ・経済再生～(閣議決定) ④日本再興戦略-JAPAN is BACK- (閣議決定) ⑤「少子化社会対策大綱」(閣議決 定)	年月日 ①平成22年10月29日 ②平成25年4月19日 ③・④平成25年6月14 日 ⑤平成27年3月20日	関係部分(概要・記載箇所) ①2. (5)誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように、3. (9)多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ ②6. 女性が輝く日本(待機児童解消加速化プラン) ③第3章3. (1)②待機児童解消 ④1. 2. ④女性の活躍促進 ⑤Ⅲ(1)子育て支援施策を一層充実させる、Ⅲ(3)多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する											
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	待機児童の解消について、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」を開始し、平成16年度に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、「待機児童ゼロ作戦」の更なる展開として、受入児童数の拡大を図ってきたが、依然として多くの子どもの受け入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題である。また、平成22年1月には、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するため策定された施策の大綱とその実施計画である「子ども・子育てビジョン」を策定し、保育所の受入児童数を毎年約7万人ずつ増加する目標値等を設定した。また、平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」では、平成25・26年度で約20万人分、保育ニーズのピークが見込まれる平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、待機児童解消を目指すこととしている。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○			○	
24	25	26	27	28																			
○			○																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
1 平日昼間の保育サービス (認可保育所等の利用児童数)	215万人	平成21年度末見込み	267万人	平成29年度	- 229万人	- 集計中	241万人 集計中	- 集計中	- 集計中	少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質・量の充実を図ることなどが施策の内容として挙げられており、本施策目標と内容が一致するため、同大綱に基づき数値目標を設定している。													
2 延長等の保育サービス (延長保育等の利用児童数)	79万人	平成21年度見込み	127.3万人	平成31年度	- 75万人※	- 81万人※	96万人 集計中	- 集計中	- 集計中	同上 ※ 都道府県等を通じた調査結果によるものであり、平成21年度の79万人(推計値)とはベースが異なる(基準年度に最も近い前者による実績値は、69万人(平成22年度))。													
3 病児・病後児保育(利用児童数)	延べ31万人	平成20年度	延べ149万人	平成31年度	- 延べ45万人	- 延べ52万人 (交付決定ベース)	延べ200万人 集計中	- 集計中	- 集計中	同上													
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 保育所運営費 (昭和23年度)	425,625百 万円 (400,139 百万円)	458,111百 万円 (一)	—	1	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担することにより、保育の質を確保し、計画的に受入児童数の拡大を図ることにより、就労しながら子育てしたい家庭を支える。 (平成27年度は内閣府予算)	661
(2) 保育サービスの推進に必要な経費 (平成20年度)	15百万円 (13百万 円)	21百万円 (一)	30百万円	—	保育サービスの推進を図るための企画及び立案並びに普及啓発を行う。	662
(3) 特定保育事業 (平成15年度)	554百万円 (520百万 円)	554百万円 (一)	—	—	保育の実施の対象とならない就学前児童を対象に、保育所等において就学前の児童を一定程度(1ヶ月当たり概ね64時間以上)継続的に保育するための経費を補助する。 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。 (平成27年度は内閣府予算)	664
(4) 休日・夜間保育事業 (平成元年度)	808百万円 (589百万 円)	838百万円 (一)	—	—	休日等や夜間において保育に欠ける児童を対象に、保育所等で保育を実施するにあたり必要な経費を補助する。 保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等及び夜間においても保育に欠ける児童に対する保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。 (平成27年度は内閣府予算)	665
(5) 病児・病後児保育事業 (平成6年度)	4,841百万 円 (3,623百 万円)	5,196百万 円 (一)	—	3	病児・病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業(病児対応型・病後児対応型)、保育中の体調不良児について緊急的な対応を図るほか、保育所における児童全体に対する保健的な対応や、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業(体調不良児対応型)、看護師等が病児・病後児の自宅において一時的に保育する事業(非施設型(訪問型))に対して必要な経費を補助することにより、安心して子育てできる環境を整備する。 (平成27年度は内閣府予算)	666
(6) 待機児童解消促進等事業 (平成12年度)	3,085百万 円 (1,466百 万円)	1,677百万 円 (一)	—	1	待機児童解消等のため、保育所分園推進事業及び認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するための経費を補助する。 希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供する。 (平成27年度は内閣府予算) ※家庭的保育事業については、平成26年度より保育緊急確保事業(内閣府所管)として実施。	667
(7) 保育環境改善等事業 (平成14年度)	137百万円 (53百万 円)	140百万円 (一)	—	—	利便性の高い場所にある既存の建物を利用して、保育所、保育所分園、病児・病後児保育等を実施する施設を設置する場合の改修費等の補助を行うことにより、保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図る。 (平成27年度は内閣府予算)	668
(8) 特別保育等推進施設の助成 (平成7年度)	86百万円 (86百万 円)	89百万円 (一)	—	—	社会福祉法人等が設置・運営する保育所が、延長保育や一時保育などの特別保育事業等を実施するために必要な施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、児童の健全育成及び福祉の向上を図る。 (平成27年度は内閣府予算)	669
(9) 事業所内保育施設等運営適正化 事業 (平成7年度)	51百万円 (51百万 円)	52百万円 (一)	—	—	事業所内保育施設等の保育従事者を対象とした研修等に必要な経費の助成を行うことにより、児童の健全育成及び福祉の向上を図る。 (平成27年度は内閣府予算)	670
(10) 企業委託型保育施設等支援助成 事業 (平成10年度)	103百万円 (98百万 円)	104百万円 (一)	—	—	企業が深夜や休日における事業所内保育施設の運営を社会福祉法人に委託する場合に、当該法人の受託機能の強化を図るために必要な経費、事業所内保育施設等の運営内容や保育サービス提供のあり方等について、施設設置者や保育従事者に対して、技術的な助言指導を行うために必要な経費、保育所の保育士等に対する研修に必要な経費を助成することで、児童の健全育成に寄与する。 (平成27年度は内閣府予算)	671
(11) ベビーシッター派遣事業(平成6年 度)	229百万円 (228百万 円)	229百万円 (一)	—	—	事業所の従業員が就労のためベビーシッター派遣サービスを利用した場合、双生児を養育する家庭の保護者の育児疲れの解消や他に就学前児童のいる家庭の産前産後期にある母親の育児支援を目的としてベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料の一部を助成することで、児童の健全育成に寄与する。 (平成27年度は内閣府予算)	672
(12) ベビーシッター研修事業(平成21年 度)	37百万円 (37百万 円)	34百万円 (一)	—	—	ベビーシッター事業者及びベビーシッターに従事する者に対する研修及びベビーシッターの普及啓発を行うことで資質向上を図り、児童の健全育成に寄与する。 (平成27年度は内閣府予算)	673
(13) 保育問題調査研究事業	94百万円 (93百万 円)	96百万円 (一)	—	—	保育需要の多様化等社会の変化に対応した保育サービスを提供する保育所について調査研究を実施する。 育児と就労の両立支援を図る観点から調査研究を実施することにより、児童の健全育成及び福祉の向上を図る。 (平成27年度は内閣府予算)	674
(14) 延長保育促進事業(昭和56年度)	22,528百 万円 (21,851百 万円)	23,915百 万円 (一)	—	2	市町村以外の者の設置する保育所の11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を推進し、11時間の開所時間の始期及び終期前後の時間において、さらに30分以上延長保育を実施するための経費を補助する。 就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、市町村以外の者が設置する保育所が開所時間を越えた保育を取り組む場合に補助を行うことで安心して子育てができる環境を整備する。 (平成27年度は内閣府予算)	675
(15) 保育所等整備交付金 (平成27年度)	(一)	(一)	55百万円	1	市町村整備計画に基づく保育所等の整備に必要な経費の一部を補助する。	663
(16) 保育対策総合支援事業費 (平成27年度)	(一)	(一)	24百万円	1	「待機児童解消加速化プラン」に基づく小規模保育等の改修等や「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策等の実施に必要な経費の一部を補助する。	新27-035
(17) ベビーシッター派遣事業費補助金 (平成27年度)	(一)	(一)	80百万円	—	残業や夜勤等の多様な就労形態に対応して、企業の一定の収入以下の従業員が就労のためベビーシッター派遣サービスを利用した場合にその利用料の一部を助成する。	新27-036

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(VI-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(施策目標VI-3-1)					担当 部局名	雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室、家庭福祉課	作成責任者名	虐待防止対策室長 田村悟 家庭福祉課長 大隈俊弥										
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること ②虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること ③配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること					政策体系上の 位置づけ	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標3 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること												
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況(千円) 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c) 執行額(千円、e) 執行率(%、e/d)	23年度 87,988,546 0 0 87,988,546 87,591,653 99.5%	24年度 103,471,880 59,306 0 103,531,186 101,996,735 98.5%	25年度 96,762,463 0 0 96,762,463 109,303,552 97.8%	26年度 105,483,733 2,875,161 944,658 109,303,552 94,652,051	27年度 120,446,066 - - 120,446,066 - -	28年度要求額 120,740,353 - - 120,740,353 - -	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称 「少子化社会対策大綱」(閣議決定)	年月日 平成27年3月20日	関係部分(概要・記載箇所) 5年間を目標(平成31年度)として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしています。 ・個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を全都道府県・指定都市・児童相談所設置市で実施する ・小規模グループケアの所数 1,870か所 ・地域小規模児童養護施設のか所数 390か所 ・里親等委託率 22%								
施策の背景・仕組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきた。 また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われ、平成23年には「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認めるなどの改正が行われてきた。 しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成25年度には73,802件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。 配偶者による暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきたこと等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)以下、「DV法」という。)が成立した。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされた。					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28															
		○																	
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度 目標年度	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
1 個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善	35か所 平成21年度	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市(69か所) 平成31年度	- 48か所	- 52か所	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市(69か所) 53か所	- -	- -	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや、個別対応できる居室等の改善を行う必要があるため、指標として選定している。 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において定められた数値目標である。											
2 小規模グループケアの実施	446か所 平成20年度	1,870か所 平成31年度	- 809か所	- 943か所	800か所 1,078か所	- -	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において定められた数値目標である。												
3 地域小規模児童養護の実施	171か所 平成20年度	390か所 平成31年度	- 243か所	- 269か所	300か所 298か所	- -	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において定められた数値目標である。												
4 里親等委託の実施(委託率)	10.4% 平成20年度	22.0% 平成31年度	- 14.8%	- 15.6%	16% 集計中	- -	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において定められた数値目標である。												
5 配偶者からの暴力被害者の来所相談件数	集計中 平成26年度	前年度以上 毎年度	27,453以上 30,000	30,000以上 32,110	32,110以上 集計中	前年度以上 前年度以上	DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に滞りするDV被害者の顕在化を図る上で重要であり、第3次男女共同参画基本計画(H22.12月)において、「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれている。 「配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、指標として選定し、前年度実績を上回ることを目標としている。												

測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	施策の進捗状況(実績)				
(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 25年度	26年度	27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号	
(1) 児童福祉施設整備費 (平成17年度)	37億円 (36億円)	56億円	57億円	—	児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図るものである。	678	
(2) 婦人保護事業費補助金 (昭和22年度)	12億円 (11億円)	12億円	12億円	—	売春防止法に基づく要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行うことにより、支援の実施、体制の整備等の促進を図るものである。	679	
(3) 婦人相談所運営費負担金 (平成14年度)	0.2億円 (0.1億円)	0.2億円	0.2億円	5	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費を負担することにより、相談、保護及び支援体制の整備の促進を図るものである。	680	
(4) 婦人保護事業費負担金 (昭和31年度)	9億円 (8億円)	9億円	9億円	—	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行うことにより、保護体制の整備の促進を図るものである。	681	
(5) 児童保護費等負担金 (昭和23年度)	908億円 (893億円)	969億円	1,076億円	2,3	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその2分の1を負担する。小規模グループによるケアや地域小規模児童養護を推進している児童養護施設等には職員を加配することにより、施設の小規模化を促進し、子どもの支援の質向上を図るものである。	682	
(6) 民間社会福祉事業助成費補助金 (昭和50年度)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円	0.09億円	—	児童委員に対しての地域福祉活動研修会等を開催し、全国各地で実施している活動、経験の交流等を行うことにより、児童委員の資質の向上を図るとともに、主任児童委員と地区担当の児童委員の連携が図られるよう適切な資料を作成し配布する。また、通信制により児童福祉司の人材養成を行うことにより、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の体制の充実を図るものである。	683	
(7) 児童虐待・DV対策等総合支援事業 (平成17年度)	37億円 (30億円)	37億円	47億円	1,2,3,4	都道府県が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する自治体による支援の充実を図るものである。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑦身元保証人確保対策事業、⑧婦人相談員活動強化事業、⑨売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑩児童虐待防止医療ネットワーク事業、⑪DV被害者等自立生活援助モデル事業、⑫児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	684	
(8) 要保護児童対策費の共通経費 (—)	0.06億円 (0.04億円)	0.06億円	0.06億円	—	要保護児童の保護や自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出することにより、虐待等を受けた子ども等に対する自治体による支援の充実を図るものである。	685	
(9) 保健福祉調査委託費 (平成20年度)	0.4億円 (0.3億円)	0.4億円	0.4億円	—	下記の調査等を委託事業として実施し、その成果を児童養護施設等の児童福祉施設や婦人相談所等で活用してもらうことにより、保護及び支援の充実を図るものである。 ①社会的養護関係施設における第三者評価の活用に関する調査・検討、②社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組に関する調査・検討、③ファミリーホームの養育実態に関する調査・検討、④婦人保護施設の役割と機能に関する調査・検討、⑤婦人相談所と関係機関の連携に関する調査・検討	686	
(10) 児童虐待防止対策費 (平成20年度)	0.28億円 (0.25億円)	0.27億円	0.27億円	—	児童虐待防止に係る広報啓発や、会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより、児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図るものである。	687	
(11) 国立児童自立支援施設の運営に必要な経費 (大正8年度)	2億円 (1.4億円)	2億円	2億円	—	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院及び国立きぬ川学院)の運営及び国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の運営に必要な経費であり、児童の自立支援及び全国の児童自立支援施設職員の養成等に資するものである。	689	
(12) 児童相談所全国共通ダイヤル (平成27年度)	6.2億円	0.2億円	—	—	児童相談所全国共通ダイヤル(0570-064-000)について、覚えやすい3桁番号にすることで、広く一般に周知し、児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談ができるようにするものである。	688	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅵ-4-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	母子保健衛生対策の充実を図ること(施策目標Ⅵ-4-1)							担当部署名	雇用均等・児童家庭局母子保健課	作成責任者名	母子保健課長 一瀬 篤												
施策の概要	本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資することを目的として、各種相談・健康の保持・増進に関する事業を実施するものです。							政策体系上の位置づけ	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標4 母子保健衛生対策の充実を図ること														
施策の予算額・執行額	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)												
	当初予算(a)	9,870,742	10,509,566	9,229,380	1,225,503	15,313,529	15,712,677		少子化危機突破のための緊急対策(少子化社会対策会議決定)	平成25年6月7日	・妊娠・出産に係る地域の「相談・支援拠点」づくり ・「産後ケア」の強化 ・不妊治療に対する支援												
	補正予算(b)				252,582				日本再興戦略 -JAPAN is BACK-(閣議決定)	平成25年6月14日	「少子化社会の問題は社会経済の根幹を揺るがしかねない状況に直面していることから、子育て支援強化、働き方改革に加え、「少子化危機突破のための緊急対策」(本年6月7日少子化社会対策会議決定)に基づき、妊娠・出産等に関する情報提供や産後ケアの強化など、結婚・妊娠・出産に関する支援を総合的に行う。」												
	繰越し等(c)								経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～	平成25年6月14日	「少子化危機ともいべき現状を突破するため、子育て支援の強化、働き方改革、結婚・妊娠・出産支援の三本の矢からなる、「少子化危機突破のための緊急対策」を着実に実行する。」												
	合計(d=a+b+c)	9,870,742	10,509,566	9,229,380	1,478,085	15,313,529	15,712,677		子供の貧困対策に関する大綱(閣議決定)	平成26年8月29日	「家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠前から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。」												
	執行額(千円、e)	9,580,142	10,418,271	9,229,380	457,461					まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣議決定)	平成26年12月27日	・妊娠・出産・子育てでの切れ目ない支援 【主な施策】「子育て世代包括支援センター」の整備											
執行率(%、e/d)	97.1%	99.1%	100.0%	30.90%				少子化対策大綱(閣議決定)	平成27年3月20日	「産休中の負担の軽減や産後ケアの充実を始め、「子育て世代包括支援センター」の整備などにより、切れ目ない支援体制を構築していく。」													
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、国及び地方公共団体は、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に努めなければならないこととされ、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じています。同法では、市町村は、妊産婦や乳幼児への保健指導、健康診査等を行うこととされており、都道府県は、市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、必要な指導や技術的援助等を行うものとされています。また、国は、近年の少子化や核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境作りの推進を図ることが重要な課題となっていることを踏まえ、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化のための総合的な施策等を実施しています。 (関係する政府決定等) 少子化危機突破のための緊急対策(少子化社会対策会議決定) 日本再興戦略 -JAPAN is BACK-(閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～ 「健やか親子21(第2次)」(国民運動計画)(平成27年～) 子供の貧困対策に関する大綱(閣議決定) まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣議決定) 少子化対策大綱(閣議決定)							政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28		○			
24	25	26	27	28																			
	○																						
測定指標(定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度														
1 不妊専門相談センターを設置する自治体数	-	-	全都道府県・指定都市・中核市(計110都道府県市)	毎年度	62都道府県市	62都道府県市	全都道府県・指定都市・中核市	全都道府県・指定都市・中核市	全都道府県・指定都市・中核市	全都道府県・指定都市・中核市	・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)及び少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、平成31年度までに当該センターを全都道府県、指定都市、中核市で整備するとの数値目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 ・厚生労働省調べ												
2 子育て世代包括支援センターの整備数	-	-	・150箇所 ・全国展開	・平成27年度 ・平成32年度末	-	-	150市町村	-	-	-	・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)及び少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、「「子育て世代包括支援センター」を2015年までに150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく。」との数値目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 ・厚生労働省調べ												

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標年度		施策の進捗状況(実績)					
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等			平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度						
(1) 母子保健医療対策等総合支援事業(平成17年度)	92.3億円 (92.3億円)	14.8億円 (4.6億円)	153.1億円	1	<p>(実施内容)</p> <p>○内容</p> <p>①子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>②生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>③妊娠・出産包括支援事業</p> <p>④不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>○実施主体:</p> <p>① 都道府県(補助率:1/4)</p> <p>② 都道府県・指定都市・中核市(補助率:1/2)</p> <p>③ 都道府県・市町村(補助率:1/2)</p> <p>④ 都道府県・指定都市・中核市(補助率:1/2)</p> <p>妊産婦等及び乳幼児に対して、各種相談、健康の保持増進等に関する事業を実施することにより、妊産婦等及び乳幼児の安全の確保、健康の増進等に資すると見込んでいる。</p>			690
(2) 結核児童日用品費等給付事業(昭和33年度(一部昭和34年度))	0.01億円 (0.01億円)	0.01億円 (0.01億円)	0.01億円	-	<p>(実施内容)</p> <p>○対象者:</p> <p>① 結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたもの、</p> <p>② 身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの</p> <p>○給付内容: ①学習品、日用品、②移送費</p> <p>○実施主体: ①都道府県、指定都市、中核市、②市区町村</p> <p>○補助率: 1/2</p> <p>長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること、及び未熟児への医療の給付に際して、移送が必要な場合に、移送に要する額を支給することにより、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。</p>			691
(3) 未熟児養育費負担金(昭和33年度)	34.7億円 (31.1億円)	36.0億円 (36.0億円)	37.0億円	-	<p>(実施内容)</p> <p>○対象者: 身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの</p> <p>○給付内容: 未熟児の養育医療にかかる自己負担の一部を補助</p> <p>○実施主体: 市区町村</p> <p>○補助率: 1/2</p> <p>養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助することにより、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。</p>			692
(4) 結核児童療育費負担金(昭和34年度)	0.03億円 (0.03億円)	0.03億円 (0.03億円)	0.03億円	-	<p>(実施内容)</p> <p>○対象者: 結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたもの</p> <p>○給付内容: 結核治療にかかる医療費の自己負担の一部を補助</p> <p>○実施主体: 都道府県、指定都市、中核市</p> <p>○補助率: 1/2</p> <p>長期の入院治療を要する結核児童の療育の給付を行うのに必要な経費を補助することにより、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。</p>			693
(5) 母子保健衛生対策の推進に必要な経費(平成20年度)	0.36億円 (0.21億円)	0.37億円 (0.20億円)	0.48億円	-	<p>(実施内容)</p> <p>○母子保健医療対策</p> <p>○健やか親子21推進等対策</p> <p>等に対する検討会・調査委託等の実施</p> <p>母子保健衛生対策に係る会議の開催、委員等の出費・謝金の支出等を行うことにより、母子保健衛生対策業務の円滑な実施を図られ、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。</p>			695

(6)	代謝異常児等特殊ミルク供給事業 (昭和55年度)	-	1.2億円 (1.2億円)	1.4億円	-	<p>(実施内容)</p> <p>○給付内容</p> <p>(1)品質の管理等 特殊ミルクの品質管理を行う。</p> <p>(2)特殊ミルクの安定供給事業 患児に対する適切な供給が行われるよう、特殊ミルクの製造及び確保を行う。</p> <p>(3)特殊ミルクの広報事業 特殊ミルク及び先天性代謝異常児等に関する情報の収集、管理及び提供を行う。</p> <p>○実施主体: 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、民間企業(株式会社明治、森永乳業株式会社、雪印メグミルク株式会社) (補助率: 定額)</p> <p>先天性代謝異常等に罹患している児童に対し、特殊ミルクの供給体制を整備して必要量の確保を図り、障害の発生を予防することにより、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。</p>	696
(7)	小児慢性特定疾病医療費負担金 (平成27年度)	-	-	162.4億円	-	<p>(実施内容)</p> <p>○対象者: 小児慢性特定疾病医療費の助成の対象とする者(厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状況が、厚生労働大臣が定める程度であるものであって、18歳未満の児童)</p> <p>○給付内容: 小児慢性特定疾病医療費</p> <p>○実施主体: 都道府県・指定都市・中核市</p> <p>小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図ることにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成に資すると見込んでいる。</p>	699
(8)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金 (平成27年度)	-	-	9.3億円	-	<p>(事業内容)</p> <p>○実施主体: 都道府県・指定都市・中核市</p> <p>○内容:</p> <p>(1)慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業</p> <p>(2)相談支援事業(必須事業)</p> <p>(3)小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援(必須事業)</p> <p>(4)任意事業</p> <p>小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進に資すると見込んでいる。</p>	698
(10)	小児慢性特定疾病登録管理データ 運用事業 (平成27年度)	-	-	0.1億円	-	<p>(事業内容)</p> <p>○実施主体: 国立研究開発法人国立成育医療研究センター</p> <p>○内容:</p> <p>(1)小児慢性特定疾病にかかるデータベースの構築、運用</p> <p>(2)小児慢性特定疾病児童等の治療・療養生活の改善等に資するポータルサイトの構築、運用</p> <p>小児慢性特定疾病にかかるデータベースを構築し、研究者等に当該データを提供することにより小児慢性特定疾病の治療研究の推進を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の治療・療養生活の改善や小児慢性特定疾病にかかる理解促進等に資する情報の入口となるポータルサイトを構築し、運用することにより、児童の健全育成に資すると見込んでいる。</p>	697
(11)	小児慢性特定疾病児童成人移行 期医療支援モデル事業 (平成27年度)	-	-	0.2億円	-	<p>(事業内容)</p> <p>○実施主体: 独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人</p> <p>○内容:</p> <p>(1)移行支援のためのツールの開発</p> <p>(2)移行元及び移行先医療機関における研修の実施</p> <p>(3)調査・検証</p> <p>(4)上記を実施するための事務局機能の実施</p> <p>小児期と成人期とで提供される医療が異なる疾病領域を対象に、移行期医療を円滑に進めるためのツール等の開発と研修をパッケージ化し、その実証によりモデルを構築することにより、移行期医療の体制整備の促進に資すると見込んでいる。</p>	新27-0037

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(VI-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること(施策目標VI-5-1)							担当 部局名	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	作成責任者名	家庭福祉課長 大隈俊弥												
施策の概要	本施策は、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な施策を実施して、ひとり親家庭の自立支援の推進を図っている。							政策体系上の 位置づけ	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標5 ひとり親家庭の自立を図ること														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況(千円) 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c) 執行額(千円、e) 執行率(%、e/d)	23年度 185,504,833 0 0 185,504,833 177,423,242 95.6%	24年度 185,638,346 0 0 185,638,346 178,045,288 95.9%	25年度 192,079,330 0 0 192,079,330 181,471,119 94.5%	26年度 187,831,273 0 0 187,831,273 集計中	27年度 183,701,757 - - 183,701,757 集計中	28年度 要求額 182,009,740 - - 182,009,740 - -	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の うち主なもの)	施政方針演説等の名称 経済財政運営と改革の基本方針 2015	年月日 平成27年6月30日	関係部分(概要・記載箇所) 「少子化社会対策大綱」や「子供の貧困対策に関する大綱」を推進する。…(中略)… 「子供の未来応援国民運動」などの子供の貧困対策を推進し、経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯への支援など、必要な財源を確保しつつ、集中的に実効性のある政策を投入する。これらの取組を進める際、財源を確保する方策について幅広く検討する。また、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実と併せて、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等について、年末をめどに政策パッケージを策定し、その取組を推進する。												
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	平成14年に母子及び寡婦福祉法を改正し、国が策定した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、①「子育て・生活支援策」、②「就業支援策」、③「養育費確保策」、④「経済的支援策」の4本柱により、総合的な自立支援を行っている。さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)において、ひとり親家庭の貧困に対応する支援施策の強化が求められており、同法に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)」を策定した。 ※少子化社会対策大綱(平成27年3月中閣議決定予定)を踏まえ追記予定。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																			
				○																			
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度 目標年度	目標値 目標年度	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
1 高等職業訓練促進給付金支給件数	集計中 平成26年度	前年度以上 毎年度	- 9,582人	- 7,875人	- 集計中	前年度以上 前年度以上	前年度以上 前年度以上	母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得を支援し就職を容易にし、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立の促進につながるから、当該測定指標とその目標値を設定した。															
2 自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体の割合	93.3% 平成25年度	100% 平成31年度	- 91.6%	- 93.3%	100% 集計中	100% 前年度以上	100% 前年度以上	母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、当該測定指標とその目標値を設定した。															
3 母子・父子自立支援プログラム策定件数	集計中 平成26年度	前年度以上 毎年度	- 7,590人	- 7,175人	前年度以上 集計中	前年度以上 前年度以上	個人の状況に応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせる支援し、自立阻害要因を取り除き、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立を促進できる母子・父子自立支援プログラムの策定件数を増加させることにより、母子家庭及び父子家庭の自立のための総合的な支援の充実が図れるため、当該測定指標とその目標値を設定した。																
4 母子・父子自立支援員の配置数	集計中 平成26年度	前年度以上 毎年度	1,601人以上 1,622人	1,622人以上 1,644人	1,644人以上 集計中	前年度以上 前年度以上	母子家庭及び父子家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う母子・父子自立支援員の配置を進めることにより、母子家庭及び父子家庭の自立のための総合的な支援の充実が図れるため、当該測定指標とその目標値を設定した。																
5 養育費相談支援センターへの相談件数	集計中 平成26年度	前年度以上 毎年度	6,729件以上 8,199件	8,199件以上 7,973件	7,973件以上 集計中	前年度以上 前年度以上	本事業の相談件数を増やすことにより、相談による支援が推進され、養育費確保の促進につながるから、また、平成24年4月より施行されている民法一部改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、子の監護費用や面会交流が明示されたことから、当該測定指標とその目標値を設定した。																

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標年度		施策の進捗状況(実績)					
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 児童扶養手当 (昭和36年度)	1772.5億円 (1692億円)	1736.1億円 (- 億円)	1717.9億円	-	離婚によるひとり親世帯等、児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して児童扶養手当を支給することにより、ひとり親世帯の生活の安定と自立の促進を図る。	700		
(2) 母子家庭等対策総合支援事業 (平成15年度)	97億円 (94億円)	91億円 (- 億円)	74億円	1, 2	・雇用保険の受給資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部(受講料の2割相当額(上限10万円))を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を実施。 ・看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る「高等職業訓練促進給付金事業」を実施。 これらの事業を実施することにより、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立の促進を図る。	701		
(3) 養育費確保支援事業委託費 (平成19年度)	0.6億円 (0.5億円)	0.6億円 (- 億円)	0.6億円	5	母子家庭等に対する養育費相談を実施するとともに、養育費専門相談員等を対象とした養育費に関する研修の実施、養育費に関する情報提供等を実施することにより、母子家庭等の養育費の確保を促進する。	702		
(4) 母子父子寡婦福祉貸付金 (昭和28年度)	50億円 (27億円)	50億円 (- 億円)	44億円	-	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活に必要な資金やその扶養している児童の修学に必要な資金等について貸付を実施することにより、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進する。	703		
(5) 母子家庭等自立支援対策費 (-)	0.03億円 (0.01億円)	0.2億円 (- 億円)	0.8億円	3,4	母子家庭等の自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催や調査研究を行うことにより、母子家庭等対策の推進を図る。	704		
(6) 母子家庭等自立促進基盤事業 (平成27年度)			0.09億円	-	母子・父子福祉団体等の民間団体が行うひとり親家庭への支援活動を支援することにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。	新27-038		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅶ-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅶ-1-1)</p>						<p>担当 部署名</p>	<p>社会・援護局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>保護課長 大西 証史 地域福祉課長 金井 正人</p>																																																					
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は生活困窮者等に対する生活保護を適正に実施するとともに、生活保護に至る前の段階での自立を図るための包括的な相談支援や就労支援等を実施している。</p>						<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>																																																							
<p>施策の予算額・執行額</p>	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度要求額</td> </tr> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>2,606,511,166</td> <td>2,831,886,823</td> <td>2,861,437,848</td> <td>2,922,167,034</td> <td>2,954,697,772</td> <td>2,977,806,606</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>162,477,004</td> <td>-22,695,078</td> <td>3,834,619</td> <td>-62,462,281</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>25,700,479</td> <td>47,573,471</td> <td>0</td> <td>14,239,432</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>2,794,688,649</td> <td>2,856,765,216</td> <td>2,865,272,467</td> <td>2,873,944,185</td> <td>2,954,697,772</td> <td>2,977,806,606</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>2,779,115,178</td> <td>2,821,797,062</td> <td>2,832,881,333</td> <td>集計中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>99.3%</td> <td>98.8%</td> <td>98.9%</td> <td>集計中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	当初予算(a)	2,606,511,166	2,831,886,823	2,861,437,848	2,922,167,034	2,954,697,772	2,977,806,606	補正予算(b)	162,477,004	-22,695,078	3,834,619	-62,462,281			繰越し等(c)	25,700,479	47,573,471	0	14,239,432			合計(d=a+b+c)	2,794,688,649	2,856,765,216	2,865,272,467	2,873,944,185	2,954,697,772	2,977,806,606	執行額(千円、e)	2,779,115,178	2,821,797,062	2,832,881,333	集計中			執行率(%、e/d)	99.3%	98.8%	98.9%	集計中			<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>				
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																									
当初予算(a)	2,606,511,166	2,831,886,823	2,861,437,848	2,922,167,034	2,954,697,772	2,977,806,606																																																									
補正予算(b)	162,477,004	-22,695,078	3,834,619	-62,462,281																																																											
繰越し等(c)	25,700,479	47,573,471	0	14,239,432																																																											
合計(d=a+b+c)	2,794,688,649	2,856,765,216	2,865,272,467	2,873,944,185	2,954,697,772	2,977,806,606																																																									
執行額(千円、e)	2,779,115,178	2,821,797,062	2,832,881,333	集計中																																																											
執行率(%、e/d)	99.3%	98.8%	98.9%	集計中																																																											
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>・生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするが規定されている。 ・また、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)において、この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とするが規定されている。 国、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村等の責務については、生活困窮者自立支援法第3条にて、以下のように規定している。 (市及び福祉事務所を設置する町村等の責務) 第三条 市(特別区を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。))は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関(次項第二号において単に「関係機関」という。))との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。 二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。 3 国は、都道府県及び市等(以下「都道府県等」という。)が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</p>						<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○																																													
24	25	26	27	28																																																											
○																																																															
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> <table border="1"> <tr> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> </table>					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																																																
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																											
<p>1 生活困窮者自立支援事業の相談件数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>/</p>	<p>/</p>	<p>/</p>	<p>34万件</p>	<p>前年度以上</p>	<p>新しい制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐ事が重要であり、この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、モデル事業の実施状況を踏まえ、27年度において実施すべき相談件数として、目標値を34万件としている。</p>																																																					
<p>2 住宅手当受給中に常用就職した者の割合 ※平成25年度より住宅支援給付 ※平成27年度より住居確保給付金</p>	<p>—</p>	<p>平成26年度末時点</p>	<p>前年度末時点以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>37%以上</p>	<p>41%以上</p>	<p>前年度末時点以上</p>	<p>前年度末時点以上</p>	<p>前年度末時点以上</p>	<p>住まいのない離職者の方等が住まいを確保し、安定して就職活動ができるように家賃相当額を給付しているが、この取組が、離職者の方等の就職につながっているかを評価するため、本指標を選定し、前年度末時点の実績を上回ることを目標値としている。</p>																																																					
<p>3 自立支援プログラムの策定数</p>	<p>—</p>	<p>平成26年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>3,955以上</p>	<p>4,293以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>生活保護受給者の自立を助長するため、各自治体における生活保護受給者の状況に応じ自立支援プログラムを策定し、計画的かつ効果的に支援を実施している。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、前年度の実績を上回ることを目標値としている。</p>																																																					
<p>4 自立支援プログラムの各年度の参加者数</p>	<p>—</p>	<p>平成26年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>286,066人以上</p>	<p>325,808人以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>生活保護受給者の自立を助長するため、各自治体における生活保護受給者の状況に応じ自立支援プログラムを策定し、計画的かつ効果的に支援を実施している。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、前年度の実績を上回ることを目標値としている。</p>																																																					
<p>5 被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業により就労・増収した者の数</p>	<p>—</p>	<p>平成26年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>36,314人以上</p>	<p>46,126人以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>生活保護受給者の自立を助長するため、各自治体における生活保護受給者の状況に応じ自立支援プログラムを策定し、計画的かつ効果的に支援を実施している。この取組が効果を及ぼしているかを評価するため、本指標を選定し、前年度の実績を上回ることを目標値としている。</p>																																																					
<p>6 指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>100%</p>	<p>毎年度</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>最後のセーフティネットである生活保護が適切に機能するよう、都道府県が生活保護指導職員を配置し、毎年度管内福祉事務所に対して指導監査を実施している。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、目標値を100%としている。</p>																																																					

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	施策の進捗状況(実績)				
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年度行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 保護費負担金(昭和6年度)	2,774,226百 万円 (2,756,074百 万円)	2,819,412百 万円	2,863,511百 万円	3,4,5	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立の支援につながると見込んでいる。	706		
(2) 中国残留邦人生活支援給付金(平成20年度)	9,290百万円 (9,290百万 円)	9,706百万 円	9,745百万 円	—	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援につながると見込んでいる。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)	707		
(3) 保護施設事務費負担金(昭和6年度)	27,804百万 円 (27,804百万 円)	28,556百万 円	28,931百万 円	—	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。	708		
(4) 生活保護指導監査委託費(昭和30年度)	1,952百万円 (1,952百万 円)	2,031百万 円	1,966百万 円	6	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。	705		
(5) 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(平成27年度)	—	—	21,772百万 円	1,3,4,5	・生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 ・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の6に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。	新27-039		
(6) 生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度)	—	—	28,268百万 円	1,3,4,5	・生活困窮者に対し就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 ・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。	709		
(7) ホームレス実態調査(平成14年度)	0.16億円	0.13億円	0.11億円	—	ホームレス自立支援法に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。 ホームレスの実態を全国的に調査することで、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資することを目的としている。	714		
(8) 日本赤十字社救護業務費等補助金(昭和53年度)	0.4億円	0.4億円	0.3億円	—	戦時衛生勤務に服した旧日本赤十字社従軍看護婦等に対する慰労給付金支給事務及び非常災害時における医療救護活動等に備えた研修事業であり、非常災害及び武力攻撃事態等における救護活動等の円滑な実施を図る。 (1)旧日本赤十字社救護看護婦等慰労給付金支給事業費受給者数:957(H24実績) (2)日本赤十字社救護員養成事業費研修受講人数:1795人(H24実績)	711		
(9) 社会福祉行政事務企画指導等経費(平成20年度)	2.73億円	2.93億円	3.06億円	—	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。	712		
(10) 生活保護に関する調査事業(昭和26年度)	126百万円	102百万円	103百万円	—	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。	713		
(11) 社会福祉法人制度検証事業(平成26年度)	—	56百万円	—	—	以下の業務について、民間団体に委託を行い、得られた結果を社会福祉法人の見直し検討のための基礎データとして使用するもの。 ①事業の実施状況や財務情報等を含めた調査票の作成、②全国の社会福祉法人(約2万人)に対する調査票の配布・収集、③回答の電子データ化及び集計、④当方からの指示に基づく各種分析	715		
(12) 生活困窮者自立支援制度人材研修事業(平成26年度)	—	0.39億円	0.58億円	—	生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等を養成するための研修を実施することにより、相談社の状況に応じた支援に適切につながるることができる、高い支援技術を有する支援員の確保を図る。	716		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅶ-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること(施策目標Ⅶ-2-1)							担当 部署名	社会・援護局福祉基盤課	作成責任者名	福祉基盤課長 岩井 勝弘												
施策の概要	本施策は、福祉・介護に従事する人材を養成する等、利用者への福祉サービス基盤を整備するため実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	34,422,408	34,932,530	37,687,350	37,038,404	35,700,246	39,284,442															
		補正予算(b)	-148,267	3,139,298	-54,195	846,348																	
		繰越し等(c)	204,746	0	0	0																	
		合計(d=a+b+c)	34,478,887	38,071,828	37,633,155	37,884,752	35,700,246	39,284,442															
執行額(千円、e)	34,352,218	37,904,772	37,310,994	集計中																			
執行率(%、e/d)		99.6%	99.6%	99.1%	集計中																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○人口減少社会を迎え、将来的な労働人口の減少が見込まれる一方で、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれ、2025年には253万人の介護職員が必要と推計されている。</p> <p>○また、現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後もこの傾向が維持される可能性が高いため、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。</p> <p>○さらに社会保障制度改革国民会議報告書においても、地域包括ケアを支えるサービスの確保には介護職員等の人材確保が必要とされている。</p>							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 介護職員数	150.9万人	平成23年 度	前年度 +7万人	毎年度	前年度 +7万人 (157.9万 人)	前年度 +7万人 (164.9万 人)	前年度 +7万人 (171.9万 人)	前年度 +7万人	前年度 +7万人	・福祉・介護人材を安定的に確保する必要があるため、当該数値を測定目標にした。なお、介護職員数は景気の動向等によっても変化してくるものであるが、2025年に253万人の介護職員を確保するために必要な前年度+7万人という指標を目標としている。 ※出典:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」													
					163.0万人	170.8万人	集計中																
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					施策の進捗状況(実績)																		
					-	-	-	-	-														
					-	-	-	-	-														
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
					-	-	-	-	-														
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						平成27年度行政事業レビュー事業番号												
	25年度	26年度																					
(1) 中央福祉人材センター運営事業費 (平成5年度)	35百万円 (35百万 円)	35百万円	34百万円	1	社会福祉法に基づき設置されている中央福祉人材センターにおいて実施する全国的な福祉人材情報システムの運営や、各都道府県福祉人材センターの職員研修会や全国会議、ブロック会議の開催、また福祉・介護分野の人材確保にかかる調査等に補助することにより、福祉・介護人材の確保に関するノウハウの伝達に努め、各都道府県福祉人材センターの業務を支援する。						719												
(2) 社会福祉職員研修センター経営委 託費 (昭和50年度)	36百万円 (36百万 円)	36百万円	36百万円	1	社会福祉職員研修センター(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院)において実施する都道府県又は市町村において社会福祉事業に従事する職員、公立施設の施設長、社会福祉法人の経営者等に対する社会福祉主事として必要な基礎知識及び技術、施設長として必要な知識及び技術、法人・施設運営に関する専門知識及び技術等を教授する研修に対し補助を行い、社会福祉事業従事者の確保とその資質の向上を図っている。						728												

(3)	社会事業大学経営等委託費 (昭和21年度)	364百万円 (364百万円)	371百万円	367百万円	1	学校法人日本社会福祉事業大学において実施する将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対する養成・研修、社会福祉施設や都道府県、市町村等の職員となる指導的社会福祉事業者(社会福祉のリーダー)の養成に対し補助を行う。 ※社会福祉のリーダー (1)特養、障害者施設、児童施設等社会福祉施設のリーダー (2)自治体の社会福祉行政のリーダー (3)地域福祉のコーディネーター(社会福祉協議会やNPO法人職員)	727
(4)	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業 (平成19年度)	57百万円 (57百万円)	70百万円	68百万円	-	公益社団法人国際厚生事業団において実施する以下の事業に対して補助を行う。 ○外国人介護福祉士候補者に対し、入国後、我が国国内の介護施設で就労・研修を行うに当たり必要となる知識・技術を習得させることを目的とした介護導入研修 ○候補者受入れ施設対象に、候補者の労務管理及び施設内の研修状況について把握し必要な指導を行う巡回訪問 ○候補者から就労・研修に係る相談・苦情対応等	726
(5)	外国人介護福祉士候補者学習支援事業 (平成22年度)	108百万円 (108百万円)	100百万円	101百万円	-	公募によって決定した事業実施団体において以下の事業を実施。(平成23年度～) ○日本語並びに介護福祉士として必要な専門知識や技術、日本の社会保障制度を学ぶ集合研修 ○就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導(定期的な小テスト) ○介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援(模擬試験の実施等)を実施 ※平成22年度は、日本語取得を支援するための「日本語定期研修事業」を実施 ※平成23年度から事業名を「外国人介護福祉士候補者学習支援事業」に変更	730
(6)	福祉サービスの第三者評価等事業 (平成12年度)	7百万円 (7百万円)	7百万円	6百万円	-	全国社会福祉協議会において実施する以下の事業に対して補助するものである。 1. 全国社会福祉協議会に評価事業普及協議会を設置し、都道府県推進組織参画のもと、各都道府県毎の福祉サービス第三者評価への取組状況等に関する情報交換並びに事例発表等を行う。 2. 全国社会福祉協議会に評価基準等委員会を設置し、第三者評価基準ガイドラインの策定に関する検討を行う。 3. 都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修における指導講師を養成するため、評価調査者指導者研修会を開催する。	720
(7)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 (昭和36年度)	24967百万円 (24967百万円)	25030百万円	25033百万円	1	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職金を支給するもの。	723
(8)	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 (昭和40年度)	5946百万円 (5946百万円)	5622百万円	5303百万円	-	社会福祉施設や医療施設は、介護報酬、診療報酬等の公定価格に依存した低収益構造にあり、社会的に弱い居住者等を擁するため、施設の整備に対して建設資金等を固定金利で提供できるよう、金利変動により資金調達金利を上回る金利差が生じた場合の不足相当額、借入金利息と貸付金利息の差額補填等を予算措置により補給しているもの。	724
(9)	社会福祉振興助成費補助金 (平成22年度)	1686百万円 (1527百万円)	1300百万円	703百万円	-	社会福祉法人、NPO法人などが行う事業に対し助成を行うものである。 ①福祉活動支援事業(個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫のある事業) ②地域連携活動支援事業(複数の団体が連携を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ等に対応する事業) ③全国的・広域的ネットワーク活動支援事業(広域的な普及等を図るため、複数の団体が相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業)	729
(10)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	3251百万円 (3251百万円)	3361百万円	3387百万円	-	次の運営に必要な運営に要する経費を交付 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備等に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務	734
(11)	地域福祉活動支援事業費 (昭和31年度)	79百万円 (79百万円)	166百万円	177百万円	-	社会福祉法人に基づき設置されている全国社会福祉協議会において実施する生活福祉資金貸付制度の適正な運営のための体制整備、民生委員・児童委員に対する日常生活についての指針となる各種資料の提供等の情報支援や互助事業の実施、各地域における様々な民間相談機関の相談員等に対する実践力強化等のための研修、ボランティア活動に対する国民の理解を深める取組等の事業に対して補助する。(補助率100%)	717
(12)	地方改善事業 (昭和35年度)	4214百万円 (4115百万円)	4151百万円	3773百万円	-	市町村が設置する隣保館で実施する、地域の拠点として基本事業(社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業)や、地域の実情に応じて特別事業(隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業)に対して補助を行う。	722
(13)	民生委員関連経費 (昭和23年度)	66百万円 (27百万円)	19百万円	7百万円	-	本経費は①民生委員法に基づく3年に一度の民生委員・児童委員一斉改選や転居等の理由による随時の委嘱・解嘱の際の委嘱状の作成②無報酬で日常的に住民の社会福祉に関する相談や支援を行うことにより地域福祉の推進に努めている民生委員・児童委員に対する大臣表彰の際の功労賞の作成に必要な経費である。	725
(14)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	730百万円 (686百万円)	1366百万円	636百万円	-	市町村が設置する共同施設及び隣保館の整備に要する費用の一部を補助する。	731
(15)	就労系施設生産活動推進事業 (昭和59年度)	17百万円 (17百万円)	17百万円	15百万円	-	●発注者側(国・民間企業等)に対し、全国の就労系事業所の物品販売・役務提供の内容、連絡先、受注可能数等、発注を行うために必要な情報発信をする事業 ●就労系施設の製品開発、販売促進、品質管理等についての指導・研修を実施する事業 ●就労系施設製品の販路の拡大並びに受注の安定を図るため、展示販売を行う事業	718
(16)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	20057百万円 (16157百万円)	11034百万円	2561百万円	-	社会福祉法人等が施設(障害者施設、保護施設等)を整備しようとする場合、原則としてその整備費の2分の1を補助し、都道府県・指定都市・中核市においては、施設設置者に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助する。(補助率:1/2)	732
(17)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4610百万円 (4610百万円)	4610百万円	4610百万円	-	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。 都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象：心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率：国1/2、都道府県及び指定都市1/2 過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。	733

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅶ-3-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと(施策目標Ⅶ-3-1)								担当 部局名	社会・援護局援護・業務課 社会・援護局援護企画課	作成責任者名	援護・業務課長 七條 浩二 援護企画課長 井原 辰雄								
施策の概要	本施策は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うとともに、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるために実施しています。								政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標3 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること										
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 のうちの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)								
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	28,754,086	24,836,038	21,831,776	18,816,173	16,420,802	15,048,637		-	-	-								
		補正予算(b)	-463,283	-542,200	-752,331	-634,171														
		繰越し等(c)	-360,041	400,953	15,748	20,673														
		合計(d=a+b+c)	27,930,762	24,694,791	21,095,193	18,202,675	16,420,802	15,048,637												
執行額(千円、e)	27,289,252	24,259,526	20,789,368	18,002,563																
執行率(%, e/d)		97.7%	98.2%	98.6%	98.9%															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	昭和27年より、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、公務死又は傷病を負った軍人、軍属及び準軍属に対して、障害年金(一時金を含む)並びにその遺族に対する遺族年金(一時金を含む)、遺族給与金又は弔慰金の支給を行っているほか、昭和38年より、国として特別の慰籍、弔慰を表すため、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦没者等の遺族等に対して弔慰金等の支給を行っている。 昭和館は、戦没者遺児を始めとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供することを目的として平成11年3月に開設された施設である。 しょうけい館は、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその妻が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えることを目的として、平成18年3月に開設された施設である。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28		○			
24	25	26	27	28																
	○																			
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度											
1 援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6か月以内に裁定を行った件数の割合	92.6%	平成22年度	92.6%以上	毎年度	92.6%以上	92.6%以上	92.6%以上	92.6%以上	92.6%以上	・戦傷病者戦没者遺族等援護法は、戦傷病者や戦没者遺族等に対して障害年金又は遺族年金等を支給することを目的としているため、対象者に対して裁定を速やかに行うことができるかどうかを政策目標の達成の測定指標とする。 ・指標の目標値については、従前、前年度の実績値以上を目標値として毎年度改善に努め、最終的に90%を超えることを目標としてきた結果、平成22年度に92.6%という実績値となったため、当該水準以上を目標値とする。										
2 昭和館の入館者数	370,311人	26年度	対前年度10%増	平成27年度	前年度(244,319人)以上	前年度(290,244人)以上	前年度(306,295人)以上	対前年度10%増	-	・より多くの方が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、本年は戦後70周年であることから対前年度10%増の入館者数を目標値とする。										
3 しょうけい館の入館者数	122,067人	26年度	対前年度10%増	平成27年度	前年度(122,378人)以上	前年度(131,437人)以上	前年度(107,105人)以上	対前年度10%増	-	・より多くの方がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその妻等が戦中・戦後に体験した労苦を後世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、本年は戦後70周年であることから対前年度10%増の入館者数を目標値とする。										
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
			施策の進捗状況(実績)																	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-										
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務(昭和27年度)	197億円 (195.2億円)	169億円 (167.4億円)	147億円	1	以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・障害年金、遺族年金、遺族給与金及び弔慰金の審査、裁定及び支給 ・裁定に係る調査事務等(都道府県に事務委託) ・遺族等年金の支給に係る決定等を議決し、厚生労働大臣の処分に対する異議申立に関し意見を述べる援護審査会の運営 ・遺族年金等受給者に係る支給の管理 ・援護システムの運用・管理	736
(2) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給事務(昭和38年度)	4億円 (3.6億円)	4億円 (4.0億円)	8億円	—	以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・特別弔慰金等の審査、裁定(都道府県に委託) ・裁定後、都道府県からの裁定報告に基づき、国庫債券の発行を財務省に請求 ・援護システムの運用・管理	737
(3) 戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業(昭和28年度)	3.2億円 (3.0億円)	2.8億円 (2.3億円)	2.4億円	—	戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料の支給等の援護を行い、目標の達成に寄与する。	738
昭和館運営等事業 (4) (①平成11年度、②平成14年度)	4.4億円 (4.4億円)	4.8億円 (4.8億円)	5.0億円	2	①昭和館に係る経費 主に戦争に関する歴史的事実のうち、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び情報を収集、保存、展示することにより、次世代に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。 資料・情報の収集や企画展の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。 ②遺族及留守家族等援護活動費補助金 対馬丸記念館という地域住民の交流の場において、高齢化した戦没者遺族等を含めた地域住民に対するメンタルヘルズ相談、生活相談、その他生活上の各種相談及び遺族の内面的心情に関する事例調査研究を行う。また、地域に密着した各種相談講習会を行う。 これらにより、戦傷病者や戦没者遺族等の援護につながるものである。	739
(5) 戦傷病者福祉事業(昭和47年度)	1.6億円 (1.6億円)	1.6億円 (1.6億円)	1.8億円	3	戦傷病者やその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、次世代にその労苦を伝えることを目的とする「しょうけい館」を運営する。 資料・情報の収集や企画展の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の労苦を知る機会を提供することにより、戦没者遺族等の援護に寄与する。	740

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅶ-3-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること(施策目標Ⅶ-3-2)								担当 部署名	社会・援護局事業課	作成責任者名	事業課長 望月 文明												
施策の概要	本施策は、戦没者の遺骨収容及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うとともに、旧主要戦域等で、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うために実施している。								政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標3 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況(千円) 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c) 執行額(千円、e) 執行率(%、e/d)	23年度 2,233,658 0 -234,816 1,998,842 1,143,568 57.2%	24年度 2,033,789 0 433,440 2,467,229 2,405,460 97.5%	25年度 2,005,556 0 0 2,005,556 1,877,957 93.6%	26年度 2,266,709 0 0 2,266,709 2,179,437 96.1%	27年度 2,493,276 / / 2,493,276 / /	28年度要求額 3,136,196 / / 3,136,196 / /	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称 第百八十九回国会における安倍内閣 総理大臣施政方針演説	年月日 H27.2.12	関係部分(概要・記載箇所) 六 外交・安全保障の立て直し (平和国家としての歩み) 今も異国の地に眠るたくさんの御遺骨に、一日も早く、祖国 へと御帰還いただきたい。それは、今を生きる私たちの責務 である。硫黄島でも、一万二千柱もの御遺骨の早期帰還に 向け、来年度中に滑走路下百か所の掘削を完了し、取組を 加速してまいります。													
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収容等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行う。 ・厚生労働省設置法(平成11年法律第97号) ・「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件」(昭和27年10月23日閣議了解)								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																				
		○																						
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合	-	-	85%以上	毎年度	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	・慰霊巡拝事業は、遺骨収集帰還事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義な慰霊とするため、当該数値を測定する。 ・慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることとしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が85%以上となるよう目標値を定めている。														
2 遺骨収容又は送還を行った地域数	-	-	3年の平均地域数以上	毎年度	平成21年度から平成23年度の平均地域数(12)以上	平成22年度から平成24年度の平均地域数(12)以上	平成23年度から平成25年度の平均地域数(12)以上	平成24年度から平成26年度の平均地域数以上	平成25年度から平成27年度の平均地域数以上	・先の大戦における戦没者の御遺骨は、戦後70周年を迎える現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの地域で御遺骨を着実に収容・送還することが遺族の慰藉に寄与することから、当該数値を測定する。 ・遺骨収集帰還事業は、埋葬地に関する情報等に基づき相手国政府の許可を得て遺骨収集帰還団を派遣し収容を実施しており、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域別の収容数が左右されるため、戦没者遺骨を迅速かつ着実に収容・送還する指標として、3年間の平均地域数以上を目標とする。														
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
(参考)測定指標	-			-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 戦没者追悼式挙行等事業 (①昭和38年度、②昭和39年度)	1.4億円 (1.4億円)	1.4億円 (1.4億円)	1.5億円	—	以下を実施することで、戦没者遺族の慰藉につながるものである。 ①全国戦没者追悼式 昭和38年から毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館で、天皇皇后両陛下御臨席のもとに実施している。式典は宗教的儀式を伴わないものとされ全国から遺族代表を国費で参列させることとしている。 ②千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式 海外戦没者遺骨帰還等により新たに持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められている遺骨に対し拝礼を行うため、厚生労働省主催により昭和40年以降毎年春に皇族の御臨席をいただき実施している。	741
(2) 海外未送還遺骨情報収集事業 (平成18年度)	1.3億円 (1.1億円)	1.4億円 (1.2億円)	1.0億円	2	南方地域(フィリピン、東部ニューギニア、ピスマーク・ソロモン諸島、インドネシア)に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内や現地で情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行う。 本事業は積極的に遺骨情報を収集し、早期の遺骨収集帰還につなげるものである。本事業で多数の情報を収集することにより、遺骨収容数の増加に寄与し、もって戦没者遺族の慰藉につながるものである。	742
(3) 遺骨収集帰還関連事業 (昭和27年度)	11.7億円 (10.9億円)	13.6億円 (13.3億円)	15.5億円	2	戦没者の遺骨収集帰還事業は、昭和27年度から南方地域で開始され、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者についても遺骨収容が可能となった。これまでに約34万柱の遺骨が収容され、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうちの約半数(約127万柱)が送還されている。 引き続き、未送還遺骨情報収集事業等によって得られた情報に基づき、着実かつ迅速に遺骨収容を実施する。また、相手国の事情により遺骨収容ができない国には、外務省と連携し遺骨収容の実現に向けて努力しているところである(一部補助事業 補助率 10/10)。 これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	743
(4) 遺骨伝達等事業 (昭和26年度)	1.3億円 (1.1億円)	1.2億円 (1.0億円)	1.2億円	—	収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨することにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	744
(5) 慰霊巡拝事業 (昭和51年度)	1.1億円 (1.0億円)	1.0億円 (1.1億円)	1.1億円	1	先の大戦で旧主要戦域となった地域で、政府職員が戦没者遺族とともに戦没者の戦没地点付近や国が建立した海外戦没者慰霊碑を訪れて、現地追悼式などを行い戦没者の慰霊を行う(一部補助事業 補助率1/3)。 これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	745
(6) 慰霊友好親善事業 (平成3年度)	2.7億円 (2.7億円)	2.7億円 (2.7億円)	3.5億円	—	先の大戦による戦没者の遺児が、旧主要戦域を巡拝し、戦没者の慰霊追悼を行うとともに、旧主要戦域の関係者との友好親善のための記念事業(教育施設への学用品等の寄贈、公共施設等の清掃、現地戦争犠牲者との交流会、記念植樹)を行う(定額補助)。 戦没者遺児が旧主要戦域の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ、相互理解を深めることは、戦没者遺児の慰藉に寄与するものである。	746
(7) 慰霊碑の維持管理等事業 (昭和45年度)	0.5億円 (0.4億円)	1.2億円 (1.1億円)	1.0億円	—	硫黄島及び海外14か所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託するとともに、経年劣化等により補修の必要となった場合は補修工事を行う。また、旧ソ連地域に抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。 これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	747
(8) 民間建立慰霊碑管理促進事業 (平成15年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円 (0.1億円)	0.2億円	—	民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理状況が不良である慰霊碑について、建立者等への維持管理指導を行い、必要に応じ、慰霊碑等の移設・埋設や補充調査を行う。 また、国内で管理不良と都道府県から報告のあった民間建立慰霊碑の一部について実地調査を行う。 これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	748

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅶ-3-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること(施策目標Ⅶ-3-3)						担当 部署名	社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	作成責任者名	援護企画課中国残留邦人等支援室長 井上 秀美										
施策の概要	本施策は、中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援するために実施している。						政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標3 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること												
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,870,836	1,750,574	1,564,814	1,437,423	1,335,626	1,347,246	-	-	-									
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	0												
		繰越し等c	-59,176	50,512	203,772	34,272														
		合計(d=a+b+c)	1,811,660	1,801,086	1,768,586	1,471,695	1,335,626	1,347,246												
	執行額(千円、e)	1,723,468	1,737,374	1,430,239	1,360,854															
執行率(%、e/d)	95.1%	96.5%	80.9%	92.5%																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。						政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																
			○																	
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
1 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)	15,537件	26年度	前年度以上	毎年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度											
					前年度(9,975件)以上 11,527件	前年度(11,527件)以上 13,889件	前年度(13,889件)以上 15,537件	前年度(15,537件)以上	前年度以上											
2 就労相談員を配置して実際に就労支援をした自治体数	-	26年度	前年度以上	毎年度	前年度(2)以上 3	前年度(3)以上 4	前年度(4)以上	前年度以上	前年度以上	・中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体より多くの地域で実施されることが中国残留邦人等の自立の支援につながるものであり、その中でも、中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、自立支援通訳の更なる活用が重要であるため、派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度以上の派遣数としている。 ・就労相談員とは、中国残留邦人等が長期にわたり海外にであったため、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、就労のための相談を行うことにより、地域において安定した生活が送れるよう支援するために配置しているものである。 ・より多くの自治体で就労相談員を配置し、就労支援をすることが中国残留邦人等への充実した支援につながるものであることから、目標値を前年度以上としている。										
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
-	-			-	施策の進捗状況(実績)															
					-	-	-	-	-											
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度											
3 中国残留邦人等の帰国世帯数(世帯)					5	4														
4 中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数(人)					45,514	39,570														
5 地域生活支援事業の自治体の実施率(実施自治体数/中国残留邦人等が居住する自治体数)(%)					94.4%	97.2%														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 中国残留邦人等身元調査事業 (昭和48年度)	34百万円 (25百万円)	30百万円 (25百万円)	30百万円	-	中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施する。 中国残留日本人孤児の身元調査を行うことにより、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進に寄与するものである。	749
(2) 帰国受入支援事業 (昭和48年度)	457百万円 (435百万円)	409百万円 (389百万円)	357百万円	-	日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給する。 また、永住帰国直後の世帯に対しては、中国帰国者定着促進センターで、6か月間にわたり基礎的な日本語教育や日本の生活習慣等の研修を実施する。	750
(3) 中国残留邦人等に対する 定着自立支援事業 (昭和63年度)	433百万円 (432百万円)	427百万円 (427百万円)	418百万円	-	永住帰国直後の中国帰国者定着促進センターでの入所研修に加え、中国帰国者支援・交流センターで地域定着後の帰国者に対し、日本語学習等の定着自立支援や社会的な自立を促すための交流事業等を実施している。	751
(4) 保険料追納一時金事業 (平成19年度)	340百万円 ※内繰越し等 170百万円 (79百万円)	135百万円 ※内繰越し等 34百万円 (58百万円)	67百万円	-	本事業は、中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料追納額を国が控除し、本人に代わって追納することとしたものである。 なお、すでに本人が保険料を自ら納付(拠出)している期間については追納せず、保険料相当額を本人に直接支給することとしている。	752
(5) 中国残留邦人等に対する 支援給付事業 (平成20年度)	449百万円 (447百万円)	448百万円 (441百万円)	442百万円	1.2	満額の老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対する支援給付の円滑な実施のため、中国語が解せる支援・相談員を窓口配置する。 (支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事業において、予算計上。)	753

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(VII-3-4))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること(施策目標VII-3-4)								担当 部署名	社会・援護局援護・業務課	作成責任者名	援護・業務課長 七條 浩二											
施策の概要	本施策は、旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管するとともに、恩給請求書の進達及び履歴証明を迅速かつ適切に行うために実施している。								政策体系上の 位置づけ	基本目標VII ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標3 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること													
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に係る内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	309,855	424,353	365,854	348,121	360,110	282,893															
		補正予算(b)	0	0	0	0																	
		繰越し等(c)	0	0	0	0																	
		合計(d=a+b+c)	309,855	424,353	365,854	348,121	360,110	282,893															
執行額(千円、e)	272,264	349,364	326,057	314,135																			
執行率(%、e/d)	87.9%	82.3%	89.1%	90.2%																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び関連規程に基づき、旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料を適切に整備保管するものである。 また、恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)により、恩給を請求する者は厚生労働省を経由して総務省人事・恩給局に恩給請求関係書類を提出することとされており、請求書類の經由庁として迅速かつ適切に処理を行うものである。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>				24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																			
				○																			
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度														
1 旧陸海軍人事関係等資料約2700万件のうちデータベース化したものの割合	-	-	100%	平成27年度	40%	60%	80%	100%		・終戦後に旧陸海軍から引き継がれた資料は経年劣化による損傷が激しく、公文書等の管理に関する法律に基づき計画的に保管資料のデータベース化を図る必要があるため、当該指標を測定する。 ・平成23年度からの人事関係資料のデータベース化等資料整備計画に基づき、平成27年度100%を目標値とする。													
2 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・恩給給与細則に基づき、旧軍人遺族等恩給進達事務を迅速に行う必要があるため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。													
3 旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・軍人軍属期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行う必要があるため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。													
4 ソ連抑留中死亡者のうち、名簿の提供はあったが情報不足により特定できていない約8千件について調査したものの割合	-	-	100%	平成27年度	40%	60%	80%	100%		・戦後70年目を迎え、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、ソ連抑留中死亡者等の照合調査に積極的に取り組む必要があるため、当該指標を測定する。 ・平成23年度以降入手した各種資料を活用しつつ、平成27年度100%を目標値とする。													
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					施策の進捗状況(実績)																		
					-	-	-	-	-														
					-	-	-	-	-														

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
-		-	-	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 人事関係等資料整備事業 (平成3年度)	318百万円 (281百万円)	302百万円 (271百万円)	314百万円	1.4	・旧陸海軍人事関係等資料について、計画的に電子化による整備を行っている。 ・ロシア政府等から未提供の抑留中死亡者関係資料を入手するとともに資料の整備を図る。入手した資料は、日本語に翻訳後データベース化し、日本側資料と照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等への提供資料の記載内容等をお知らせする。 ・これら資料の整備については、一般競争入札を実施するなど、効率的かつ計画的にデータベース化を行うことにより、人事資料の適切な整備保管につながるものである。	754
(2) 旧軍人遺族等恩給進達事務事業 (平成3年度)	44百万円 (42百万円)	43百万円 (40百万円)	43百万円	2.3	旧陸海軍軍人軍属とその遺族から都道府県を通じて提出される各種恩給請求書の内容を審査し、裁定庁である総務省人事・恩給局に請求書類を進達するとともに、都道府県に対し恩給進達事務に関する指導を行っている。 全ての恩給請求書を総務省が定める標準処理期間(1.5月)内に審査、推進するなど、迅速に処理を行うことにより、恩給請求書の適切な進達につながるものである。	755
(3) 戦没者叙勲等の進達等事業 (昭和38年度)	3百万円 (3百万円)	3百万円 (3百万円)	3百万円	-	戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位及び叙勲の適切な事務処理を行う。	756

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅶ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること(施策目標Ⅶ-1-1)								担当部署名	障害保健福祉部企画課	作成責任者名	企画課長 川又 竹男												
施策の概要	本施策は、障害者の地域における生活を支援するために実施している。								政策体系上の位置づけ	基本施策Ⅶ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)												
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	716,466,957	834,410,752	911,668,473	978,193,696	1,001,175,878	1,062,823,286		「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(公布)	平成22年12月10日	●利用者負担の見直し ●応負担を法律上明確化 等 ●障害者の範囲の見直し ●発達障害が同法の対象となることを明確化 ●相談支援の充実 ●相談支援体制の強化 等 ●障害児支援の強化 ●児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実 等 ●地域における自立した生活のための支援の充実 ●グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設 ●重度の視覚障害者の移動を支援するサービス(同行支援)の創設												
		補正予算(b)	3,807,889	1,600,000	16,215,379	9,262,502																		
		繰越し等(c)	▲ 4,469,094	▲ 4,871,465	▲ 18,847,746	▲ 10,958,686																		
		合計(d=a+b+c)	715,805,752	831,139,287	909,036,106	976,497,512	1,001,175,878	1,062,823,286																
	執行額(千円、e)		706,838,366	820,586,120	886,185,036	928,924,969				「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(公布)	平成24年6月27日	●障害者の範囲の見直し ●障害者の範囲に「難病等」を追加 ●障害者に対する支援の拡充 ●重度訪問介護の対象拡大 ●ケアホームとグループホームの一元化 等 ●サービス基盤の計画的整備 ●基本指針、障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化												
執行率(%、e/d)		98.7%	98.7%	97.5%	95.1%																			
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>(施策の背景) 社会の中で持てる能力を発揮して暮らすことは、障害の有無を問わず誰にとっても大切なことである。障害保健福祉の考え方が「施設での保護」から「地域社会における共生の実現」へと変わり、施策面においても、障害者が地域で自立した生活を営むことができるように、地域移行の推進や就労支援に関連する施策が図られている。</p> <p>(施策の枠組み) ○全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)」 ○同法第87条で定める基本指針に基づき、地方自治体が定める「障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画」(障害福祉計画)</p>								政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○				○
24	25	26	27	28																				
○				○																				
測定指標(定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
1 (第4期障害福祉計画による)福祉施設入所者の地域生活への移行者数	集計中	平成25年度末	決定次第記載	平成29年度	-	-	3.7万人	-	-	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。目標値は、各地方自治体が策定する「第4期障害福祉計画」を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、平成27年から平成29年度の計画について、各地方自治体において計画を作成している状況。 注・現在の最新値は、第3期障害福祉計画までの基準年度である平成17年度からの福祉施設から地域生活への移行者数。														
2 (第4期障害福祉計画による)入院1年以上の長期入院患者数	集計中	平成25年度末	決定次第記載	平成29年度	-	-	-	-	-	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。目標値は、各地方自治体が策定する「第4期障害福祉計画」を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、平成27年から平成29年度の計画について、各地方自治体において計画を作成している状況。														
3 (第4期障害福祉計画による)グループホームの月間の利用者数	-	-	決定次第記載	平成29年度	8.2万人	9.1万人	10.0万人	決定次第記載	決定次第記載	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。目標値は、各地方自治体が策定する「第4期障害福祉計画」を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、平成27年から平成29年度の計画について、各地方自治体において計画を作成している状況。														
4 (第4期障害福祉計画による)一般就労への年間移行者数	0.7万人	平成24年度	決定次第記載	平成29年度	-	-	1.0万人	-	-	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。目標値は、各地方自治体が策定する「第4期障害福祉計画」を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、平成27年から平成29年度の計画について、各地方自治体において計画を作成している状況。														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 障害保健福祉制度普及関係経費等 (平成20年度)	2.1億円 (1.5億円)	1.8億円	1.9億円	-	①障害保健福祉制度にかかる検討会等の実施 ②障害保健福祉制度にかかる広報、報告書、会議資料等の書類作成等 ③障害保健福祉制度の推進にかかる事務費等(監査指導、企画指導経費等) 障害保健福祉制度に係る検討会等の実施、制度の広報、監査指導等、行政活動の基盤となる行為を確実に実施することにより、障害者福祉施策全体の一層の推進を支えし、もって障害者の地域における生活の支援等に寄与することを見込んでいる。	757
(2) 精神障害者社会復帰調査研究等事業 (平成15年度)	0.6億円 (0.1億円)	0.8億円	0.5億円	-	①精神障害者に関する保健福祉等のサービス提供について、福祉分野に限らず保健医療分野とも連携した包括的なサービス提供体制の構築に資する調査・研修を実施する。 ②「精神保健医療福祉の改革ビジョン」、「自殺総合対策大綱」に基づき、メディアを活用したPR等を行うことにより、地域における普及・啓発活動を実施する。 障害保健福祉制度に係る調査、普及・啓発を実施することにより、障害者福祉施策全体の一層の推進を支えし、もって障害者の地域における生活の支援等に寄与することを見込んでいる。	758
(3) 障害支援区分管理事業 (平成18年度)	0.6億円 (0.6億円)	0.5億円	0.4億円	-	障害支援区分判定に係る市町村の支援(ヘルプデスクの設置)及び市町村が行った障害支援区分判定に係るデータの集約。 市町村が実施する障害支援区分認定調査の認定事務の円滑な運営を支援することにより、ひいてはサービスを利用する障害者の生活を支援するものである。また、全国の区分判定状況を客観化し、全国統一ルールによる判定業務の地域格差の是正及び適正化に繋げることで、サービス支給費全体の効率化に資するものである。	759
(4) 自殺対策関係事業 (平成20年度)	0.07億円 (0.07億円)	0.07億円	0.04億円	-	自殺未遂者の再発の自殺を防ぐため、医師、看護師、保健師等を対象に入院中及び退院後の心理的ケアを中心とした研修を開催する。 適切な保健福祉サービスが提供される支援体制の整備として、医師、看護師等救急医療従事者を対象とする自殺未遂者に対するケアの研修を行うことにより、自殺未遂者の再発の自殺企図を防止し、自殺者数の減少に資するものと見込んでいる。	760
(5) 障害者自立支援給付 (平成18年度)	8,512.6億円 (8,153.4億円)	9,215.5億円	9,475.3億円	1,3,4,5,6	①介護給付費・訓練等給付費(補助率:1/2) 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。 ②療養介護医療費(補助率:1/2) 療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 ※平成26年度から障害者医療費に移行 ③計画相談支援給付費(補助率:1/2) 障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検討し、サービス等利用計画の見直し等を行う。 ④地域相談支援給付費(補助率:1/2) 入院・入所中の障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者等に対して、常時の連絡体制を確保して緊急の事態における相談等を実施。 ⑤補装具費(補助率:1/2) 障害者等の身体機能を補完または代替する用具(補装具)の購入又は修理に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の障害福祉サービスを計画的に確保することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	761
(6) 障害者医療費 (平成17年度)	2,119.6億円 (1,945.5億円)	2,203.7億円	2,347.6億円	-	①自立支援医療費(国庫負担率:1/2) 障害者総合支援法に基づき、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた場合に、自立支援医療費を支給する。 ②療養介護医療費(国庫負担率:1/2)(平成26年度予算より、障害者自立支援給付から障害者医療費へ移行) 障害者総合支援法に基づき、療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする効果があると見込んでいる。	762
(7) 地域生活支援事業 (平成18年度)	460.0億円 (460.0億円)	462.0億円	500億円	-	○「地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき都道府県及び市町村(指定都市等を含む。)が行う事業に要する費用に対し、障害者総合支援法の定める補助率上限(1/2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付する。 ○当該補助金は地方分権を推進する観点から、実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用できる「統合補助金」として交付している。 都道府県又は市町村の地域生活支援事業の実施を支援することにより、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる体制づくりに効果があると見込んでいる。	763
(8) 不服審査会経費 (平成18年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	-	各都道府県において、障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会を開催するための経費を補助する。 ・実施主体 都道府県 ・補助率 1/2 障害者等が市町村の行った介護給付費等に係る処分不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について審査を行うこととなるが、その運営経費を補助することにより、障害福祉サービスの適正な利用を確保する。	764
(9) 給付費支払システム事業 (平成18年度)	23.6億円 (23.6億円)	26.6億円	4.4億円	-	国民健康保険中央会がシステムの開発を一括して行うとともに、全国決業務(事業者が複数の都道府県内の市町村に請求を行う場合の各都道府県国民健康保険団体連合会への振り分け)を行う。補助率 10/10 障害福祉サービス費等の請求・支払に関して全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各都道府県国民健康保険団体連合会に一括することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化を図るものである。これによりグループホーム等の障害福祉サービスの利用者数の適切な把握等に資するものと考えられる。	765
(10) 工賃向上計画支援事業 (平成24年度) (旧工賃倍増5カ年計画支援事業)	4.3億円 (4.2億円)	3.1億円	2.8億円	5	基本事業として①経営力育成・強化、②品質の向上、③事業所職員の人材育成のための研修等(補助率 1/2) 特別事業として①共同受注窓口の体制整備、②共同受注窓口による発注促進支援、③障害者の技術向上支援に係るモデル事業(補助率 定額(10/10)相当) 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所等に対する経営指導・技術指導等の支援や、様々な分野で活躍する専門家の技術指導による障害者のスキルアップを図るためのモデル事業を実施するほか、複数の事業所が共同して受注・情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備や、企業等と就労継続支援事業所等との受発注のマッチングを図ることにより、障害者の工賃向上を支援する体制整備を図ることを見込んでいる。	766

(11)	障害者就業・生活支援センター事業 (平成14年度)	8.1億円 (8.1億円)	7.9億円	7.0億円	4	就業及びそれに伴う日常生活上または社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。(補助率:1/2) ①就業支援 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)、求職活動支援、事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言等 ②生活支援 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言、住居、年金、余暇活動等地域生活、生活設計に関する助言等 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	767															
(12)	障害児施設措置・給付 (昭和23年度)	671.0億円 (820.1億円)	897.3億円	1120.4億円	-	①障害児通所・入所給付費等 都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用の1/2を負担するもの。(補助率:1/2) ②障害児相談支援給付費 障害児の心身の状況等を勘案し、障害児の通所サービスに係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所サービスの利用状況を検証し、障害児利用計画の見直し等を行う。(補助率:1/2) ※平成26年度から、障害児入所給付費等、障害児入所医療費等となる。 障害児通所・入所施設等において障害児に対する保護、訓練等を行うため、都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費等に要する費用を補助することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	768															
(13)	発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業 (平成26年度)	-	0.9億円 (0.7億円)	0.3億円	-	①発達障害児者支援開発事業 発達障害児者のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害がある者に対する予防・改善のための支援手法の開発等 ②重症児者支援体制整備モデル事業 重症児者支援センターにおけるコーディネーターの配置、重症児者を直接支援する医療・福祉・教育等機関との連携体制の構築、県内関係機関との連絡調整等 発達障害児者や重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備し、地域生活支援の向上を図ることができると見込んでいる。	769															
(14)	児童福祉事業助成 (昭和37年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.4億円	0.4億円	-	①在宅心身障害児(者)及び保護者に対する相談、療育指導。 ②在宅心身障害児(者)の保護者、ボランティアを対象に、専門家による講義、実技指導等の療育研修。 ③在宅の障害児及びその家族に対し、医師等の療育担当者が宿泊をともにし、基本動作の指導及び機能訓練等を実施等。 ・補助率:定額(10/10) 障害児(者)、保護者、及び施設職員等に対し、相談・療育指導、療育研修等を行うことにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	770															
(15)	特別児童扶養手当等給付 (昭和39年度)	1,492.2億円 (1,470.2億円)	1,512.1億円	1,567.8億円	-	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養手当給付費</td> <td>特別児童扶養手当受給者</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当等給付費負担金</td> <td>特別障害者手当受給者</td> <td>国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4</td> </tr> <tr> <td>事務取扱交付金</td> <td>都道府県及び市町村</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当支給業務療費</td> <td>システム維持・ 保守会社</td> <td>国10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>精神又は身体に障害を有する障害児者に対して特別児童扶養手当等を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。</p>	事業名	対象	補助率	特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10	特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4	事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10	特別児童扶養手当支給業務療費	システム維持・ 保守会社	国10/10	771
事業名	対象	補助率																				
特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10																				
特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4																				
事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10																				
特別児童扶養手当支給業務療費	システム維持・ 保守会社	国10/10																				
(16)	視覚障害者用図書事業等 (昭和29年度)	3.1億円 (3.1億円)	3.2億円	3.0億円	-	実施主体である団体(6団体)が行う視覚障害者用図書事業、盲人用具販売あつ旋事業、視覚障害者行政情報等提供事業等を行うのに要する費用に対し、委託費を交付している。 視覚障害者用図書事業等を実施することにより、視覚障害者用図書(点字図書、録音図書)の製作をデジタルデータ化するとともに、視覚障害者のニーズを踏まえた媒体(紙、CD等)で貸出を行うことなどにより、視覚障害者・児の知識、教養、学習等の向上を図り、自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。	772															
(17)	手話通訳技術向上等研修等 (昭和56年度)	1.5億円 (1.5億円)	1.5億円	1.6億円	-	実施主体である団体(3団体)が行う手話通訳技術向上等研修、字幕入り映像ライブラリー等製作貸出、盲ろう者向け通訳者養成研修等の事業に要する費用に対して委託費を交付している。 手話通訳者等の技術向上のための現任研修や手話通訳者等の指導者の養成や盲ろう者向けの通訳・介助者の養成研修を行うこと等により、コミュニケーションの支援を担う人材が増え、聴覚障害者及び盲ろう者の自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。	773															
(18)	障害者文化芸術活動振興 (平成13年度)	0.9億円 (0.9億円)	1.3億円 (1.3億円)	1.3億円	-	①障害者芸術・文化祭開催事業 全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害者への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として実施。 ②障害者文化芸術活動支援事業 障害者の芸術活動について、様々な相談や展示、また権利関係に関する支援方法や支援のネットワークづくり、作品の発掘、発信等についてノウハウを蓄積し、その成果をもとに更なる芸術活動の推進を図るため、モデル事業を行う。 障害者芸術・文化祭を開催することにより、障害者が芸術・文化祭への参加を通じて、障害者の生活を豊かにすることは、障害者の自立と社会参加の促進に資すると見込んでいる。	774															
(19)	高度情報通信福祉事業 (平成14年度)	1.6億円 (1.6億円)	1.6億円	1.6億円	-	実施主体である団体(3団体)が行う視覚障害者用図書情報ネットワーク事業、点字ニュース即時提供事業、パソコンボランティア指導者養成事業等に要する費用の補助を行う。 高度情報通信福祉事業を実施することにより、視覚障害者が自宅に居ながらにして、点字図書等の検索・貸出予約等が行える視覚障害者用図書情報ネットワークを運営することや、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上のため、パソコンの使用方法を教えることができるパソコンボランティアを指導する者の養成を行うことで、障害者の情報バリアフリーや社会参加の促進に資すると見込んでいる。	775															

(20)	中央障害者社会参加推進センター運営事業 (平成2年度)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円	-	①地方センターが行う障害者の社会参加推進事業の効果的かつ円滑な推進を図るため、当事者団体が構成される(社福)日本身体障害者団体連合会が設置する「中央障害者社会参加推進センター」(以下「中央センター」という。))に対して国庫補助(10/10)を行い、地方センターに対する助言指導・研修等の実施、全国の社会参加推進事業の実施状況の把握、障害者の社会参加の推進に資する情報の収集及び提供等を行う。 ②運営に関する基本的事項などを身体、知的及び精神の各障害者関係団体及び学識経験者等から構成される中央障害者社会参加推進協議会に諮って運営を行う。 「障害者相談員研修会」では、学識経験者や専門家等の講演、障害者相談者による事例発表を中心とした意見交換等を実施しており、当該研修会に参加することにより、相談員活動の充実強化が図られるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図ることができると見込んでいる。	776
(21)	国連・障害者の十年記念施設運営等 (平成13年度)	3.2億円 (3.1億円)	3.0億円 (2.9億円)	2.8億円	-	ビッグ・アイ共働機構に対して、国連・障害者の十年記念施設の運営及び障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、芸術・文化の発信機能、大規模災害時の後方支援機能を十分活用した諸事業である ①災害支援ボランティアリーダー養成研修事業 ②障害者関係福祉情報提供事業 ③障害者芸術・文化活動支援事業 ④国際交流事業 を実施するのに必要な委託費の交付及び大阪府に対する土地借料の支払い等にかかる経費。 国連・障害者の十年記念施設運営等を実施することにより、災害時において、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成すること、障害者への情報提供・相談事業等を行うこと、障害者の芸術・文化活動について、先進事例等の調査研究や活動団体に対する専門家によるアドバイス等を行うこと、国内外の障害者団体間の交流、障害者を克服して活躍している芸術家やスポーツ選手等との交流を行うこと等をもって、障害者の社会参加の促進を見込んでいる。	777
(22)	社会参加支援施設事務費 (昭和25年度)	15.8億円 (15.4億円)	16.5億円	15.4億円	-	①点字図書館(点字刊行物や視覚障害者用の録音物の制作や貸出等を行う施設)及び聴覚障害者情報提供施設(字幕、手話入の録画物の制作や貸出、手話通訳者の派遣等を行う施設)の運営に要する費用の補助を行う。 ②実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村 ③国庫負担率 5/10 点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費を国が負担することにより、視覚障害者が無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物を利用できるようになることは、視覚障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。	778
(23)	精神障害者措置入院等 (昭和25年度等)	53.6億円 (53.6億円)	52.6億円	54.9億円	-	①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3/4を国庫負担する制度。 ②沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県が支弁した費用の8/10を補助する制度。 精神障害者に対する適切な保健福祉サービスが提供される支援体制の整備として、自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行う効果があると見込んでいる。 また、琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図る効果があると見込んでいる。	779
(24)	精神障害者保健福祉対策 (平成2年度等)	31.6億円 (30.7億円)	24.0億円	18.5億円	2	緊急な医療を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、都道府県又は指定都市が行う精神科救急医療体制の整備に必要な費用を補助する。また、精神障害者の保健福祉の向上を図るため、自殺防止のための相談活動等事業や精神医療従事者等に対するこころの健康づくり等に関する研修事業に必要な補助・負担をする。(補助率:1/3~定額) 精神科救急医療体制の整備の推進により、精神疾患の症状悪化に対し迅速に適切な医療を提供することが可能となり入院期間が短縮されることで長期入院精神障害者の減少が見込まれる。	780
(25)	精神障害者地域移行・地域定着支援事業 (平成20年度)	1.2億円 (1.2億円)	0.8億円	0.6億円	2	「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」取りまとめで提示された地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証する。 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、長期入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を促進していく。	781
(26)	心神喪失者等医療観察法入院等 決定者医療費等 (平成17年度)	161.3億円 (151.9億円)	188.4億円	176.4億円	-	医療観察法に基づき、入院決定又は通院決定を受けた者に対し、法に基づき医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定医療機関)に委託して医療を実施しており、その医療に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	782
(27)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等 (平成17年度)	23.3億円 (15.5億円)	18.7億円	11.5億円	-	医療観察病棟建設予定の都道府県、特定独立行政法人等を対象に、施設整備事業費(新病棟、改修病棟)、設備整備事業費(医療観察病棟に必要な医療機器、医療用器具など)を負担するとともに、指定入院医療機関の運営(医療観察病棟運営経費、入院対象者移送費、医療観察病棟開設準備経費など)に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の整備費および運営にかかる経費を国が負担することで、適切な医療を実施し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	783
(28)	心神喪失者等医療観察法人材養成研修 (平成17年度)	0.7億円 (0.6億円)	0.3億円	0.5億円	-	①指定医療機関従事者研修 指定医療機関に従事予定の医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士(PSW)、作業療法士(OT)への研修。 ②精神保健判定医等養成研修 精神保健判定医、精神保健参事候補者、地域福祉職員となる予定の者への研修。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の医療従事者等へ研修を行い、関係職種の育成と資質の向上を図ることで、適切な医療を提供し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	784
(29)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業 (平成21年度)	2.3億円 (1.9億円)	0.3億円	0.3億円	-	地域との相互理解を含めた総合的な取組みを進めるため、医療観察病棟建設予定の都道府県及び市町村を対象に、 ①地域共生施設(道路、公園、地域交流施設、医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設)の施設整備 ②地域共生事業(地域共生ステーション事業、教育文化事業) について、地域の共生に寄与する事業に必要な経費を10/10国が補助する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関を整備する地域での地域共生社会の実現を図る総合的な取組みを進め、法対象者の社会復帰を促進していく。	785

(30)	心身障害者扶養保険対策 (昭和44年度)	1.0億円 (1.0億円)	1.1億円	1.1億円	-	心身障害者扶養保険事業の事業運営に必要な経費を交付するものである。交付先：独立行政法人福祉医療機構 ・補助率：国10/10 独立行政法人福祉医療機構が行う心身障害者扶養保険事業の保険料及び年金資産の総合管理を行うために必要な経費を交付することにより、当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うことができるものと見込んでいる。	786
(31)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費 (平成15年度)	18.4億円 (18.4億円)	19.1億円	18.1億円	1	①重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、運営。 ②知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供。 ③障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修。 ④知的障害者の支援に関し、障害者支援施設のために応じた援助及び助言。 ⑤附帯業務。 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者に対するモデル支援及び調査・研究、それらの成果等を活用した養成・研修等に対し、費用補助を行うことで、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができることと見込んでいる。	787
(32)	国立更生支援施設運営事業 (昭和23年度)	23.9億円 (22.3億円)	25.0億円	23.4億円	-	①総合的リハビリテーション医療の提供(治療、診断、機能回復・日常生活訓練と退院後の社会生活に関する助言 指導等) ②リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発(リハビリテーション技術・支援システム・支援技術等の開発、大学との研究協力・国際標準化機構への協力等) ③リハビリテーション専門職員の人材養成(5学科の指導的人材養成及び23の研修会) ④リハビリテーションに関する情報の収集及び提供 ⑤リハビリテーションに関する国際協力(WHOへの協力、JICAの開発途上国への技術支援への協力等) ⑥障害福祉サービスの提供(障害者自立支援法に基づく各種サービスとその先駆的・試行的取り組み) 障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者に対する医療から職業訓練までの総合的なリハビリテーションを提供し、その成果を全国に発信・普及することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することができる。	788
(33)	医療観察等実施費 (平成17年度)	1.1億円 (0.8億円)	0.9億円	0.9億円	-	各地方厚生局において、判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る審査、指定医療機関の指導及び法対象者の鑑定入院医療機関等から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等に関することを実施。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	789
(34)	特別障害給付金給付に必要な経費 (平成17年度)	38.7億円 (34.2億円)	70.4億円	34.6億円	-	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の福祉の増進を図るため、国庫負担金等を財源として、特別障害給付金の給付を行う。	790
(35)	精神保健福祉人材養成等研修事業 (平成22年度)	0.5億円 (0.4億円)	0.3億円	0.1億円	-	①依存症回復施設職員に対する研修事業を実施する。 ②精神保健福祉センターで依存症者等への支援を行う者に対し、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムについての研修を実施する。 依存症回復施設職員の資質向上を図ることにより、依存症回復施設の依存症への対応力を一層強化することができる。 精神保健福祉センターで依存症者等への支援を行う者が認知行動療法を用いた治療・回復プログラム等の手法を習得、精神保健福祉センターの対応力が強化されることにより、障害者等の地域における支援体制の整備を図る。	791
(36)	依存症対策 (平成22年度)	0.01億円 (0億円)	0.01億円	0.01億円	-	依存症対策の関係者から構成される検討会を設け、先進的な取り組みを行う団体を採択するために、検討を行う経費。 適切な保健福祉サービスが提供される支援体制の整備として、本事業の実施により、地域におけるアルコール・薬物を中心とした、より効果的な各種依存症対策を行うことができる。	793
(37)	障害者虐待防止・権利擁護事業 (平成22年度)	0.04億円 (0.04億円)	0.04億円	0.04億円	-	国において、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施する。 各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施することにより、障害者等の生活の場、サービス利用や地域における支援体制の整備を図ることができることと見込んでいる。	794
(38)	障害者自立支援機器等開発促進事業 (平成22年度)	2.0億円 (1.4億円)	1.5億円 (1.2億円)	1.0億円	-	①開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。(障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。) ②開発された技術とモニター評価の手法や結果については、デモンストレーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。 障害者自立支援機器等開発促進事業を実施することにより、障害当事者のニーズを適切に反映した支援機器の開発が行われ、障害者にとって使いやすい適切な価格の支援機器が数多く製品化されることで、障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。	795
(39)	障害者総合福祉推進事業 (平成22年度)	1.6億円 (1.6億円)	0.7億円	0.3億円	-	「障害者総合支援法」を踏まえ、障害者全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的に、指定課題を策定し、一般公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、最も成果が期待できる事業内容を計画した法人を採択する。 ①実施主体都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人 ②補助率定額10/10 指定課題で取り上げた課題に対し、「障害者総合支援法」を踏まえ、具体的な事例の検討や、地域における先進的・実践的な事例の収集を行い、課題の整理や分析、ガイドラインの作成及び研修用テキストの作成等により、障害施策全般の課題や、新たに生じる課題の解決を図るとともに、支援者の資質向上などにつなげ、地域における障害者の支援体制を整備する。	796
(40)	業務管理体制データ管理システム整備事業 (平成24年度)	0.2億円 (0.1億円)	0.2億円	0.1億円	-	障害福祉サービス事業者においては、法令遵守の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備に関する事項の届出を義務づけている。業務管理体制の整備及び届出については、業務管理体制に係る指導監督者(国・都道府県・市町村)の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者の情報を共有化するシステムの運用を行う。 本システムで業務管理体制に関する届出状況の管理や行政機関の間で当該情報の共有化を行うことにより、行政機関による適切な監督業務の実施が図られる。これによりグループホーム等の障害福祉サービスの利用者数の適切な把握等に資するものとする。	798
(41)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金 (平成24年度)	0.09億円 (0.07億円)	0.08億円	0.04億円	-	医療観察法に基づき入院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定入院医療機関)に委託して医療を実施しており、指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行い、医療観察法に基づく医療の向上を図っていくため、事業に必要な経費を10/10国が補助する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、医療観察法に基づく医療を実施している指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行うことで、医療観察法に基づく医療の向上を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	799

(42)	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 (平成24年度)	22.0億円 (33.2億円)	22.0億円	11.0億円	-	以下の要件を満たす市町村(指定都市、中核市及び特別区を除く。)に対し、国庫負担基準を超過する金額の一定の範囲内で費用を助成する。(補助率:1/2) ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村 ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村 重度障害者の割合が著しく高い等ことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を図ることができると思込んでいる。	800
(43)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備に必要な経費 (平成17年度)	-	1.0億円	-	-	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の施設の整備工事 ・補助率 10/10 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が運営する重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供する総合施設に対して、改築整備や防災対策等を実施することにより、老朽化に対する改修が可能となることで、知的障害者である入所者への支援の質の向上を図ることができる。	801
(44)	障害者優先調達推進事業費 (平成25年度)	0.02億円 (0)	0.02億円	0.02億円	-	障害者優先調達推進法の検討規定に基づき、主に以下の事項について、課題の検討・整理を行う。 ①障害者就労施設等の物品等の質の担保等に関する支援及び情報提供の在り方 ②入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達して公契約の落札者を決定する方式の導入 障害者就労支援施設等からの物品調達における体制の在り方について、3年以内に必要な措置を講じるための検討会等を開催することで、障害者就労施設等からのさらなる受注機会の増大を図ることができると見込んでいる。	802
(45)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4610百万円 (4610百万円)	4610百万円	4610百万円	-	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。 都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象 :心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率:国1/2、都道府県及び指定都市1/2 過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。	733
(46)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	3251百万円 (3251百万円)	3361百万円	3387百万円	-	次の事業の運営に要する経費を交付し、円滑な事業運営を確保することにより、障害者の福祉の増進に寄与している。 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務	734
(47)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	686百万円 (642百万円)	667百万円 (662百万円)	636百万円	-	生活環境等の安定向上を図る必要のある地域の住民の生活環境等の改善を図るため、地方公共団体が整備する共同施設及び隣保館等施設整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民等の福祉の向上に寄与する。	731
(48)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	14,693百万円 (13,469百万円)	16,891百万円 (16,124百万円)	2,561百万円	1,3,6,7	【①社会福祉施設等施設整備費補助金】「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。 【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者福祉の向上を図る。 【④全国障害者総合福祉センター施設整備】国の財産である全国障害者総合福祉センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者福祉の向上を図る。	732
(49)	障害児・者に対する相談支援の充実に係るシステム改修等 (平成25年度)	657百万円 (652百万円)	2,161.2百万円 (1,257百万円)	172.8百万円	-	自治体の受給者情報管理システム等の整備等を行うことにより、障害者の社会参加を支える障害福祉サービス事業所等への報酬支払が円滑かつ適切に行われるとともに、利用者に対するサービス等利用計画の作成の推進に寄与する。	804
(50)	地域生活支援拠点等整備推進モデル事業 (平成27年度)	-	-	25百万円	-	施設・病院からの地域生活への移行支援、地域生活の継続支援といった様々な課題に対応し、地域の实情に応じて創意工夫を凝らし障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくため、先駆的・先導的に取り組もうとする市町村等に対して、サービス体制整備のためのモデル事業を実施する。 事業実施の効果検証や事業実施により得たノウハウを報告書として作成し、全国へフィードバックし、その普及啓発を図ることにより、障害児者の地域生活支援を推進する。	新27-040
(51)	就労移行等連携調整事業 (平成27年度)	-	-	110.7百万円	-	特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者及び一般就労者について、適切なアセスメントを実施し、相談支援事業所や就労系福祉サービス事業所等の支援機関と連携して支援するためのコーディネートを行いつつ、以下の取組を実施する。 ① 短期間での一般就労への移行が困難な者に対する長期的な支援計画の作成 ② 就職希望のある就労継続支援事業等の利用者や事業所に対する一般就労に向けた働きかけ ③ 一般就労の継続が困難となった者に対する適切な福祉的就労の場への誘導 働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できる体制整備を行うことにより、地域においてあらゆる活動に参加出来る共生社会の実現に寄与することを見込んでいる。	新27-041

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(IX-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(施策目標IX-1-1)</p>							<p>担当 部署名</p>	<p>年金局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 八神敦雄 年金課長 度山徹 数理課長 武藤憲真 国際年金課長 柳楽晃洋 首席年金数理官 清水信広</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・現行の公的年金制度を改善する。 ・公的年金制度の持続可能性を検証する。 ・国際化の進展への対応を図る。</p>							<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)のう ち主なもの</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>												
<p>予算の状 況 (千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>229,411</p>	<p>196,269</p>	<p>638,006</p>	<p>4,162,253</p>	<p>1,430,708</p>	<p>4,318,687</p>		<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>												
	<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>																
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>																
	<p>合計(d=a+b+c)</p>	<p>229,411</p>	<p>196,269</p>	<p>638,006</p>	<p>4,162,253</p>	<p>1,430,708</p>	<p>4,318,687</p>																
<p>執行額(千円、e)</p>	<p>136,231</p>	<p>141,480</p>	<p>380,419</p>	<p>2,842,504</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>													
<p>執行率(%、e/d)</p>	<p>59.4%</p>	<p>72.1%</p>	<p>59.6%</p>	<p>68.3%</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>																
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考えに基づいて成り立っており、賞金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。 【根拠法令等】 ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第141号) 等</p>							<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																			
○																							
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>1 社会保障協定に係る相手国政府等との協議実施回数</p>	-	-	10回	27年度	12回以上	12回以上	12回	10回	-	<p>国際化の進展に伴い、外国に派遣される日本人や外国から派遣される外国人などが増加している。このような方々について、 ・ 両国の年金制度などに二重加入することによる保険料の二重払いを防ぐため ・ 両国で年金制度に加入していた期間を通算することにより、それぞれの加入期間に応じた年金をそれぞれの国の制度から受けられるようにするため 外国との間で社会保障協定の締結を進めている。 相手国と協定締結及び円滑な運用に向けた協議を精力的に進める必要があるため、協議回数を指標としている。協議開催の可否は相手国の事情等により変動しうるため、過去の実績を踏まえ目標値を設定している。 ※ なお、相手国との協議を開催するにあたっては、外交上の手続きを経る必要がある。</p>													
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>2 社会保障・税一体改革における年金関連4法の円滑な施行</p>	<p>円滑な施行に向けた法令等の整備</p>			<p>平成27年度</p>	-	-	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	<p>平成24年、社会保障・税一体改革における年金関連4法(※)が成立し、施行に向けた政省令等の整備を行っている所である。これらの法律の円滑な施行に向け、法令整備を遅滞なく行うことは、健全で信頼される公的年金制度の構築にとって大変重要な意義を持つため、当該指標を選定した。 (※)年金関連4法とは、下記の4法をさす。 ○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号) ○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号) ○国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号) ○年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)</p>													
<p>3 持続可能な公的年金制度の構築</p>	<p>持続可能性・セーフティネット機能の強化に向けた検討</p>			<p>平成27年度</p>	-	-	財政検証の結果等を踏まえた必要な検討の実施	-	-	<p>平成26年度については、平成26年6月に行われた「財政検証」や、制度改革を実施した場合を仮定して行った「オプション試算」の結果などを踏まえ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための推進に関する法律」(平成25年法律第112号。以下「プログラム法」という)に挙げられた検討課題(※)等について、社会保障審議会年金部会等で検討を行った。 ・公的年金制度の持続可能性を強化し、セーフティネット機能を強化するという観点から、これらについて検討を進めることは、将来にわたって国民に信頼される公的年金制度の構築にとって重要であるため、当該指標を選定した。 (※)プログラム法に挙げられた検討課題とは、下記の4つの項目をさす。 ①マクロ経済スライドの見直し ②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 ③高齢期の就労と年金受給の在り方 ④高所得者の年金給付の見直し</p>													

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 公的年金制度の持続可能性確保 に必要な経費(昭和17年度)	1.37億円 (1.06億円)	1.35億円 (0.77億円)	1.26億円	3	・公的年金制度の持続可能性の確保や現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案に寄与し、国民に信頼される公的年金制度を構築するため、国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとに保険料、国庫負担額及び給付費等について検証を行う。併せて、「財政の現況及び見通し」を作成し公表を行う。 ・国民年金及び厚生年金保険の財政状況の検証等を行うことにより、公的年金制度の持続可能性の確保や現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案に寄与し、国民に信頼される公的年金制度を構築することができる。	805		
(2) 公的年金財政検証関係経費(平成13年度)	0.4億円 (0.37億円)	0.37億円 (0.37億円)	0.34億円	3	・社会保障審議会年金数理部会の審議に資するために公的年金財政評価システムを改修し、年金数理部会において、毎年度の財政状況等の分析・評価と財政検証・財政再計算時における検証(レビュー)の支援を行う。 ・厚生年金、国民年金、共済組合の年金財政について、安定性、公平性の確保に関し、年金数理的な視点から統一的な検証を行うことができる。	806		
(3) 年金生活者支援給付金の支給準備に必要な経費(平成25年度)	4.62億円 (2.38億円)	39.90億円 (27.29億円)	12.71億円	-	老齢、障害、遺族の各支援給付金を支給するため、社会保険オンラインシステムの改修及び市町村等のシステム改修にかかる交付金の支給を行う。 (年金給付システム)25年度開発着手、28年度完成 ・市区町村から給付金の支給認定に必要な所得情報を得るための情報交換や当該所得に基づく支給要件審査等に必要な機能を整備する。 (記録管理システム)26年度開発着手、27年度完成 ・年金事務所からの給付金申請書等の入力事務等を可能にするために、オンラインネットワーク機能を整備する。	807		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(IX-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること(施策目標IX-1-2)								担当 部局名	年金局	作成責任者名	事業企画課長 赤澤公省 事業管理課長 大西友弘												
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・公的年金制度の適正な事業運営を図ること ・年金記録問題の再発防止に向けた取組等を進めること								政策体系上の 位置づけ	基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)												
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	451,260,040	434,682,653	393,250,330	384,432,849	391,846,677	420,850,571		-	-	-												
		補正予算(b)	1,348,811	-7,465,747	-182,132	753,255																		
		繰越し等(c)	26	0	557	911,803																		
		合計(d=a+b+c)	452,608,877	427,216,906	393,068,755	386,097,907	391,846,677	420,850,571																
	執行額(千円、e)	436,201,704	414,252,199	380,783,471	370,104,435																			
執行率(%、e/d)		96.4%	97.0%	96.9%	95.9%																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)において、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、年金、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金(厚生年金保険制度及び国民年金制度)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としています。</p> <p>【根拠法令等】 ○ 日本年金機構法(平成19年法律第109号) ○ 日本年金機構中期目標(期間:平成26年4月1日～平成31年3月31日) 等</p>								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28		○			
24	25	26	27	28																				
	○																							
測定指標 (定量的)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
	基準年度	基準年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
1 国民年金の現年度納付率	-	-	60%台半ば	平成30年度	60%台	60%台	前年度実績(60.9%)を上回る水準	前年度実績(63.1%)から1.0ポイント以上の水準	-	国民年金保険料の納付率を向上させることが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、平成30年度に60%台半ばの水準に到達するため、前年度実績から1.0ポイント以上の水準とすることを27年度の目標値とした。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期計画および日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=738														
2 厚生年金保険等の適用の状況	-	-	加入指導等による適用数70,000以上	平成27年度	-	-	123,083	70,000	-	厚生年金保険の適用される事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、加入指導等による事業所の適用数70,000を27年度目標値とした。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740														
3 年金給付事務の所要日数の目標(「サービススタンダード」)の達成率	-	-	90%以上 (①老齢厚生年金 ②障害厚生年金)	平成30年度	90%	90%	90%	90%	90%	年金事務所などで請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所用日数をサービススタンダードとして定め、その達成状況の改善に取り組むことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、平成30年度まで毎年度90%以上とすることを目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期計画および日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=738														
4 「ねんきんネット」の加入者数	-	-	800万人以上	平成30年度	前年度(79万人)以上	前年度(87万人)以上	年間100万人以上を目指す。	年間100万人以上を目指す。	年間100万人以上を目指す。	年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止に向けた取組の一つとして、「ねんきんネット」を使ったご自身による年金記録確認の推進を図っているため指標として選定し、30年度に加入者800万人以上とするため27年度においては100万人の加入を目標値とした。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期目標および日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=738														
5 未統合記録(5095万件)の解明件数	-	-	未統合記録の解明・統合(5095万件)を図る	平成30年度	未統合記録の解明・統合を図る。	未統合記録の解明・統合を図る。	未統合記録の解明・統合を図る。	未統合記録の解明・統合を図る。	未統合記録の解明・統合を図る。	未統合記録の解明・統合に向けて様々な取組を進めてきたところであり、その解明件数を目標として定めるもの。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期目標および日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=738														
					2,909万件	3,012万件	3,063万件	-	-															

測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度	施策の進捗状況(実績)					
6 年金関連4法案の円滑な施行	施行に向けた必要な準備	平成28年度	-	-	円滑な施行の準備	円滑な施行の準備	円滑な施行の準備	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年、年金関連4法案(※)が成立したが、このうち、被用者年金一元化法、年金生活者支援給付金法等については、施行に向けた準備を行っているところである。これらの法律の円滑な施行に向けた取組等を着実に進めるため、当該指標を選定した。 (※)年金関連4法案とは、下記の4法案をさす。 <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号) ・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号) ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号) ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号) ※出典：日本年金機構中期目標および日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=738

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 基礎年金給付に必要な経費(昭和61年度)	199,135.6億円 (192,702.8億円)	207,037.9億円 (199,860.1億円)	217,774.6億円	3	・高齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、厚生年金・国民年金・共済組合等からの拠出金等を財源として、基礎年金の給付を行う。	808
(2) 国民年金給付に必要な経費(昭和36年度)	10,125.9億円 (9,409.9億円)	8,802.3億円 (8,275.7億円)	7,906.3億円	3	・高齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、第1号被保険者が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、国民年金の給付を行う。	809
(3) 保険給付に必要な経費(年金特別会計厚生年金勘定)(昭和17年度)	241,853.1億円 (236,552.0億円)	245,127.4億円 (231,500.6億円)	243,423.9億円	3	・労働者の高齢・障害又は死亡について、労働者及び遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、被保険者・事業主が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、厚生年金の給付を行う。	810
(4) 存続厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費(昭和61年度)	1,397.2億円 (1,261.5億円)	2,148.3億円 (1,535.0億円)	2,103.8億円	3	<ul style="list-style-type: none"> ・存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用について、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と存続厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、存続厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付(9月・3月)する。 ・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するが、増大した債務については免除保険料率に反映していないことから、厚生年金本体の財政状況を考慮したうえで、事後的に厚生年金本体から存続厚生年金基金等に対して財源手当を行う必要があるため、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)等に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(9月・3月)する。 	811
(5) 福祉年金給付に必要な経費(昭和34年度)	6.4億円 (5.9億円)	4.4億円 (3.5億円)	2.7億円	3	・高齢による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、国庫負担金等を財源として、老齢福祉年金の給付を行う。	812
(6) 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数料等)(平成22年度)	25.9億円 (19.3億円)	22.2億円 (20.7億円)	22.1億円	1,2,3	・国民年金事業、厚生年金保険事業における保険料収納対策の推進のため、納めやすい環境の整備を行う。具体的には、被保険者や事業主の納付の利便性を向上させ、かつ、保険料徴収を確実にするため、国民年金の保険料については、金融機関等における口座振替納付、コンビニエンスストア等の窓口における保険料収納及びクレジットカード会社における立替納付事務等、厚生年金保険の保険料については、金融機関等における口座振替納付を実施しており、それぞれ、所定の手数料を支払っている。	813
(7) 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等)(平成22年度)	53.3億円 (42.8億円)	92.9億円 (61.1億円)	78.3億円	1	・主に国民年金事業の推進のため、市区町村に対して協力・連携事務に要する費用について国民年金等事務費交付金の交付を行う。具体的には、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進、保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載、所得情報の提供など所定の単価に基づき事務費等交付金を支払うことにより、市町村事務を円滑に行うとともに、被保険者へのサービスの向上を図る。	814
(8) 年金記録問題対策の実施に必要な経費(平成19年度)	22.2億円 (16.3億円)	8.2億円 (7.3億円)	0億円	4,5	<ul style="list-style-type: none"> ・年金記録問題のうち、オンラインで管理している記録に誤りがある問題を解決するため、平成22年10月から紙台帳とコンピュータ記録を突き合わせ、記録の不一致が判明した方にお知らせを送付する取組みを行い、平成25年度末で作業は完了している。また、平成26年度は、お知らせを送付した方からの回答を受け、記録の訂正を進めた。 ・今後とも一人でも多くの方の記録の回復につなげるため、引き続き、様々な政策を進め、効率的・効果的に取り組んでいく。 	815
(9) 社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費(昭和48年度)	569.8億円 (492.7億円)	523.6億円 (467.9億円)	623.7億円	1,2,3	・年金事務所等における届出・請求等に関する事務処理を正確かつ迅速に実施できるように、日本年金機構本部と年金事務所等を通信回線で接続した電子情報処理組織(社会保険オンラインシステム)の運用等を行う。	816
(10) 社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費(平成17年度)	17.6億円 (14.4億円)	65.7億円 (26.6億円)	93億円	1,2,3	・経過管理・電子裁裁、統計・業務分析等の制度共通の事務処理機能をフェーズ1(平成29年1月から順次稼働予定)、年金制度に基づく適用・徴収等の業務機能をフェーズ2(平成33年1月稼働予定)として、年金制度改正等の状況や現行業務・システムの実情を踏まえ、要件の妥当性等を確認しながら、適宜必要な見直しを図りつつ、段階的にシステム開発等を進める。	817

(11)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構運営費交付金) (平成21年度)	1607.9億円 (1607.9億円)	1289.5億円 (1289.5億円)	1193.7億円	1,2,3,4,5,6	・日本年金機構における人件費、一般管理費、年金記録問題対策経費にかかる資金について交付するもの。	818
(12)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構事業運営費交付金) (平成21年度)	1341.8億円 (1341.8億円)	1536.5億円 (1536.5億円)	1571.8億円	1,2,3,6	・日本年金機構が行う厚生年金保険事業及び国民年金事業における①適用の促進、②保険料等収納対策の推進、③年金給付の迅速な決定及び正確な支給、④オンラインシステム運用及び見直しの取り組み、⑤年金相談の充実・情報提供の推進、のために必要な資金を交付する。	819
(13)	日本私立学校振興・共済事業団負担金に必要な経費(昭和29年度)	0億円 (0億円)	0億円	0億円	3	・昭和29年1月に私立学校教職員共済組合法が施行され、施行日前から私立学校の教職員として厚生年金保険法の適用を受けていた被保険者については、私立学校教職員共済組合の設立と同時に組合員とされ、組合員となる前の厚生年金保険の被保険者期間は共済組合員とみなして資格期間の通算を行うこととされた。ただし、厚生年金保険の適用を受けていた期間に係る積立金についての同共済への移管は行われず、厚生年金保険の適用を受けていた組合員に対し、共済年金の支給が開始された際に、給付費の一部を厚生年金保険特別会計(現年金特別会計厚生年金勘定)が負担することとなっているため、当該負担金を日本私立学校振興・共済事業団に交付する。	820

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(IX-1-3))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	企業年金等の健全な育成を図ること(施策目標IX-1-3)								担当 部局名	年金局企業年金国民年金基金課	作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 内山博之								
施策の概要	本施策は、企業年金制度等の健全な育成を図るために実施している。								政策体系上の 位置づけ	基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること										
施策の予算額・執行額	区分 予算の状 況 (千円)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に 関係する 内閣の 重要 施策 (施 政方 針演 説等 の う ち 主 な も の)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
		当初予算(a)	11,351	11,629	13,761	15,342	26,219		50,890	-	-	-								
		補正予算(b)	0	0	0	0	0		0											
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0		0											
		合計(d=a+b+c)	11,351	11,629	13,761	15,342	26,219		50,890											
執行額(千円、e)	4,913	8,401	7,498	5,770																
執行率(%、e/d)	43.3%	72.2%	54.5%	38.0%																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>企業年金等(確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金及び厚生年金基金をいう。以下同じ。)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあわせて高齢期における所得確保を図るための制度である。</p> <p>少子高齢化が進展する現在の状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えている。このため、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度の健全な育成を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第1条 ○ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第1条 ○ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第1条、第115条 ○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第106条 								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																
		○																		
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
			年度ごとの実績値																	
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
1 企業年金等のカバー率	24.4%	24年度 26%	28年度	-	-	-	25.6%	26%	持続可能な企業年金制度を構築することにより、より多くの企業が企業年金を実施することが期待され、企業又は従業員の自主的な努力により、老後生活の所得保障の充実を図るため、そのカバー率を指標として選定し持続的に企業年金を実施する企業が増加することを見込んだ目標値としている。											
				24.4%	集計中	集計中														
測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
	目標年度		施策の進捗状況(実績)																	
2 働き方の多様化等に対応した企業年金制度等の構築	働き方の多様化や社会経済構造の変化を踏まえ、企業年金制度等の改善を図る。		平成28年	-	-	法案の検討	法案施行・着実な実施	法案施行・着実な実施	働き方の多様化等が進む中で、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため。											
				-	-	法案を国会に提出														
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
3 厚生年金基金の加入者数			420万人	405万人	集計中															
4 確定給付企業年金の加入者数			796万人	788万人	集計中															
5 確定拠出年金の加入者数			455万人	464万人	集計中															
6 確定給付企業年金の規約件数			14,692件	14,337件	集計中															
7 企業型確定拠出年金の規約件数			4,247件	4,434件	集計中															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
企業年金等の健全な育成に必要な (1)経費 (昭和40年度)	0.14億円 (0.07億 円)	0.15億円	0.27億円	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	<p>企業年金等の健全な育成を図るため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業年金等の業務報告書集計 法令に基づき、基金又は事業主から提出される業務報告書等の集計を行う。 ○ 企業年金制度等の調査研究 将来の企業年金制度等の在り方について検討を行う。 ○ 企業年金制度等の周知 企業年金制度等の改善事項について事業主等に周知を行う。 <p>以上のような事業から、企業年金等の報告のとりまとめや関係者との意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度改善や普及促進に努めることで、企業年金等の健全な育成に寄与する。</p>	821

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(IX-1-4))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	企業年金等の適正な運営を図ること(政策目標IX-1-4)								担当 部局名	年金局企業年金国民年金基金課	作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 内山博之										
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・企業年金制度等の適正な運営を図ること								政策体系上の 位置づけ	基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること												
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況 (千円)	23年度 当初予算(a) 1,407,515 補正予算(b) 0 繰越し等(c) 0 合計(d=a+b+c) 1,407,515	24年度 1,596,258 0 0 1,596,258	25年度 1,821,242 0 0 1,821,242	26年度 2,102,430 0 0 2,102,430	27年度 2,384,386 0 0 2,384,386	28年度要求額 2,638,368	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【企業年金等の未請求者対策】 企業年金等(確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金及び厚生年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度である。 事業主や従業員の自主的な努力に基づき、老後の所得確保を図る企業年金等については、給付が確実に適切に行われることが非常に重要である。 しかしながら、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の支給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方(未請求者)が多数存在している状況である。 各企業年金等において未請求者の解消に向けた様々な取り組みを行っているところであるが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要がある。</p> <p>【国民年金基金における給付費負担】 国民年金基金は、国民年金の付加年金相当分をその給付の中に含んでいるため、付加年金と同様に給付の一部(4分の1)を国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第34条第4項に基づき国が負担している。</p> <p>【根拠法令等】 ○確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第1条 ○確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第1条 ○国民年金法(昭和34年法律第141号)第1条、第115条 ○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前厚生年金保険法第106条</p>											政策評価実施予定時期(評価予定表) <table border="1" data-bbox="1727 647 2107 775"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																		
			○																			
測定指標 (定量的)	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 受給権者に占める未請求者の割合	-	前年度以下	毎年度	24年度 14%以下 13%	25年度 13%以下 11%	26年度 11%以下 集計中	27年度 前年度以下	28年度 前年度以下	企業年金等に加入した方々について、より確実に年金給付が行われるよう未請求者(※)の解消に向けた様々な取り組みを進めることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図るため未請求者の割合を指標として選定し、その数値を前年度以下とすることを目標とした。 ※未請求者とは、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方のこと。 ・厚生年金基金、国民年金基金の未請求者の状況について URL http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/miseikyuu.html													
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
-	-	-	-					-														
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-													
2	企業年金連合会における未請求者数			133万人	118万人	集計中	-	-	-													
3	国民年金基金連合会における未請求者数			3,194人	3,725人	集計中	-	-	-													
4	国民年金基金における未請求者数			7,173人	6,952人	集計中	-	-	-													

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
①国民年金基金等給付費負担金 (平成3年度) (1)②厚生年金基金等未納掛金等交 付金 (平成21年度)	①18.1億 円 (17.6億円) ②0.1億円 (0.1億円)	①21.0億 円 ②0.05億 円	①23.8億 円 ②0.09億 円	-	①国民年金基金等給付費負担金 <概要> 国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するものであり、法律に基づき国の負担が義務づけられているものである。 <目標達成への寄与の内容> 国民年金基金は自営業者の方が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であるが、国民年金基金等給付費負担金は国民年金基金の年金給付のうち、国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を国が負担するものである。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 <概要> 事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経て納付に応じない場合に、一旦、国が厚生年金基金及び企業年金連合会に対し未納掛金に相当する額を交付し、国が事業主に対する求償権を取得するものであり、法律に基づき国の交付が義務づけられているものである。 <目標達成への寄与の内容> 厚生年金基金等未納掛金等交付金は、年金記録の訂正に伴い企業が負担すべき掛金が納付されない場合に、年金の適正な支給のため、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものである。	822

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅸ-3-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(施策目標Ⅸ-3-1)								担当 部署名	老健局総務課	作成責任者名	総務課長 高橋 俊之												
施策の概要	本施策は、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、必要な介護サービスの量及び質の確保や認知症高齢者支援対策の推進を図るために実施している。								政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)												
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	69,937,891	70,035,695	67,456,295	68,870,688	84,391,067	84,279,538																
		補正予算(b)	-2,000,000	0	0	0																		
		繰越し等(c)	44,857	0	0	0																		
	合計(d=a+b+c)		67,982,748	70,035,695	67,456,295	68,870,688	84,391,067	84,279,538																
執行額(千円、e)		67,161,510	68,039,194	67,150,342	集計中																			
執行率(%, e/d)		98.8%	97.1%	99.5%	集計中																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている(平成12年4月に介護保険法施行)。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																				
			○																					
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															
1 介護予防に資する住民の自主活動の実施会場数	集計中	26年度	前年度以上	毎年度	27,583以上	36,599以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	これからの介護予防は、機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。そのため、市町村は、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する必要があることから、そのための自主活動の実施会場数を指標として選定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 ※指標:介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業報告 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html)														
2 介護予防・日常生活支援総合事業実施市町村数	-	-	年度ごとに設定	毎年度	-	-	-	114	391	地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みであり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本とするものであることから、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施する保険者数を測定指標として選定し、平成27年度においては、新しい介護予防・日常生活支援総合事業実施予定保険者数(平成27年1月時点厚生労働省調査)である114保険者以上とすることを目標とした。														
3 老人クラブ活動実績事業数	集計中	26年度	前年度以上	毎年度	112,395以上	110,701以上	107,997以上	前年度以上	前年度以上	老人福祉法に規定される老人クラブ活動を全国的に推進する見地から、各地域の老人クラブ数を測定指標として選定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。														
4 個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催回数	29,978	26年度	前年度以上	毎年度	-	-	29,007以上	29,978以上	前年度以上	地域ケア会議は多職種協働による個別事例の検討等により高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援などを行う、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールである。平成27年度から介護保険法の一部改正を行い市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨規定されたことから、自治体及び地域包括支援センターが開催する個別ケースを取り扱う地域ケア会議の開催回数を毎年度上伸ばせることを目標とした。														
測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
			施策の進捗状況(実績)																					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
5	一次予防事業参加者数(介護予防普及啓発活動+地域介護予防活動支援事業)	-	11,622,793	13,192,021	集計中	-	一次予防事業については、多様な主体による地域の支え合い体制を構築するとともに、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する内容のものであることから、当該事業の参加者数及び執行額について参考指標とした。
6	一次予防事業の交付金執行額(百万円)	-	4,670	集計中	-	-	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 老人保健健康増進等事業 (平成2年度)	16億円 (15億円)	15億円	14億円	-	地方公共団体、民間団体に対し以下の事業に係る公募を行い、外部の有識者により構成される評価委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。 ①介護保険制度の適正な運営・周知に関する調査研究事業 ②高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業 ○補助率：10/10 高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行うことにより、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することとなる。	823
(2) 在宅福祉事業費補助金 (昭和38年度)	28億円 (26億円)	27億円	27億円	2	老人クラブが行う各種活動に対する助成する。(以下の具体的な活動内容は例示である。)(ア)健康活動：健康と体力保持に意欲のある高齢者を対象とした「熟年健康教室」の実施(イ)友愛活動：高齢者や家族等に対する認知症問題の普及・啓発、孤独死を未然に防ぐ安否確認運動(ウ)奉仕・ボランティア活動：子供や高齢者を含む地域全体の安全を守る地域見守り活動(エ)次世代育成支援活動：放課後の小学校を活用した地域住民との世代間交流 高齢化が急速に進展する中、老人クラブは地域を基盤とする高齢者の主体的な組織として、その活動や役割が今後益々重要となっているため、本事業により、老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを支援する。	824
(3) 全国健康福祉祭事業費 (昭和63年度)	1.1億円 (1.1億円)	1.0億円	1.0億円	-	全国健康福祉祭開催地都道府県が行う、以下の全国健康福祉祭及びこれに関連する事業に要する経費を対象として助成する。①健康関連イベント(スポーツ交流大会、健康づくり教室、新しいスポーツの紹介、健康フェア等)②福祉・生きがい関連イベント(美術展、囲碁大会、将棋大会、俳句大会、地域文化伝承館等)③健康、福祉・生きがい関連イベント(シンポジウム、健康福祉機器展等) 長寿社会を健やかで明るくするものとするために、国民一人一人が積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることをねらいとして開催する全国健康福祉祭(ねんりんピック)に要する経費を対象として助成する。	825
(4) 全国老人クラブ連合会助成費 (昭和42年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	2	各地域の老人クラブの活動を支援するため、以下の老人クラブ指導者に対する研修等に必要経費を対象として助成する。①都道府県・指定都市連段階のリーダーと老人クラブ活動推進員、また郡市区町村老連及び単位老人クラブリーダーの資質向上を目的とする研修会を開催②単位老人クラブの育成指導並びに都道府県・指定都市および郡市区町村老連の行う活動の指導③都道府県・指定都市老連の組織・活動に関する実態調査	826
(5) 地域支援事業交付金 (平成18年度)	623億円 (623億円)	642億円	798億円	1	介護保険における被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、以下の事業を行うことの支援を目的とする。 ○介護予防事業…要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止のためのサービス提供等を行う事業を実施するもの。 ○介護予防・日常生活支援総合事業…要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うもの。 ○包括的支援事業及び任意事業…地域包括支援センターを設置し、地域支援の総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な任意事業を市町村において行うもの。	828
高齢者の日常生活支援の推進に 必要経費 (昭和38年度)	3.1億円 (2.5億円)	3.0億円	3.1億円	-	老人の日記念行事として、本年度中に百歳を迎える高齢者を対象に、内閣総理大臣から、お祝い状及び記念品を贈呈する事業等を実施する。 百歳を迎えられた方々の長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに感謝するとともに、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることに資することとなる。	830
介護保険事業費補助金(項)高齢者 日常生活支援等推進費 (平成12年度)	3.5億円 (2.8億円)	0.6億円	0.6億円	1	市町村における地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進するため、都道府県が、広域的な視点から様々な支援(事業評価、従事者研修、専門職広域派遣調整等)を行う。(補助率1/2)	827
(8) 介護給付等費用適正化事業 (平成20年度)	6.9億円 (6.4億円)	7.1億円	9.6億円	1	・地域支援事業の任意事業として保険者が縦覧点検、医療情報との突合、ケアプラン点検等の事業により給付の適正化に取り組み、国、都道府県は事業の研修を実施する等により保険者を支援する。 ・利用者に対する適切なサービスの確保や不適切な給付の削減が図られることにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することができる。 ・保険者に対して適正化事業の研修等を実施することで、平成24年度で83.5%になっている「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者の割合を押し上げる効果があると見込んでいる。 ・適正化事業実施率(実施保険者数/全保険者数)：100%を目標とする。	829

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(IX-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標IX-3-2)</p>								<p>担当部署名</p>	<p>老健局総務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 高橋 俊之</p>											
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、必要な介護サービスの量及び質の確保や認知症高齢者支援対策の推進を図るために実施している。</p>								<p>政策体系上の位置づけ</p>	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p>													
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>												
<p>予算の状況(千円)</p>		<p>当初予算(a)</p>	<p>2,221,992,765</p>	<p>2,358,110,326</p>	<p>2,513,720,231</p>	<p>2,646,861,250</p>	<p>2,697,215,740</p>	<p>2,805,776,342</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>												
<p>補正予算(b)</p>		<p>102,713,527</p>	<p>-909,697</p>	<p>39,350,319</p>	<p>9,257,858</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>												
<p>繰越し等(c)</p>		<p>38,064,156</p>	<p>57,178,217</p>	<p>10,977,081</p>	<p>41,651,610</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>												
<p>合計(d=a+b+c)</p>		<p>2,362,770,448</p>	<p>2,414,378,846</p>	<p>2,564,047,631</p>	<p>2,697,770,718</p>	<p>2,697,215,740</p>	<p>2,805,776,342</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>												
<p>執行額(千円、e)</p>		<p>2,254,727,504</p>	<p>2,407,328,045</p>	<p>2,502,650,580</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>												
<p>執行率(%、e/d)</p>		<p>95.4%</p>	<p>99.7%</p>	<p>97.6%</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>												
<p>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている(平成12年4月に介護保険法施行)。 今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが必要であることから、介護保険法を改正した(24年4月施行)。</p>								<p>政策評価実施予定時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																			
○																							
<p>測定指標(定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>1 主要介護給付適正化事業のうち「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者の割合</p>	<p>集計中</p>	<p>26年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>78.5%以上</p>	<p>83.5%以上</p>	<p>83.2%以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>-</p>	<p>介護給付適正化事業は、「第3期介護給付適正化計画」に基づき、保険者が介護サービスを必要とする利用者に適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて制度運営の適正化を図るものである。その中でも費用対効果が見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者割合を指標として設定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。 ただし、「第3期介護給付適正化計画」については事業の実施を目的化するのではなく、具体的な実施状況や実施内容にも着目し、評価を行いながら、取り組んでいくこととしている。</p>													
<p>2 地域密着型サービス事業所数</p>	<p>集計中</p>	<p>26年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>15,929以上</p>	<p>21,201以上</p>	<p>22,391以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。</p>													
<p>3 認知症サポーター数</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>800万人</p>	<p>平成29年度</p>	<p>-</p>	<p>404万人以上</p>	<p>499万人以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の方々を理解し、温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行っており、その人数を指標として選定した。認知症サポーターの養成については、認知症施策推進総合戦略において、平成29年度末までに800万人を養成するという目標を掲げており、毎年度その数値を上伸させることを目標としている。</p>													
<p>4 認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを修了した医師等の合計値の累計値</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>15.2万人</p>	<p>平成29年度</p>	<p>-</p>	<p>3.7万人以上</p>	<p>4.5万人以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>※認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修については平成27年度から基金事業に移行。 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠であり、その役割を担う認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを修了した医師等の合計の累計値を指標として選定した。これらの累計修了者数については、認知症施策推進総合戦略において、平成29年度末までに15.2万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上伸させることを目標としている。</p>													
<p>5 要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差</p>	<p>集計中</p>	<p>26年度</p>	<p>前年度に比べ、標準偏差を縮小</p>	<p>毎年度</p>	<p>7.6%以下</p>	<p>7.5%以下</p>	<p>7.3%以下</p>	<p>前年度に比べ標準偏差を縮小</p>	<p>前年度に比べ標準偏差を縮小</p>	<p>国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であり、要介護認定の適正化を通じて、介護保険制度の適切な運営を図ることが必要である。 そのため、指標として、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における軽重度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とする。 ※数値は、平成24.25年度要介護認定適正化事業報告書から引用。</p>													

(6)	介護サービス指導者等養成・認定調査員研修等事業等 ①介護サービス指導者等養成研修等事業(平成23年度) ②認定調査員研修等事業(平成11年度)	1.2億円 (1億円)	1.0億円	1.2億円	-	<p>【介護サービス指導者等養成研修等事業】 (介護支援専門員研修改善事業) 各都道府県が実施する介護支援専門員を対象とした研修の実効性を確保するため、国において、研修ガイドラインの策定・見直し等を行うとともに、都道府県に普及する。</p> <p>【介護職員資質向上促進事業】 介護職員確保に資する資質向上及びキャリアパスの確立に向けた取組をするため、介護キャリア段位制度の普及促進等を図る。</p> <p>【認定調査員等研修事業】 都道府県又は指定都市が実施する認定調査員、介護認定審査会委員、及び主治医等に対する研修事業について、その費用の一部を補助する。</p> <p>介護保険事業の見直しや新たな行政課題に対応するため、特に専門的な知見や一定の質の確保が必要な事業における都道府県研修の指導者等の養成、要介護認定の適正な実施の重要性に鑑みた認定調査員、介護認定審査会委員、及び主治医等に対する研修の実施により、質の高い介護サービスの全国展開を促進し、もって介護保険制度の円滑かつ適正な実施を図ることが出来る。</p>	832
(7)	国民健康保険中央会施行経費等 (項)介護保険制度運営推進費 (平成12年度)	19.9億円 (19.9億円)	29.3億円	0.3億円	-	<p>・介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるよう、国民健康保険中央会において、①統一的な仕様の介護保険審査支払等システムを構築及び運用等を行う。②通常の介護報酬の審査では検出困難な不正又は不適切な請求を容易に見出し、解消することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。 ・介護報酬の審査支払等が円滑かつ適切に行われるよう、着実にシステムを運用することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。</p>	835
(8)	介護給付費負担金 (平成12年度)	15,706億円 (15,564億円)	16,636億円 (16,344億円)	17,031億円	-	<p>・保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行うことにより、各保険者の介護保険財政の安定化が図られ、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 <介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合> ・国・・・(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20% (2)介護給付費財政調整交付金 5% ・都道府県・・・施設17.5%、その他12.5% ・市町村・・・12.5% ・1号保険料・・・22% ・2号保険料・・・28% ・介護給付及び予防給付等に要する費用負担の一翼を担い、各保険者の介護保険財政の安定化が図られることにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 ・給付費の5割とは別枠で低所得者保険料軽減負担金を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減強化を図る。 <低所得者保険料軽減負担金に要する費用の負担割合> ・国・・・50% ・都道府県・・・25% ・市町村・・・25%</p>	838
(9)	介護給付費財政調整交付金 (平成12年度)	4374.9億円 (4316.8億円)	4,622億円 (4516.9億円)	4,688億円	-	<p>・各保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の5%を総額として、各保険者(市町村)間における介護保険の財政調整を行う。 ・第一号被保険者の後期高齢者加入割合等を考慮し、各保険者(市町村)間の財政調整を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図ることができる。</p>	839
(10)	介護納付金負担金等 (平成12年度)	4,835.4億円 (4,834.7億円)	4,942億円	4,591億円	-	<p>市町村国保等及び協会けんぽが納付する介護納付金に対する国庫負担(補助) (補助率 市町村国保:32/100及び9/100、協会けんぽ:164/1000 等) 財政基盤の脆弱な医療保険者が負担する介護納付金に、一定割合の国庫負担(補助)を導入することにより、安定的な医療保険財政の運営を図る。</p>	840
(11)	介護報酬改定等に伴うシステム改修経費 (平成23年度)	12億円 (8.9億円)	538億円	41.5億円	-	<p>・平成27年度介護保険制度改正に伴い、保険者等のシステム改修に要する経費を補助するとともに、必要な改修を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図ることができる。</p>	841
(12)	要介護認定情報管理・分析事業費 (平成12年度)	11.8億円 (11.3億円)	14.3億円	10.9億円	5.6	<p>①介護事業実態調査事業:介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。 ②要介護認定適正化事業:市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。 ③福祉用具臨床的評価事業:福祉用具に関する臨床的(安全性・機能性・操作性等)評価を実施する。 ④介護保険総合データベース管理運営事業:介護保険総合データベースを用いた集計・分析結果により、介護サービスの利用実態、要介護認定者の健康状態による必要な介護サービスの実態等を把握でき、市町村における介護保険の適正な運営等に資するための資料を得る。 ⑤介護サービス情報公表システム整備等事業:全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム運用等を行う。 ⑥情報公表制度支援事業:介護保険法に基づく介護サービス情報の公表制度の実施主体である都道府県に対して、全国的な見地から支援を行う。 ⑦介護報酬改定検証・研究委員会事業:社会保障審議会介護給付費分科会に設置された介護報酬改定検証・研究委員会において、平成27年度介護報酬改定の効果の検証や「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施する。 ⑧福祉用具・介護ロボット実用化支援事業:福祉用具及び介護ロボットの実用化が着実に進むよう、相談窓口を設置し、開発の早い段階から現場のニーズの伝達や試作機器について介護現場での実証等を行い、介護現場への普及啓発を通じて、介護ロボット等の実用化を促す環境を整備する。 ⑨「見える化」推進事業:全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるよう、介護・医療関連情報の共有(「見える化」)のためのシステムの構築等を推進する。 ⑩高齢者リハビリテーションの機能強化モデル事業:二次医療圏単位の医療介護連携と、体操などを行う住民運営の通いの場を充実させるような地域づくりを推進するために、一部の都道府県及び市町村に対して実践を通じて技術的支援を行う。</p> <p>高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持ってその有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域で継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図ることができる。</p>	842

(13) 要介護者等自立支援推進事業 (平成25年度)	0.5億円 (0.4億円)	0.3億円	0.7億円	-	<p>要介護高齢者等の自立支援を推進する事業として以下の事業を実施することにより、要介護高齢者等の自立の推進が図られる。</p> <p>【地域ケア会議活用推進等事業】 地域ケア会議の先駆的な取組、活用方法について、全国の自治体でノウハウの共有を図る全国会議を実施するとともに、地域ケア会議を効果的に運営することができる人材の育成を目的とした実務者研修等を実施する。</p> <p>【認知症サポーター等推進事業】 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする認知症サポーターの先駆的な優良活動について、国において、広く各自治体に周知する機会を設けることにより、認知症サポーターの士気の向上を図るとともに、自治体等における認知症サポーターの活動支援を図る。</p> <p>【生活支援コーディネーター指導者養成研修事業】>振(包括) 住民主体の通いの場の充実、互助の取組による見守りや外出、買い物等の支援など地域の支え合いの体制作りの充実・強化を図る生活支援コーディネーターを養成するための指導者を養成する研修を実施する。</p>	844
(14) 介護保険関係業務費補助金 (平成12年度)	2.3億円 (2.3億円)	2.3億円	2.3億円	-	<p>・社会保険診療報酬支払基金が行う介護保険関係業務の事務処理に必要な経費を補助するもの。</p> <p>【介護保険関係業務】</p> <p>①医療保険者から40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)に係る介護保険料(介護給付費・地域支援事業支援納付金)の徴収 ②市町村(保険者)に対する交付金(介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金)の交付 ・介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用が図れるよう、事業の遂行に必要な事務処理経費を補助することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。</p>	836

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(X-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること(施策目標X-1-1)							担当 部局名	大臣官房国際課 健康局がん対策・健康増進課、水道課 職業能力開発局海外協力課		作成責任者名	大臣官房国際課長 井内啓博 健康局がん対策・健康増進課長 正林登章 水道課長 宮崎正徳 職業能力開発局職業能力開発局海外協力課長 南保良平												
	施策の概要	本施策は、次の①～⑥のために実施している。 ①世界保健機関(WHO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)が行う技術協力事業に対して協力すること ②OECDが行う研究・分析事業に対して協力すること ③国際労働機関(ILO)が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための事業に対して協力すること。 ④国連開発計画(UNDP)が行う開発途上国支援事業に対して協力すること ⑤WHO内の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」締約国会議が行う技術的・専門的な措置に対して協力すること。 ⑥国際水協会(IWA)が行う水供給に関する運用と管理ネットワーク(OMN)の活動を支援すること							政策体系上の 位置づけ	基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	11,035,187	10,559,513	10,207,318	10,679,187	11,869,227	14,030,042		-	-	-												
		補正予算(b)	-586	700,000	3,042,996	10,679,187																		
		繰越し等(c)	0	0	0	0																		
		合計(d=a+b+c)	11,034,601	11,259,513	13,250,314	10,679,187	11,869,227	14,030,042																
執行額(千円、e)	11,033,268	11,257,868	13,248,973	10,678,055																				
執行率(%、e/d)	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%																				
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	【世界保健機関等拠出金事業】 世界保健機関(WHO)や国連合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、国際保健分野における諸課題への取り組みを強化することを目的としている(世界保健機関憲章第57条(WHO)、国際連合経済社会理事会決議1994/24第12条(UNAIDS))。 【国際機関分担金】 国際労働機関憲章第13条・国際がん研究機関規約第3条・経済協力開発機構条約第20条の2・国際社会福祉協議会規約第8条 【経済協力開発機構拠出金事業】 OECDによる世界経済の主要国の雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に関する多角的・総合的な分析を通じて、日本の雇用労働・社会保障政策等の改善を図ることを目的としている(OECD予算規則第20条第1項) 【国際労働機関拠出金事業】 国際労働機関(ILO)を通じ、アジア太平洋地域におけるディーセント・ワークの実現を図ることを目的としている(国際労働機関ILO憲章第13条)。 【たばこの規制枠組条約締約国会議事務局分担金】 たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的としている(たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約)。 【国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金】 途上国における水供給システムの運用及び管理に対する意識の向上と、知識や技術の移転を目的としている。 【開発途上国向け医薬品研究開発支援事業】 官民協働で開発途上国向けの医薬品の研究開発支援を行い国際保健分野で貢献することや、日本の製薬産業の海外進出を支援して成長・発展を図ることを目的としている。																							
	2 4					2 5					2 6					2 7					2 8			
○																								
測定指標 (定量的)	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																	
1 【世界保健機関等拠出金事業】 主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的作業手段が設置された国の数(平成25年度まで)(※1) 主な流行性疾患の拡大を防ぎ、備えるための国家戦略が確立されている国の割合(平成26年度から)(※2)	40%	平成23年度	50%	平成27年度	-	185カ国(※1)	-	50%(※2)	-	・国際保健分野の主要な課題として、感染症の拡大防止があり、日本がWHOに拠出金によりそれを援助していることから、拡大防止に向けた各国の取組状況を計る。 ・(※1)第65回(平成24年5月)WHO総会資料(平成25年度まで) ・(※2)第66回(平成25年5月)WHO総会資料(平成26年度から)提案された予算計画 proposed programme budget 2014-2015より														
	-	-	3点以上/5点中	年度	3点	3点	3点	3点	3点	・OECDの研究等に拠出する事業は、研究成果等をOECD加盟国が活用することで加盟国間の相互発展を図ることから、高い活用が望まれる。具体的には、加盟国がOECDの各事業を1～5の5段階で評価するものであり、5段階のうち中程度である3以上の評価を得ることが一つの基準になると考えられるため、厚生労働省が拠出しているOECD事業に対するOECD各国の評価平均3点以上を目標値としている。 ・OECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting)														
2 【世界保健機関等拠出金事業】 エイズ感染防止のための国連合同チームが技術援助を提供した国の数	18カ国	平成23年度	38カ国	平成27年度	-	28カ国(※1)	-	38カ国(※1)	-	・国際保健分野の主要な課題として、エイズの感染拡大の防止があり、日本が国連合同エイズ計画(UNAIDS)に拠出金によりそれを援助していることから、拡大防止に向けた国連合同エイズ計画(UNAIDS)の取組状況を計る。 ・(※1)第32回(平成25年6月)UNAIDSプログラム調整委員会資料 ・(※2)第34回(平成26年6月)UNAIDSプログラム調整委員会資料														
	-	-	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	・本事業は、ディーセントワークの実現を図ることを目的として実施するものであることから、ディーセントワークを実現するためのプロジェクト毎に設定されている目標の達成状況を測定する。 ・国際労働機関アジア太平洋地域総局(ILO・ROAP)からの25年度事業の進捗報告。														
3 【経済協力開発機構拠出金事業】 OECDの事業のうち、厚生労働省が拠出している事業に対するOECD各国の評価平均	-	-	3点以上/5点中	年度	3点	3点	3点	3点	3点	・OECDの研究等に拠出する事業は、研究成果等をOECD加盟国が活用することで加盟国間の相互発展を図ることから、高い活用が望まれる。具体的には、加盟国がOECDの各事業を1～5の5段階で評価するものであり、5段階のうち中程度である3以上の評価を得ることが一つの基準になると考えられるため、厚生労働省が拠出しているOECD事業に対するOECD各国の評価平均3点以上を目標値としている。 ・OECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting)														
	-	-	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	・本事業は、ディーセントワークの実現を図ることを目的として実施するものであることから、ディーセントワークを実現するためのプロジェクト毎に設定されている目標の達成状況を測定する。 ・国際労働機関アジア太平洋地域総局(ILO・ROAP)からの25年度事業の進捗報告。														
4 【国際労働機関拠出金事業】 プロジェクト(国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための各種事業)毎に設定されている計画(immediate objective)の達成状況	-	-	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	・本事業は、ディーセントワークの実現を図ることを目的として実施するものであることから、ディーセントワークを実現するためのプロジェクト毎に設定されている目標の達成状況を測定する。 ・国際労働機関アジア太平洋地域総局(ILO・ROAP)からの25年度事業の進捗報告。														
	-	-	80%	毎年度	100%	100%	集計中	-	-	・本事業は、ディーセントワークの実現を図ることを目的として実施するものであることから、ディーセントワークを実現するためのプロジェクト毎に設定されている目標の達成状況を測定する。 ・国際労働機関アジア太平洋地域総局(ILO・ROAP)からの25年度事業の進捗報告。														

【開発途上国向け医薬品研究開発支援事業】非臨床試験及び治験等の実施及び完了件数	—	—	20件	平成28年度	—	5件	15件	18件	20件	・本事業は、医薬品の研究開発支援を目的として資金を提出するものであり、平成28年度までに合計20件の案件の採択、実施、完了を目指している。進捗状況は毎年度の中間目標により把握する。
					—	10件	集計中	—	—	
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					施策の進捗状況(実績)					
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度								
(1) 世界保健機関分担金 (昭和27年度)	4,772百万円 (4,772百万円)	4,895百万円	5,506百万円	—	世界保健機関(WHO)は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関であり、平成26年5月現在194カ国が加盟している。世界保健機関(WHO)については、世界保健機関憲章第56条の規定により、割り当てられた分担金(義務的経費)の支払いを行う。世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的とする世界保健機関(WHO)の割り当てられた分担金を支払うことにより、感染症、HIV/AIDS、マラリア及び結核対策等の各分野の取組に寄与し、国際社会へ貢献する。					845
(2) 世界保健機関等拠出金事業 (昭和48年度)	1,129百万円 (1,129百万円)	807百万円	852百万円	1.2	世界保健機関(WHO)及び国連合同エイズ計画(UNAIDS)の実施する、新型インフルエンザ対策事業・HIV等の感染症対策事業・母子保健事業・保健従事者の育成を含めた保健システム強化事業・食品安全事業・医療安全事業などに対して拠出を行う。感染症対策やエイズ対策などの国際保健分野への事業を支援することにより、国際保健分野の取組を強化することに寄与し、国際社会へ貢献する。					846
(3) 国際機関分担金(大正7年度)	4,023百万円 (4,023百万円)	4,520百万円	5,040百万円	—	国際機関(ILO等)を通じ、国際労働基準の策定及び監視、労働・生活条件の向上、雇用機会の増進、基本的人権の増強のための国際的な政策や計画の策定及び国際的技術協力などの活動を実施している。国際労働機関(ILO)による国際労働基準の策定及び監視、国際的技術協力などの活動を支援することにより、労働条件の改善を通じた社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与し、国際社会へ貢献する。					847
(4) 経済協力開発機構拠出金事業(平成3年度)	27百万円 (27百万円)	29百万円	31百万円	3	OECDの実施する、各国の政策分析・データベースの構築・研究、分析などに対して拠出を行う。雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に対する多角的・総合的な研究・分析事業に対して支援し、加盟国単独では得ることのできないデータや研究成果を活用できるようにすることで、加盟国の相互発展に広く寄与し、国際社会へ貢献する。また、データや研究成果を国内でも活用することで、国内施策の立案に活用する。					848
(5) 国際労働機関拠出金事業 (昭和59年度)	420百万円 (419百万円)	346百万円	350百万円	4	国際労働機関(ILO)を通じ、アジアを中心とする開発途上国における雇用、労働問題の解決を助け、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に向け、アジアにおける社会的保護制度整備支援事業、南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業、アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業、アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業などの活動を実施している。					849
(6) たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金(平成18年度)	60百万円 (60百万円)	61百万円	69百万円	—	世界保健機関(WHO)内の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」締約国会議事務局が実施する締約国会議開催の経費やたばこ規制関連ガイドラインの策定等技術的・専門的な措置等に対して拠出する。たばこの対策及び規制に関する事業を支援することにより、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することに寄与し、国際社会へ貢献する。					850
(7) 国際水協会・水供給に関する運用 及管理ネットワーク拠出金(平成18 年度)	11百万円 (11百万円)	12百万円	12百万円	—	WHOの協力を得て、国際水協会(International Water Association: IWA)が運営する水供給に関する運用及管理ネットワーク(Operation & Maintenance Network: OMN)は、国際的な水供給に関する目標達成に大きく貢献するものであり、我が国の知見や経験を有効に活用できる分野における取り組みを進めている。我が国がOMNを支援していることは、国際的に強く求められるものであることから、OMNの活動を支援するための資金を提出する。途上国における水供給システムの運用及び管理に対する意識の向上と、知識や技術の移転を目的として設立されたOMNの活動を支援することにより、我が国の水道事業者が有する水道の運用及び管理に対する高い技術力と豊富な経験等を途上国と共有することに寄与し、国際社会へ貢献する。					851
(8) アジア太平洋地域技能就業能力計画 協力費(昭和55年度)	8百万円	9百万円	11百万円	—	ILOに拠出金を提出することにより、ILOのアジア太平洋地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画として、域内各国において政労使参加のもと、職業訓練政策、職業訓練技法、職業訓練情報ネットワーク等の分野における調査・研究、セミナー・研修等の開催等の活動を実施する。当面、以下の2点を重点としている。 ①各加盟国の国家技能開発戦略の構築を支援すること ②日本が先進例を示すことができる分野で、各国からのリクエストに基づき、時宜に合った職業能力開発上の課題への施策の促進を支援すること 近年は、若年者の雇用可能性を高める職業能力開発、農村開発支援における農村地域の技能訓練等をテーマとして取り上げた。アジア太平洋地域における人材養成機関の相互協力を支援することにより、職業訓練及び技能の水準の向上、雇用の拡大については経済・社会開発を促進し、国際社会へ貢献するものである。					852
(9) 開発途上国向け医薬品研究開発支援 事業(平成24年度)	2,800百万円	0	0	5	国連開発計画(UNDP)を通じて、開発途上国向け医薬品研究開発に対して拠出を行う。日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、開発途上国向けの医薬品研究開発と供給支援を官民連携で促進することにより、国際保健分野での貢献を行うとともに、日本の製薬産業の海外進出を支援することによって日本の製薬産業の成長・発展を図るものである。					853

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(X-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること(施策目標X-1-2)</p>							<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房国際課 職業能力開発局海外協力課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大臣官房国際課長 井内雅明 職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長 山田 敏充</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は開発途上国の人材育成事業に対して協力する為に実施している。</p>							<p>政策体系上の位置づけ</p>	<p>基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと</p>														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>												
<p>当初予算(a)</p>	<p>834,949</p>	<p>801,284</p>	<p>743,998</p>	<p>667,822</p>	<p>653,100</p>	<p>3,868,034</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>													
<p>補正予算(b)</p>	<p>-30</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>													
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>													
<p>合計(d=a+b+c)</p>	<p>834,919</p>	<p>801,284</p>	<p>743,998</p>	<p>667,822</p>	<p>653,100</p>	<p>3,868,034</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>													
<p>執行額(千円、e)</p>	<p>776,130</p>	<p>787,746</p>	<p>721,544</p>	<p>607,535</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>													
<p>執行率(%、e/d)</p>	<p>93.0%</p>	<p>98.3%</p>	<p>97.0%</p>	<p>91.0%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>														
<p>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>【開発途上国福祉専門家養成等事業】 ○ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化することを目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。 ○水供給分野での国際協力を推進することを目的として、開発途上国への水道分野の協力方針を検討している。また、開発途上国の水道プロジェクト計画作成を指導している。 【技能評価システム移転促進事業】 我が国がこれまで国及び民間の双方において培ってきた技能評価システムのノウハウを開発途上国に移転し、日本型の技能評価制度を実態的に定着させ、最終的には国家検定への移行及びアジアの標準を目指すとともに、対象国における技能労働者の社会的・経済的地位の向上に寄与することを目的とする。 【アジア太平洋地域人材養成協力事業】 ASEAN、APEC等、アジアにおける国際的な枠組みを活用して当該地域の人材養成分野の協力を実施することにより、開発途上国の職業能力開発分野の底上げを図るとともに、各国の自主的な取組を促進し、貧困削減・持続的成長(人づくり)に資することを目的とする。 【外国人留学生受入事業】 国際協力の一環として、開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するため、職業訓練体制を充実させようとする開発途上国より留学生を受入れ、職業訓練指導員の養成を行うことにより、当該国の人づくりに貢献する。 【アジア開発途上国雇用労働支援事業費】 労働組合等により、労働者を組織化することで労働者保護が確保されていない自営・零細事業場で働く労働者、女性などの脆弱な者に対する支援を進める試みが始められている。この取り組みは、公的なサポートが行き届かない開発途上国において、即効性のある草の根による互助的な取り組みである。しかし、開発途上国の労使団体には十分なノウハウがなく、自律的な事業展開が困難となっている。 このため、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などの組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力付与のための訓練などの活動の支援を行うことで、自律的な組織活動を確立する。 【技能実習制度推進事業】 実践的な技術・技能等の開発途上国への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする技能実習制度の適正かつ円滑な推進のため、技能実習生受入れ企業・団体に対する指導・支援、技能実習生からの相談等を行う。 【開発途上国における在職訓練指導員の能力向上事業】 国際協力の一環として、開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するため、職業訓練体制を充実させようとする開発途上国から在職職業指導員を受け入れ、職業訓練指導員に対する能力向上研修を行うことにより、当該国の人づくりに貢献する。</p>							<p>政策評価実施予定時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																			
				○																			
<p>測定指標(定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> <p>24年度 25年度 26年度 27年度 28年度</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>1 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合】 アンケート評価の平均値(会合参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする評価)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>4.0以上/5点中</p>	<p>毎年度</p>	<p>4.0以上/5点中</p>	<p>4.0以上/5点中</p>	<p>4.0以上/5点中</p>	<p>4.0以上/5点中</p>	<p>4.0以上/5点中</p>	<p>保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化することを目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催することから、当該会合が参加国にとって有効であり質の高さが重要であるので、会合のアンケートで「会合が有効だった」と評価する割合を指標とする。 テーマに関して、参加国によっては優先課題として位置づいていなかったり、テーマに沿った人材が参加していないことも考えられることから、妥当な数値として80%(4.0/5点中)以上を達成することにより有効であったと評価することとする。 ・ハイレベル会合結果概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaiyomu/asean/asean/kokusai</p>													
<p>2 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合】 会合の提言に基づき取組みを開始した国の割合</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>100%(10か国中10か国)</p>	<p>毎年度</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、会合において議論した内容を提言としてまとめ、各国への取組みを推進している。会合の成果を各国の政策や施策へ反映させることが期待されていることから、提言に基づき取組みを開始した国の割合を指標とし、参加国すべての国において取組みが行われることを目標とする。 また、近年ASEAN諸国における少子高齢化や格差拡大など社会的弱者を取り巻く状況が変わりつつあり、ニーズに合わせたよりよい社会保障制度構築を目指すため継続的に事業を実施する必要がある。</p>													
<p>3 【技能実習制度推進事業】 (平成25年度までの指標) 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>80%以上</p>	<p>85%以上</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>技能実習制度は、より実践的な技術・技能等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とし、当初の計画に従った実習を終了し、無事に本国に帰国することが重要である。このため、何らかの理由で3年間の技能実習を終えることができなかった人数を減らすことが技能実習制度の適正化に資するものであるため、これを測定指標として設定した。 平成25年度までの目標値は、「本人の病気・ケガ」等の理由による帰国者数を除外して計算をしていたが、平成26年度以降はこれらの人数も含めた目標値に設定し直すことで、制度の適正化を徹底するためにより厳格な目標設定とした。なお、目標値については過去の実績を踏まえて設定した。</p>													
<p>(平成26年度からの指標) 3年間の技能実習を終了できなかった実習生の割合</p>	<p>集計中</p>	<p>26年度</p>	<p>前年度以下</p>	<p>27年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>20%以下</p>	<p>前年度以下</p>	<p>—</p>	<p>—</p>													

測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			施策の進捗状況(実績)					
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
4 技能実習生受入れ企業・団体に対する巡回指導件数(実績/達成目標件数)			(10,671件 /9,450件)	(8,592件 /8,300件)	(集計中 /7,000件)	(- /6,500件)	-	巡回指導は法令違反の是正を図ることを目的としており、件数自体が増加することが必ずしも望ましいものではないが、技能実習生受入れ企業・団体への指導に係る活動実績を把握するための一つの指標である。 なお、『日本再興戦略』改訂2014に基づき、管理監督体制を抜本的に強化し、技能実習制度の適正化の徹底を図るため、平成27年度に外国人技能実習機構を設立することとしており、巡回指導においては新機構において実施することを予定している。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 開発途上国福祉専門家養成等事業 (平成15年度)	45百万円 (44百万円)	41百万円	43百万円	1, 2	①ASEAN諸国から保健、福祉及び雇用の分野での緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するために、第12回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催(平成26年10月予定)して、多くの有益な保健・福祉・雇用政策に関する各国の知見を共有することにより、当該分野での日本とASEAN諸国との協力関係の発展に寄与し、人材育成に貢献する。 ②日本の水道事業者や厚生労働省が持つノウハウを活用して、開発途上国への水道分野の協力量針を検討する。また、開発途上国が作成する水道プロジェクト計画に対して、水道分野に関する課題の具体的な解決方法を提示して、より熟度の高い計画となるよう助言・指導を実施する。これにより、水道分野での日本の知見や技術を提供して国際協力を促進し、開発途上国との連携の強化に貢献する。	855		
(2) 技能評価システム移転促進事業 (平成14年度)	143百万円 (136百万円)	122百万円	110百万円	-	開発途上国の業界団体等の技能評価担当者に対して職種ごとに、我が国の技能検定について基準・問題作成等を担当する者への研修及び試験・採点等を担当する者への研修を行う。さらに、当該研修修業者が現地で中心となり、トライアル検定を自らの手で実施することを支援することにより、技能検定の実施に係る実務的ノウハウの効果的な移転を図る。我が国の技能評価システムのノウハウの開発途上国への移転を図ることで、開発途上国の効果的かつ効率的な人材育成に資する。	856		
(3) アジア太平洋地域人材養成協力事業 (平成8年度)	76百万円 (73百万円)	62百万円	55百万円	-	① ASEAN事業: ASEAN事務局と連携し、ASEAN統合に向けた職業能力開発分野での官民に対する研修を実施するとともに、ASEAN諸国に対する我が国の職業能力評価基準の提供及び技術会合を通じた職業能力評価基準の作成協力等を実施する。 ② APEC事業: APEC域内開発途上国の現地日系企業の研修施設等を活用し、現地の地域住民に対して、基礎的な技術、技能を修得させるための技能研修事業を実施する。 上記によりASEAN、APEC等の枠組みを生かしつつ、協力対象国の能力開発システムの構築・改善、被援助国の卒業促進、官民協力の促進等を図る。	857		
(4) アジア開発途上国雇用労働支援事業費 (平成23年度)	44百万円 (44百万円)	42百万円	48百万円	-	国際的な労使団体の持つネットワークを活用して、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力付与のための訓練などへの活動支援を行う。 国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を実施することで、開発途上国の労使団体の自主的な組織活動の確立に貢献する。	859		
(5) 技能実習制度推進事業(平成5年度)	371百万円 (370百万円)	337百万円	370百万円	2, 4	①監理団体・実習実施機関に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語電話相談のためのホットラインの設置等の実施 巡回指導においては、法令違反等の是正を図ることとしており、また、母国語電話相談では、実習生が日頃感じている疑問や悩み、不満を母国語で解決している。こうした取り組みにより、技能実習生の労働環境の改善等が図られ、技能実習生が安心して技能実習を受けることが可能になり、3年間の技能実習期間を終えることができなかった技能実習生の割合を低下させることに効果があると見込んでいる。 ②技能実習計画の適正な審査、実習実施機関の技能実習指導員に対する講習会 技能実習計画の適正な審査、講習会の実施による実習実施機関の技能実習指導員の育成により、技能実習生の適正な技能修得の促進が可能になることから、3年間の技能実習期間を終えることができなかった技能実習生の割合を低下させることに効果があると見込んでいる。 ③地方関係行政機関との連絡協議会等の実施 地方関係行政機関との連絡協議会を開催することは、技能実習制度の問題点を把握することにつながり、適正な制度の運用に寄与することで、3年間の技能実習期間を終えることができなかった技能実習生の割合を低下させることに効果があると見込んでいる。	860		
(6) 開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業 (平成25年度)	21百万円 (11百万円)	43百万円	27百万円	-	開発途上国における現職の職業訓練指導員を受け入れ、3か月の日本語教育、専門的訓練施設において1年間、高度で専門的な技能、指導技法、キャリア・コンサルティング技法等、職業訓練指導員としての能力向上を図る研修を実施し、研修生が母国で他の職業訓練指導員を指導するなど、当該国において中核的な役割を果たすことのできる高度で専門的な技能及び知識等を修得させる。 職業訓練体制を充実させようとする開発途上国から在職職業訓練指導員を受け入れ、職業訓練指導員に対する能力向上研修を行うことによって開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するための人づくりに貢献する。	861		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(XI-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること(施策目標XI-1-1)					担当 部署名	大臣官房厚生科学課	作成責任者名	厚生科学課長 椎葉茂樹												
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること ・国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること ・国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること ・国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること					政策体系上の 位置づけ	基本目標XI 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興を図ること 施策大目標1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況(千円) 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c) 執行額(千円、e) 執行率(%、e/d)	23年度 3,634,322 0 2,139 3,636,461 3,501,722 96.3%	24年度 3,560,410 0 0 3,560,410 3,502,553 98.4%	25年度 3,193,006 0 0 3,193,006 3,153,437 98.8%	26年度 2,908,884 66,167 0 2,975,051 2,874,804 96.6%	27年度 2,972,615 0 66,167 3,038,782 2,874,804 94.6%	28年度要求額 3,128,985 0 0 3,128,985 0 0	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)の うち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○国立試験研究機関は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)により設置された、国立の研究機関である。 (1)国立医薬品食品衛生研究所 ○目的:医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業:医薬品・医療機器分野、食品分野、安全性・生活関連・情報分野における、品質・有効性・安全性、健康被害の防止等の観点から研究・試験、検査及び評価、分析法の確立、情報提供等 (2)国立保健医療科学院 ○目的:国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。 ○事業:保健医療、生活衛生、社会福祉施策を運営するための専門技術等について業務に携わる自治体職員等に対する研修及びこれらに関わる各種政策課題への対応や改善の科学的根拠等を示すための研究等 (3)国立社会保障・人口問題研究所 ○目的:人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業:国の社会保障制度をはじめとする各種施策立案の基礎資料として、将来人口推計や社会保障給付費の推移等の公表及び人口・社会保障に関する研究を実施。 (4)国立感染症研究所 ○目的:感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業:感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験研究、生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤及び殺鼠剤の生物学的検査等					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28			○		
24	25	26	27	28																	
		○																			
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
1 国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	平均3.5点以上	毎年度	平均3.5点以上 4.1点	平均3.5点以上 4.5点	平均3.5点以上 3.8点	平均3.5点以上 —	平均3.5点以上 —	・外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。 ・なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。												
2 国立保健医療科学院における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	平均3.5点以上	毎年度	平均3.5点以上 3.6点	平均3.5点以上 4.1点	平均3.5点以上 —	平均3.5点以上 —	平均3.5点以上 —													
3 国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	平均3.5点以上	毎年度	平均3.5点以上 4.2点	平均3.5点以上 4.1点	平均3.5点以上 4.2点	平均3.5点以上 —	平均3.5点以上 —													

4	国立感染症研究所における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	毎年度	平均3.5点以上	毎年度	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	
		4.2点	4.4点	-	-	-				
測定指標(定性的)		目標		目標年度		施策の進捗状況(目標)			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						施策の進捗状況(実績)				
						-	-	-	-	
						-	-	-	-	
(参考)測定指標						24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
						-	-	-	-	-

達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年度行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 国立医薬品食品衛生研究所基盤的研究費(平成14年度)	182百万円(182百万円)	130百万円	130百万円	1	国立医薬品食品衛生研究所において、 ①医薬品の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究 ②食品及び食品添加物等の品質・安全性確保に関する基盤研究 ③医療機器及び生活関係化学物質等の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究 ④医薬品・食品・食品添加物及び生活関係化学物質等に係る各種毒性試験法等に関する基盤研究等を行う。 これにより、医薬品、医療機器、食品、食品添加物及び生活関係化学物質等に関する基礎的研究を進め、国内外における諸分野の動向を踏まえた最新の規格・基準の策定等に資するもの。	862
(2) 安全性生物試験研究センター運営費(昭和52年度)	40百万円(40百万円)	37百万円	37百万円	1	安全性生物試験研究センターにおける「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する指針」等に準拠した動物実験が円滑に実施できるようセンターにおける動物飼育室の空調管理及び「動物の愛護および管理に関する法律」等に準拠した各種実験動物の飼育管理等を実施する。 これにより、医薬品、食品、食品添加物及び生活関係化学物質の安全性・有効性を確保するための試験・研究に必要な動物実験の円滑な実施に資するもの。	863
(3) 国立医薬品食品衛生研究所施設管理事務経費(昭和50年度)	23百万円(23百万円)	23百万円	23百万円	1	国立医薬品食品衛生研究所における医薬品・医療機器、食品、化学物質の品質、安全性及び有効性を評価するための試験・研究・調査を円滑に実施するため、動物庁舎における排水処理や水道設備の管理等の施設の維持管理業務を行う。 これにより、同研究所が行う国民の健康と生活環境を維持向上させるために必要な試験・研究・調査の円滑な実施に資するもの。	864
(4) 総合化学物質安全性研究費(生活環境暴露評価基盤研究費)(平成8年度)	8百万円(8百万円)	6百万円	4百万円	1	参加地方衛生研究所の所在地域に在住する一般市民の生活環境を対象として、 ①国立医薬品食品衛生研究所に設置した暴露評価委員会での討議を踏まえて選定された化学物質を対象に、参加地方衛生研究所において一般居住環境での試料採取を行う。 ②国立医薬品食品衛生研究所において採取試料中の化学物質濃度の測定及び室内環境での多経路暴露解析を実施し、データベースとして情報を集積する。 これにより、家庭用品等に由来する化学物質の生活環境中における環境濃度データを収集し、データベースの構築及び維持を行うことで、暴露評価の適正な実施に資するもの。	865
(5) 国立医薬品食品衛生研究所共同利用型高価研究機器整備費(平成5年度)	152百万円(152百万円)	152百万円	152百万円	1	厚生労働省全体の共同利用型機器として、主に化学系の高価分析機器である核磁気共鳴装置、タンデムマス装置、LC/MS/MS装置等、構造決定に有用な最先端機器を整備する。 これにより、厚生労働行政に必要な行政研究・事業や厚生労働科学研究の遂行に資するとともに、ひいては国における研究の推進に寄与するもの。	866
(6) 研究情報基盤整備費(研究情報整備費)(平成8年度)	17百万円(17百万円)	17百万円	17百万円	1	国内外の研究機関・行政機関等に対し、①国立衛研の試験研究事業によって生成された試験研究データ、②国立衛研が中心となって、あるいは協力して編纂・整理・収集した科学的知識及び研究関連情報、③外部機関から国立衛研に提供された有用情報、等の情報を改ざん防止等の十分なセキュリティ対策を行った上でインターネットを通じて情報提供するとともに、外部の最新の研究情報を入手するため、必要な研究情報基盤の整備を行う。 これにより、医薬品、食品、化学物質に関する安全性情報の根拠となる科学的データや専門家による評価情報をインターネットを通じて国内外の研究機関及び行政機関等との情報共有に資するもの。	867

(7)	研究情報基盤整備費(情報を基盤とする化学物質安全性国際協力事業) (平成8年度)	13百万円 (8百万円)	10百万円	4百万円	1	<p>行政担当者、企業担当者、研究者及び一般市民に対し、化学物質の安全性に関する質の高い情報を提供する。具体的には以下の①～④を行う。</p> <p>① IPCS(※)の化学物質安全性評価に関する英語文書原案の作成及びそのための情報の収集・調査及び解析・評価を行う。</p> <p>② IPCS文書の日本語版作成とホームページ(HP)での提供を行う。</p> <p>③ 欧米の主要機関作成の化学物質評価文書の日本語版作成とHPでの提供を行う。</p> <p>④ OECDテストガイドラインの日本語版作成とHPでの提供を行う。</p> <p>※ WHOの事業の1つである国際化学物質安全性計画事業のこと。</p> <p>上記のように、IPCS事業の日本における担当機関として、国際化学物質安全性カード(ICSC)文書の作成による国際協力の推進を進めるとともに、欧米の有益な化学物質安全性評価情報の日本語翻訳とホームページを通じて広く国民への提供することで、化学物質の安全管理に資するもの。</p>	868
(8)	化学物質による緊急の危害対策を支援する知識情報基盤事業費 (平成13年度)	8百万円 (8百万円)	8百万円	8百万円	1	<p>化学物質に起因する緊急危害対応に必要な情報の収集・蓄積・評価を行い、これらの情報を緊急時の化学物質安全性に関わる全ての関係者(医療・公衆衛生関係者、行政担当者、企業担当者)が必要な時に迅速かつ容易に活用できるようホームページで提供する。</p> <p>①有毒物質の毒性、物性、被害事例等に関する国内外の情報の収集・調査を行う。</p> <p>②米国AELG(急性暴露ガイドライン)濃度情報の翻訳・編集・蓄積と効率的な活用法に関する研究を行う。</p> <p>③毒物劇物取締法データベース等のデータ更新及び管理を行う。</p> <p>これにより有害化学物質のヒト健康影響に関する情報を収集・分析し、効率的な情報発信及び検索システムを構築し、大規模な化学物質事故や化学物質テロへの対応等に資するもの。</p>	869
(9)	国立医薬品食品衛生研究所競争的研究事務経費 (平成13年度)	54百万円 (54百万円)	59百万円	59百万円	1	<p>国立医薬品食品衛生研究所の研究者に交付された競争的研究費について、</p> <p>①研究者個人に代わって、研究機関が経理事務を行う。</p> <p>②研究機関に利益相反委員会を設置し、利害関係が想定される企業との関わりについて適正に管理を行う。</p> <p>これにより競争的研究費(厚生労働科学研究費補助金及び文部科学省科学研究費補助金等)の適正な執行及び公的研究である厚生労働科学研究の公正性・信頼性の確保に資するもの。</p>	870
(10)	食品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集、解析、評価及び提供に係る研究事業費 (平成20年度)	28百万円 (28百万円)	24百万円	23百万円	1	<p>①食品の安全性に関わる行政機関、リスク評価機関、地方衛生研究所等の関係者及び一般国民に対し、食品の安全確保のため、食品関連情報の収集・調査・分析を行い関係機関や一般に情報提供する。</p> <p>②食品中の微生物や化学物質に関する国際機関や各国担当機関の最新情報や評価情報、文献情報等を要約した『食品安全情報』の発行により情報提供し、新たに生じた重要課題についても詳細な調査及び分析・評価(随時)を行う。</p> <p>③日本にも影響を及ぼす可能性がある国際的事業や緊急対応が求められる可能性がある事業に関しては、適宜詳細な調査を行い各関係部局をはじめ、一般にもホームページ等から情報発信を行っている。</p> <p>このように、国立医薬品食品衛生研究所において、国内外の食品安全情報を収集・分析、データベース構築、関係者や国民への情報提供を実施することにより、食品の安全情報分野における対応体制の構築及び整備を進め、健康被害防止や安全性確保に資するもの。</p>	871
(11)	医薬品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集、解析、評価及び提供に係る研究事業費 (平成20年度)	26百万円 (25百万円)	18百万円	17百万円	1	<p>厚生労働省医薬品局安全対策課・審査管理課、医薬品医療機器総合機構、国立病院、一般の医師・薬剤師、一般国民に対し、</p> <p>①米国FDA、欧州EMA、WHOなどの公的機関や、国際的な主要医学雑誌N Engl J Med、JAMA、Lancetなどから、最新情報を収集、分析、評価し、重要なものについて日本語で隔週、E-mailで情報提供し、ホームページ(HP)にも掲載する。</p> <p>②新たに生じた医薬品関連の課題(新型インフルエンザ流行時の抗ウイルス薬の緊急時使用、海外での医薬品のリスク最小化策の先行例など)に関し、海外公的機関の対策について情報提供やHPへの掲載を行う。</p> <p>③医薬品安全性の情報検索に有用なデータベースの構築を行う。</p> <p>このように、血液製剤によるHIV感染などを教訓として、国立医薬品食品衛生研究所において、海外の重要な医薬品安全情報を専門家が収集、分析、評価を行い、厚生労働省等の関連部署及び一般国民に対し、信頼できる最新情報として迅速に分かりやすく提供することにより、健康被害防止や安全性確保に資するもの。</p>	872
(12)	医薬品等規制行政に直結する政策研究費 (平成18年度) (平成26年度までの「健康安全確保のための研究費」から名称変更)	110百万円 (110百万円)	87百万円	78百万円	1	<p>国民生活を取り巻く医薬品、医療機器、食品、その他生活環境中に存在する化学物質について、その品質、安全性及び有効性を適正に予測・評価し、行政による規制に直結する科学的根拠を明確にすることにより、産業競争力の向上及び健康に対する被害を防止して安全な国民生活を確保するために必要な経費。平成27年度は、以下の研究を実施。</p> <p>①遺伝毒性試験・発がん性試験を統合する包括的試験法の開発に関する基盤的研究</p> <p>②広域散発食中毒事例等の原因究明および予防のためのガイドライン確立に関する研究</p> <p>③危険ドラッグの規制強化に係わる研究</p> <p>④日本薬局方等の医薬品品質公定試験法拡充のための研究開発</p> <p>⑤安全性試験公定化にかかる検証・評価のための研究開発</p> <p>このように、国立医薬品食品衛生研究所において、国民生活を取り巻く医薬品、医療機器、食品、その他生活環境中に存在する化学物質について、その品質、安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行うことにより、産業競争力の向上及び健康に対する被害を防止し、国民生活の安全の確保に資するもの。</p>	873
(13)	短期研修経費 (平成14年度)	21百万円 (18百万円)	17百万円	18百万円	2	<p>保健医療、生活衛生及びこれらに関連する社会福祉の分野の関係業務に従事している者に対して、地域医療連携マネジメント研修、水道工学研修、細菌研修、児童虐待防止研修など27コースで各分野の最新の知識、技術等の研修を実施する。(平成27年度)</p> <p>このように、自治体職員等への養成及び訓練を行うことにより、保健医療、生活衛生及び社会福祉等事業の改善に寄与し、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。</p>	874
(14)	専門・研究課程教育費 (平成14年度)	46百万円 (40百万円)	35百万円	28百万円	2	<p>①研究課程 修業期限3年間で実施し、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。</p> <p>②専門課程 保健福祉行政管理分野、地域保健福祉分野、医療管理分野、生物統計分野、国際保健分野、地域保健福祉専攻科、生活衛生環境専攻科、健康危機管理専攻科など11分野で修業このように、自治体職員等への養成及び訓練を行うことにより、保健医療、生活衛生及び社会福祉等事業の改善に寄与し、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。</p>	875

(15)	国立保健医療科学院共通経費 (平成14年度)	55百万円 (52百万円)	56百万円	52百万円	2	国立保健医療科学院における養成訓練及び試験研究に必要な消耗品、複写機保守等。 このように、経費の適正な執行に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。	876
(16)	国立保健医療科学院競争的研究 事務経費 (平成14年度)	58百万円 (55百万円)	64百万円	65百万円	2	厚生労働科学研究費補助金、科学研究費補助金、各種助成金で行う研究の機関経理を行う。 このように、厚生労働科学研究費補助金等の適正な事務を行うことで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。	877
(17)	国立保健医療科学院運営経費 (平成14年度)	5百万円 (5百万円)	4百万円	4百万円	2	①研究調査の実施 ②年報作成 ③研究倫理審査委員会を開催 ④特殊施設(機器分析室)の管理運営 ⑤廃棄物の処理 を行う。 このように、経費の適正な執行に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。	878
(18)	研究研修棟施設管理等事務経費 (平成14年度)	130百万円 (130百万円)	110百万円	109百万円	2	清掃業務、設備運転保守業務、特定機器保守業務の事業を行う。 このように、庁舎の適正な維持管理に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。	879
(19)	国立保健医療科学院基盤的研究 費 (平成14年度)	11百万円 (11百万円)	11百万円	11百万円	2	保健医療福祉サービスに関する ・健康危機管理研究のあり方に関する基盤的研究 ・少子・高齢化社会に対応した健康確保に関する基盤的研究 ・生活環境に関する安全・安心の確保に向けた基盤的研究 等に関する基礎的・基盤的研究を行う。 このように、保健医療福祉サービスに関する基礎的研究を行い研修等に反映させることにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。	880
(20)	電子図書館事業費 (平成14年度)	15百万円 (15百万円)	15百万円	15百万円	2	①厚生労働科学研究成果データベースシステムを開発し、研究成果のデータベース化を行う。 ②厚生労働科学研究成果(研究概要及び研究報告書本文)を迅速に公開する。 ③公衆衛生分野の関連資料(古典的な資料、基礎的な統計資料等)の電子化と公開を行う。 ④府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携により研究登録情報等の一元的な管理を行う。 このように、厚生労働科学研究成果データベースシステムにより、厚生労働施策に関する科学的根拠等を公開し、情報の共有を図ることは、研究事業を日常的に支え るとともに保健医療の現場等へ最新の情報を提供することにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。	881
(21)	国立社会保障・人口問題研究所運 営経費 (平成8年度)	23百万円 (21百万円)	21百万円	14百万円	3	優れた研究成果を創出し、それを次の段階の研究に反映するための研究評価を実施するとともに、機関誌等の刊行により研究成果を広く社会に提供するとともに、組 織運営の適正化を図るため評議員会を開催している。 このような広く国民の政策的な関心に応える最新情報を提供する機関誌等は、多くの人に活用されており、研究成果を広く社会に提供することにより、国民の福祉の 向上に寄与するという国立社会保障・人口問題研究所の目的の達成に資するもの。	882
(22)	国立社会保障・人口問題研究所基 盤的研究費 (平成14年度)	7百万円 (8百万円)	5百万円	2百万円	3	社会保障・人口問題全般における基礎資料やデータベースの整備等を実施する。 これは国立社会保障・人口問題研究所において実施している各種研究調査の土台としての役割を担っており、これらの研究調査の質の向上に資するもの。	883
(23)	研究調査経費(社会保障・人口問 題基本調査)(平成27年度は出生動 向等地域活性化調査事業) (平成8年度)	29百万円 (28百万円)	29百万円	170百万円	3	①調査地区から層化無作為抽出した地区における世帯及び世帯員を調査の客体とし、地方公共団体において任命された調査員が世帯を訪問し、調査を行い、その調 査結果を国において集計し、詳細な分析を実施する。 ②「まち・ひと・しごと創生」に係る各自治体の取組みをより有効なものとするために、人口・社会保障分野における社人研の学術的専門性を基礎にした「簡易人口推計 ツール」、「地域診断ツール」を開発し、各自治体に活用してもらうことで、自治体がエビデンスに基づく政策立案や施策の効果検証することを可能とし、現状と課題を 「見える化」することによって、「まち・ひと・しごと創生」に取り組む自治体を支援する。 これにより、①においては、当調査の結果を各種施策の指標や公的年金の財政検証等に幅広く活用することで様々な政策の立案や評価に資するもの。また、②にお いては、当事業で開発するツールを自治体が利用することにより、「まち・ひと・しごと創生」に係る自治体の施策立案・実施・評価検証に寄与するもの。	884
(24)	研究調査経費(社会保障・人口問 題基本調査による分析モデル開 発) (平成8年度)	3百万円 (3百万円)	3百万円	2百万円	3	社会保障・人口問題基本調査で得た調査結果の要因分析を行うための分析モデルを開発する。 本事業は、(23)の調査について、さらに踏み込んだ分析を行うものであり、調査結果の充実に資するもの。	885
(25)	研究調査経費(社会保障・人口問 題基本調査の事後事例調査) (平成8年度)	2百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	3	調査地区の調査協力機関、調査員及び調査対象者に対して、研究所研究員が現地に出向き聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえた分析を実施する。 本事業は、(24)の調査について、さらに踏み込んだ事後調査を行うものであり、調査結果の充実に資するもの。	886

(26)	社会保障情報・調査研究費 (平成8年度)	3百万円 (3百万円)	3百万円	3百万円	3	①OECD基準に沿った社会支出総額及びGDP(国内総生産)に対する比率、政策分野別にみたデータなどの集計及び国際比較 ②ILO基準に沿った社会保障給付費総額や機能別(高齢、障害、保健医療などの区分)、制度別(年金、医療、介護などの制度区分)にみたデータ、及び財源データの集計 ③過去からの社会支出及び社会保障給付費等に関する時系列データの整備 本事業の成果である社会保障費用統計は、統計法上の基幹統計として国際比較分析等において特に重要な公的な統計と位置付けられるとともに、社会保障給付と社会保障負担に関する制度改正への国民の理解及び合意形成の基礎資料となるものであり、社会保障制度の安定と発展、ひいては国民の福祉に資するもの。	887
(27)	研究成果の普及等に要する経費 (平成8年度)	4百万円 (3百万円)	4百万円	3百万円	3	厚生政策セミナーの開催及び研究成果の公表に関する事業等を実施する。 本事業により、国内外の一流の研究者を招き、広く学界及び行政担当者に門戸を開いて交流を図ったり、研究成果や事業内容等を公開することは、研究成果を広く社会に提供するという国立社会保障・人口問題研究所の目的の達成に資するもの。	888
(28)	国立感染症研究所共通経費 (平成18年度)	127百万円 (127百万円)	127百万円	127百万円	4	国立感染症研究所研究業務全般に必要な備品、消耗品等の購入費用、印刷製本費、通信運搬費、非常勤職員給与等。 このように、研究業務等に必要な備品、消耗品等を適正かつ効率的に購入等することにより、国立感染症研究所の円滑な運営、研究業務等の遂行に資するもの。	889
(29)	国立感染症研究所運営経費 (平成18年度)	98百万円 (98百万円)	87百万円	103百万円	4	国立感染症研究所の業務として血清情報管理室の運営、ハンセン病に関するレファレンス等を行う。 本事業で、血清情報管理室が保有する血清の保存管理を適切に行うことで、国立感染症研究所における各種感染症研究・調査の円滑な実施に資するもの。 また、ハンセン病に関するレファレンス業務では、我が国唯一のハンセン病専門の研究機関として、一般医療機関でのハンセン病の診断や治療、鑑別診断を支援することにより、ハンセン病治療の充実と知識の普及に資するもの。	890
(30)	国立感染症研究所基盤的研究費 (平成14年度)	141百万円 (141百万円)	141百万円	124百万円	4	技術的な根拠のある感染症対策を可能とするため、病原体等を取り扱う上での安全管理の研究、実験動物の微生物モニタリング、生物学的製剤、抗生物質等の安全管理に関する研究、感染症に関する検査システムを確保するために必要な研究、感染症に関わる基礎研究等多岐に亘る研究を行う。 本事業では、研究業務を遂行する上で必須である科学的基盤を維持するための研究を実施しており、その成果は、感染症の応用研究や競争的研究開発の基礎としてこれらの研究等の実施に資するもの。	891
(31)	生物安全対策費 (昭和56年度)	35百万円 (35百万円)	100百万円	34百万円	4	研究者等の病原体からの保護、外部への漏出防止等のために対処した高度封じ込め実験施設の特性をもった施設を維持するために、常時機能が十分発揮できる状態に維持する。 これにより、研究者等を病原体から保護し、また、病原体の外部への漏出を防ぐための高度封じ込め実験施設を維持管理することで、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。	892
(32)	国立感染症研究所施設管理事務経費 (昭和57年度)	401百万円 (401百万円)	376百万円	424百万円	4	国立感染症研究所村山庁舎の施設管理維持、定期点検整備を行う。 このように、国立感染症研究所村山庁舎における電気設備、機械設備及び給排水衛生設備等について正常な運転を維持管理することで、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。	893
(33)	エイズ研究センター経費 (昭和57年度)	22百万円 (22百万円)	20百万円	8百万円	4	人材育成を介してアジア・アフリカ地域等のHIV感染診断検査技術向上に結びつけることを目的としてHIV感染診断検査技術講習(10-12カ国を対象とするHIV感染診断技術および疫学手法に関する講習)等を行っている。 このように、HIV感染診断検査技術の普及・向上を推進することにより、世界のHIV感染拡大の抑制に資するもの。	894
(34)	戸山庁舎関係経費 (平成4年度)	425百万円 (425百万円)	412百万円	467百万円	4	国立感染症研究所戸山庁舎の施設設備を適切な状態に維持管理するための保守・点検等の業務委託及び光熱水料。 このように、国立感染症研究所戸山庁舎における大型特殊実験施設を適正に維持管理することにより、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。	895
(35)	国立感染症研究所共同利用型高額研究機器整備費 (平成5年度)	77百万円 (77百万円)	78百万円	76百万円	4	国立感染症研究所の共同利用型高額機器として、細胞自動分析分離装置及び超高分解能操作電子顕微鏡を整備する。 このように、国立感染症研究所の事業やその他の大学、研究機関との研究にも利用可能な高額研究機器を整備し、共同利用することで、実験の効率化と科学技術推進に資するもの。	896
(36)	ハンセン病研究センター経費 (平成9年度)	152百万円 (152百万円)	143百万円	149百万円	4	(1)ハンセン病研究センターの研究棟、管理棟、動物棟の管理運営及びP3新研究実験等運営費 (2)ハンセン病の薬剤耐性菌に関する調査研究 (3)ハンセン病国際協力推進事業(ハンセン病濃厚地域に人材を派遣し流行地技術移転) このように、ハンセン病研究センターにおける研究棟を適切に維持管理することにより、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。	897
(37)	感染症情報センター経費 (平成9年度)	38百万円 (38百万円)	38百万円	35百万円	4	(1)サーベイランス(感染症監視)事業 1. 感染症発生動向調査システム運用と週報編集発行 2. 病原体検出情報システム運用と病原微生物検出情報編集発行 (2)感染症予防治療情報システム事業 感染症にかかる予防治療情報等のwebによる発信を行う。 このように、感染症法に基づく感染症発生動向調査における中央感染症情報センターとして、様々な感染症情報の収集、分析及び公表を行うことで、広く国民一般への感染症の知識の普及と予防啓発に資するもの。	898

(38)	感染症危機管理人材養成事業費 (平成11年度)	9百万円 (8百万円)	10百万円	10百万円	4	実施疫学調査専門家(FE)の養成、米国CDCや世界保健機関(WHO)との協力のもと、国立感染症研究所内に世界標準となる2年間の実地疫学専門家養成コース(FETP)を設置し、On-the-job(実務研修)によるFEの育成を行う。疾病アウトブレイクへの直接対応を通して、健康危機管理対応を実践しつつ、知識・技術・実務の総合的な修得を図る。データの収集・分析・還元技能修得のため、感染症サーベイランスのデータ分析還元や疫学研究の立案と実施を、また、国際的な感染症危機管理技能修得のため、WHO西太平洋地域事務局での実務研修も行う。さらに、地方自治体における人材育成に寄与するため、自治体等の感染症対策関係者への講習等を行う。 このように、感染症疫学調査の専門家を養成し、国と地方が連携して積極的疫学調査を実施することにより、健康危機管理体制の確立と強化に資するもの。	899
(39)	国立感染症研究所競争的研究事務経費 (平成13年度)	29百万円 (29百万円)	32百万円	32百万円	4	1研究あたりの研究費の増大に伴う研究者個人による研究費管理の増大から、競争的研究資金に係る経理について機関経理を行うとともに、補助員に係る機関雇用を行う。また公的研究である厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)についてその管理に必要となる利益相反委員会を運営する。 このように、競争的研究費の機関経理業務を行うことで、公的研究費の公正性及び信頼性の確保に資するもの。	900
(40)	生物学的製剤の安全性情報収集、解析、評価に係る研究事業費 (平成15年度)	54百万円 (18百万円)	11百万円	3百万円	4	①生物学的製剤にかかる情報を能動的検索により収集し、探知された情報をそれぞれの疾患・病原体の専門家が評価し、事務局が集約する。 ②毎月および随時所内の評価委員会にて①の情報の重要性と影響をリスク評価する。 ③②の評価結果にしたがって、健康危険情報を科学的エビデンスをつけ厚生労働省担当部局に報告する。 このように、国内外の生物学的製剤に起因する感染症に関する科学・疫学情報を収集、リスク評価し、厚生労働省担当部局と共有することにより、速やかな行政対応及び対応の遅れによる被害を防止するとともに、国の責務として国民に安全な生物製剤を提供することに資するもの。	901
(41)	医療・福祉サービス研究 (平成14年度)	6百万円 (6百万円)	4百万円	4百万円	2	有効な介護予防のための保健事業の開発、実施、評価支援に関する調査研究、医療機関における新たな概念と手法を用いたマネジメント教育に関する研究及び保健医療福祉サービスに関する調査研究を行う。 本事業により、医療・福祉サービス分野に関する調査研究を行い研修等に反映させることにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。	903
(42)	生活環境研究 (平成18年度)	9百万円 (9百万円)	9百万円	9百万円	2	国立保健医療科学院で保有する浄水処理実験プラントおよび関連の実験装置等を活用し、水道原水の変動や原水汚染に対応する処理技術の評価及び、浄水施設の運転管理手法の最適化に関する研究、高度浄水処理の実用化及び既存の浄水処理技術の性能向上に関する研究を行う。これらの成果を原水水質に対応する処理システムとしてその性能、運転管理方法等について整理する。また、水道水の放射性物質の検査実施地域、対象項目、採水場所、検査頻度、精度管理等を検討し、モニタリング手法を検証する。さらに、JICA専門家等として関わってきた水道、水の衛生分野における国際協力や、WHO(国際保健機関)研究協力センターとしての活動などに関連して、調査研究事業を実施し、水分野の国際協力の一層の推進を図る。 本事業により、生活環境分野に関する調査研究を行い研修等に反映させることにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。	904
(43)	ロタウイルスワクチン検定及び品質管理に関する基礎研究 (平成23年度)	5百万円 (5百万円)	5百万円	5百万円	4	平成23年度ロタウイルスワクチン(単価ワクチンのロタリックス、5価ワクチンのロタテック)の承認、接種開始に対応して、安全性管理、並びに品質管理を国家検定業務にて行う必要がある。本ワクチンは、弱毒化生ワクチンであり、接種後に被接種者体内で増殖することでロタウイルスに対する総合的な免疫を誘導し、重篤な症状の出現を防止する。しかし、その作用機序は明らかにされておらず、ロタウイルスの弱毒化に関する分子基盤も得られていない。本事業では、ワクチンの品質管理手法の構築、並びに、ロタウイルスの病原性発現機構、ワクチンの作用機序を研究し、品質管理に役立てるとともに、ワクチン由来ロタウイルス感染症の出現の予防を行う。 本事業により、ウイルスの病原性、免疫誘導などに関する基礎的研究、流行の疫学研究を行うことで、生ワクチンの品質と安全性を確保する検定・検査方法の確立に資するもの。	906
(44)	政策形成に携わる職員の資質向上支援事業 (平成24年度)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1百万円	3	外部講師(外国人研究者含む)による研究会等を行う。 本事業により、講演会による意見交換等を通じ、よりの確に社会保障・人口問題分野の政策課題を把握した研究が実施できる体制の構築、ひいては国民の福祉の向上に資するもの。	910
(45)	長寿化・高齢化の総合的分析及びそれらが社会保障等の経済社会構造に及ぼす人口学的影響に関する研究 (平成26年度)	—	2百万円	1百万円	3	日本版死亡データベースの維持・更新・拡張により、地域別・死因別のより詳細な死亡データの提供、出生・健康など、高齢化の総合的分析を目的としたより広範囲の人口学的データの収載を行う。また、このデータベースを活用し、健康度改善が死亡率や高齢化にもたらす影響評価、またこのような高齢期の構造変化が医療費など社会保障制度に与える影響分析を行う。さらに、平均寿命・健康寿命の延伸に関する人口学的分析及びこれらが長期的な人口に及ぼす影響のシミュレーションを行って、これに年金財政検証システム等を統合させることなどにより、社会保障を中心とした経済社会構造に及ぼすインパクトを人口学的に分析する。一方、医学・生物学・経済学との連携等、人口学の周辺領域などを含めた長寿化・高齢化に関する総合的な研究を蓄積し、民間の実務領域とコラボレーションによる総合的研究を実施する。 このように、人口学と社会保障、社会経済と関連付けられた研究は、当研究所が掲げるの目的の一つであり、その成果は同分野における政策形成に資するもの。	911
(46)	社会保障サービスの受益・業務負担軽減に向けた地域組織の空間的配置・人的連携の基礎的研究 (平成26年度)	—	7百万円	6百万円	3	社会保障サービス事業所マップ調査、自治体事例調査、社会保障サービス利用調査を実施し、要社会支援者と運用を担う事業所立地の空間的把握による各窓口の立地マップ作成、組織の在り方・業務の記述分析、手続き・サービス体制のモデル・ケースを提示する。そして社会保障制度の運用面に関わる組織的・人的構成の実態、手続き業務の重複による非効率など、調査研究を通して、社会保障制度の運用に資する部門間の連携と、現場の負担軽減に向けた組織再編・人的配置・研修などの潜在ニーズを顕在化させることにより、社会保障サービスの改善を図り、国民の福祉の向上に寄与するもの。	912
(47)	特別研究費(将来人口推計のための調査分析ならびにシステム開発事業) (平成27年度)	—	—	6百万円	3	将来人口推計、将来世帯推計の効率化と精度改善、説明力の向上を図るために必要なシステムを開発した上で、将来人口推計を算出することにより、各種施策、将来計画等の信頼性向上に寄与し、年金財政計画等の各種施策立案に的確な基礎数値を与える等、社会保障政策の立案や実施過程に寄与するもの。	新27-043
(48)	日中韓感染症会議経費 (平成27年度)	—	—	3百万円	4	鳥・新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症の発生動向や対応、病原体情報等に関する最新の情報交換及び共同研究を推進するための国際会議を開催する。 本事業により、3国研究機関の一層の協力体制が構築され、情報交換や共同研究等を推進する事によって、今後の我が国の感染症対策に資するもの。	新27-044

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(XI-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進を図ること(施策目標XI-2-1)							担当部署名	大臣官房厚生科学課 医政局経済課 医政局研究開発振興課	作成責任者名	厚生科学課長 椎葉茂樹 経済課長 城 克文 研究開発振興課長 神ノ田 昌博																																																	
施策の概要	本施策は、研究評価体制及び医薬品等の研究開発を促進するための体制整備を実施している。							政策体系上の位置づけ	基本目標XI 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興を図ること 施策第目標2 研究を支援する体制を整備すること																																																			
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>53,459,596</td> <td>56,179,157</td> <td>54,194,584</td> <td>56,287,398</td> <td>58,652,448</td> <td>72,246,480</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>240,975</td> <td>1,013,132</td> <td>0</td> <td>449,950</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-355,064</td> <td>593,116</td> <td>632,345</td> <td>6,601,712</td> <td>671,950</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>53,345,507</td> <td>57,785,405</td> <td>54,826,929</td> <td>63,339,060</td> <td>59,324,398</td> <td>72,246,480</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>53,241,888</td> <td>57,647,431</td> <td>54,680,186</td> <td>62,380,543</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>99.8%</td> <td>99.8%</td> <td>99.7%</td> <td>98.5%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	当初予算(a)	53,459,596	56,179,157	54,194,584	56,287,398	58,652,448	72,246,480	補正予算(b)	240,975	1,013,132	0	449,950	0		繰越し等(c)	-355,064	593,116	632,345	6,601,712	671,950		合計(d=a+b+c)	53,345,507	57,785,405	54,826,929	63,339,060	59,324,398	72,246,480	執行額(千円、e)	53,241,888	57,647,431	54,680,186	62,380,543			執行率(%、e/d)	99.8%	99.8%	99.7%	98.5%			施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																						
当初予算(a)	53,459,596	56,179,157	54,194,584	56,287,398	58,652,448	72,246,480																																																						
補正予算(b)	240,975	1,013,132	0	449,950	0																																																							
繰越し等(c)	-355,064	593,116	632,345	6,601,712	671,950																																																							
合計(d=a+b+c)	53,345,507	57,785,405	54,826,929	63,339,060	59,324,398	72,246,480																																																						
執行額(千円、e)	53,241,888	57,647,431	54,680,186	62,380,543																																																								
執行率(%、e/d)	99.8%	99.8%	99.7%	98.5%																																																								
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	厚生労働科学研究では、厚生労働行政の各分野の適切な施策立案のための科学的知見の収集・確率に関する研究を実施しているところである。特に、国際協力のための事業と密接な関係のある地球規模の保健課題、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築に取り組むとともに、食品の安全確保、労働者の安全と健康の確保、化学物質による健康被害対策、さらには地域における健康危機管理、テロ対策、水の安全確保、生活環境における安全対策等の国民の安全確保に必要な研究を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適正かつ効果的な実施を確保することが必要となっている。 また、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月閣議決定)、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定(平成26年6月改訂))、「健康・医療戦略」(平成26年7月閣議決定)及び「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月健康・医療戦略推進本部決定)において、日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を世界に先駆けて開発することとされており、その実現に向けた体制整備を行うことが必要となっている。							政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○																																					
24	25	26	27	28																																																								
				○																																																								
測定指標(定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																		
1 研究成果の活用状況 (厚生労働科学研究データベース(報告書)へのアクセス件数)	344,096	26年度	前年度以上	毎年度	24年度 330,728以上 287,878	25年度 287,878以上 365,168	26年度 365,168以上 344,096	27年度 344,096以上 -	28年度 -	・厚生労働科学研究及び厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施のために必要な研究評価推進事業の目標は保健医療、福祉等の各分野に係る行政施策の科学的な推進及び技術水準の向上であるが、研究の目的や成果は研究課題毎に異なるため、これらの成果を一律の測定指標で示すことは難しい。 ・このため、「厚生労働科学研究分野における研究成果をより多く国民、社会へ還元する」という目標の一指標として、厚生労働科学研究成果を閲覧できる厚生労働科学研究データへのアクセス数を測定指標とし、目標値を前年度以上と設定した。																																																		
2 治験届出件数のうち医師主導治験の数	22	26年度	-	平成27年度末 20件 平成32年度末 40件	-	-	-	20	-	医師主導治験によって、革新的な医薬品・医療機器等の開発や、希少疾病・難病等の企業が手がつけづらい分野の治験を促進する。「医療分野の研究開発に関する総合戦略(報告書)」において、臨床研究中核病院及び早期・探索的臨床試験拠点における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。																																																		
3 治験届出件数のうち国際共同治験に係るものの割合	29.6%	26年度	前年度以上	毎年度	17.6%	23.4%	28.1%以上	29.6%以上	前年度以上	国際共同治験への参加を増やすことにより、日本国内で治験を別に実施することなく薬事承認申請に必要なデータ取得が可能となるため、ドラッグラグ・デバイスラグの解消につながる。「医療分野の研究開発に関する総合戦略(報告書)」において、臨床研究中核病院及び早期・探索的臨床試験拠点における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。																																																		
4 医療機器の開発拠点となる医療機関で研修を行う者	1,660人	26年度	前年度以上	30年度	/	/	8人	1,660人以上	前年度以上	医療機器の研究開発の経験が豊富な医療機関で、医療機器を開発する企業の人材を受け入れ、市場性を見据えた製品設計の方法に関する研修等を実施することにより、開発人材の育成や国内外の医療ニーズを満たす開発を推進する。参考としたスタンフォードのバイオデザインの受講生は8名であるため、同等の人材育成を目標としたが、各医療機関にて研修を実施したのべ人数が8名を超えたことから、前年度以上と設定した。																																																		

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標年度	目標年度	施策の進捗状況(実績)					
-	-	-	-	-	-	-	-	-
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年度行政事業レビユー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 研究評価推進事業費 (平成14年度)	53百万円 (44百万円)	53百万円 (45百万円)	60百万円	1	各研究事業毎に評価委員会を設置し、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価を実施すること等により、厚生労働科学研究費補助金の各研究事業が適切かつ効果的に実施に資するもの。	913		
(2) 厚生労働科学研究費補助金(医療 研究開発推進事業費補助金を含 む) (昭和26年度)	45,141百 万円 (45,017百 万円)	55,103百 万円 (54,152百 万円)	54,542百 万円	1,2,3,4	①厚生労働科学研究費補助金:国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。なお、研究課題の採択は、原則として公募で行い、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施に資するもの。 ②厚生労働科学研究委託費:国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、本来国が行うべき研究を委託している。なお、研究課題の採択は、原則として公募で行い、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究のうち、医療分野の研究開発分野の研究を実施に資するもの。(平成26年度開始・事業終了) ③医療研究開発推進事業費補助金:国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。(平成27年度事業開始)	914		
(3) 国立研究開発法人医薬基盤・健 康・栄養研究所運営費交付金 (平成17年度)	7,555百万 円 (7,555百 万円)	8,183百万 円 (8,183百 万円)	4,051百万 円	-	研究開発型の独立行政法人として、国の政策課題の解決に向けて組織的に研究開発に取り組むこととしており、より有効で安全な医薬品、医療機器の開発を支援し、公衆衛生の向上及び増進を図る法人として、 ①医薬品等の基盤的技術研究 ②難病・疾患資源研究 ③医薬品等の研究開発振興 ④国民の健康の保持増進に関する調査研究及び国民の栄養その他食生活に関する調査研究 ⑤健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の集計、特別用途食品の許可・承認に必要な試験及び除去された食品の試験 などの事業を行う国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の運営に必要な経費を交付する。 これにより、民間企業、大学等における新たな医薬品・医療機器の開発や国民保健の向上を目指した研究開発の支援に資するもの。	915		
(4) 独立行政法人医薬基盤研究所設 備整備費補助金 (平成26年度)	-	450百万円 (0百万円)	0百万円	-	抗体・核酸医薬等になりうる化合物の有効性や安全性を検証するための行程である最適化を実施するために必要な設備を整備し、創薬支援スクリーニングセンターの機能を強化することにより、革新的な抗体・核酸医薬等の創出の成功確率の向上等に資する。	916		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(XII-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること(施策目標XII-1-1)								<p>担当 部局名</p>	政策統括官付情報政策担当参事官 室	<p>作成責任者名</p>	情報政策担当参事官 鯨井 佳則																																																								
<p>施策の概要</p>	利用者の視点に立ったオンライン利用を推進。								<p>政策体系上の 位置づけ</p>	基本目標XII 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策大目標I 電子行政推進に関する基本方針を推進すること																																																										
<p>施策の予算額・執行額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th colspan="2">28年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>470,611</td> <td>498,552</td> <td>489,952</td> <td>450,701</td> <td>472,648</td> <td colspan="2">472,962</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>470,611</td> <td>498,552</td> <td>489,952</td> <td>450,701</td> <td>472,648</td> <td colspan="2">472,962</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>454,506</td> <td>483,539</td> <td>466,175</td> <td>450,697</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>96.6%</td> <td>97.0%</td> <td>95.1%</td> <td>100.0%</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>								区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額		当初予算(a)	470,611	498,552	489,952	450,701	472,648	472,962		補正予算(b)	0	0	0	0	-			繰越し等(c)	0	0	0	0	-			合計(d=a+b+c)	470,611	498,552	489,952	450,701	472,648	472,962		執行額(千円、e)	454,506	483,539	466,175	450,697				執行率(%、e/d)	96.6%	97.0%	95.1%	100.0%				<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)の うち主なもの)</p>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																														
当初予算(a)	470,611	498,552	489,952	450,701	472,648	472,962																																																														
補正予算(b)	0	0	0	0	-																																																															
繰越し等(c)	0	0	0	0	-																																																															
合計(d=a+b+c)	470,611	498,552	489,952	450,701	472,648	472,962																																																														
執行額(千円、e)	454,506	483,539	466,175	450,697																																																																
執行率(%、e/d)	96.6%	97.0%	95.1%	100.0%																																																																
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	申請等の手続を自宅や職場からインターネットを経由して受け付けるオンライン利用については、「e-Japan戦略(平成13年1月22日IT戦略本部決定)」により、実質的にすべての行政手続を対象とする方針の下で取組みを進めてきたところ。「新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日IT戦略本部決定)」においては、利用者の負担軽減や利便性向上に一層注力することとされ、厚生労働省では、業務・システムの改善及び行政運営の効率化を着実かつ計画的に実行するための計画(業務プロセス改革計画)を策定し、各種取組を進めてきたところ。また、「世界最先端IT国家創造宣言(平成26年6月14日閣議決定)」に基づき、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」が策定されたことに伴い、新たに「厚生労働省改善取組計画」を策定し、引き続き添付書類の削減、申請システムの使い勝手の向上等の取組みを計画的に推進していく。								<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○																																																
24	25	26	27	28																																																																
○																																																																				
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																																																																
1 オンライン申請に係る利用者の満足度	57%	24年度 65%	目標年度 28年度	24年度 -	25年度 -	26年度 -	27年度 -	28年度 65%	「厚生労働省改善取組計画」において、利用者の満足度を平成28年度までに65%とすることが定められているため。																																																											
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標)</p>																																																																
<p>(参考)測定指標</p>				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																												
<p>達成手段 (開始年度)</p>	<p>補正後予算額(執行額)</p>	<p>27年度 当初 予算額</p>	<p>関連する 指標番号</p>	<p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>					<p>平成27年行政事業レビュー事業番号</p>																																																											
(1) 「厚生労働省改善取組計画」に基づく各種取組の実施	-	-	1	次の取組を行うことで、オンライン申請に係る利用者の満足度が65%になると見込んでいる。 ・申請に必要な書類の削減、簡素化 ・本人確認方法の見直し ・オンライン申請等に係る処理の見直し ・申請システムの使い勝手の向上 ・オンライン申請のメリット等の広報、普及啓発、大規模事業所への個別訪問					-																																																											

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(XII-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること(施策目標XII-1-2)</p>							<p>担当 部局名</p>	<p>政策統括官付情報政策担当参事官 室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(情報政策担当) 鯨井 佳則</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>社会保障分野における社会保障・税番号制度の円滑な導入を行い、 ・個人に関する記録の確実性の向上 ・申請時等における添付書類の省略による国民の利便性の向上 ・行政における確認事務等の効率性の向上 ・異なる制度間における給付調整の確実性の向上 などの実現を図る。</p>							<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標XII 国民生活の利便性の向上に関わるITを推進すること 施策大目標1 電子行政推進に関する基本方針を推進すること</p>														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>												
	<p>当初予算(a)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>35,099,051</p>	<p>34,261,926</p>	<p>28,060,037</p>		<p>「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)</p>	<p>平成26年6月24日</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2014」 3. 公的部門改革の推進 社会保障・税番号制度の円滑な導入及びその活用拡大、さらにはデータの利活用に向けて取り組む。</p>												
	<p>補正予算(b)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		<p>日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p>	<p>-</p>	<p>「日本再興戦略改訂2014」 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3)③ 016年1月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、2017年1月を目途とされている情報提供等記録開示システム(いわゆる「マイ・ポータル」)の整備に向けた取組を加速する。</p>												
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>												
	<p>合計(d=a+b+c)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>35,099,051</p>	<p>34,261,926</p>	<p>28,060,037</p>		<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>												
<p>執行額(千円、e)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>													
<p>執行率(%、e/d)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>													
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>・行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、社会保障・税番号制度の導入準備を進めている。 ・社会保障・税番号制度は、悉皆性・唯一無二性のある個人番号の付番、個人番号を利用した異なる行政機関間の情報連携、本人確認のための個人番号カードの発行等からなる仕組みであり、平成28年1月から個人番号の利用開始、平成29年1月から国の行政機関間での情報連携の開始、同年7月から地方自治体等を含む情報連携の開始を予定している。</p>							<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																			
				○																			
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>1 医療保険者中間サーバ開発費の総額に対する予算執行率</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>100%</p>	<p>平成28年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>社会保障・税番号制度のインフラの一つである「情報提供ネットワークシステム」を利用した、行政機関間の情報連携において、各行政機関が当該情報連携の対象となる個人情報の副本を格納する環境及び、医療保険者が情報連携を行うための運用支援を行う環境を整備するためのソフトウェアを開発する必要があることから測定指標として設定した。平成28年度までの複数年契約の予定となっており、入札手続きにより、適切かつ効率的な開発に取り組んでいく。 また、医療保険の現場の意見もききつつ、実務に応じた使い勝手の良さを備え、事務の効率化や給付の公平性を実現するために効果的なソフトウェアを開発する。</p>													
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>2 医療保険者中間サーバ開発の進捗率</p>	<p>開発完了 (保険者の実務を踏まえた効率的なシステムの開発)</p>			<p>平成28年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>社会保障・税番号制度のインフラの一つである「情報提供ネットワークシステム」を利用した、行政機関間の情報連携において、各行政機関が当該情報連携の対象となる個人情報の副本を格納する環境及び、医療保険者が情報連携を行うための運用支援を行う環境を整備するためのソフトウェアを開発する必要があることから測定指標として設定した。平成28年度までの複数年契約の予定となっており、入札手続きにより、適切かつ効率的な開発に取り組んでいく。 また、医療保険の現場の意見もききつつ、実務に応じた使い勝手の良さを備え、事務の効率化や給付の公平性を実現するために効果的なソフトウェアを開発する。</p>													
<p>(参考)測定指標</p>					<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>-</p>													
<p>達成手段 (開始年度)</p>	<p>補正後予算額(執行額) 25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度 当初 予算額</p>	<p>関連する 指標番号</p>	<p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>					<p>平成27年行政事業レビュー事業番号</p>													
<p>(1) 社会保障・税番号活用推進事業</p>	<p>-</p>	<p>35,099,051 千円</p>	<p>34,261,926 千円</p>	<p>1、2</p>	<p>・社会保障・税番号制度のインフラの一つである「情報提供ネットワークシステム」を利用した、行政機関間の情報連携において、各行政機関が当該情報連携の対象となる個人情報の副本を格納する環境及び、医療保険者が情報連携を行うための運用支援を行う環境を整備するためのソフトウェアを開発する。これについては、各医療保険者(※)ごとに設計・開発することも可能であるが、効率性の向上及び経費節減の観点から、厚生労働省で一括開発を行う。 ※ 健康保険組合(約1400)、国民健康保険組合(約160)、後期高齢者医療広域連合(47)、全国健康保険協会 ・医療保険者等が円滑に番号制度を導入するための「医療保険者向け番号制度導入の手引き」の作成、更新、周知等、その他医療保険者向けの広報、調査等を実施し、政府スケジュールに則して制度準備を実施。 ・地方公共団体における介護保険、生活保護、児童福祉、障害福祉、健康管理、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の各種システムの改修費用及び各医療保険者等の既存システム改修費用を補助することにより、制度導入を支援。 ※地方公共団体の中間サーバについては、総務省で一括開発を行う。</p>					<p>917</p>													